

令和4年度（2022年度）
吹田市人権に関する市民意識調査
報 告 書

令和5年（2023年）3月

吹 田 市

目次

I 調査概要

1. 調査目的	1
2. 調査内容	1
3. 報告書の見方	1

II 調査結果

I 人権問題に対する関心

問1 人権問題にどの程度関心がありますか	2
----------------------	---

II 人権に対する考え方

問2 人権に対する考え方について	5
問3 女性に対する考え方について	25
問4 子供に対する考え方について	33
問5 高齢者に対する考え方について	43
問6 障がいのある人に対する考え方について	51
問7 同和問題（部落差別）に対する考え方について	61
問8 外国人に対する考え方について	69
問9 インターネットに関する考え方について	77
問10 性的マイノリティについて	99
問11・12 犯罪被害者やその家族がおかれている状況について	115

III あなた自身の人権侵害について

問13 この5年の間に「人権」を身近に感じるようになりましたか	117
問14 この5年の間に、人権侵害を受けたことがありますか	119
問15-1 それは、どのような人権侵害でしたか	121
問15-2 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか	123
問16 もし、あなたの人権が侵害された場合、どのような対応をしようと思 いますか	125
問17-1 この5年の間に他人の人権を侵害したことがあると思いますか	126
問17-2 どのような内容でしたか	127

IV 一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるための活動について

問 18	あなたが人権について学んだ場面は、どのような場面ですか・・・	128
問 19-1	その時、学んだ人権問題はどのような内容ですか・・・	129
問 19-2	今後学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか・・・	130
問 20	人権啓発を今後どのように進めていけばよいと思われませんか・・・	132
問 21	人権啓発を進める上で、どのような方法が効果的と思われませんか・・・	133
問 22	人権啓発の取り組みについて、市に対して望むことはありますか・・・	134
問 23	あなたは、次にあげる条約や法律などを、どの程度ご存知ですか・・・	135

V あなたご自身のことについて

問 24	あなたの自認する性をお答えください・・・	140
問 25	あなたの年齢をお答えください・・・	140
問 26	あなたの吹田市内での居住歴をお答えください・・・	141
問 27	あなたの職業は次のどれですか・・・	141
問 28	市民一人ひとりが人権意識を高め、人権への理解を深めることについて、ご意見、ご要望があれば自由にご記入ください・・・	142

III 資料編

調査票・・・	144
--------	-----

I 調査概要

1. 調査目的

吹田市の今後の人権啓発を推進していくための基礎資料として活用することを目的として、市民の皆さまの人権に関する意識について把握するために実施しました。

2. 調査内容

調査対象：吹田市在住の16歳以上85歳未満の市民（令和4年（2022年）7月末日現在）

対象者数：2,000人

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

実施期間：令和4年（2022年）10月3日～令和4年（2022年）10月17日

調査方法：郵送配布・郵送回収

主要調査項目：回答者の属性、人権問題に対する関心、人権に対する考え方、あなた自身の人権侵害、人権への理解を深める活動、回答者のご意見

回収率：有効回答数907件、有効回収率45.4%

3. 報告書の見方

- (1) 図及び表の“N”は各設問における母数を表しています。クロス集計の場合は、クロス集計の基準となる回答項目の母数です。
- (2) 比率はすべて、各項目の無回答を含む合計数（集計対象を限定する場合はその該当対象数）に対する百分比（%）で表しています。複数回答の設問では、百分比（%）の合計は100%を超えます。
- (3) 百分比（%）は、原則として小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、四捨五入の結果、個々の比率の合計が100%と一致しないことがあります。また、原則としてグラフ中の0%は表示していません。

Ⅱ 調査結果

Ⅰ 人権問題に対する関心についておたずねします

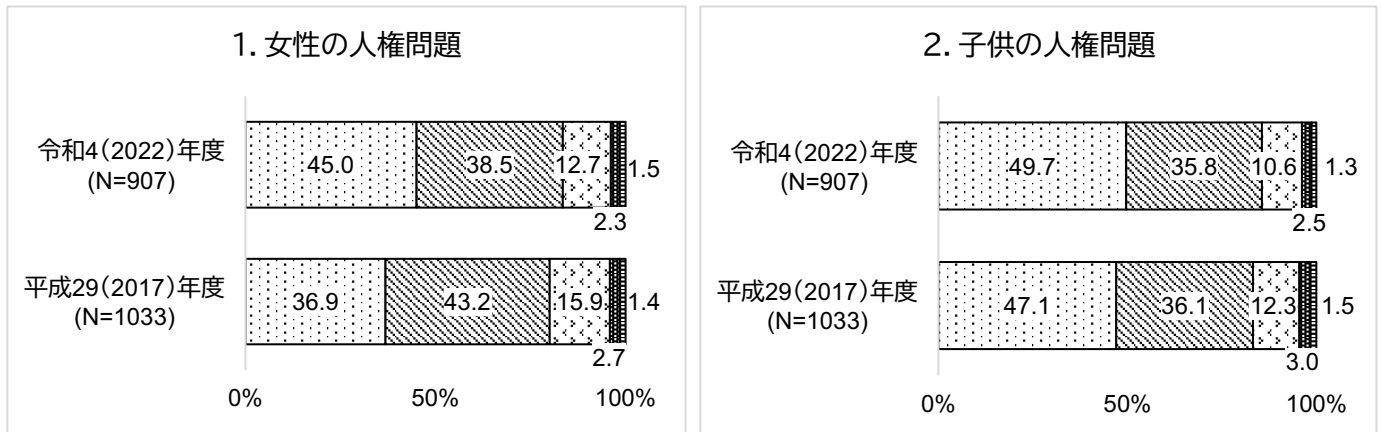
問1 あなたは、次の1～18の人権問題にどの程度関心がありますか。

※1 「関心がある」と「少し関心がある」の合計割合を『関心がある』、「あまり関心がない」と「関心がない」の合計割合を『関心がない』と示しています。

※2 人権問題の関心度の経年変化（この5年間にどのように変化したか）をみるため、「平成29年度（2017年度）人権についての吹田市市民意識調査」（以下前回調査と称しています）と比較しています。ただし、前回調査に含まれていない選択肢はその対象としていません。

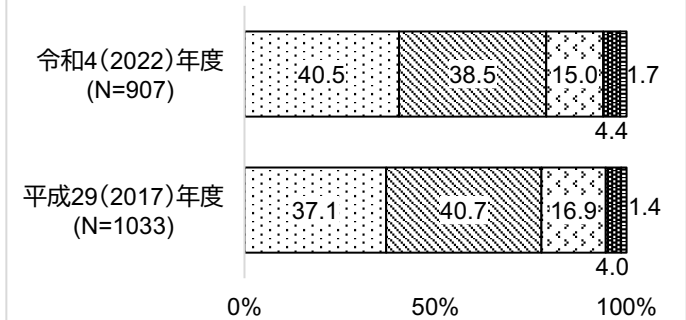
人権問題に「関心がある」と「少し関心がある」の合計『関心がある』でみると、「子供の人権問題」（85.5％）が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」（84.4％）、「女性の人権問題」（83.5％）、「インターネットによる人権侵害の問題」（81.4％）、「高齢者の人権問題」（79.0％）の順に高い関心が寄せられています。今回調査で追加した新たな人権問題では、「こころの病（うつ病、依存症など）に関する人権問題」（77.1％）が最も高く、次いで「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」（73.1％）、「性的マイノリティの人権問題」（62.5％）、「ヘイトスピーチに関する人権問題」（56.7％）となっています。

前回調査と比べて、関心度が高くなった上位5位は、①外国人の人権問題 ②アイヌの人々の人権問題 ③インターネットによる人権侵害の問題 ④ホームレスの人権問題 ⑤同和問題（部落差別）となっています。

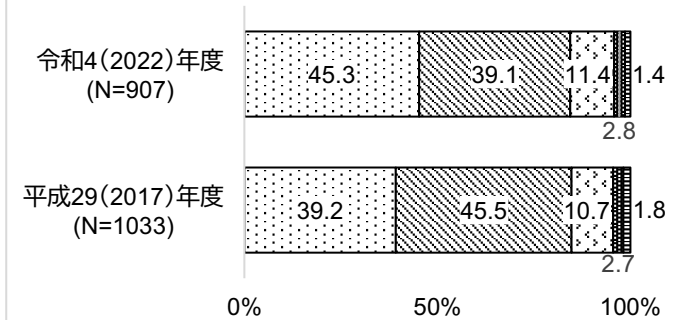


1. 関心がある 2. 少し関心がある 3. あまり関心がない 4. 関心がない 5. 無回答

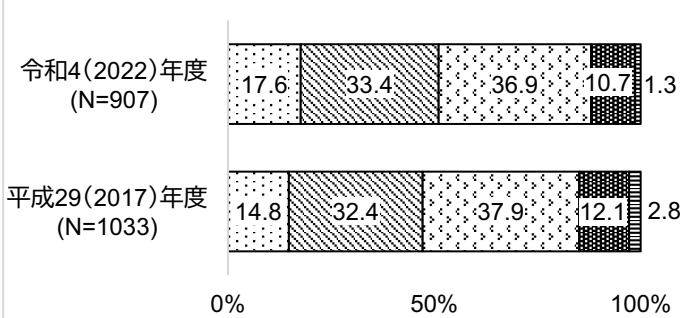
3. 高齢者の人権問題



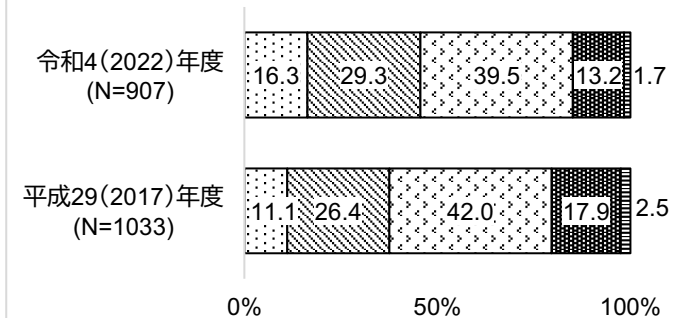
4. 障がいのある人の人権問題



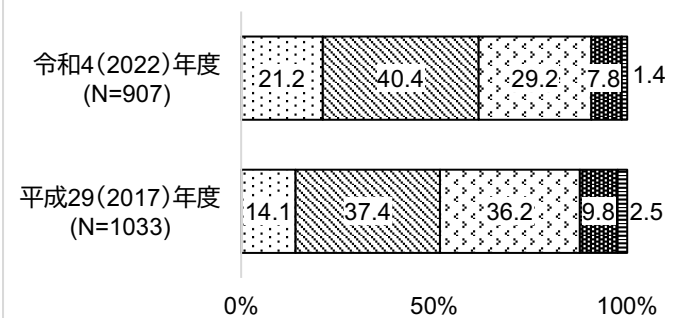
5. 同和問題(部落差別)



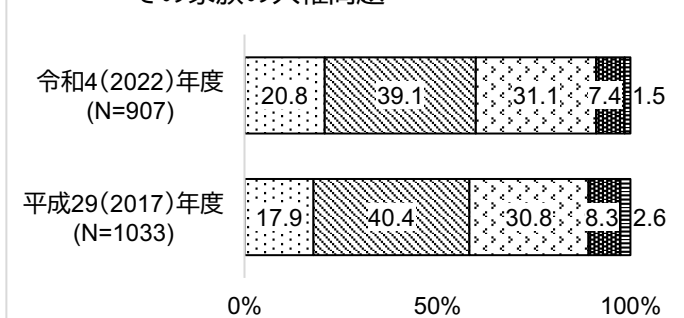
6. アイヌの人々の人権問題



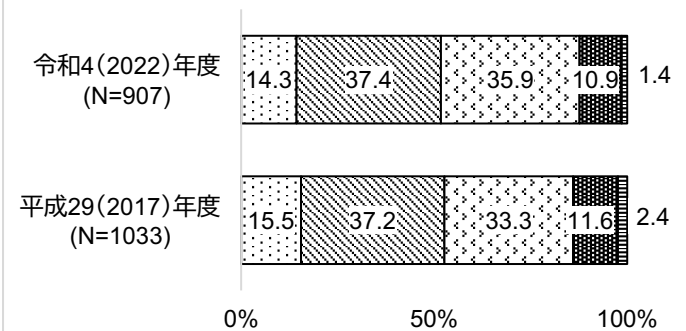
7. 外国人の人権問題



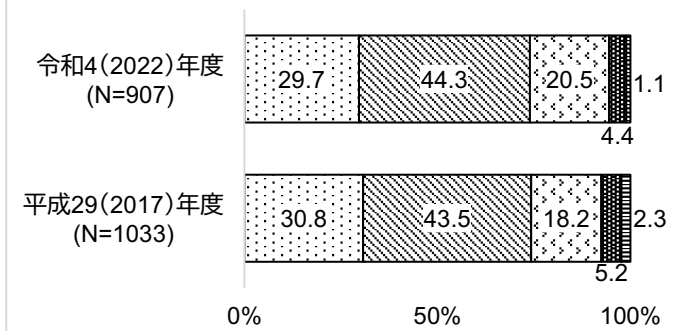
8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者とその家族の人権問題



9. 刑を終えて出所した人の人権問題

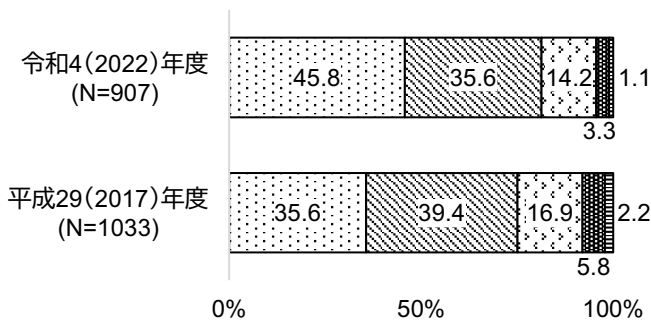


10. 犯罪被害者やその家族などの人権問題

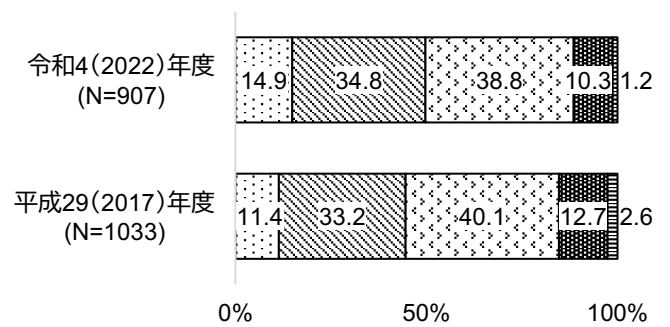


1. 関心がある
 2. 少し関心がある
 3. あまり関心がない
 4. 関心がない
 5. 無回答

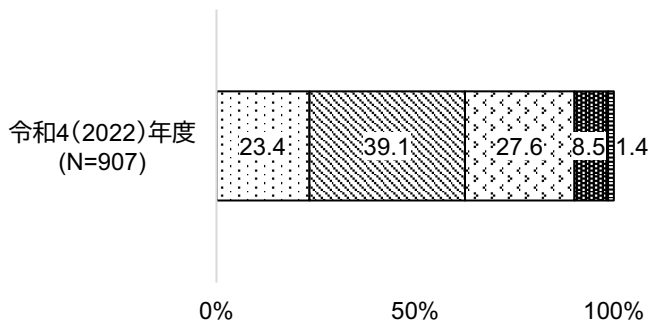
11. インターネットによる人権侵害の問題



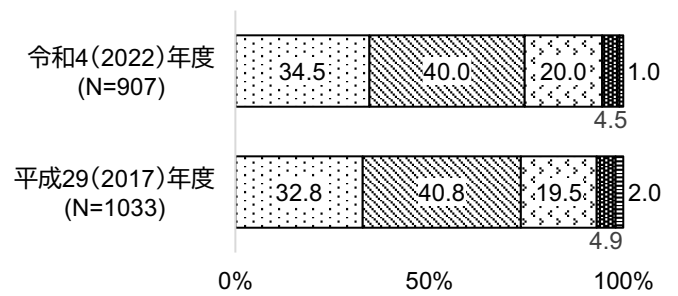
12. ホームレスの人権問題



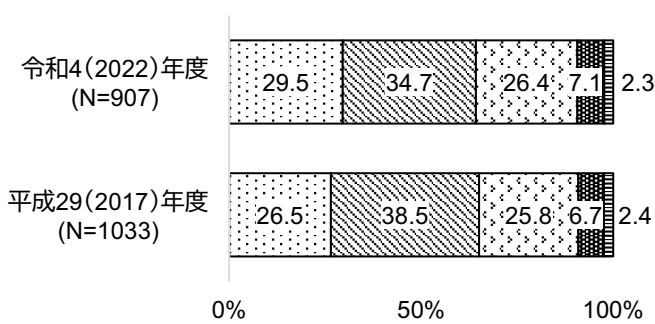
13. 性的マイノリティの人権問題



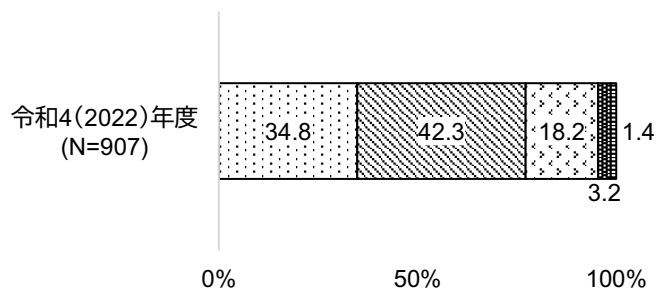
14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権問題



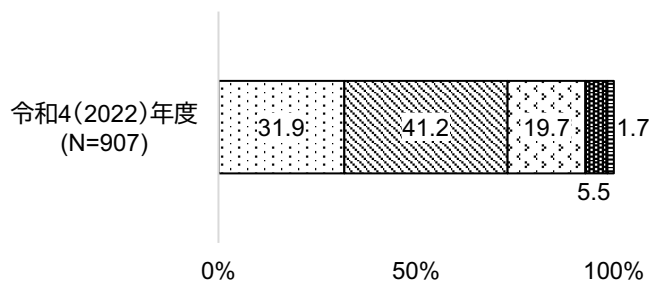
15. 人身取引に関する人権問題



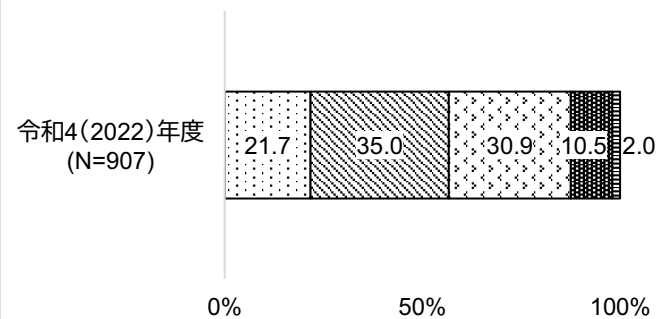
16. こころの病(うつ病、依存症など)に関する人権問題



17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題



18. ヘイトスピーチに関する人権問題



1. 関心がある
 2. 少し関心がある
 3. あまり関心がない
 4. 関心がない
 5. 無回答

Ⅱ あなたの人権に対する考え方についておたずねします

※1 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計割合の『そう思う』は肯定的意見、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計割合の『そう思わない』は否定的意見として示しています。

※2 人権問題の関心度の経年変化（この5年間にどのように変化したか）をみるため、「平成29年度（2017年度）人権についての吹田市市民意識調査」（以下前回調査と称しています）と比較しています。ただし、前回調査に含まれていない選択肢はその対象としていません。

問2 あなたは、次の1～10の考え方について、どう思われますか。

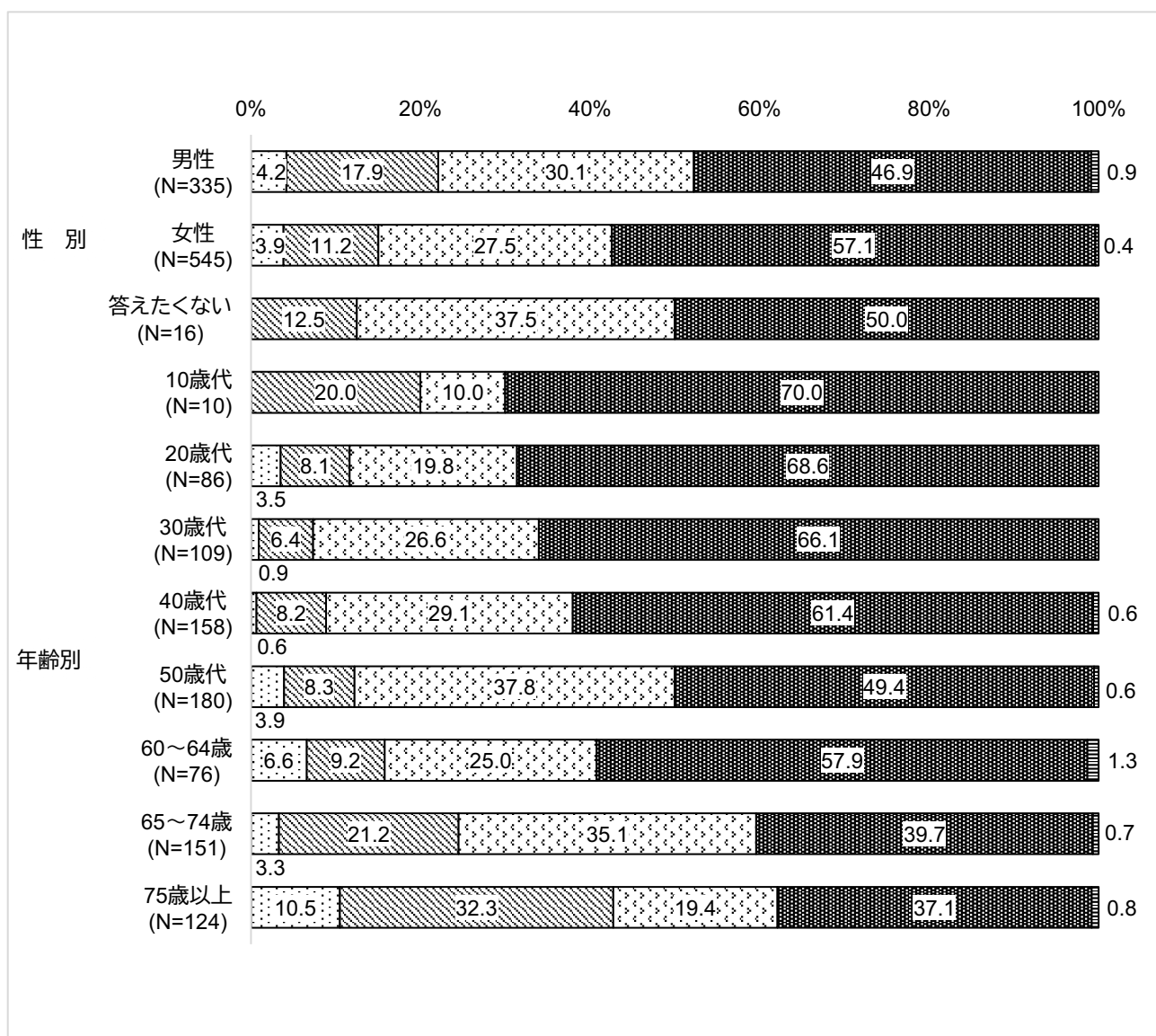
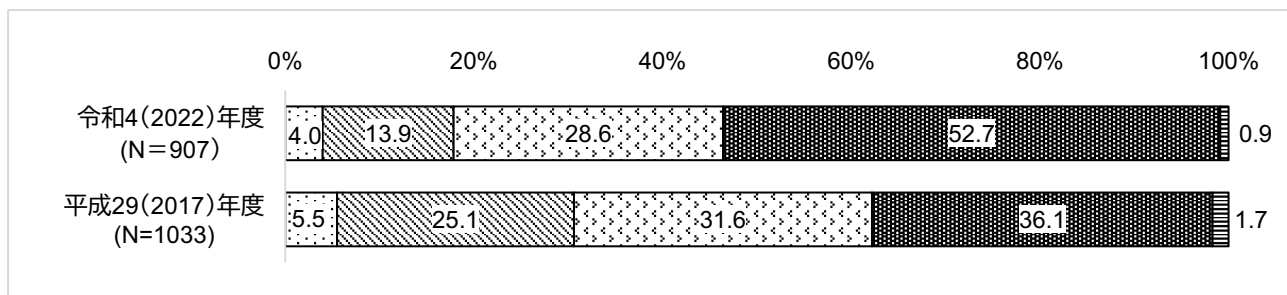
1. 性犯罪は、受ける側にも問題があると思う

全体でみると、「そう思わない」が52.7%、「どちらかといえばそう思わない」が28.6%と『そう思わない』の否定的意見は81.3%、「どちらかといえばそう思う」（13.9%）、「そう思う」（4.0%）の『そう思う』の肯定的意見は17.9%となっています。

性別でみると、『そう思わない』の否定的意見は男性が77.0%、女性は84.6%と、女性が7.6ポイント高くなっています。また、性別で「答えたくない」を選んだ人は『そう思わない』の否定的意見が87.5%と男女と比べ比較的高くなっています。年齢別でみると、『そう思わない』の否定的意見は、65歳以上の年齢層では、他の年齢層に比べて減少する半面、『そう思う』の肯定的意見は増加する傾向が表れています。

性犯罪は被害者に精神的にも身体的にもダメージを与える犯罪であり、被害者の人生を大きく変えてしまうほど深刻なもので、許されざる犯罪です。性犯罪に対して、被害者にも加害者にも傍観者にもならない啓発に取り組むことが求められています。

図 問2「1. 性犯罪は、受ける側にも問題があると思う」について



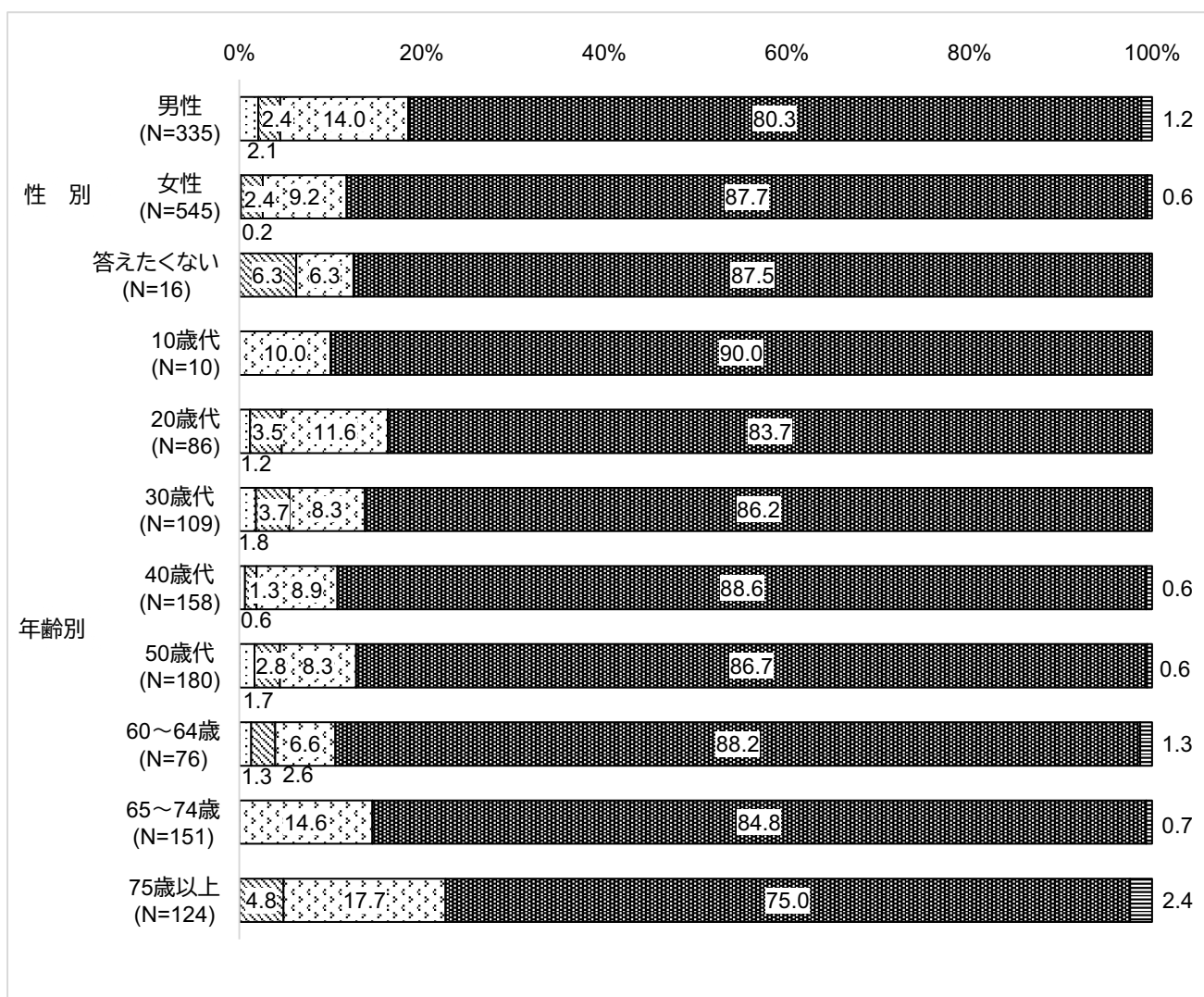
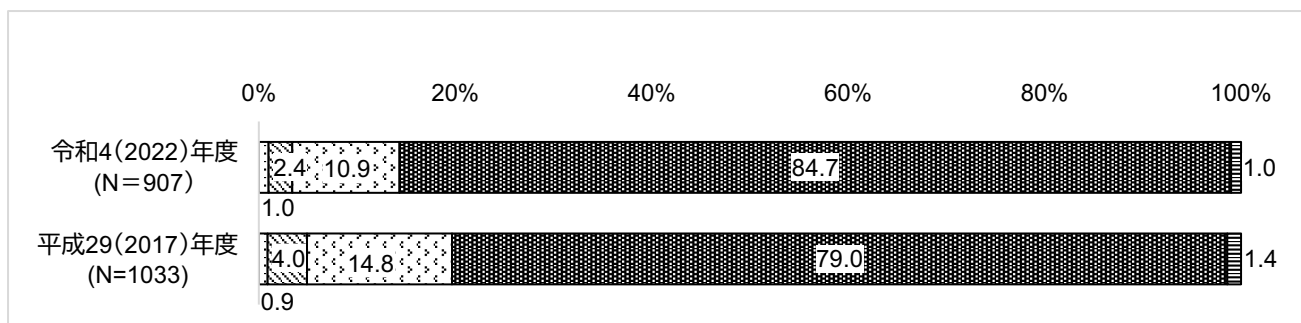
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

2. インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、どのような書き込みを行っても問題はない

全体でみると、『そう思わない』の否定的意見は95.6%と圧倒的に高く、また前回調査に比べても1.8ポイント増加しています。性別でみると、否定的意見は男女に差はなく、また年齢別でも年齢層による大きな差はみられません。

インターネットの匿名性を悪用した書き込みは、人権にかかわる問題であるという認識が高まっていると考えられ、引き続き啓発に努める必要があります。

図 問2 「2. インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、どのような書き込みを行っても問題はない」について



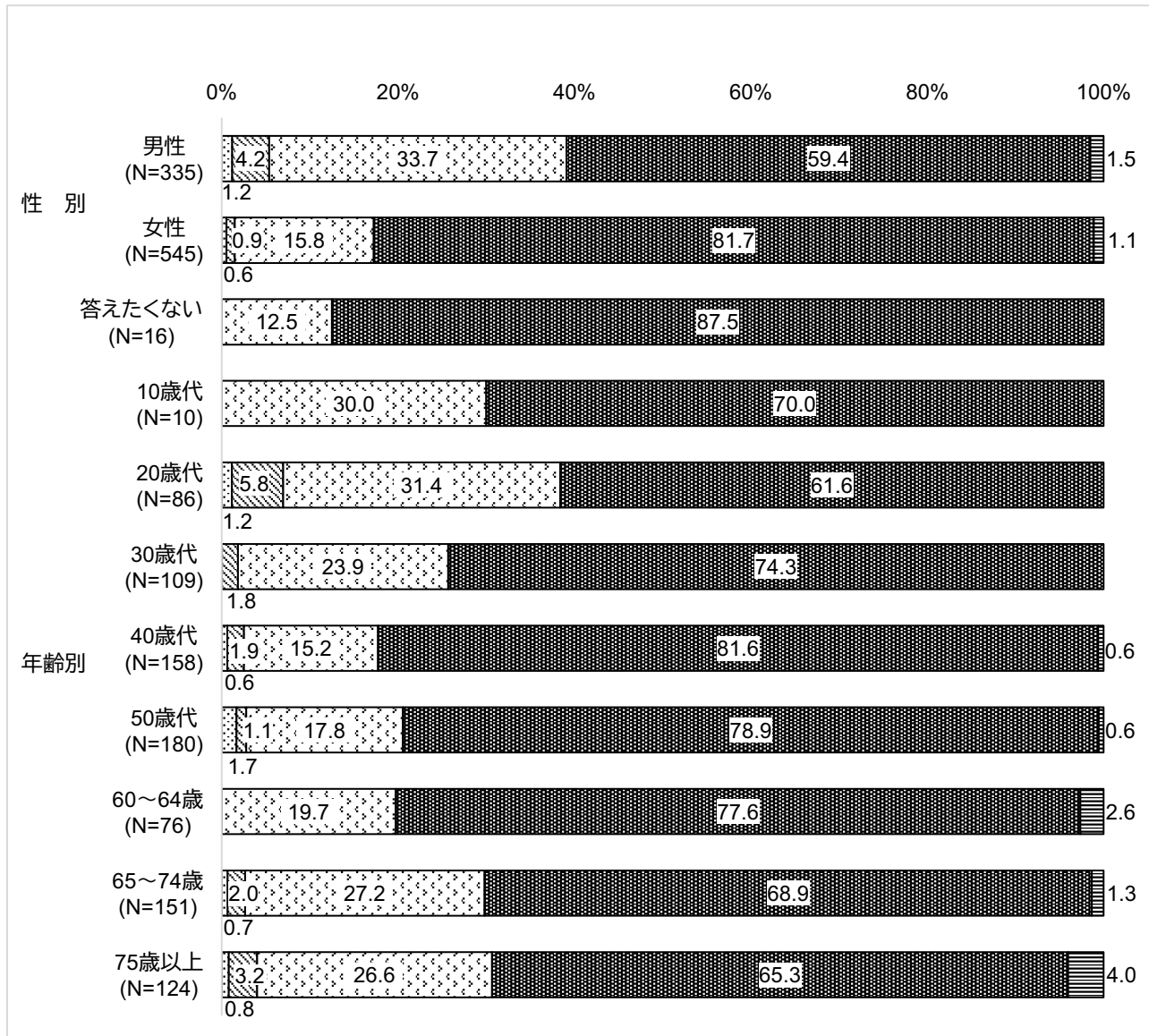
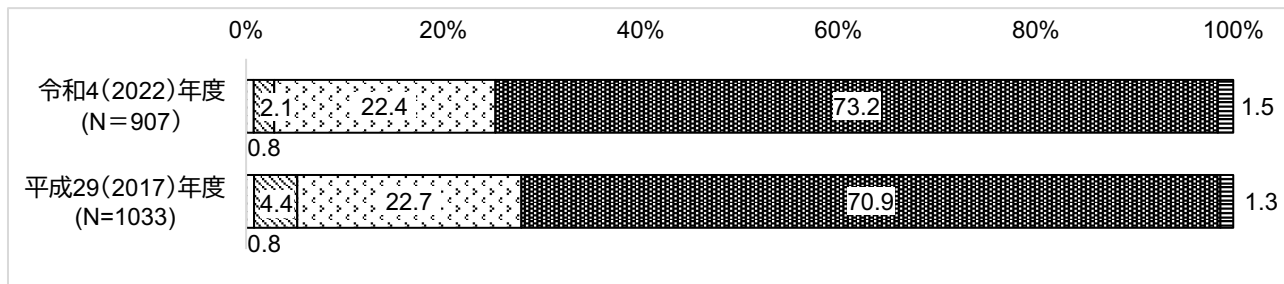
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

3. 友人と撮った写真を、自分たち以外の人顔も映っていたが、そのままインターネット上にアップしてもよい

全体でみると、『そう思わない』の否定的意見は 95.6%と高く、前回調査に比べて 2.0 ポイント増加しています。性別でみると、『そう思わない』の否定的意見は男性（93.1%）が女性（97.5%）を下回っています。「そう思わない」は男性が 59.4%と女性（81.7%）よりも低い反面、「どちらかといえばそう思わない」は男性が 33.7%と女性の 15.8%よりも高くなっており、男性は女性に比べて、『そう思わない』の割合が低いことが表れています。年齢別でみると、各年齢層とも『そう思わない』の否定的意見は 9 割を占めていますが、20 歳代は『そう思う』が 7.0%と、肯定的意見が他の年齢層よりも高くなっています。

個人が特定される写真やプライバシーなどの情報はインターネット上をはじめ、だれもが知ることができる公の場面で、本人の許可なく無断で公開することは許されない行為です。

図 問2 「3. 友人と撮った写真を、自分たち以外の人の顔も映っていたが、そのままインターネット上にアップしてもよい」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

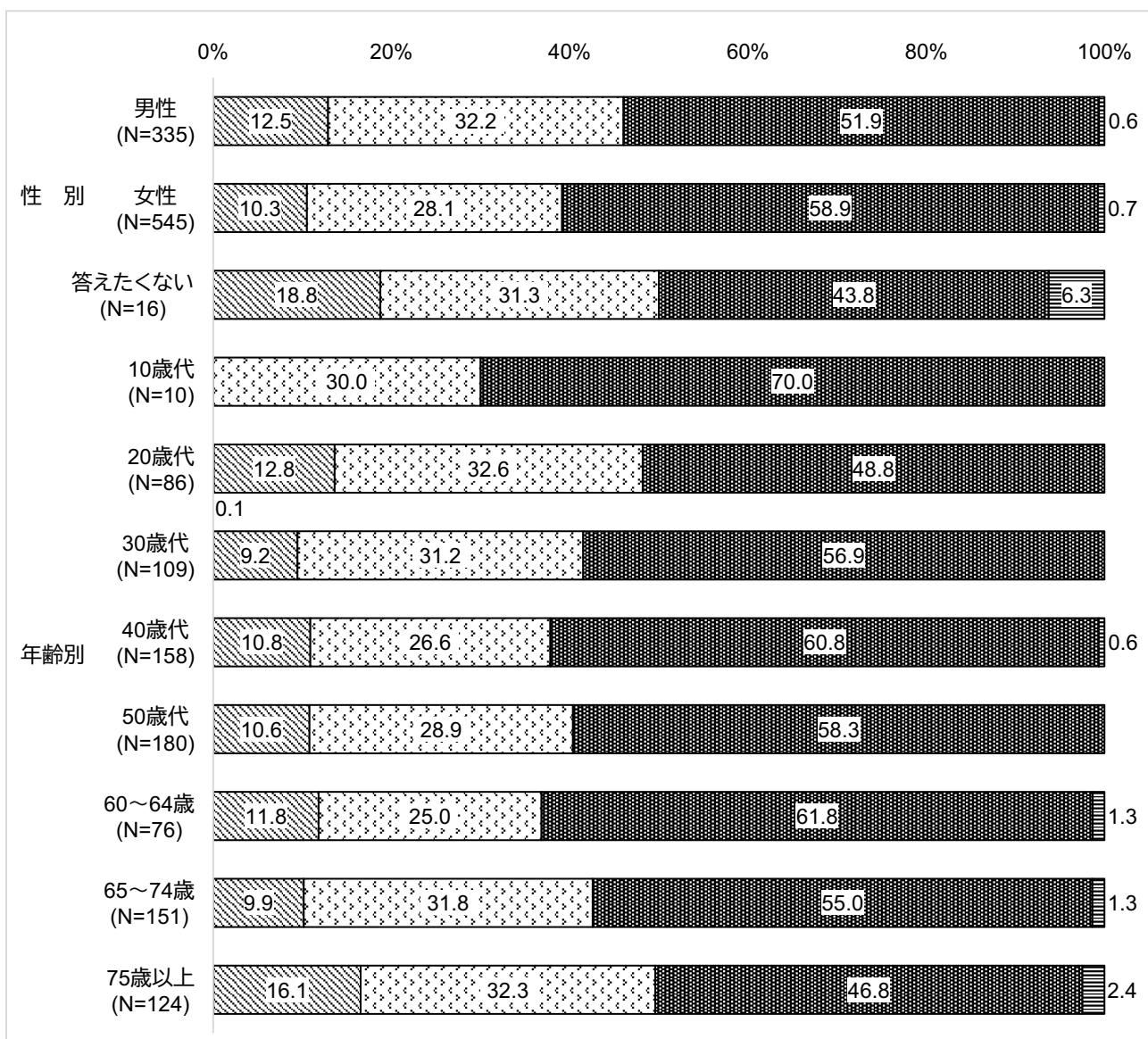
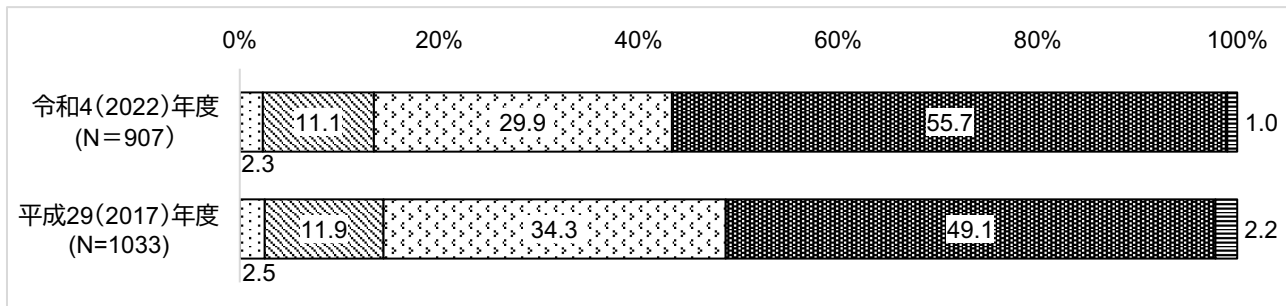
4. ハンセン病の患者・元患者に対して、ホテルなどが宿泊を拒否するのはやむを得ない

全体で見ると、『そう思わない』の否定的意見は85.6%、『そう思う』の肯定的意見は13.4%と、圧倒的に否定的意見が高くなっています。前回調査と比べて、否定的意見が増加しています。(ただし前回調査では設問が「ハンセン病回復者に対して、ホテルなどが宿泊を拒否するのはやむを得ない」となっています)

性別で見ると、男女とも大きな差はみられず、また年齢別においても、各年齢層とも共通して『そう思わない』の否定的意見が8割以上を占めています。

ハンセン病は感染症の一つですが、隔離を必要としない病気です。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律では、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されています。ハンセン病の患者・元患者やその家族への人権問題について、教育・啓発を進めていくことが求められています。

図 問2 「4. ハンセン病の患者・元患者に対して、ホテルなどが宿泊を拒否するのはやむを得ない」
について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

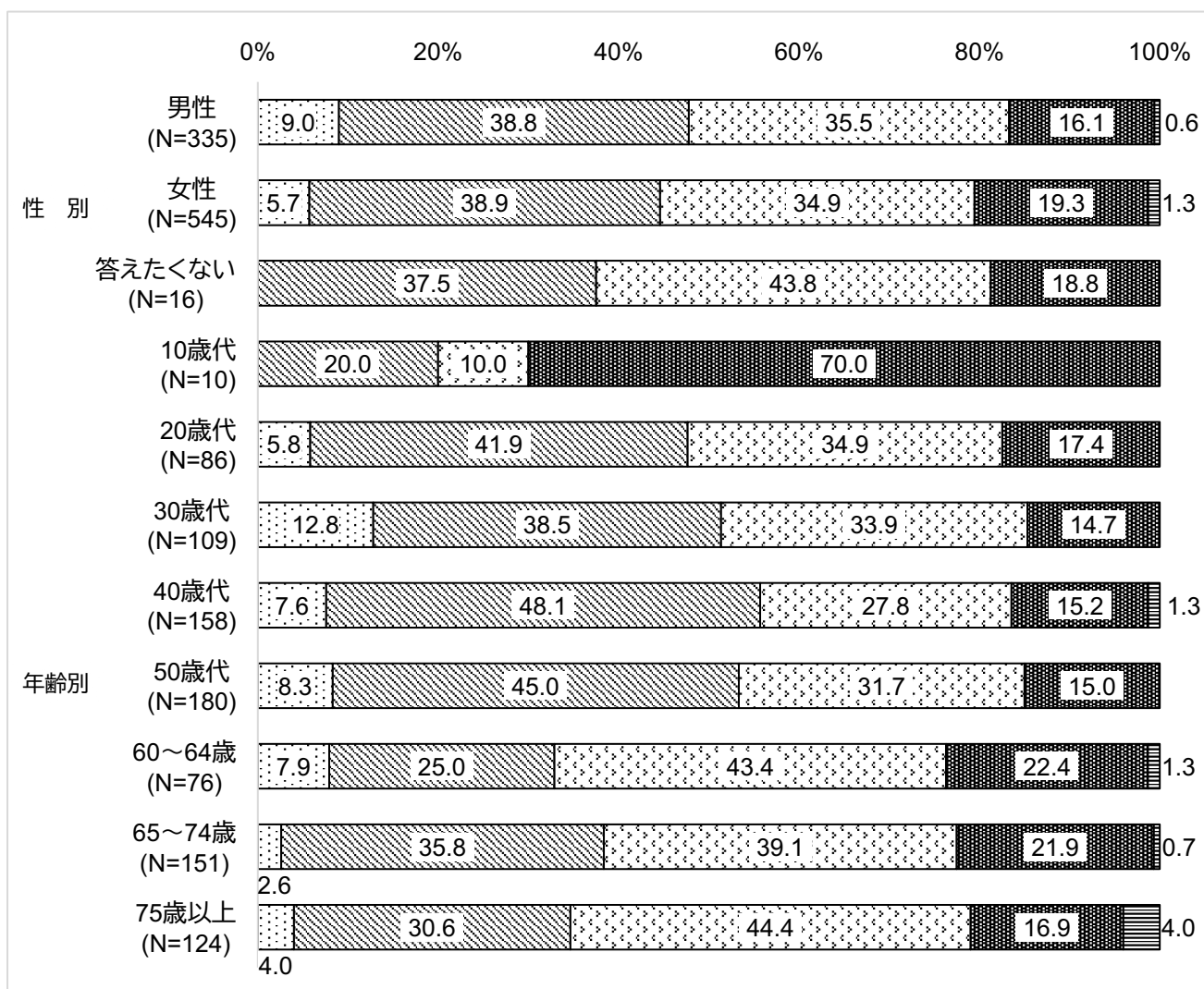
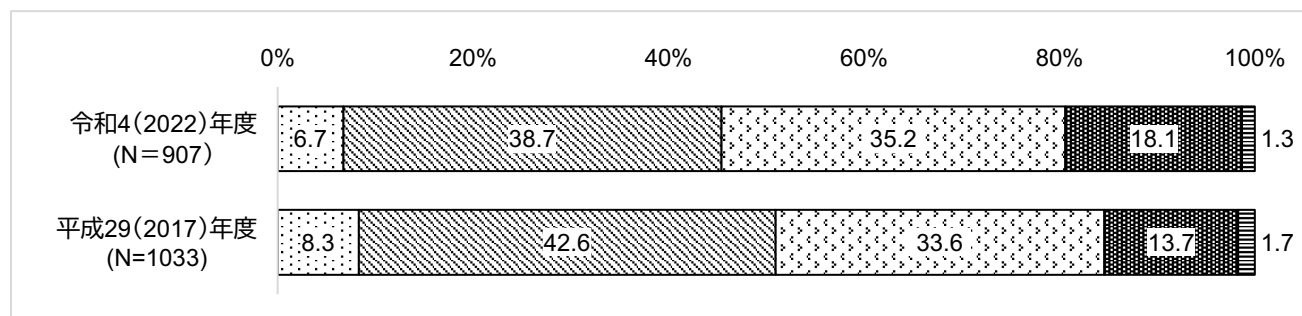
5. 刑を終えて出所した人に対して、本人のことをよく知らないものの、雇用や関わりを控えることはやむを得ない

全体でみると、『そう思わない』の否定的意見が53.3%、『そう思う』の肯定的意見が45.4%と、否定的意見が7.9ポイント高くなっています。前回調査に比べて、否定的意見が6.0ポイント増加していますが、否定的意見と肯定的意見とあまり差がないことが表れています。

性別でみると、男女とも、『そう思わない』の否定的意見の割合が高く、その差はあまりみられません。年齢別でみると、30歳代から50歳代で、『そう思う』の肯定的意見は50%を超え、他の年齢層の『そう思わない』の否定的意見よりも高くなっています。

犯罪等から立ち直ろうとする人達の意欲を認め地域社会の中で受け入れ、見守り、支えていくことへの理解と啓発が求められます。

図 問2 「5. 刑を終えて出所した人に対して、本人のことをよく知らないものの、雇用や関わりを控えることはやむを得ない」について



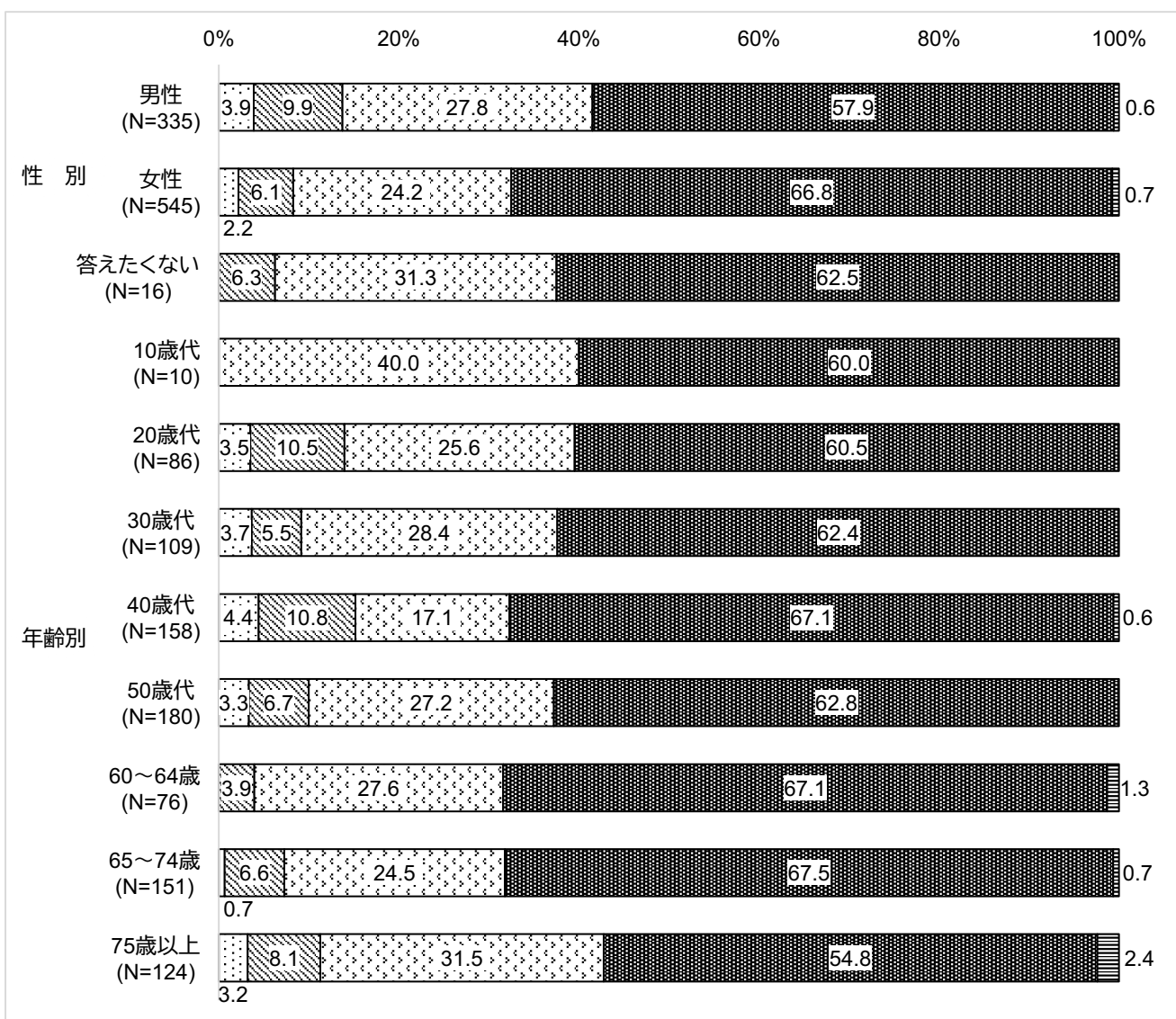
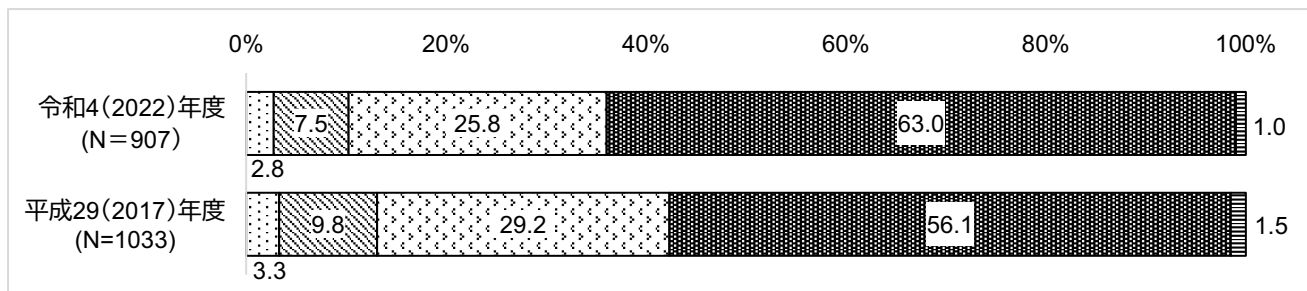
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

6. 犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道や公表をすることは、国民の知る権利から考えるとやむを得ない

全体でみると、『そう思わない』の否定的意見は88.8%、『そう思う』の肯定的意見が10.3%となっています。前回調査に比べ否定的意見が3.5ポイント増加しています。性別・年齢別でみると『そう思わない』の否定的意見に大きな差はみられません。

個人のプライバシー保護を重視する意識が表れています。

図 問2 「6. 犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道や公表をすることは、国民の知る権利から考えるとやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

7. ホームレス（野宿生活をやむなくしている）状態にあるのは、本人の責任が大きい

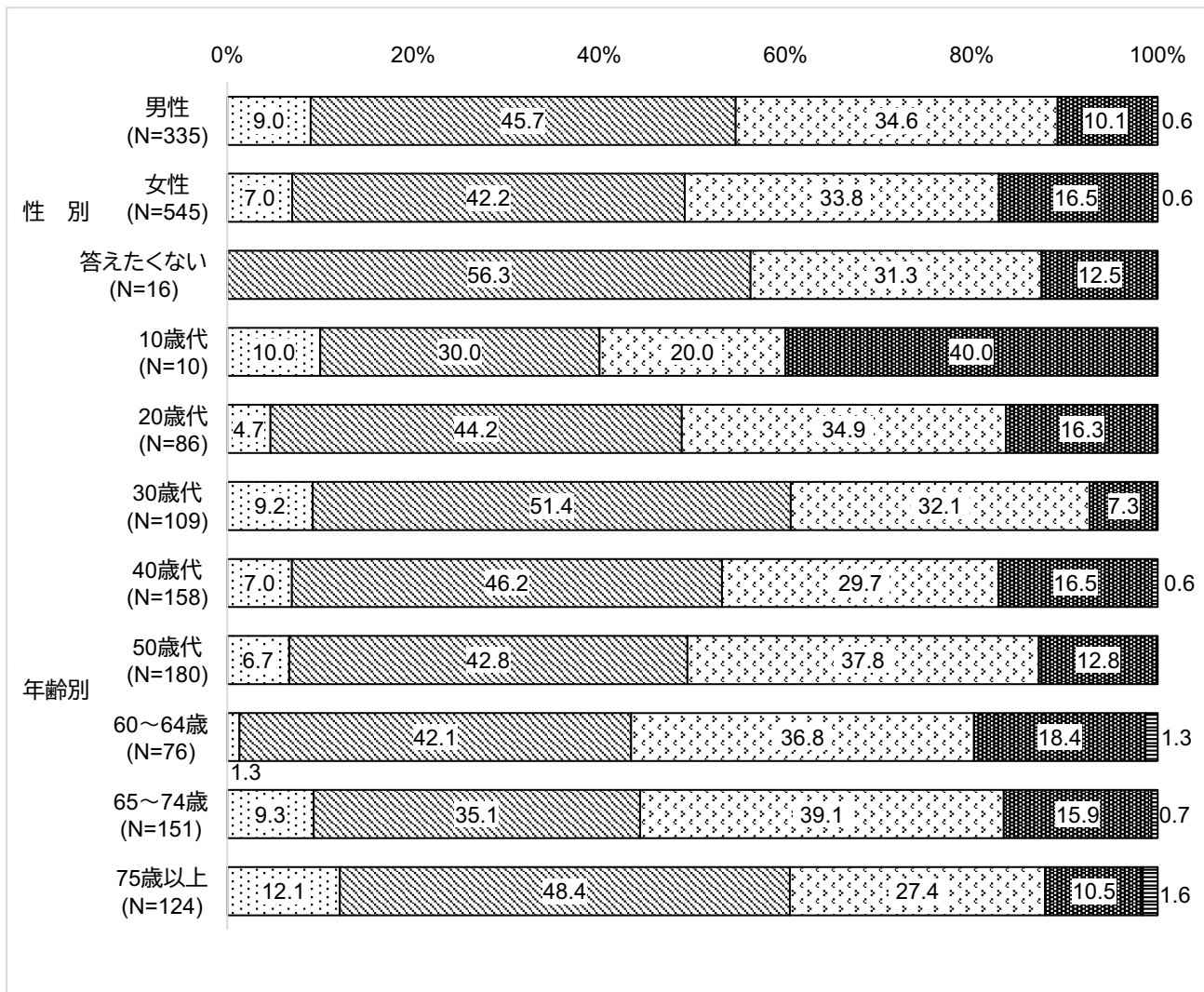
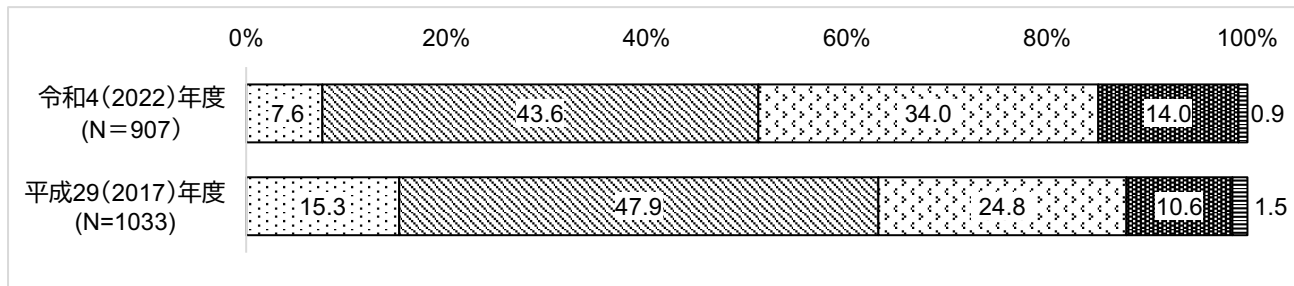
全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見が51.2%、『そう思わない』の否定的意見が48.0%と、肯定的意見が3.2ポイント、否定的意見よりも高くなっています。前回調査に比べ、肯定的意見が12.0ポイント減少し、否定的意見が12.6ポイント増加しており、ホームレス状態にあるのは自己責任ではないという認識が高まっています。

性別で見ると、『そう思う』が男性 54.7%、女性 49.2%、『そう思わない』は男性が 44.7%、女性が 50.3%と、肯定的意見は男性が女性を、否定的意見は女性が男性を上回っています。

年齢別で見ると、年齢層によって『そう思う』と『そう思わない』に評価が二分されています。30歳代、40歳代、75歳以上の年代では『そう思う』の肯定的意見が、『そう思わない』の否定的意見よりも高く、ホームレス状態にあるのは本人の責任（自己責任）であるという意識が、他の年齢層よりも強いことが表れています。

ホームレス状態にある人は失業や倒産などの経済的問題のみならず家庭、人間関係、病気など複数の要因が複雑に絡み合って、路上生活を余儀なくされています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

図 問2 「7.ホームレス（野宿生活をやむなくしている）状態にあるのは、本人の責任が大きい」について



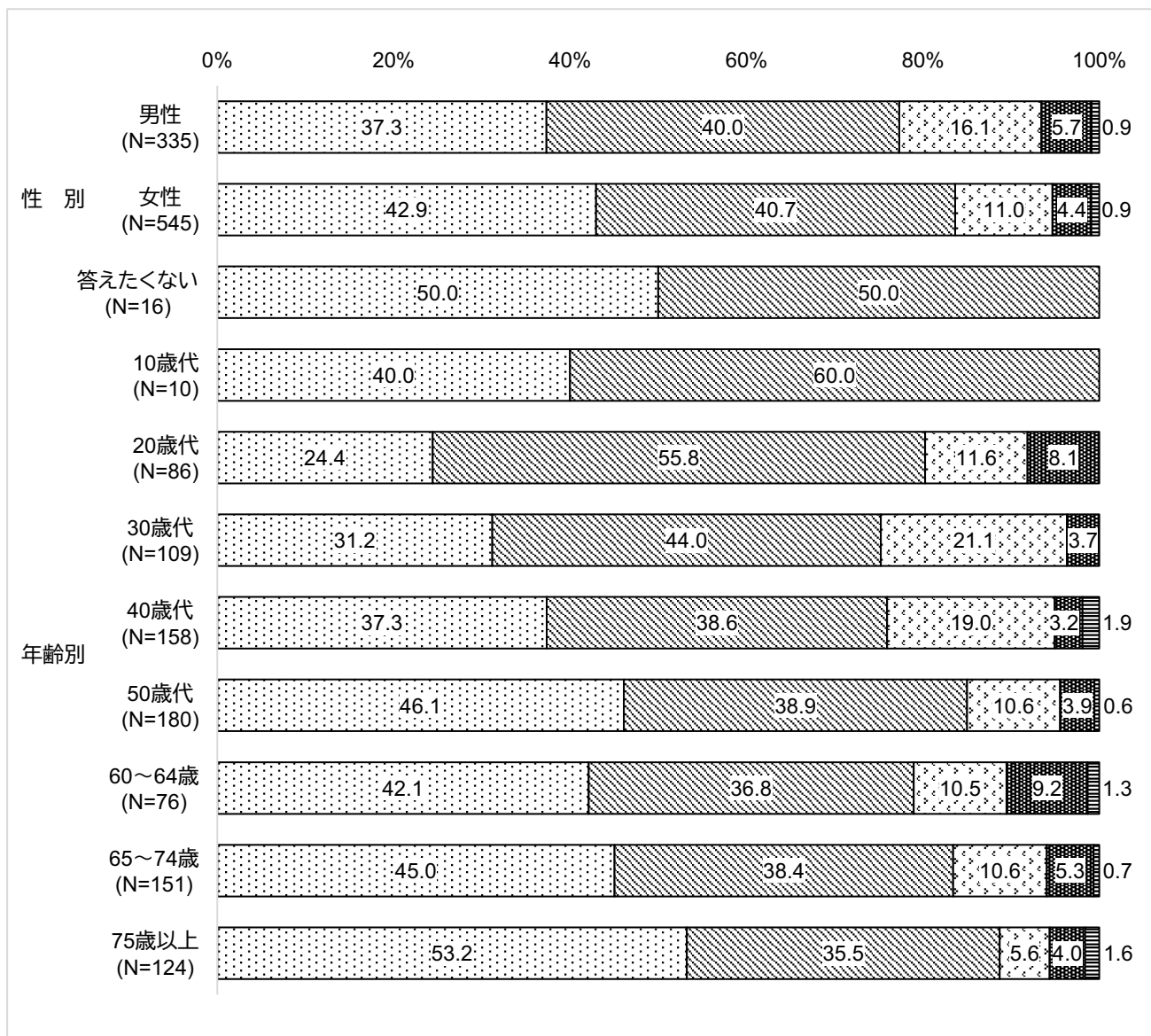
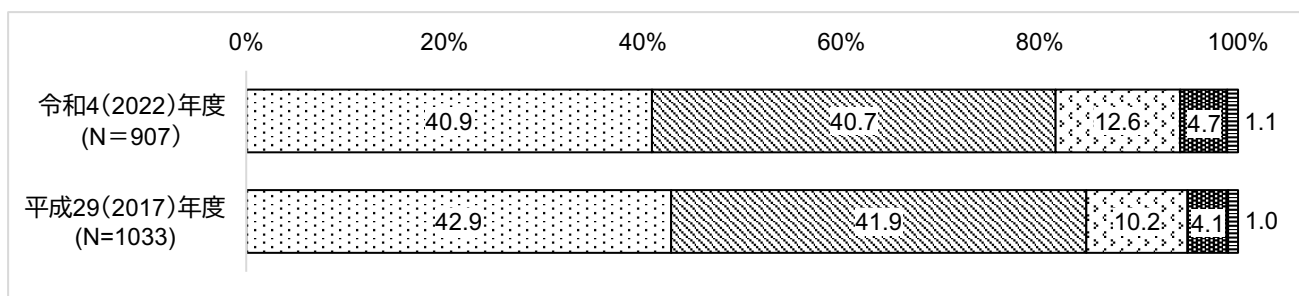
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

8. 北朝鮮による拉致問題に関して、さらに関心を高める必要があると思う

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は81.6%、『そう思わない』の否定的意見は17.3%となっています。前回調査と比べて、否定的意見は3.0ポイント増加しています。性別で見ると、肯定的意見は男性77.3%、女性83.6%と、女性が男性を上回っています。年齢別で見ると、肯定的意見は年齢層による大きな差はみられません。

拉致問題について関心と認識を深めることが必要であり、その早期解決を願っている状況が表れています。

図 問2「8.北朝鮮による拉致問題に関して、さらに関心を高める必要があると思う」について



-

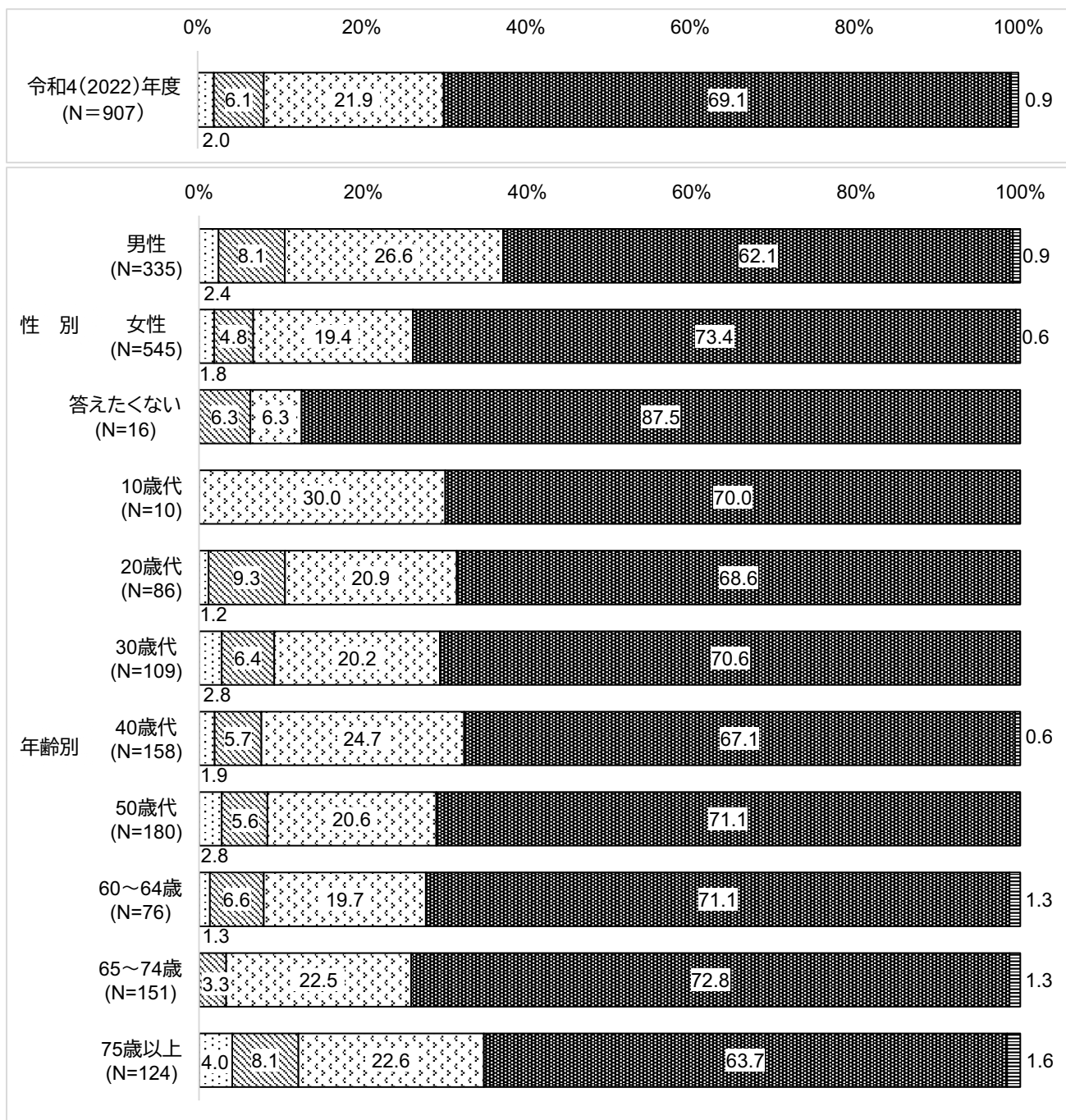
9. 新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者などやその家族であることを理由に、交通機関の利用や保育所の受入れなどを断るのはやむを得ない

全体でみると、「そう思わない」が69.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」(21.9%)、「どちらかといえばそう思う」(6.1%)、「そう思う」(2.0%)の順になっています。『そう思う』の肯定的意見は8.1%、『そう思わない』の否定的意見は91.0%となっています。

性別、年齢別とも、『そう思わない』の否定的意見が9割近くを占めています。

新型コロナウイルス感染症に感染した方々やその家族、医療従事者の方々やその家族に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等は許されることではありません。不安に思う気持ちは誰にもありますが、新型コロナウイルス感染症に関する理解が広まり、偏見や差別は許されないという認識が共有されていることが表れています。

図 問2「9. 新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者などやその家族であることを理由に、交通機関の利用や保育所の受入れなどを断るのはやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

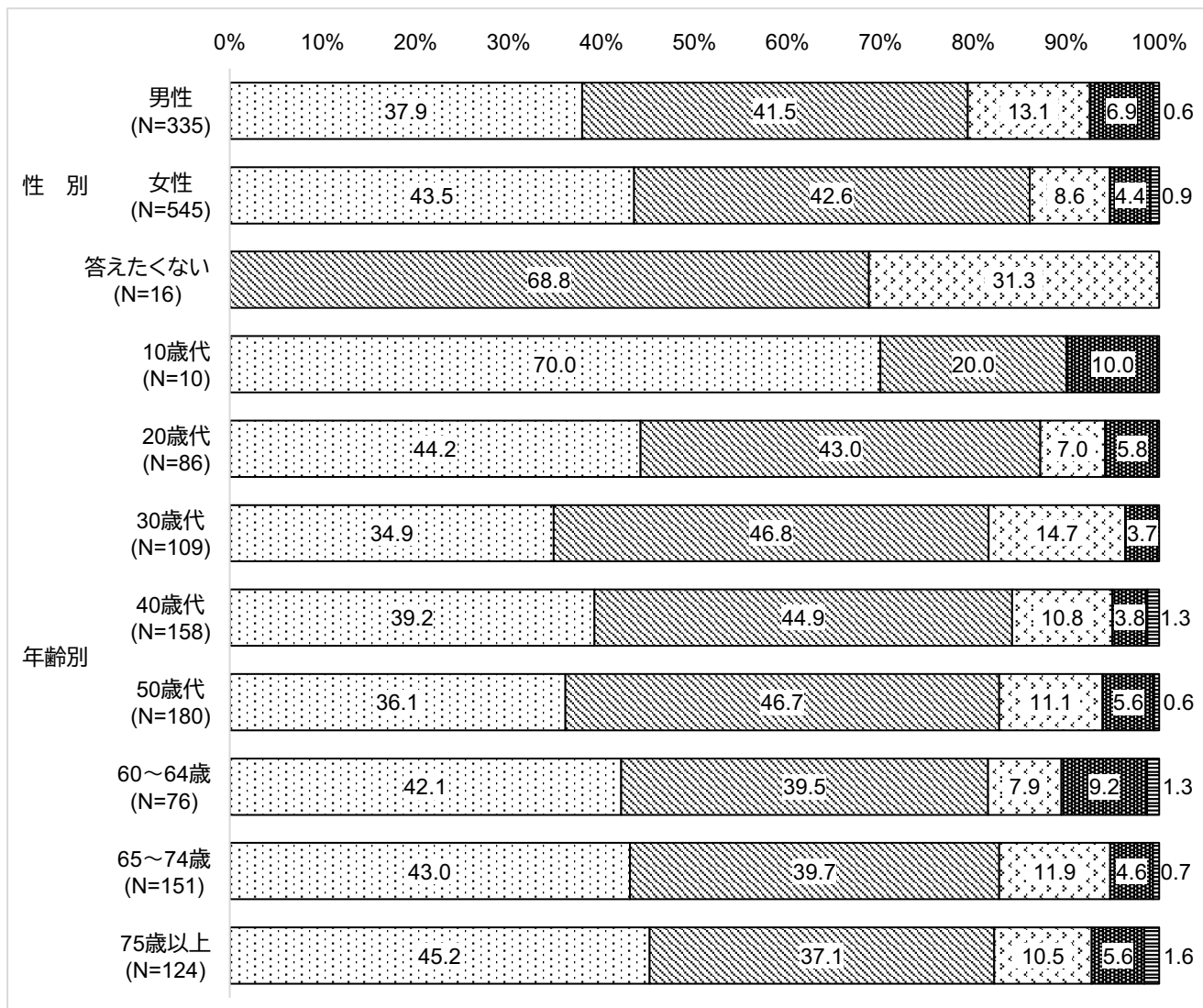
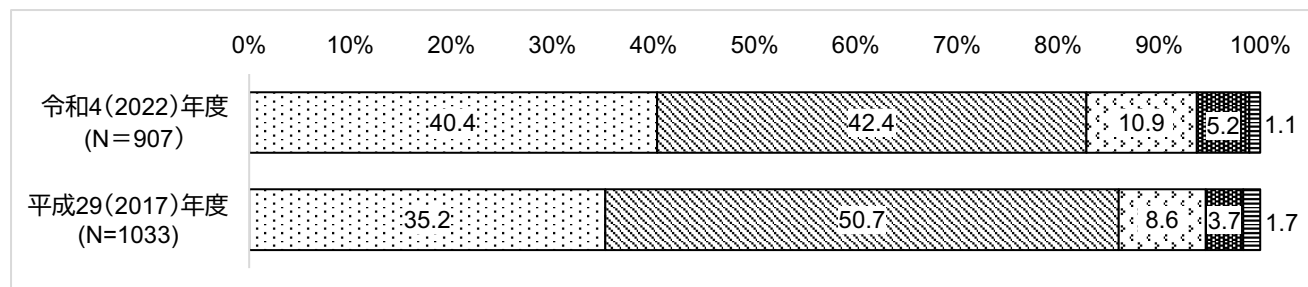
10. 人権問題を解決していくためには、互いを理解するために交流を深めていくことが必要である

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は82.8%、『そう思わない』の否定的意見は16.1%と、肯定的意見が圧倒的に高くなっています。前回調査に比べ、『そう思わない』の否定的意見が3.8ポイント増加しています。

性別で見ると、肯定的意見は男性が79.4%、女性が86.1%と女性が男性を上回っています。年齢別で見ると、各年齢層とも肯定的意見が概ね8割を占めています。

「人権問題を解決していくためには、互いを理解するために交流を深めていくことが必要である」との意見が多くの人に共有されていることが表れています。

図 問2 「10. 人権問題を解決していくためには、互いを理解するために交流を深めていくことが必要である」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問3 女性に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

1. 配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない

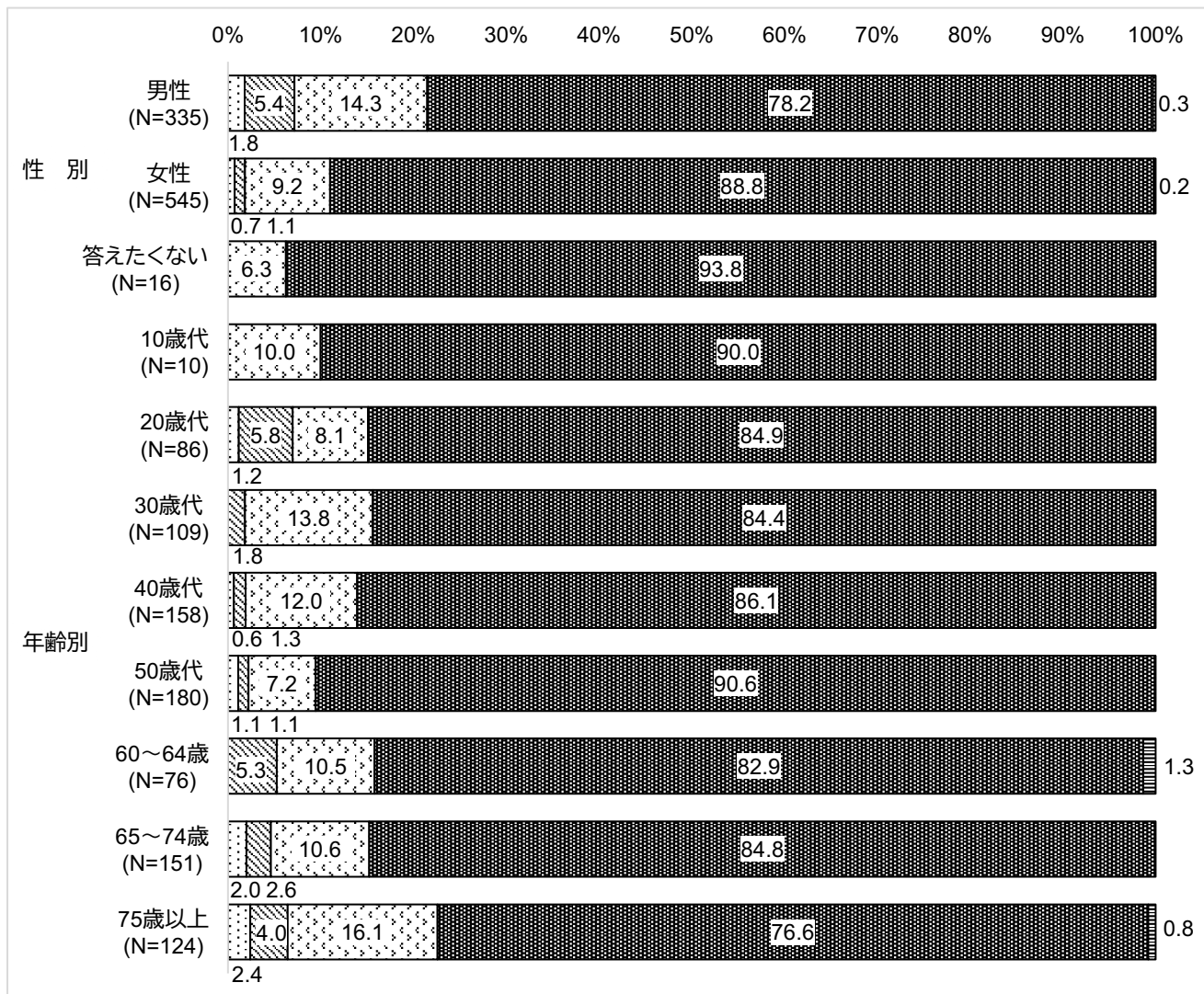
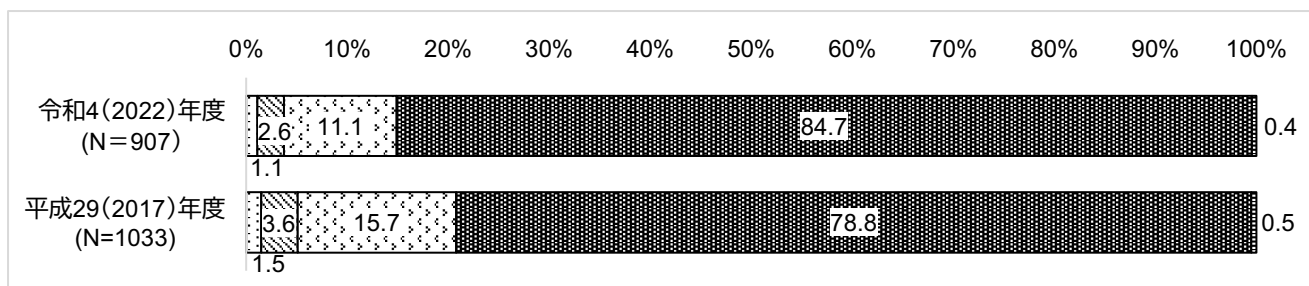
全体で見ると、『そう思わない』の否定的意見が 95.8%、『そう思う』の肯定的意見が 3.7%と否定的意見が圧倒的に高く、前回調査と比べても、否定的意見は増加しています。

性別で見ると、否定的意見は男女とも圧倒的に高い半面、男性は女性に比べて 5.5 ポイント低くなっています。性別で「答えたくない」を選んだ人はすべてが否定的意見となっています。

年齢別で見ると、各年齢層とも『そう思わない』の否定的意見は9割以上となっていますが、『そう思う』の肯定的意見は、60歳以上では高くなっています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力）は許されない行為であり、さらなる理解を深める教育と啓発を進めるとともに、相談先の周知を様々な形で行っていくことが必要です。

図 問3 「1. 配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

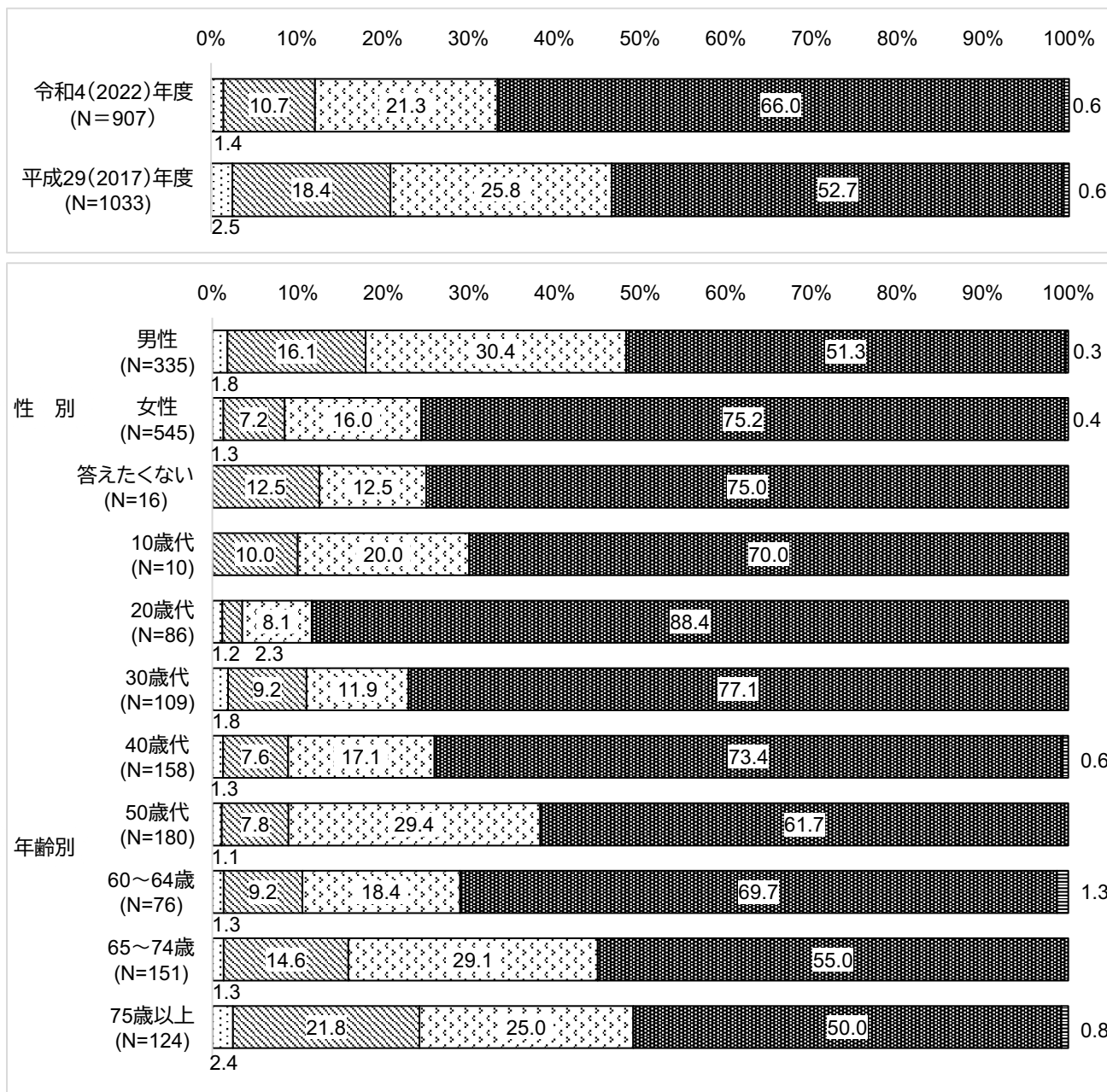
2. 男性と女性の賃金や働く環境が同等であったとしても、家事や育児は主に女性が行うものだと思う

全体で見ると、『そう思わない』の否定的意見が87.3%、『そう思う』の肯定的意見は12.1%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が8.8ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が81.7%、女性が91.2%と、女性が9.5ポイント高い半面、『そう思う』の肯定的意見は男性が17.9%と女性（8.5%）よりも9.4ポイント高くなっています。年齢別で見ると、75歳以上を除き、各年齢層とも『そう思わない』の否定的意見が8割を占めています。60歳以上は年齢層があがるほど、『そう思う』の肯定的意見が高くなる傾向がみられます。

男女共同参画の意識が浸透している状況がうかがえますが、さらに理解を深めていく必要があります。

図 問3 「2.男性と女性の賃金や働く環境が同等であったとしても、家事や育児は主に女性が行うものだと思う」について



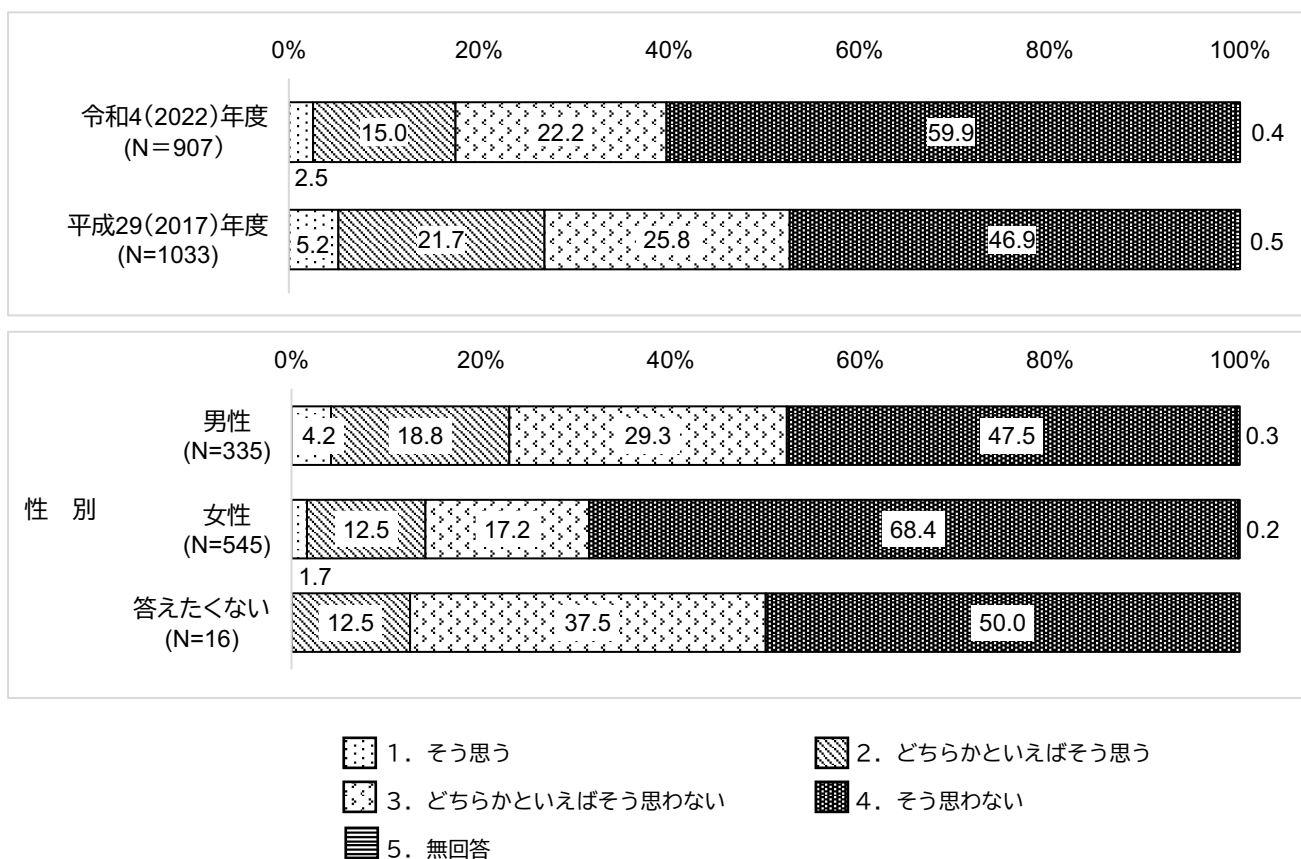
3. 職場において、雇用や昇給などで、男女の差が出るのはやむを得ない

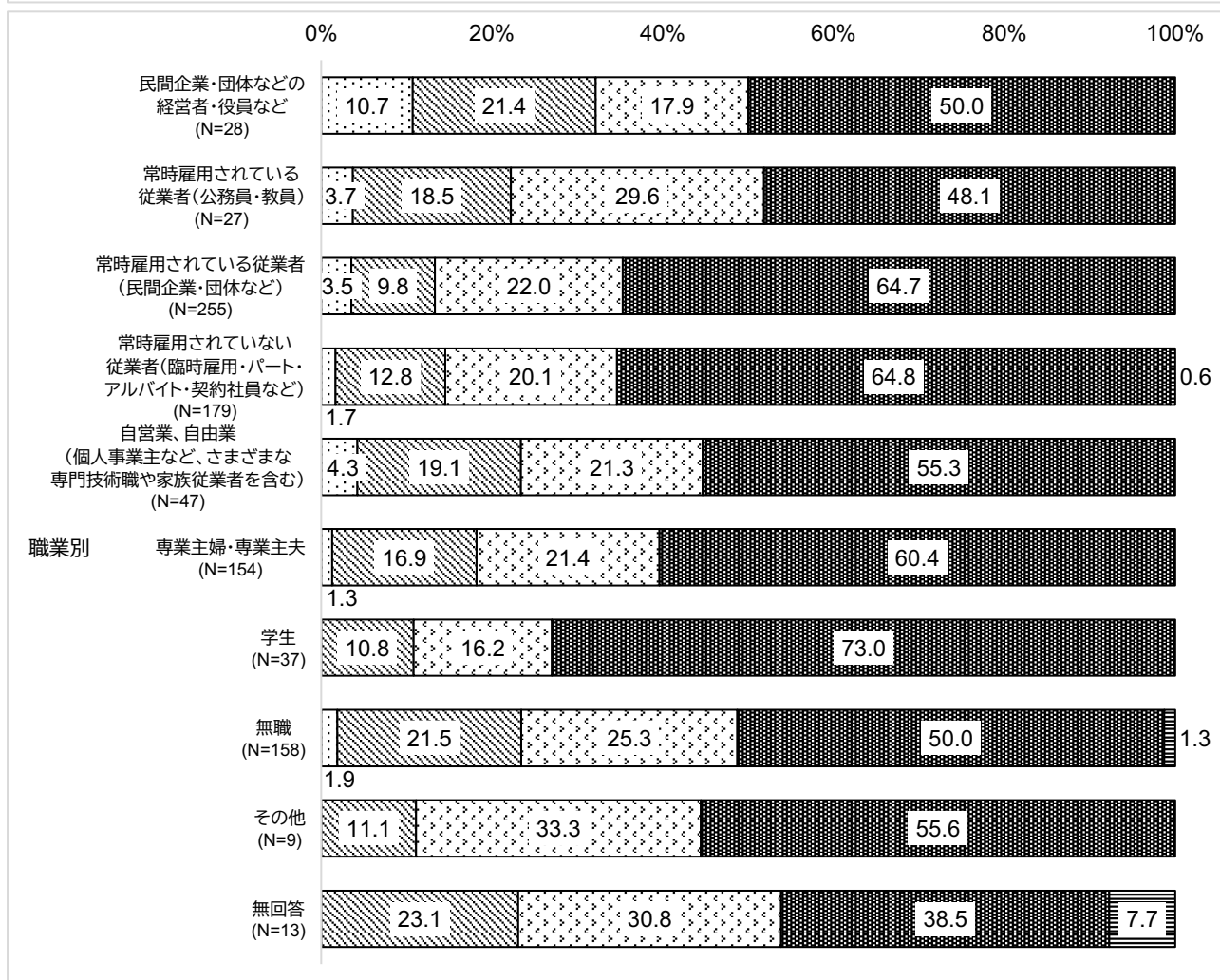
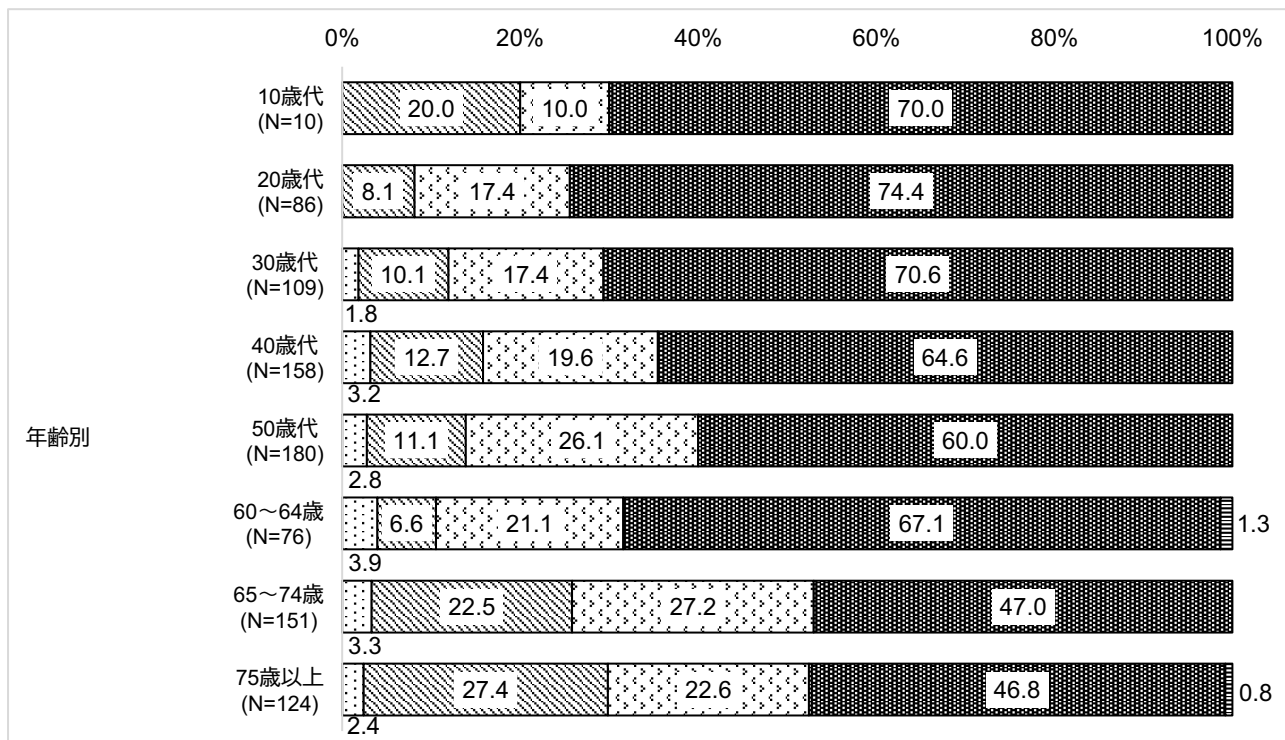
全体で見ると、『そう思わない』の否定的意見が82.1%、『そう思う』の肯定的意見は17.5%となっています。前回調査に比べて、否定的意見が9.4ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が76.8%と、女性(85.6%)より8.8ポイント低くなっている半面、男性の『そう思う』の肯定的意見は23.0%と、ほぼ4人に1人となっています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は、65歳以上の高齢者は約7割と他の年齢層よりも低い半面、『そう思う』の肯定的意見は、65～74歳で25.8%、75歳以上で29.8%と高齢者層が他の年齢層に比べて高くなっています。『そう思う』に関して職業別で見ると、「民間企業・団体等の経営者・役員等」は32.1%と他の職業よりも高い割合を示しています。

職場における男女共同参画の意識が浸透している状況にあるものの、今後はさらに高齢者や経営者・役員等への啓発を進めていく必要があります。

図 問3 「3. 職場において、雇用や昇給などで、男女の差が出るのはやむを得ない」について





- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

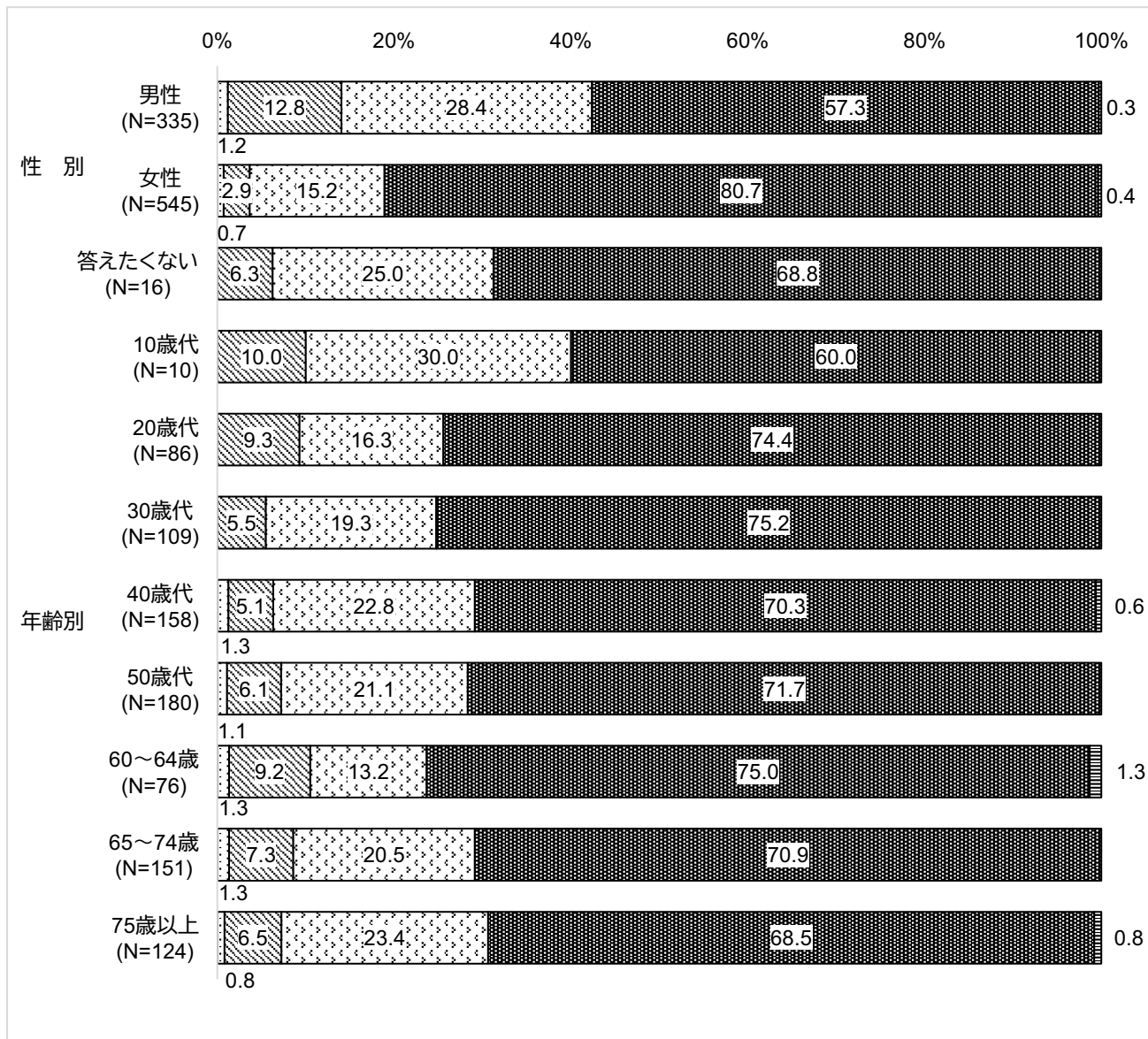
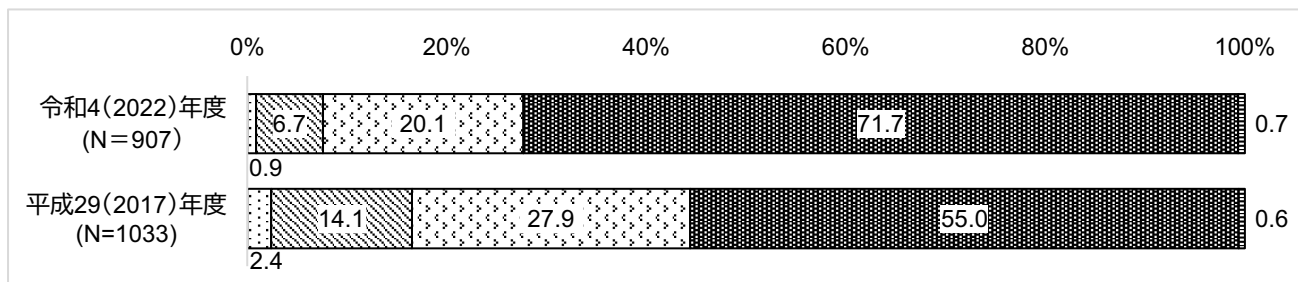
4. 性的な冗談は、職場の潤滑油になることもある

全体で見ると、『そう思わない』の否定的意見は 91.8%、『そう思う』の肯定的意見は 7.6%となっています。前回調査に比べて否定的意見は 8.9 ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が 85.7%と女性（95.9%）より 10.2 ポイント低く、『そう思う』の肯定的意見は男性が 14.0%と、女性（3.6%）より 10.4 ポイント高くなっています。年齢別では、『そう思わない』の否定的意見は、各年齢層ともほぼ 9 割となっていますが、『そう思う』の肯定的意見は、20 歳代以下と 60～64 歳の年齢層が他の年齢層に比べて高くなっています。

セクシュアル・ハラスメントは許されない行為であり、さらなる啓発や理解を進めていくことが必要です。

図 問3 「4. 性的な冗談は、職場の潤滑油になることもある」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問4 子供に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

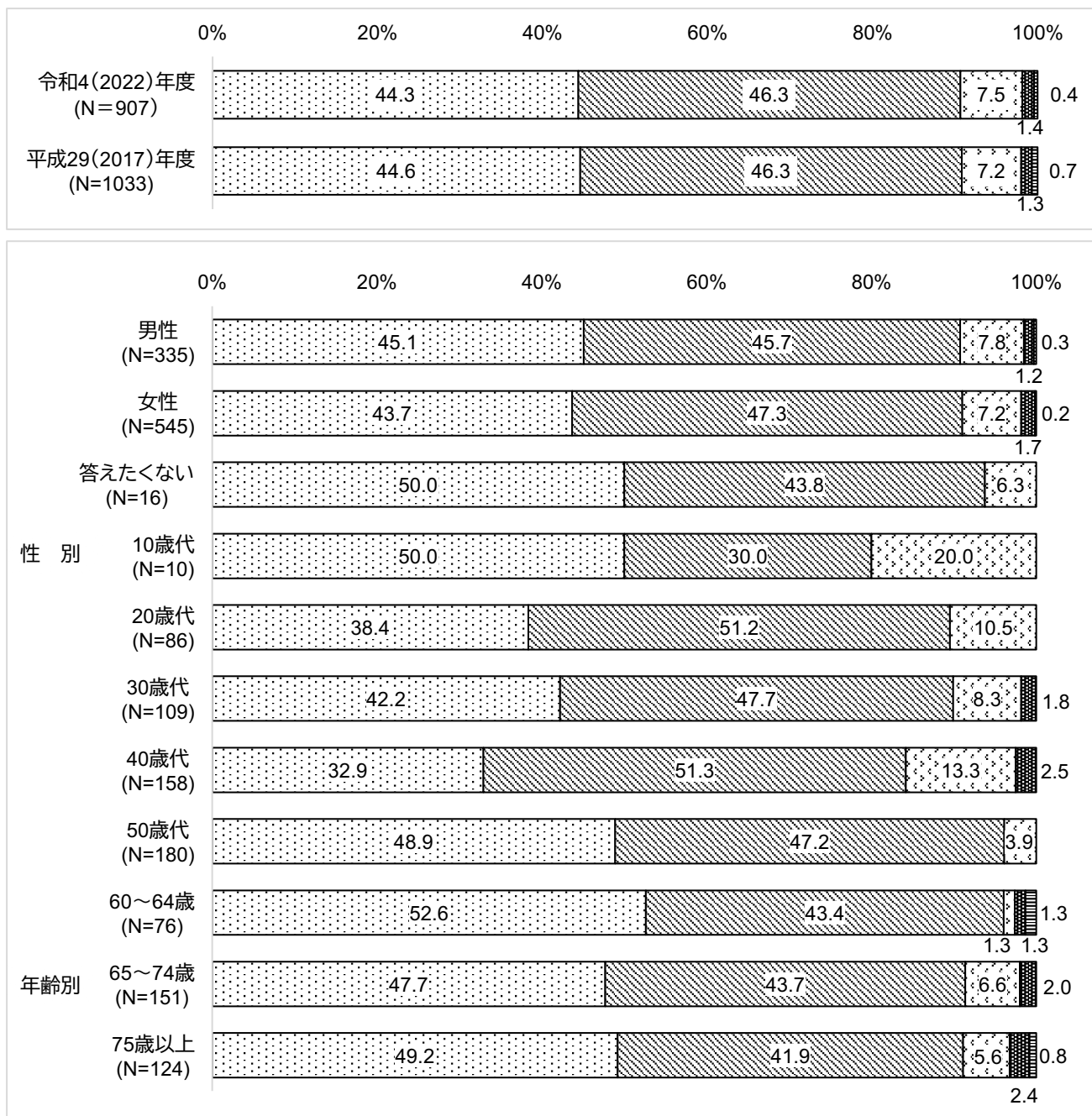
1. 近所で、子供に対する虐待が少しでも疑われる場合は、プライバシーに関わりなく、速やかに通報すべきである

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見が90.6%、『そう思わない』の否定的意見は8.9%となっています。前回調査に比べて、肯定的意見と否定的意見の差はほとんどありません。

性別で見ると、男女に大きな差はありません。年齢別では、『そう思わない』の否定的意見は40歳代以下の年齢層が他の年齢層に比べて高く、10歳代では20.0%を占めています。

児童虐待の通報については、児童福祉法第25条では「要保護児童の発見に関する通報」が、また、児童虐待の防止等に関する法律第6条では「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通報」が、国民の義務として定められています。さらに、児童虐待の防止についての教育と啓発を強化する必要があります。

図 問4 「1. 近所で、子供に対する虐待が少しでも疑われる場合は、プライバシーに関わりなく、速やかに通報すべきである」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

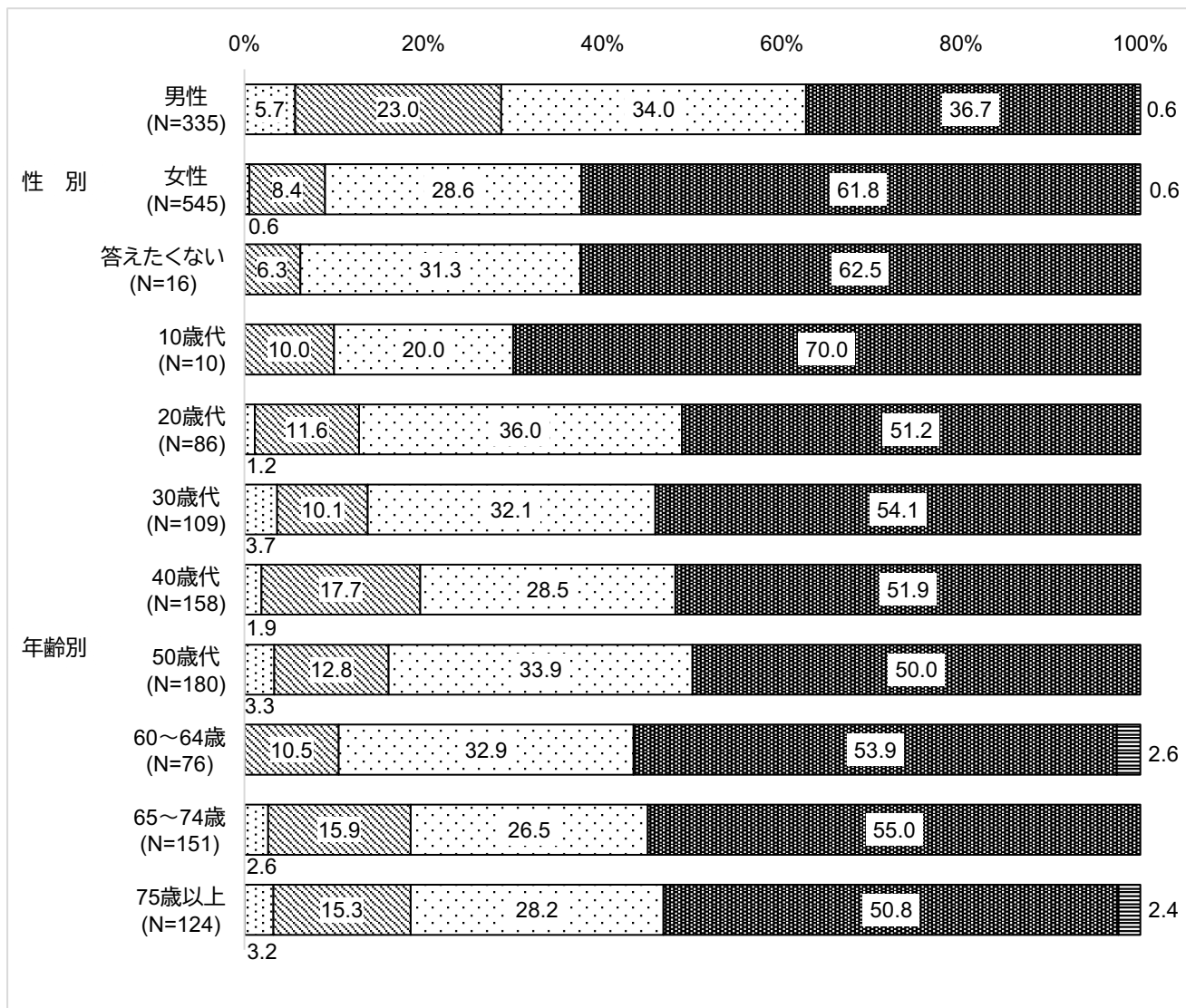
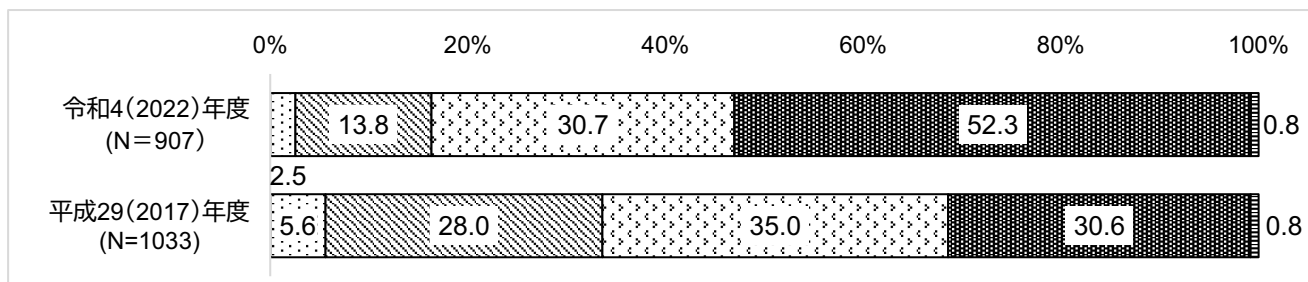
2. 保護者、教師からの体罰は、しつけのためならやむを得ない

全体でみると、『そう思う』の肯定的意見が16.3%、『そう思わない』の否定的意見が83.0%となっています。前回調査と比べて『そう思わない』の否定的意見が17.4ポイントと、顕著に増加しており、保護者、教師からの体罰はしつけではないという認識が高まっています。

性別でみると、『そう思わない』の否定的意見は男性が70.7%、女性が90.4%と女性のほうが19.7ポイント高く、「体罰」に対する男女の意識の差が顕著に表れています。年齢別でみると、『そう思わない』の否定的意見は各年齢層とも概ね8割以上となっています。

児童虐待防止対策強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元（2019）年6月公布）では、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、児童を懲戒してはならない旨が明記されています。「体罰はしつけではなく虐待」であるという啓発を進めていく必要があります。

図 問4 「2. 保護者、教師からの体罰は、しつけのためならやむを得ない」について



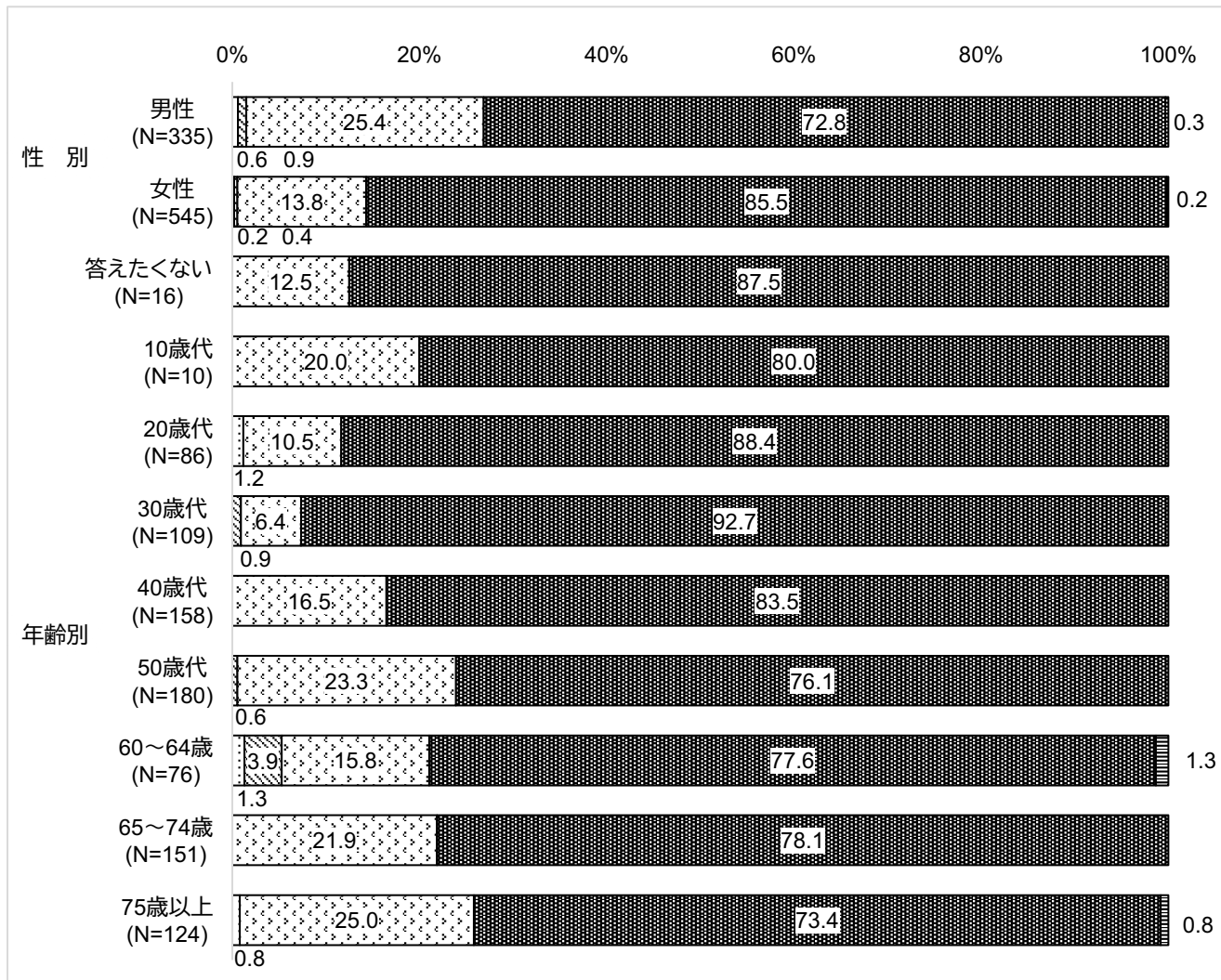
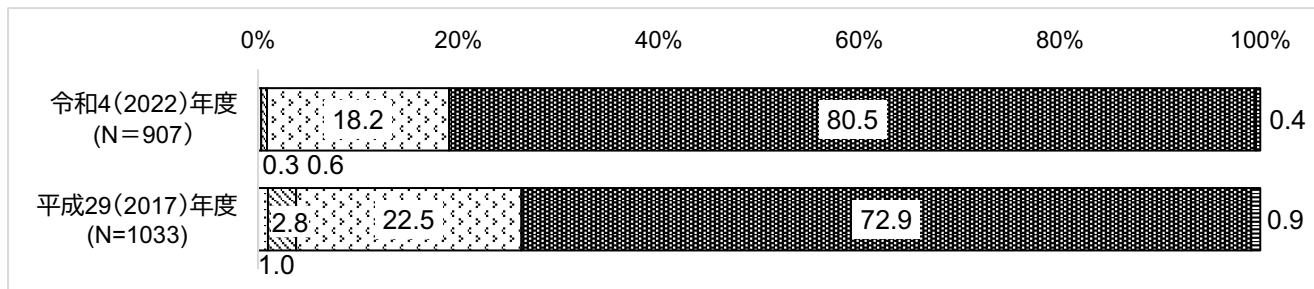
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

3. 子供は、親の意見に従えばよいので、自分の意見を表明する機会がなくてもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見が 0.9%、『そう思わない』の否定的意見が 98.7%となっています。前回調査と比べ、否定的意見は 3.3 ポイント増加しており、子供の意見表明権に対する認識は高まっています。性別、年齢別で見ても、大きな差はみられません。

「子どもの権利条約」では、子供の最善の利益を実現するためには、子供の声を聞くこと、子供の意見表明権の尊重が求められ、全ての大人は子供の意見に耳を傾け、考慮しなければならないこととされています。

図 問4「3. 子供は、親の意見に従えばよいので、自分の意見を表明する機会がなくてもやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

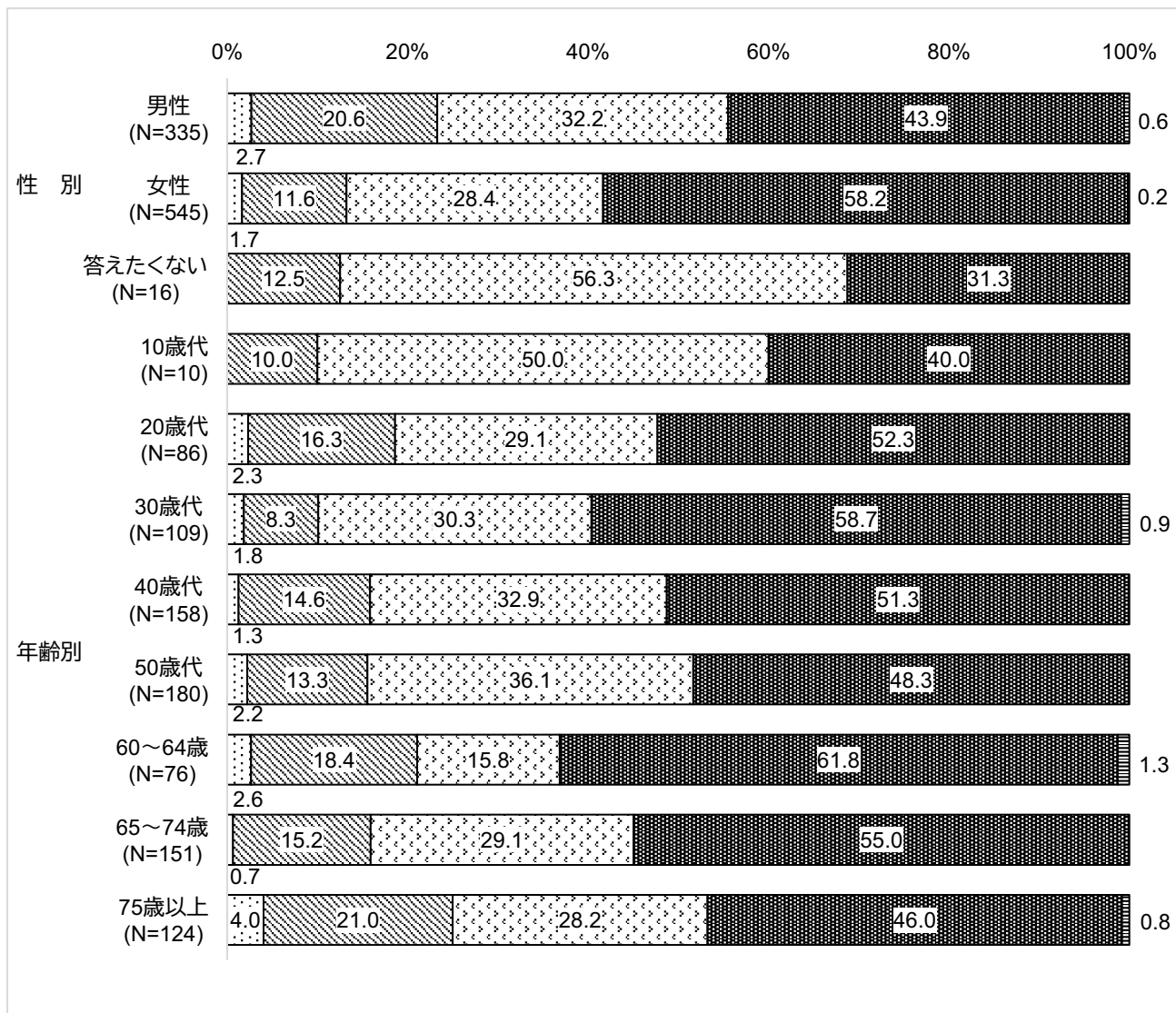
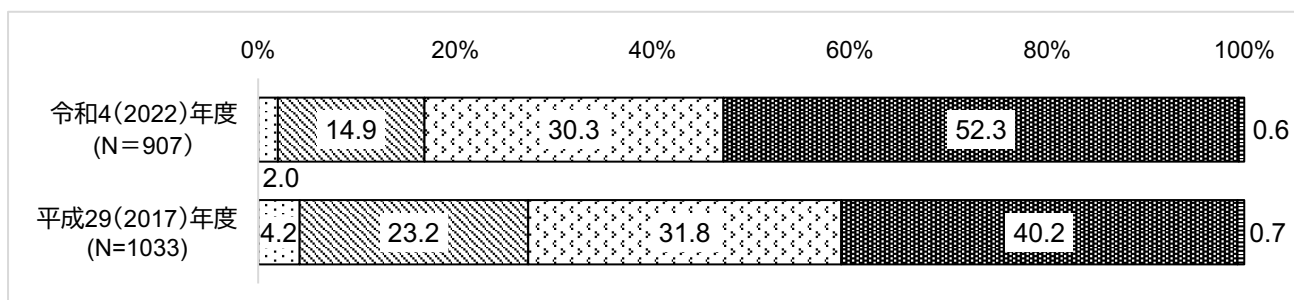
4. いじめは、いじめを受ける側にも問題があると思う

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は16.9%、『そう思わない』の否定的意見は82.6%となっています。前回調査より否定的意見が10.6ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が76.1%、女性が86.6%と、女性が10.5ポイント高く、『そう思う』の肯定的意見は男性が23.3%、女性が13.3%と男性が10.0ポイント高くなっており、男女での認識の違いが表れています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は、各年齢層とも概ね8割以上の一方、『そう思う』の肯定的意見は、40歳代以上の年齢層では15%以上と比較的高くなっています。

いじめは、一人の人間としての生命や身体の安全を脅かす人格を無視した行為です。お互いの人権を尊重し合う教育、啓発を進めていくことが必要です。

図 問4 「4.いじめは、いじめを受ける側にも問題があると思う」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

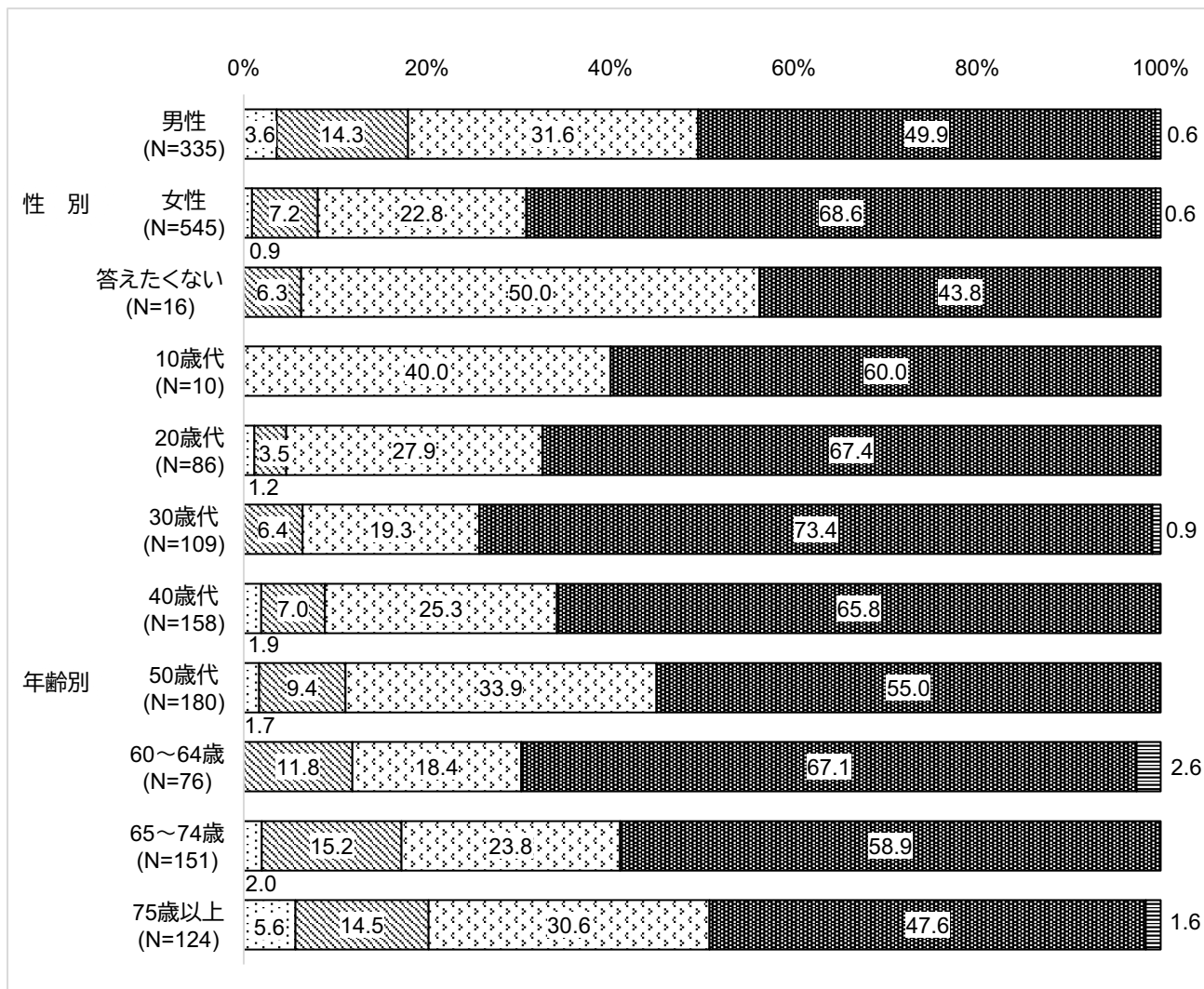
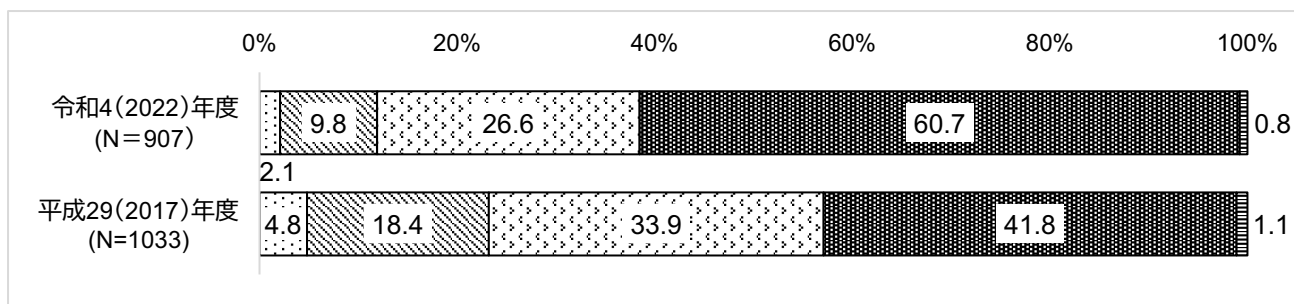
5. 不登校やひきこもりは、本人の意志が弱いからである

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は11.9%、『そう思わない』の否定的意見は87.3%となっています。前回調査と比べて、否定的意見は11.6ポイント増加しており、不登校やひきこもりの状態に陥るのは、本人の意志の弱さからくるものではないと考えられています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が81.5%、女性が91.4%と、女性のほうが9.9ポイント高く、男女での認識の違いが表れています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は各年齢層とも概ね8割以上となっています。『そう思う』の肯定的意見は10歳代では0.0%となっていますが、20歳代以上からは年齢層が上がるほど高く、なかでも65歳～74歳（17.2%）と75歳以上（20.1%）では顕著に高くなっています。

不登校やひきこもりの状態に陥るには、さまざまな要因があります。一人ひとりの違いや人格、個性を認めるという意識を持つことが大切です。

図 問4 「5.不登校やひきこもりは、本人の意志が弱いからである」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問5 高齢者に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

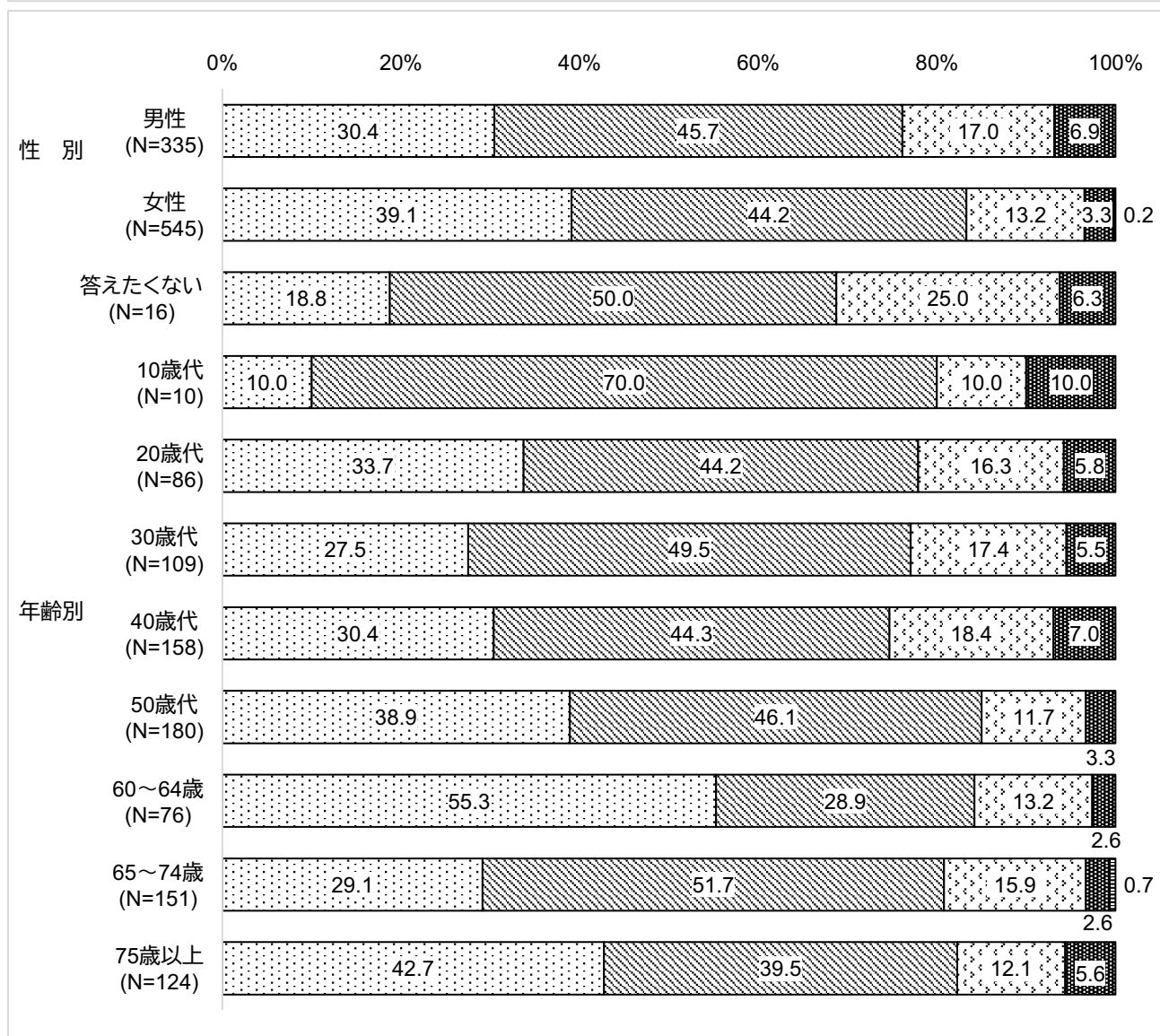
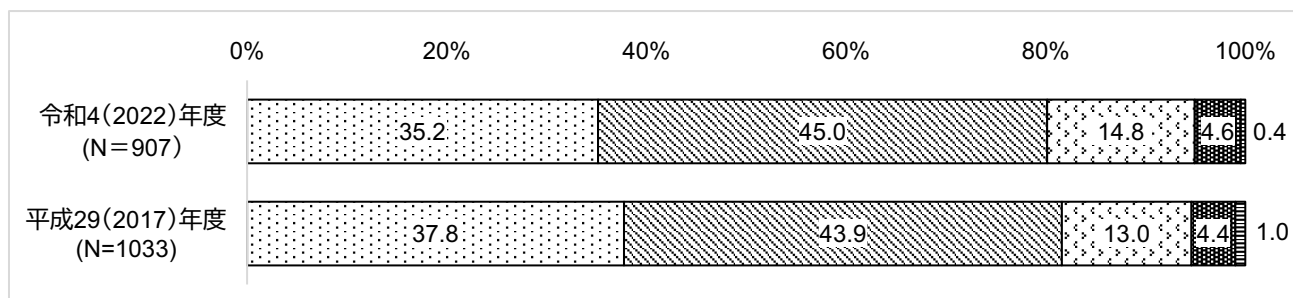
1. 道路や公共交通機関、建物のバリアフリーが進んでいないのは、高齢者への配慮としても欠いている

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は 80.2%、『そう思わない』の否定的意見は、19.4%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が 2.0 ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は男性が 76.1%、女性が 83.3%と女性が上回っています。年齢別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は、50 歳代以上の年齢層では 80%を超え、40 歳代以下に比べて高くなっています。

高齢者に限らず全ての人が安全かつ円滑に移動できるように、公共の場におけるバリアフリー化を進めていく必要があります。

図 問5「1. 道路や公共交通機関、建物のバリアフリーが進んでいないのは、高齢者への配慮としても欠いている」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

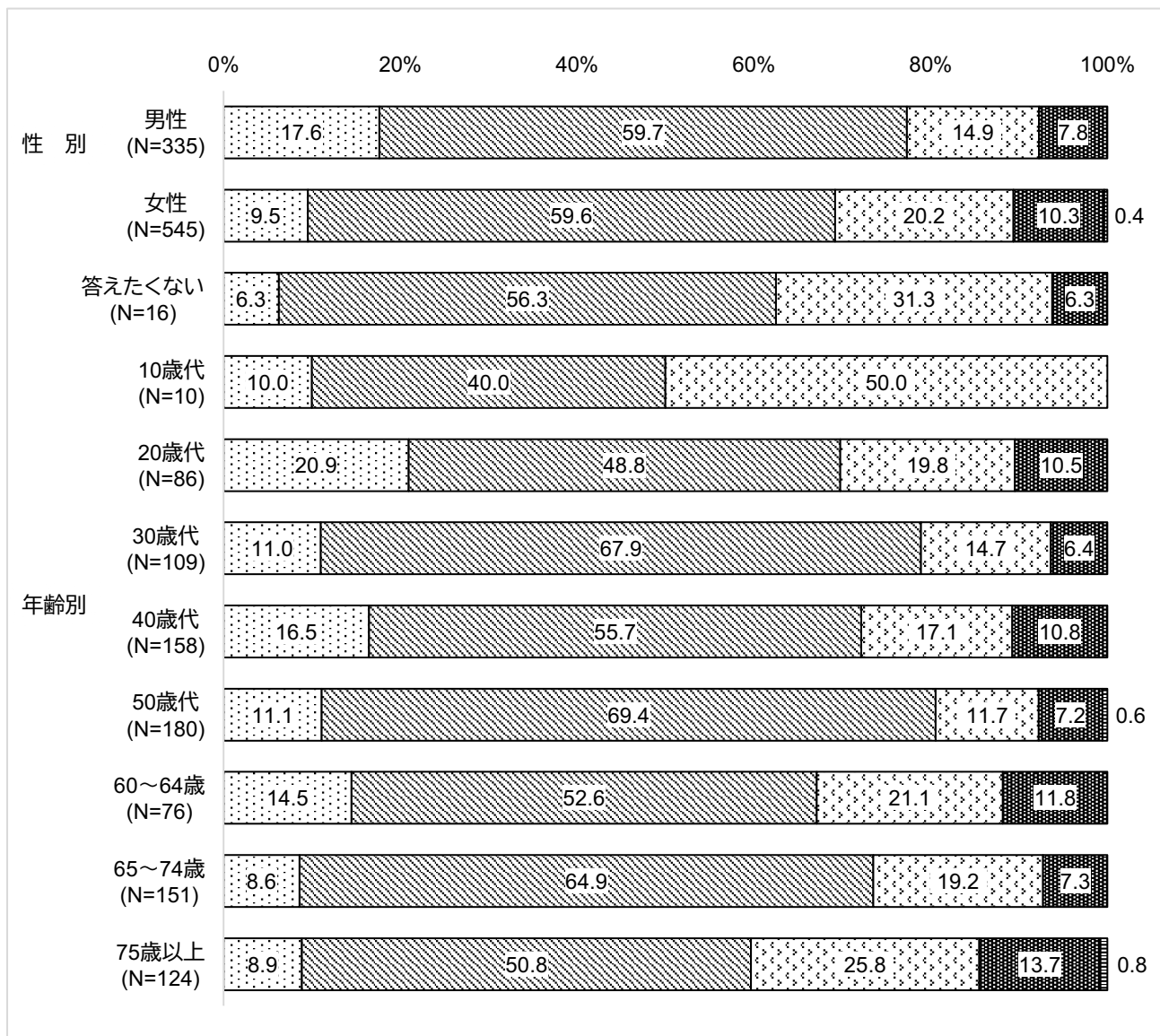
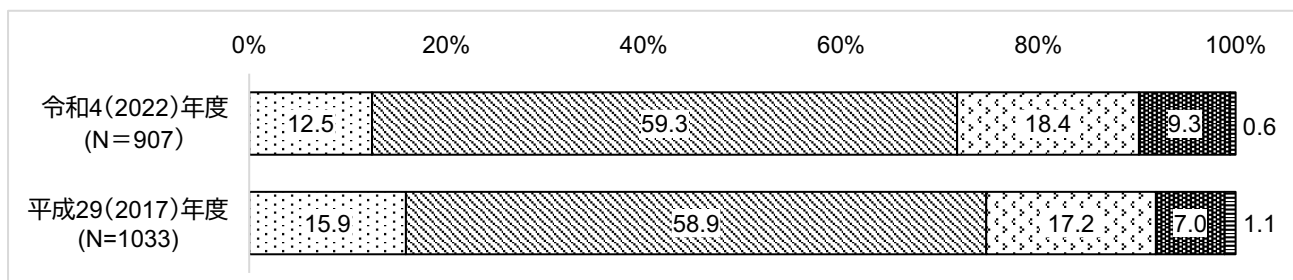
2. 認知症のために、家庭や施設における行動を制限されるのはやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は71.8%、『そう思わない』の否定的意見は27.7%と、認知症の人への行動制限に対する肯定的意見が高くなっていますが、前回調査と比べて減少しています。

性別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は男性が77.3%、女性が69.1%と、男性が8.2ポイント上回っています。年齢別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は30歳代と50歳代が高い傾向にあります。

回答者の概ね4人に3人が認知症の人の行動制限はやむを得ないとしています。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、認知症についての正しい理解を広げる必要があります。

図 問5 「2. 認知症のために、家庭や施設における行動を制限されるのはやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

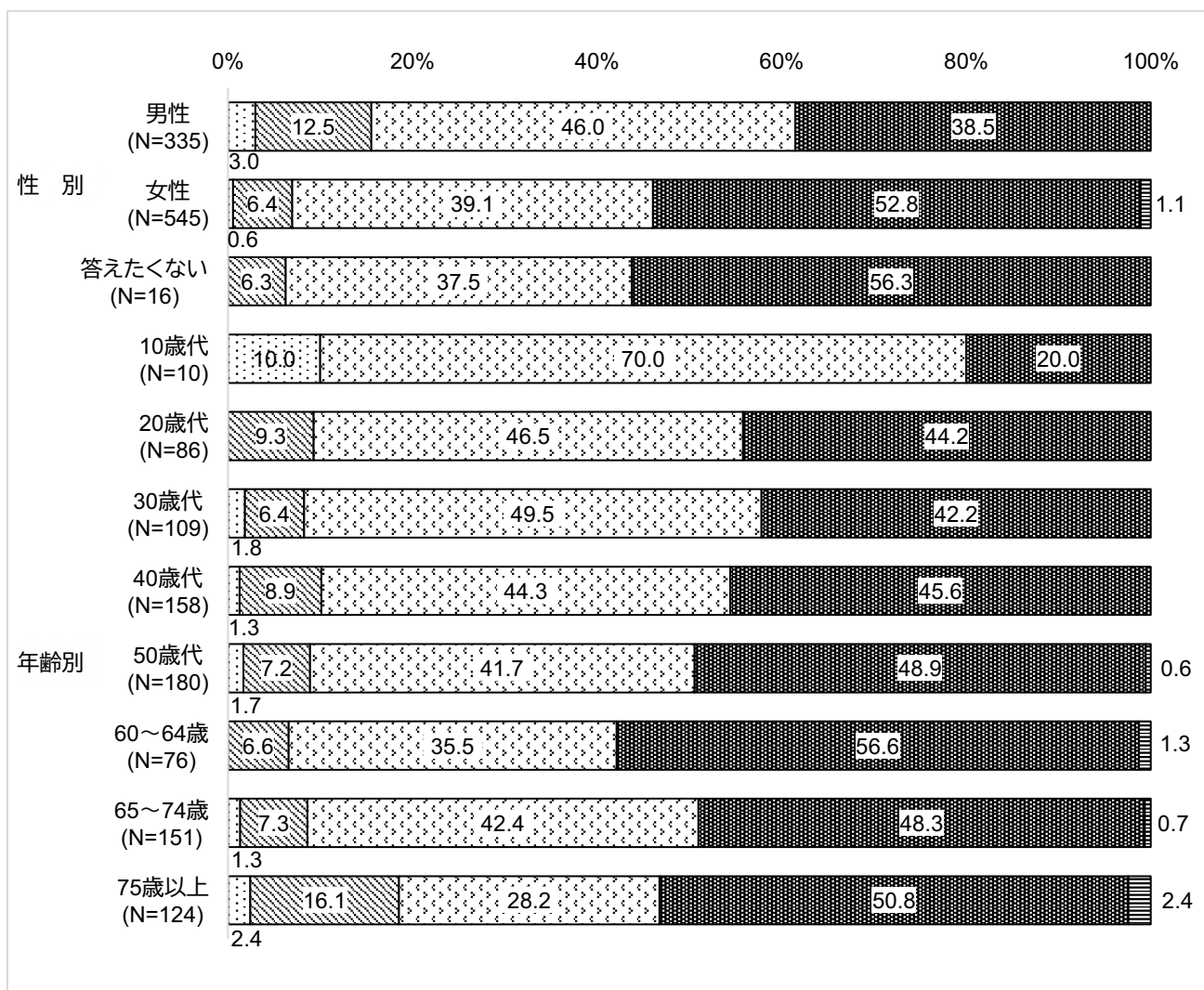
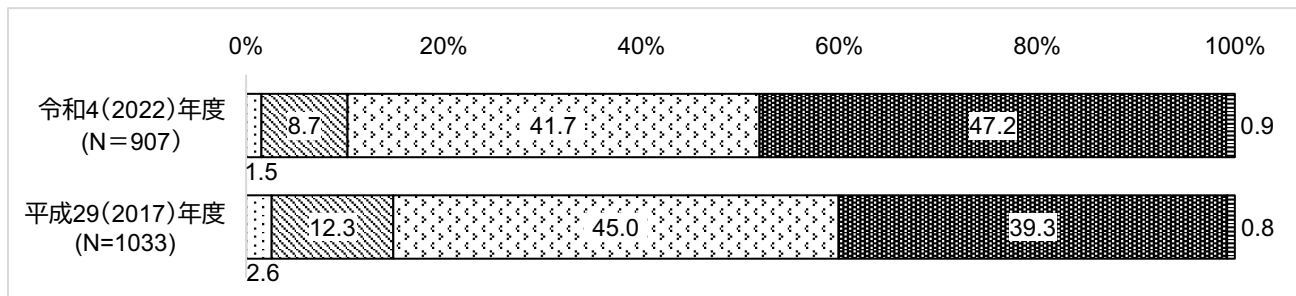
3. 日常生活に必要な情報を、高齢者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は10.2%、『そう思わない』の否定的意見は88.9%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が4.6ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が84.5%、女性が91.9%と、女性が7.4ポイント上回っています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は各年齢層で概ね9割を占めていますが、75歳以上は79.0%と他の年齢層に比べて低くなっています。

日常生活に必要な情報に対して、高齢者の気持ちに寄り添うことも必要です。

図 問5「3. 日常生活に必要な情報を、高齢者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない」について



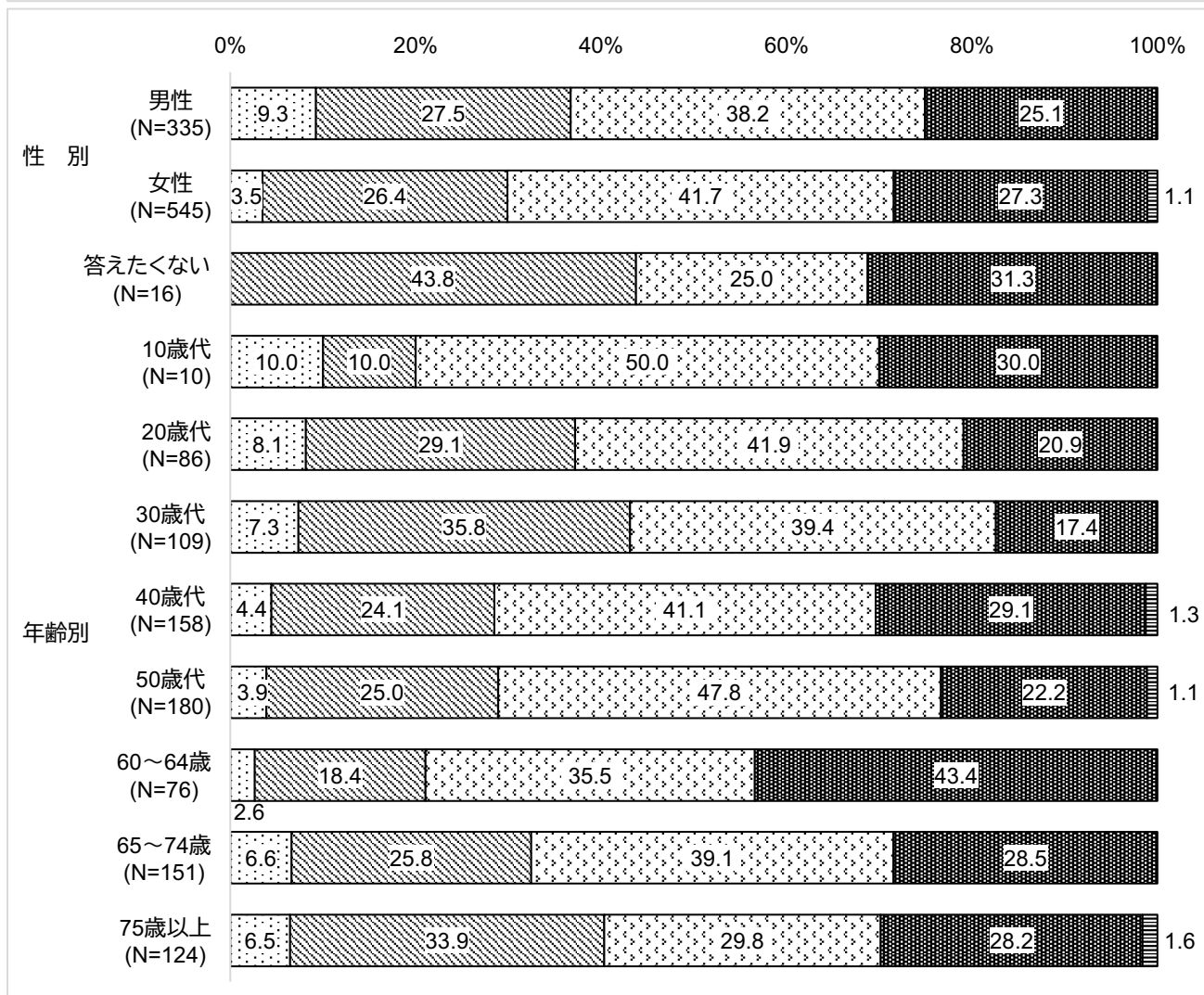
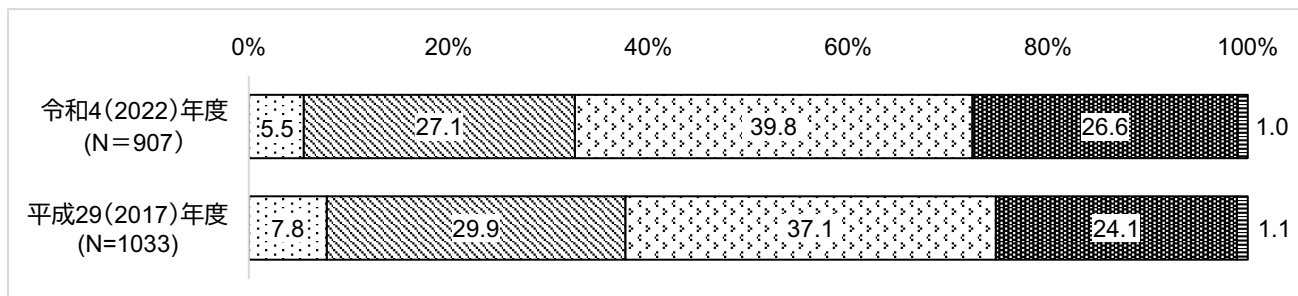
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

4. 若者の就労機会の確保も十分でないので、高齢者の就労機会の確保が優先されなくてもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は32.6%、『そう思わない』の否定的意見は66.4%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が5.2ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が63.3%、女性が69.0%と男性を5.7ポイント上回っています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は、20歳代で62.8%、30歳代で56.8%と、他の年齢層と比べて低くなっています。高齢者の就労確保も必要であると考えられます。

図 問5 「4. 若者の就労機会の確保も十分でないので、高齢者の就労機会の確保が優先されなくてもやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問6 障がいのある人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

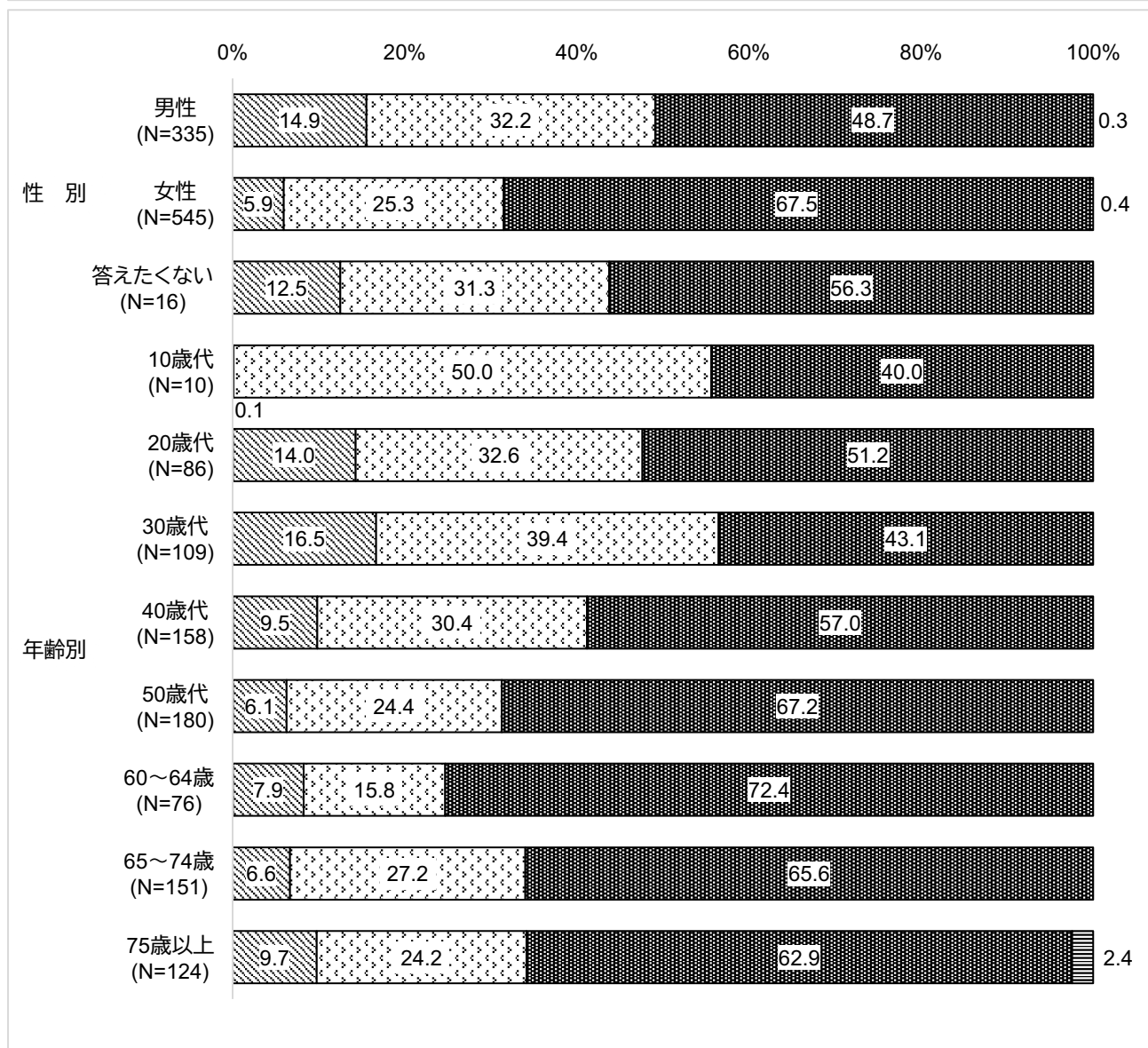
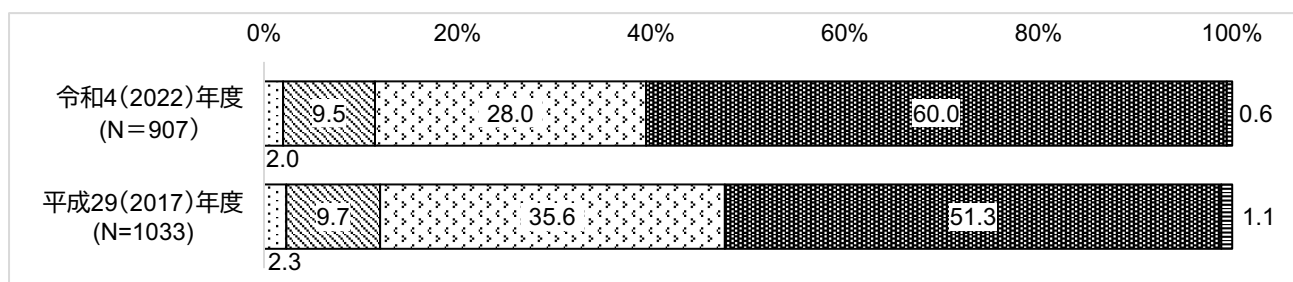
1. 災害などの緊急時には、障がい者のための対応ができなくてもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は11.5%、『そう思わない』の否定的意見は88.0%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が1.1ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が80.9%、女性が92.8%と、男性を11.9ポイント上回っています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は、各年齢層とも8割以上と、年齢層であまり差はありません。

災害などの非常時には、障がい者をはじめとする要配慮者へのきめ細かな対応が求められ、自助に加えて、自治会などの地縁組織や隣近所や友人、ボランティアなどによる多くの人の協力や支援が必要です。

図 問6 「1. 災害などの緊急時には、障がい者のための対応ができなくてもやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

2. 障がいのある子供と、そうでない子供は、教育を受ける機会を別々にした方がよい

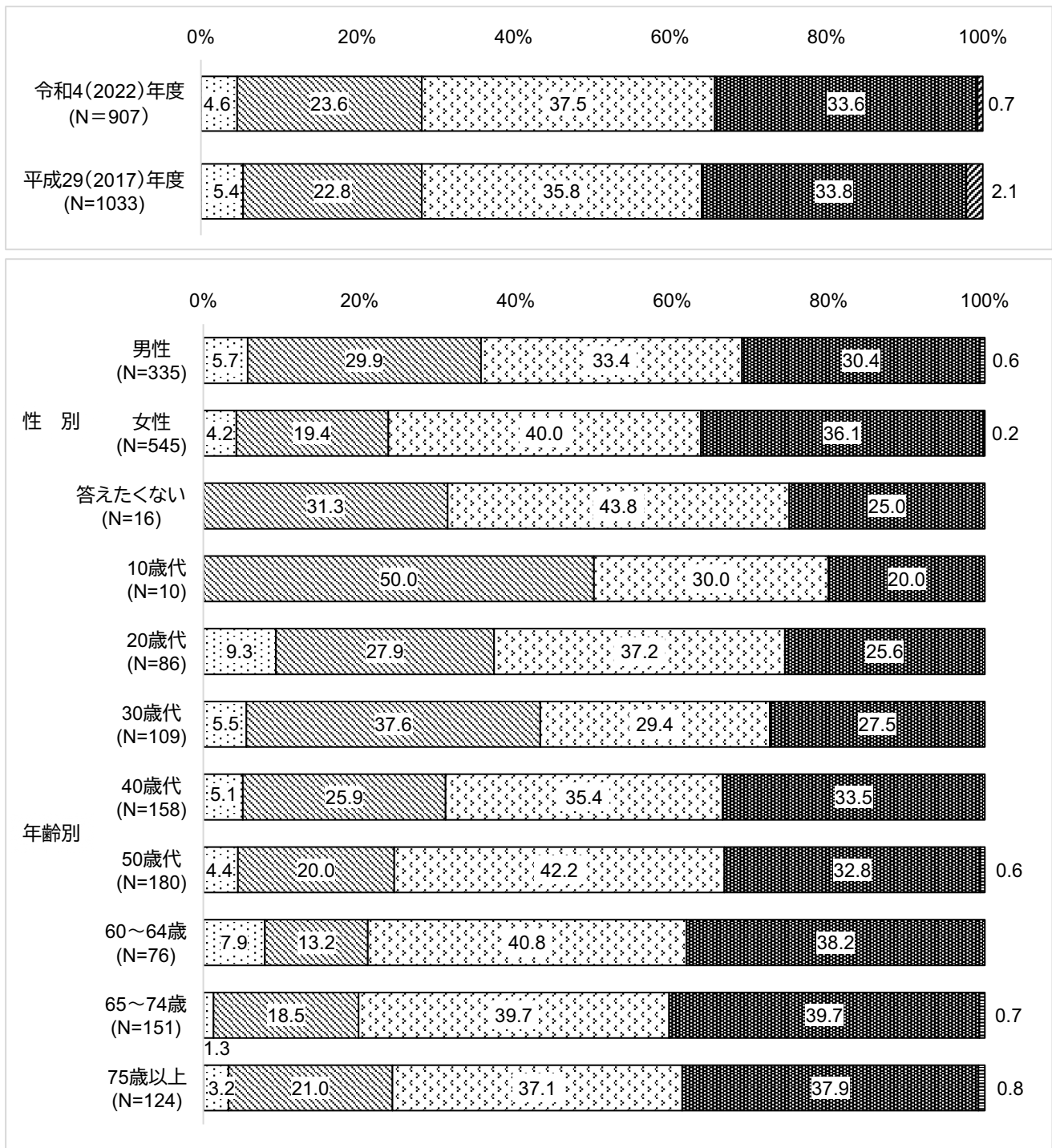
全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は28.2%、『そう思わない』の否定的意見は71.1%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が1.5ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が63.8%、女性が76.1%と男性を12.3ポイント上回っており、男女の評価の差が表れています。

年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は、30歳代以下の年齢層が他の年齢層と比べて低く、なかでも10歳代は『そう思わない』の否定的意見と『そう思う』の肯定的意見が半数となっており、認識が分かれています。40歳代以上の年齢層は、概ね年齢層が上がるほど、否定的意見が高くなる傾向がみられます。

障がいのある人もない人も、さまざまな違いを認め合い、ともに学ぶ社会をめざす教育を進める必要があります。

図 問6 「2. 障がいのある子供と、そうでない子供は、教育を受ける機会を別々にした方がよい」
について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

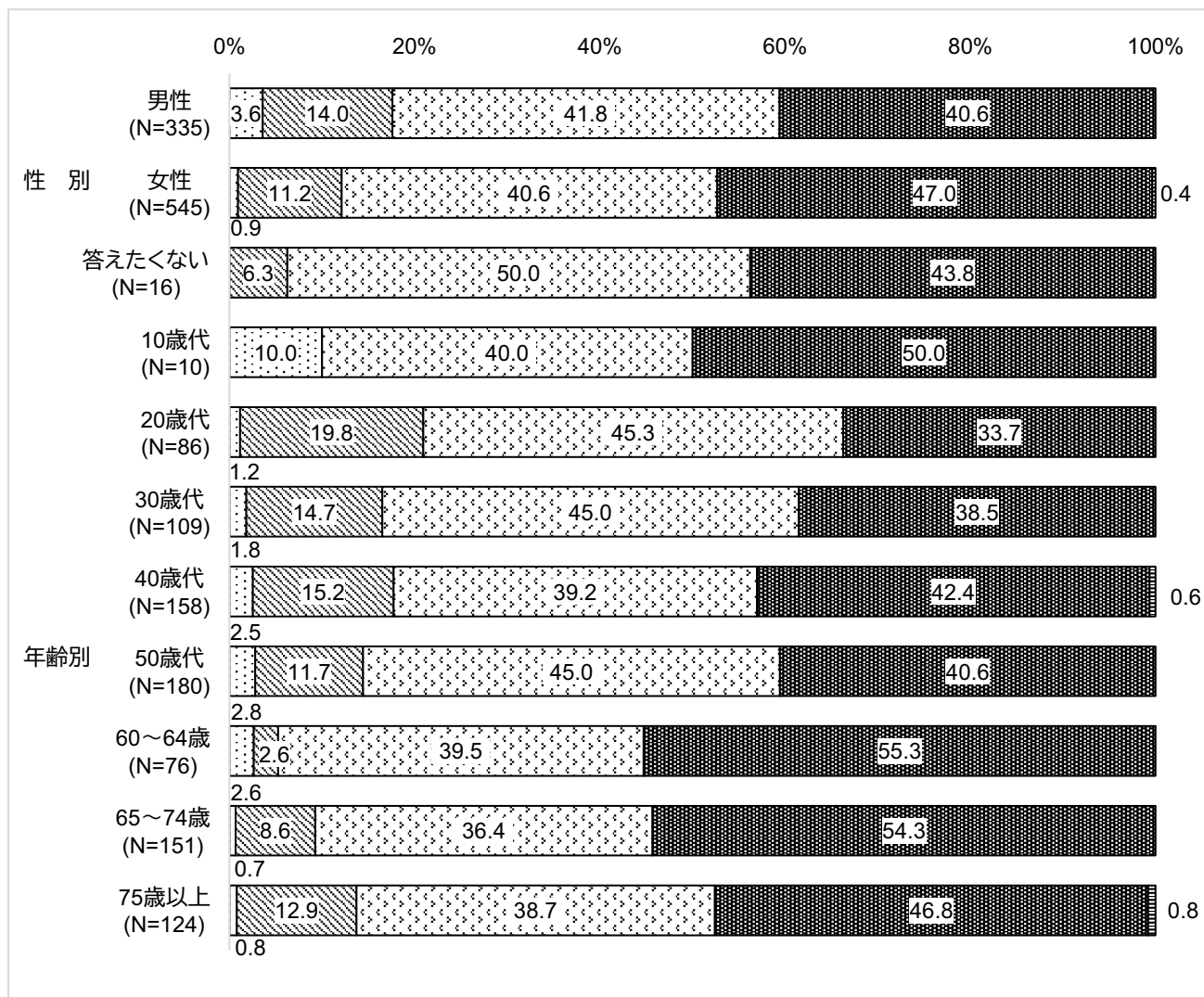
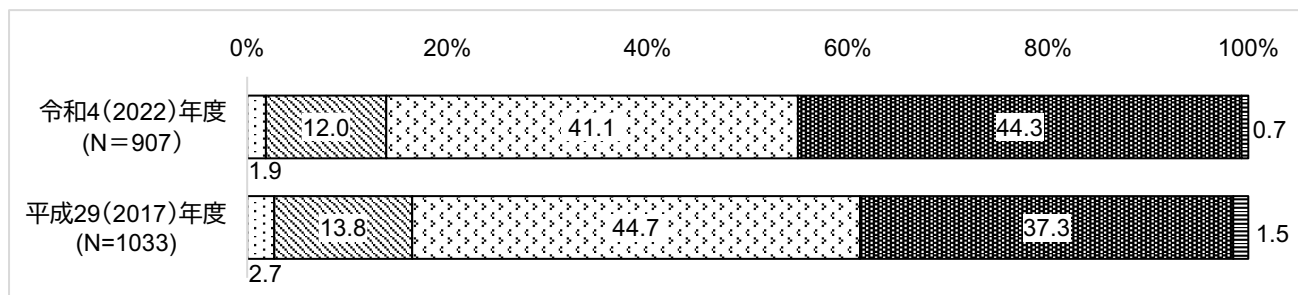
3. 企業が利益追求を優先することにより、障がい者の雇用が進まなくてもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は13.9%、『そう思わない』の否定的意見は85.4%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が3.4ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が82.4%、女性が87.6%と男性を5.2ポイント上回っています。年齢別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は20歳代で21.0%、30歳代で16.5%、40歳代で17.7%と、これらの年齢層が他の年齢層に比べて比較的高くなっています。

障がい者の雇用は「障害者雇用促進法」で、事業者に一定の雇用義務が定められ、また障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されています。障がいのある人も障がいのない人もさまざまな違いを認め合い、一人ひとりの能力や特性に応じた働き方を進めていく必要があります。

図 問6「3. 企業が利益追求を優先することにより、障がい者の雇用が進まなくてもやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

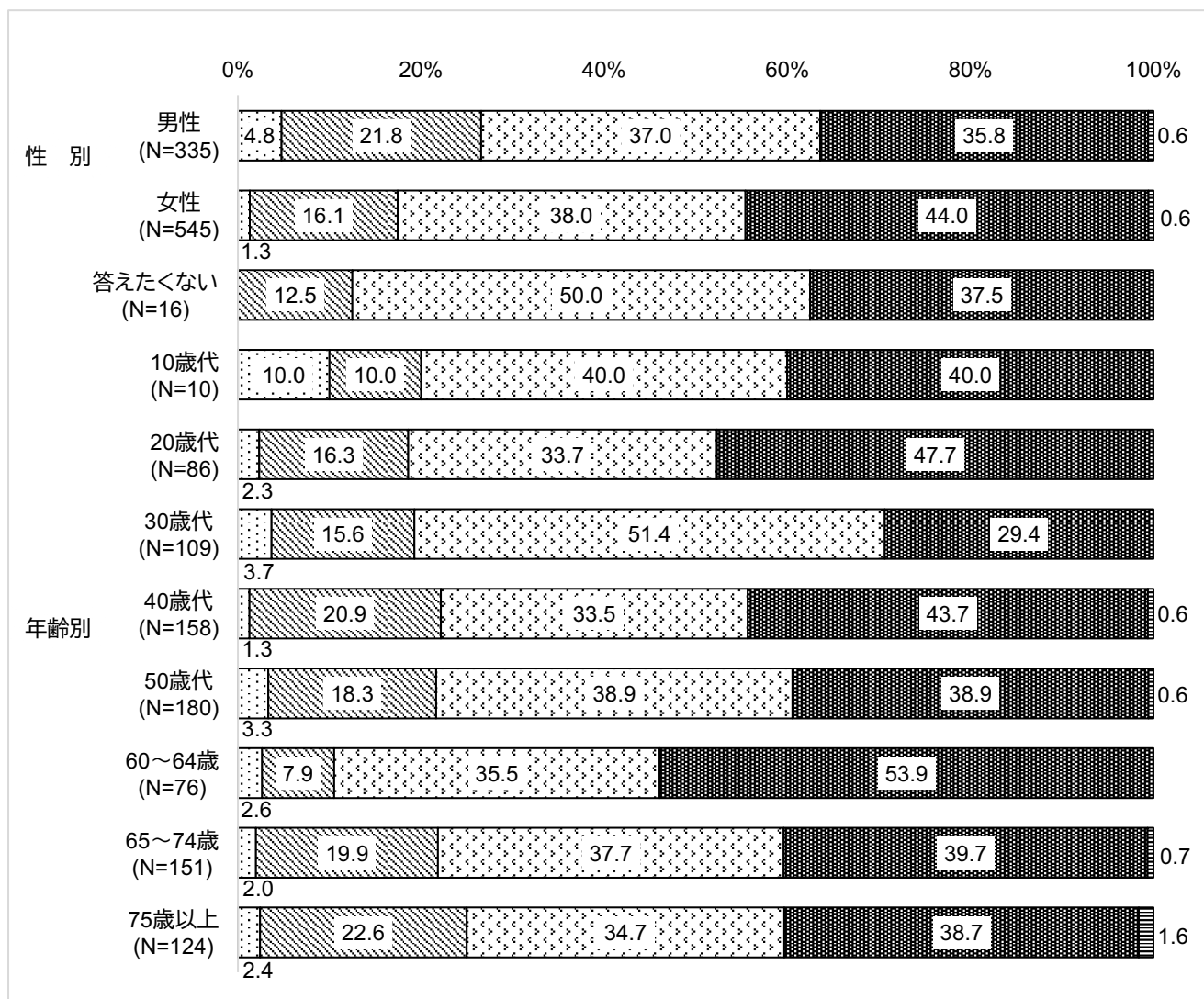
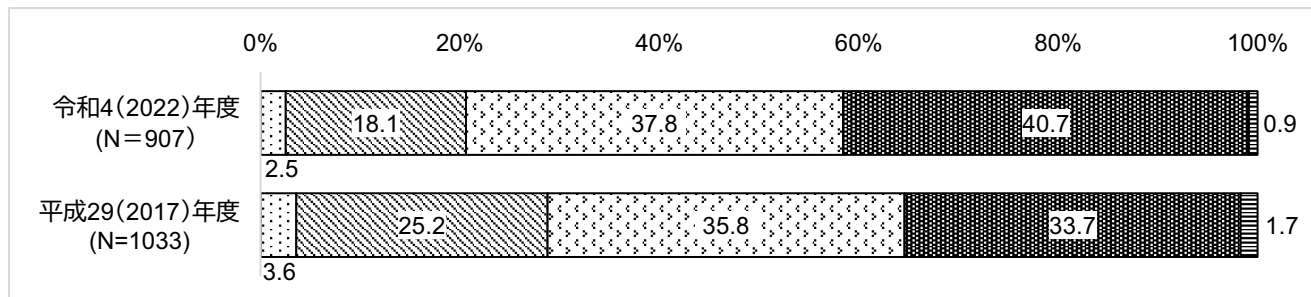
4. 自分の行動について、自分で選択や決定をする機会が制限されることがあってもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は20.6%、『そう思わない』の否定的意見は78.5%となっています。前回調査と比べて、否定的意見が9.0ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が72.8%、女性が82.0%と男性を9.2ポイント上回っています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は、60～64歳において89.4%と、他の年齢層に比べ高くなっています。

障がいのある人たちも、そうでない人も「自分の事は自分で決める権利」があります。自分に関することを自分の意志と判断によって選択、決定する自己決定は、すべての人に認められている権利です。障がいのありようは異なりますが、障がい者が地域の中で自分らしく生きていくために、一人ひとりの人格を尊重する環境を整えていく必要があります。

図 問 6 「4. 自分の行動について、自分で選択や決定をする機会が制限されることがあってもやむを得ない」について



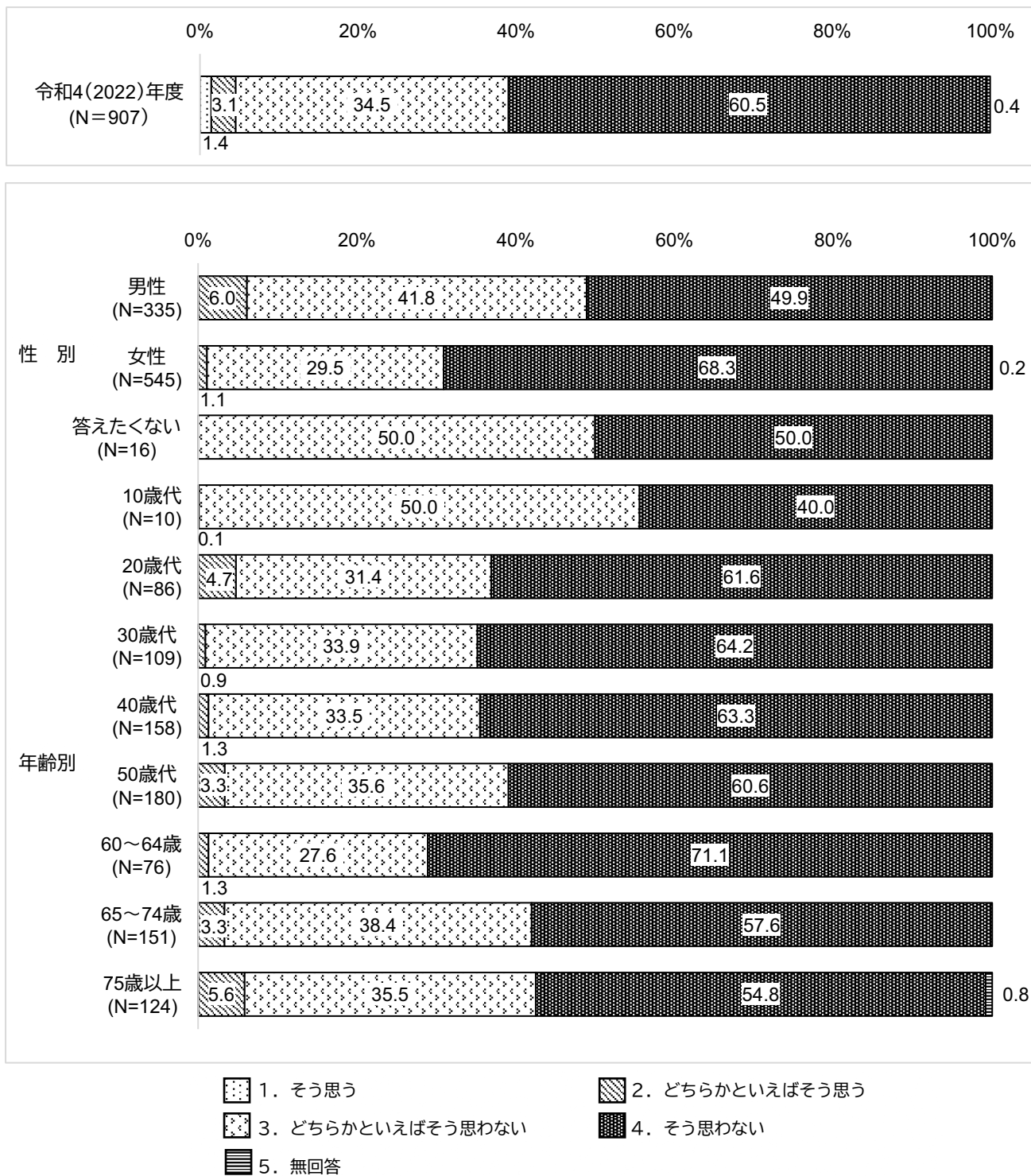
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

5. 日常生活に必要な情報を、障がい者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない

全体で見ると、「そう思わない」が 60.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」(34.5%)、「どちらかといえばそう思う」(3.1%)、「そう思う」(1.4%)の順になっています。『そう思う』の肯定的意見は 4.5%、『そう思わない』の否定的意見は 95.0%となっています。

性別で見ると、男女とも差はありませんが、性別で「答えたくない」の人すべてが否定的意見となっています。年齢別においても各年齢層とも差はありません。

図 問6 「5. 日常生活に必要な情報を、障がい者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない」について



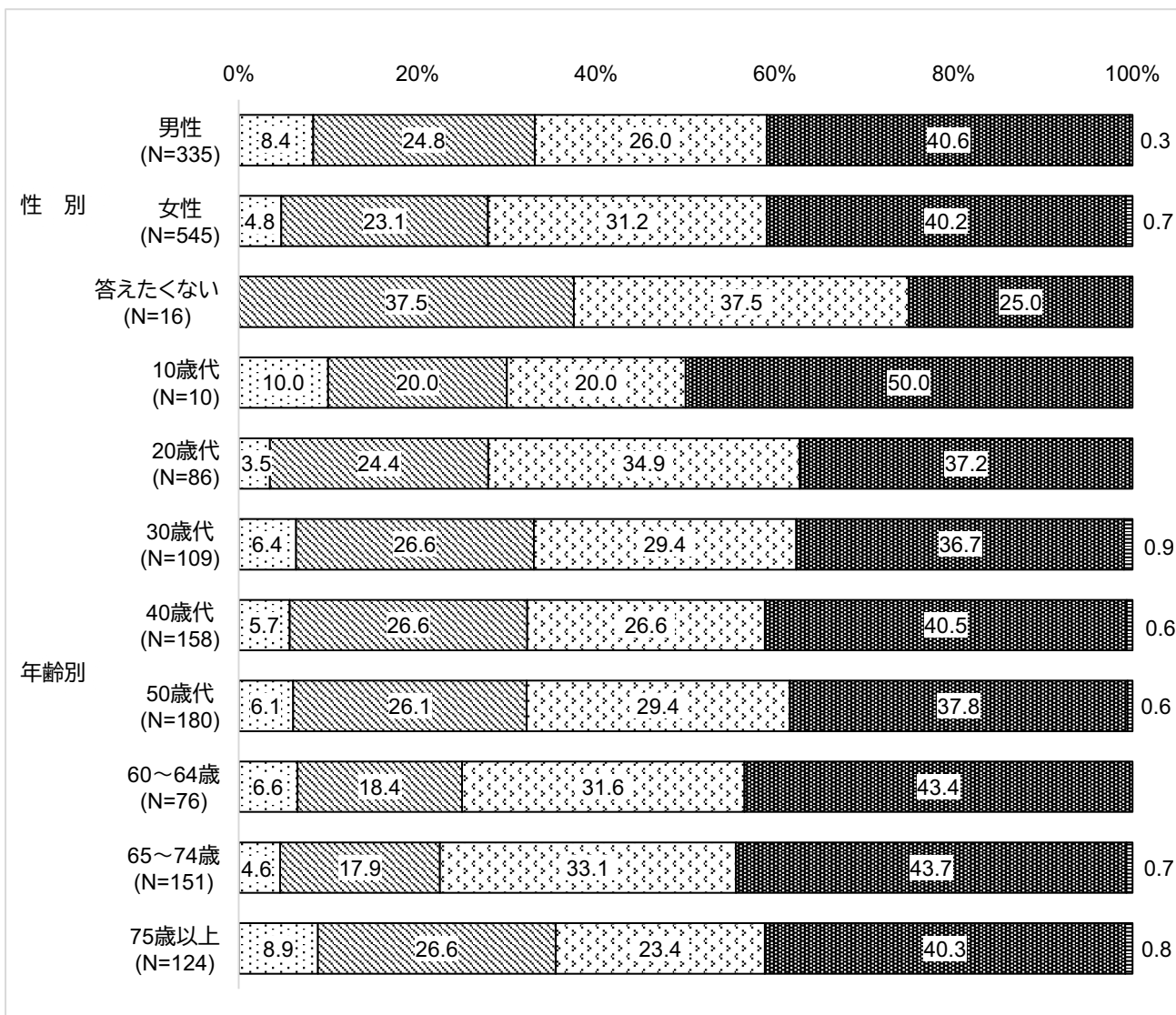
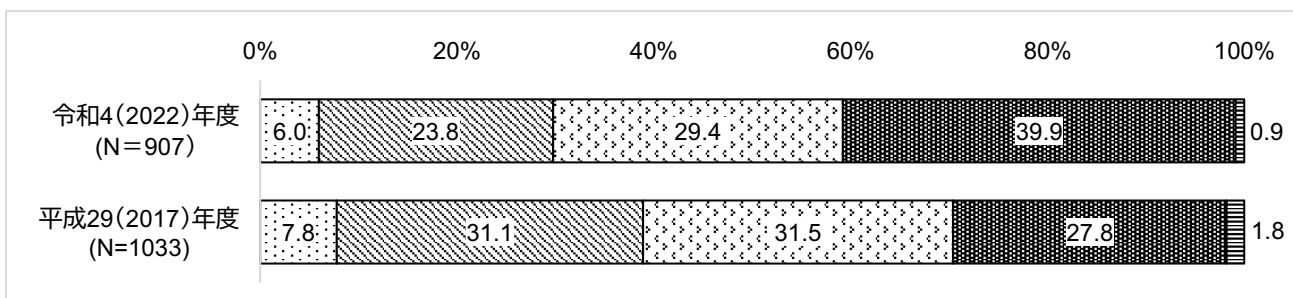
問7 同和問題（部落差別）に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

1. 結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は29.8%、『そう思わない』の否定的意見は69.3%となっています。前回調査と比べて、『そう思わない』の否定的意見が10.0ポイント増加しています。性別、年齢別とも、大きな差はありません。

前回調査より『そう思わない』の否定的意見が増加していますが、「結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない」と、『そう思う』の肯定的意見は29.8%となっています。本人の能力や資質とは全く関係なく、結婚や就職にあたって、同和地区出身という理由だけで差別することは許されない行為であることを理解する必要があります。

図 問7 「1. 結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

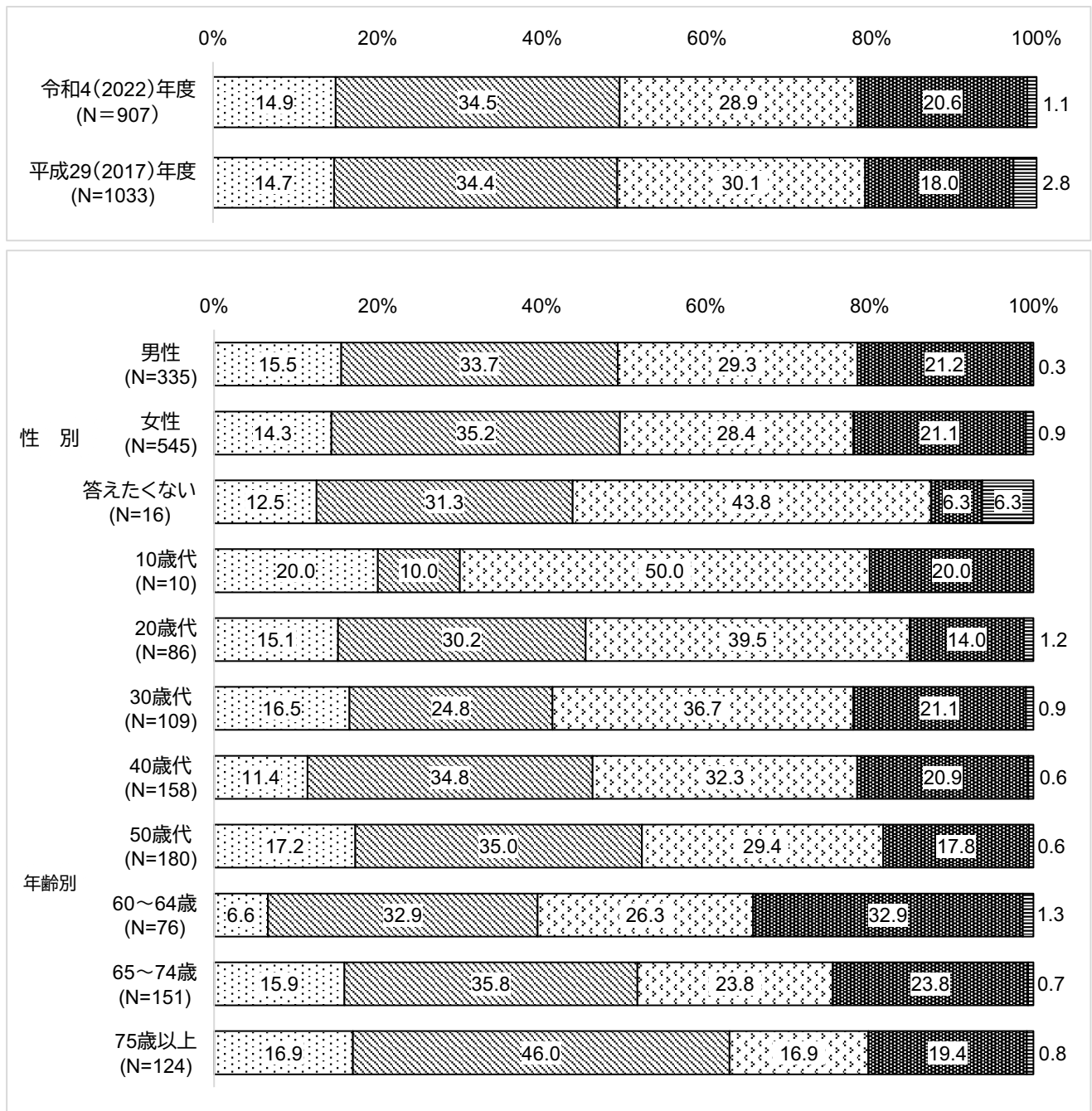
2. 行政や学校における同和問題（部落差別）に関する啓発や教育は、かえって差別を残すことになる

全体でみると、『そう思う』の肯定的意見は49.4%、『そう思わない』の否定的意見は49.5%と、肯定的意見と否定的意見はほぼ同じ割合になっており、認識が分かれています。前回調査と比べて、肯定的意見が減少、否定的意見が増加していますが、認識が二分していることに変化はありません。

性別でみると、『そう思う』の肯定的意見と『そう思わない』の否定的意見との男女の差はありません。年齢別でみると、『そう思わない』の否定的意見は10歳代が70.0%と他の年齢層に比べて顕著に高くなっていますが、65歳以上の年齢層では、否定的意見よりも『そう思う』の肯定的意見が高くなっており、年齢層での差が大きく表れています。

同和問題は、日常生活で差別が発生するなど日本固有の人権問題です。平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されましたが、同和問題の解消に向け一人ひとりが現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、国や地方公共団体、学校、職場などでの教育や啓発に取り組むことが必要です。

図 問7「2. 行政や学校における同和問題（部落差別）に関する啓発や教育は、かえって差別を残すことになる」について



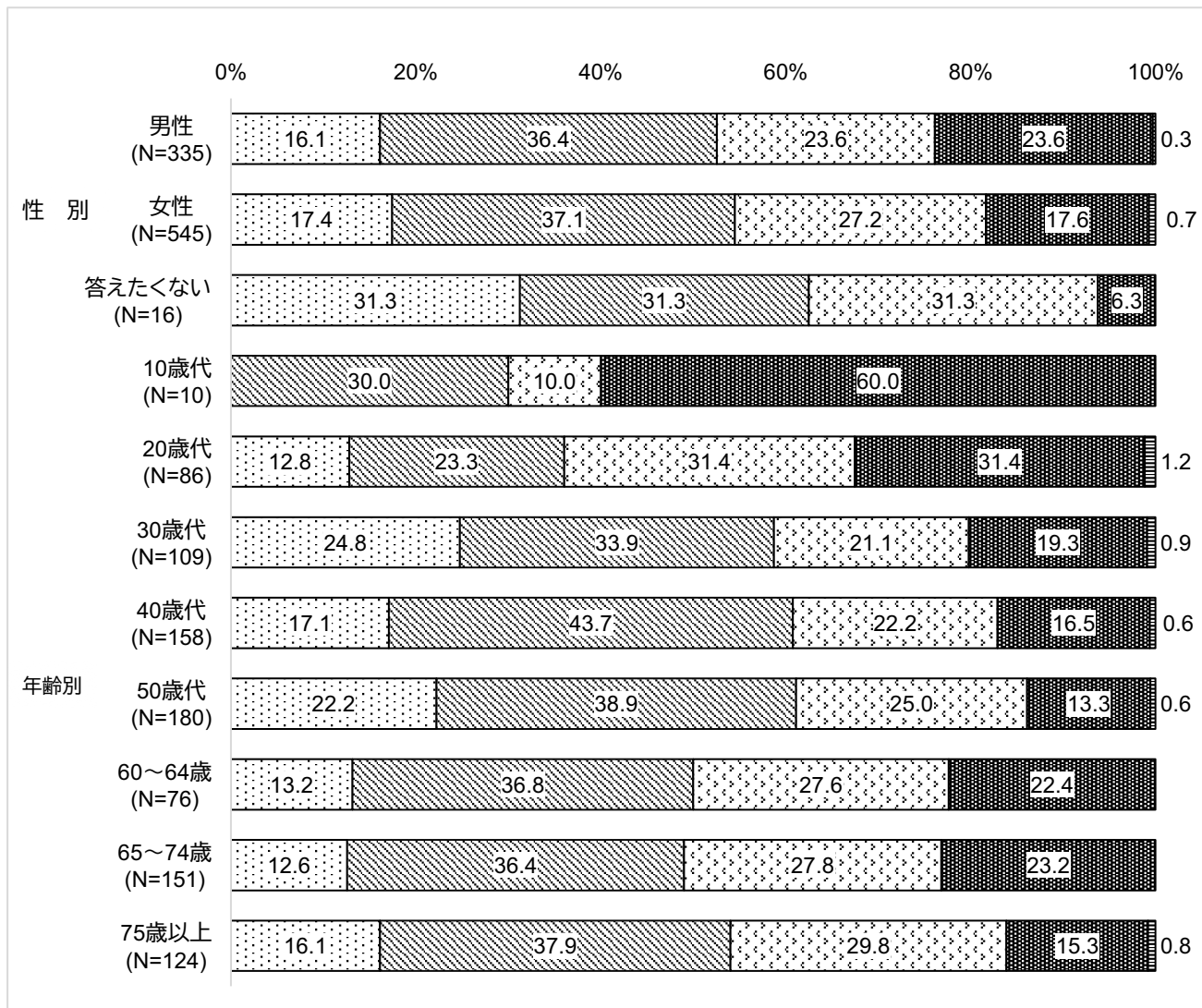
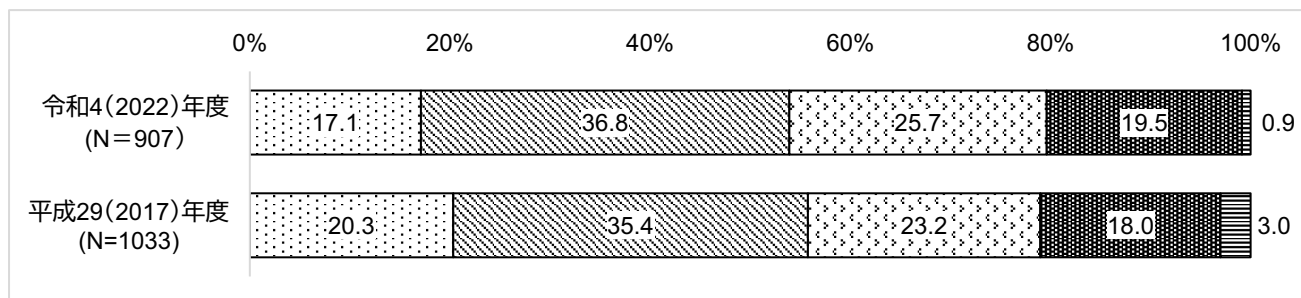
3. 住まいを選ぶときに、同和地区であるかどうか気になる

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は53.9%、『そう思わない』の否定的意見は45.2%と、肯定的意見が否定的意見よりも高くなっています。前回調査と比べて、『そう思わない』否定的意見が増加していますが、『そう思う』の肯定的意見が高いことに変化はありません。

性別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は男性が52.5%、女性が54.5%と女性が高くなっています。年齢別では、20歳代以下と65～74歳では、その他の年齢層と比べて、『そう思う』の肯定的意見より『そう思わない』の否定的意見が高く、肯定的意見と否定的意見とが逆転しています。なかでも20歳代以下は否定的意見が顕著に高くなっています。

「住まいを選ぶときに、同和地区であるかどうか気になる」と半数が回答し、また前回調査と比べてもその傾向に変化がなく、同和地区への忌避意識は未だ根強いことが表れています。

図 問7「3. 住まいを選ぶときに、同和地区であるかどうか気になる」について



-
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

4. 同和問題（部落差別）は、過去にはあったが、今は存在しないと思う

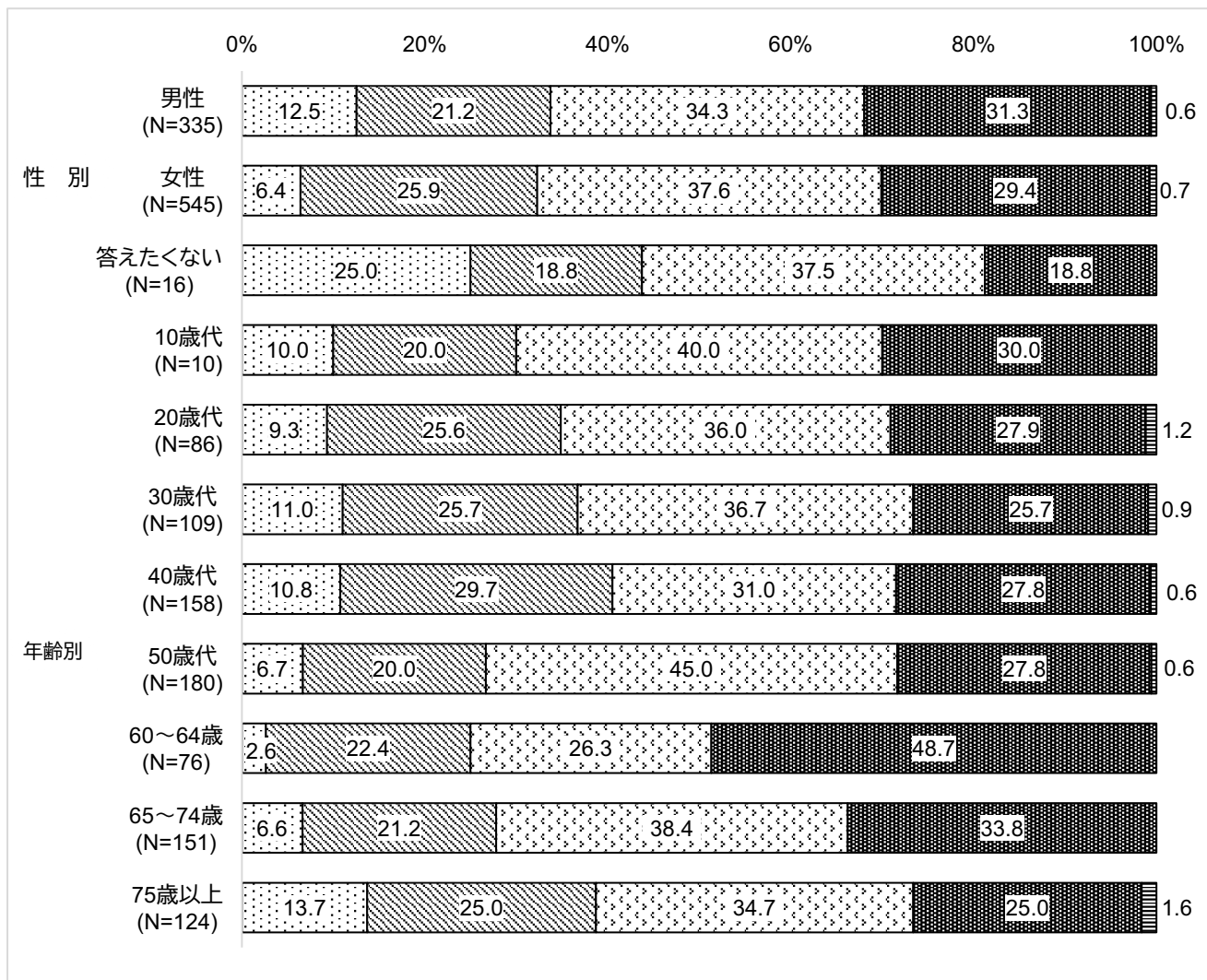
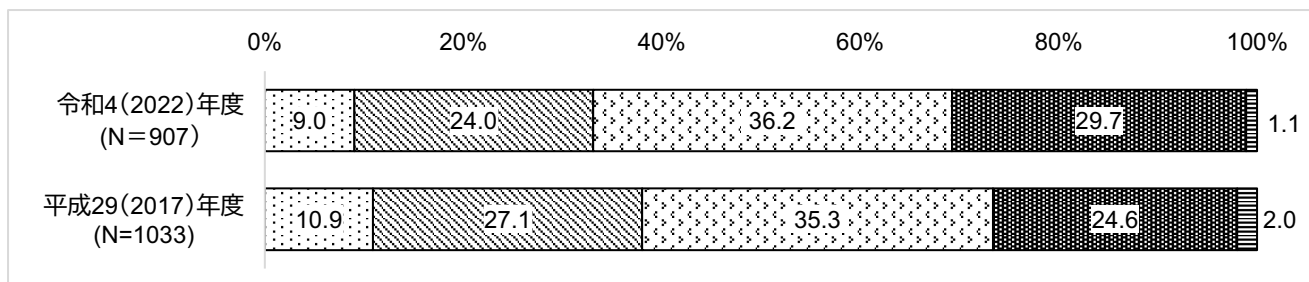
全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は33.0%、『そう思わない』の否定的意見は65.9%と、否定的意見が高くなっています。前回調査と比べて『そう思わない』の否定的意見は6.0ポイント増加しており、同和問題（部落差別）は現在もなお存在しているという認識が表れています。

性別で見ると、男女に差はありません。年齢別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は、10歳代から40歳代までは、年齢層が上がるほど高くなっている傾向が表れています。

「同和問題（部落差別）は、過去にはあったが、今は存在しないと思う」は前回調査に比べて、否定的意見は6.0ポイント増加しているものの、肯定的意見は約3割となっています。

平成28（2016）年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）は、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、「部落差別は許されない。解消することが重要な課題」として、部落差別のない社会を実現することを目的としています。今後も、差別意識、忌避意識の解消に向けた取組が必要であり、一人ひとりが同和問題（部落差別）について一層理解を深めていくことが必要です。

図 問7「4. 同和問題（部落差別）は、過去にはあったが、今は存在しないと思う」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問8 外国人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

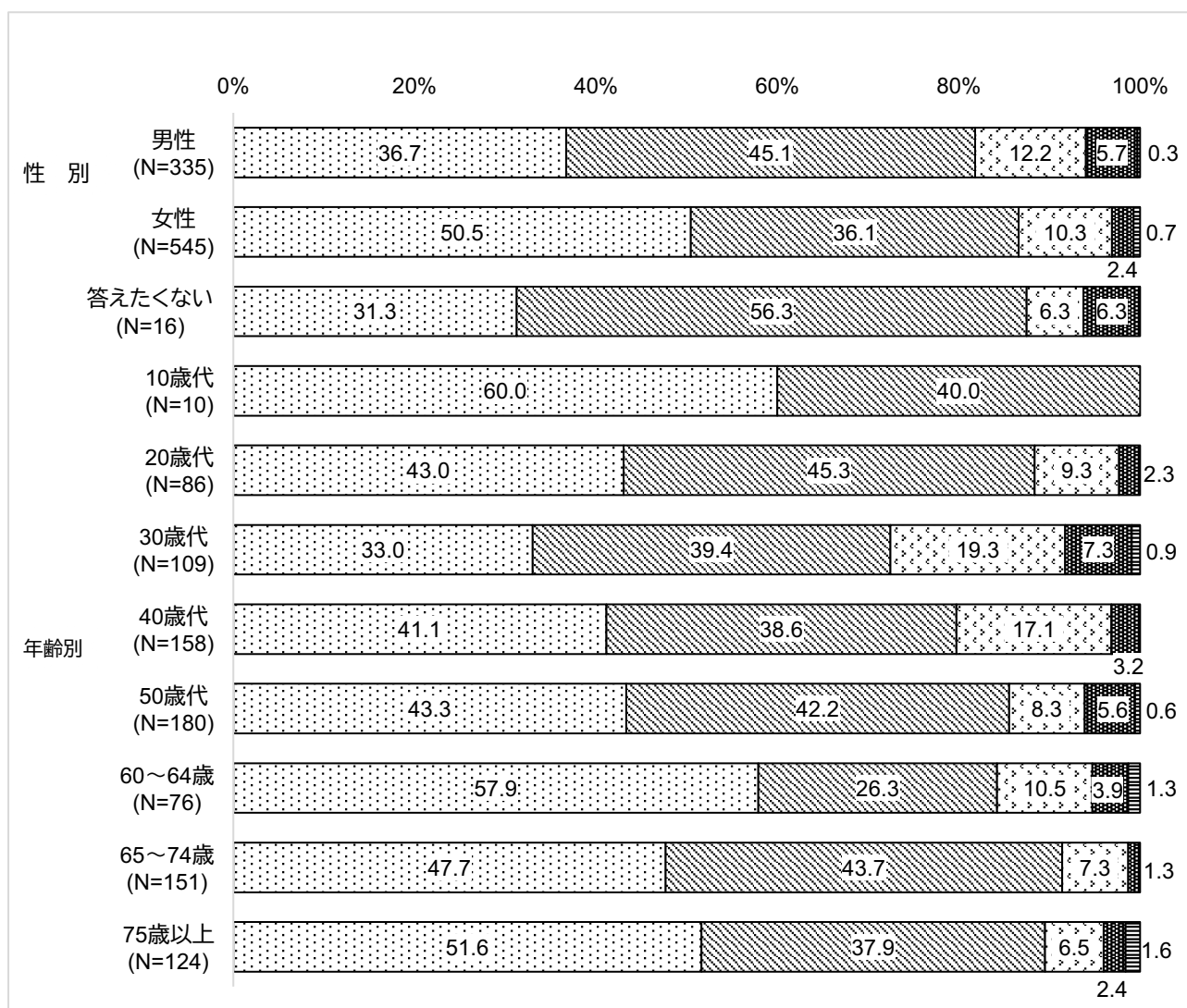
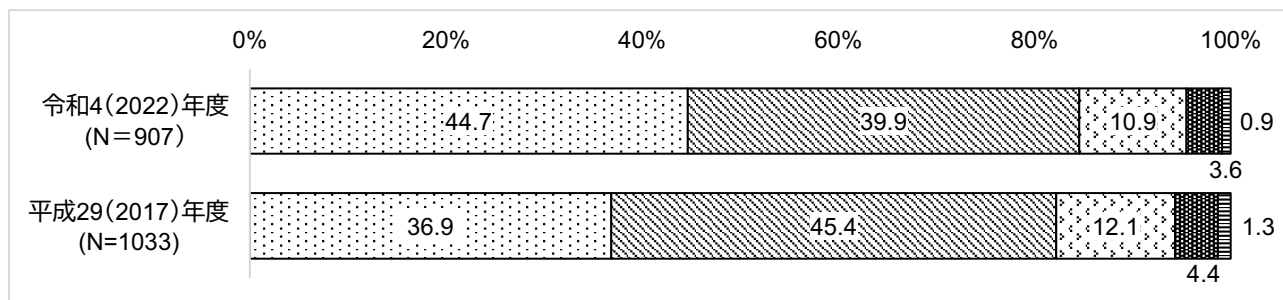
1. 公共施設や行政窓口などに、外国人のための表記がないことは配慮に欠ける

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は84.6%、『そう思わない』の否定的意見は14.5%となっています。前回調査と比べて、肯定的意見は増加しています。

性別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は男性が81.8%、女性が86.6%と、女性が高くなっています。年齢別では、『そう思う』の肯定的意見は各年齢層とも7割を超え、なかでも10歳代は100%となっています。

さまざまな国籍の外国人が職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日していることから、外国人の受け入れのあり方の変化や多様な就業状況、生活実態に即した施策が引き続き求められています。

図 問8 「1. 公共施設や行政窓口などに、外国人のための表記がないことは配慮に欠ける」について



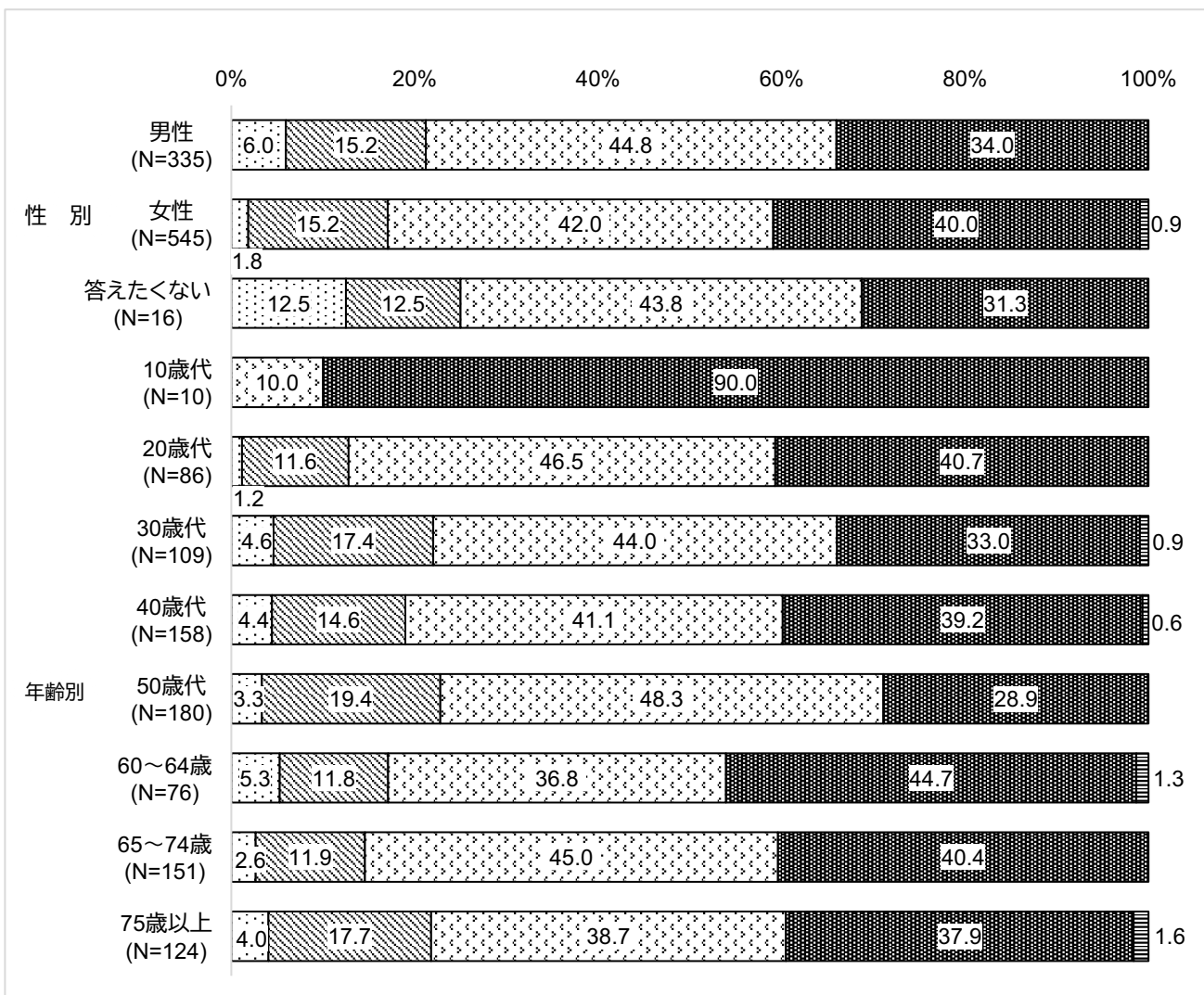
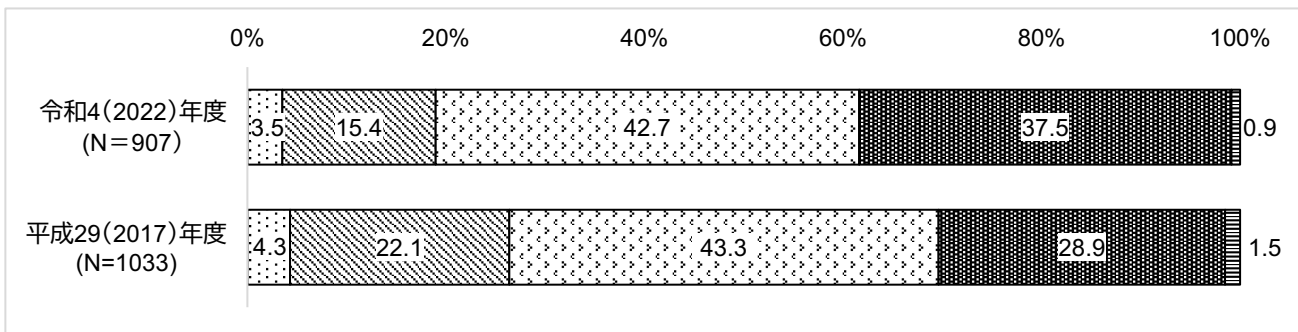
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

2. 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒まれてもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は18.9%、『そう思わない』の否定的意見は80.2%となっています。前回調査と比べて、『そう思わない』の否定的意見は8.0ポイント増加しています。性別、年齢別ともに、特定の傾向はみられません。

文化や生活習慣等の違いを理解していく必要があります。

図 問8「2. 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒まれてもやむを得ない」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

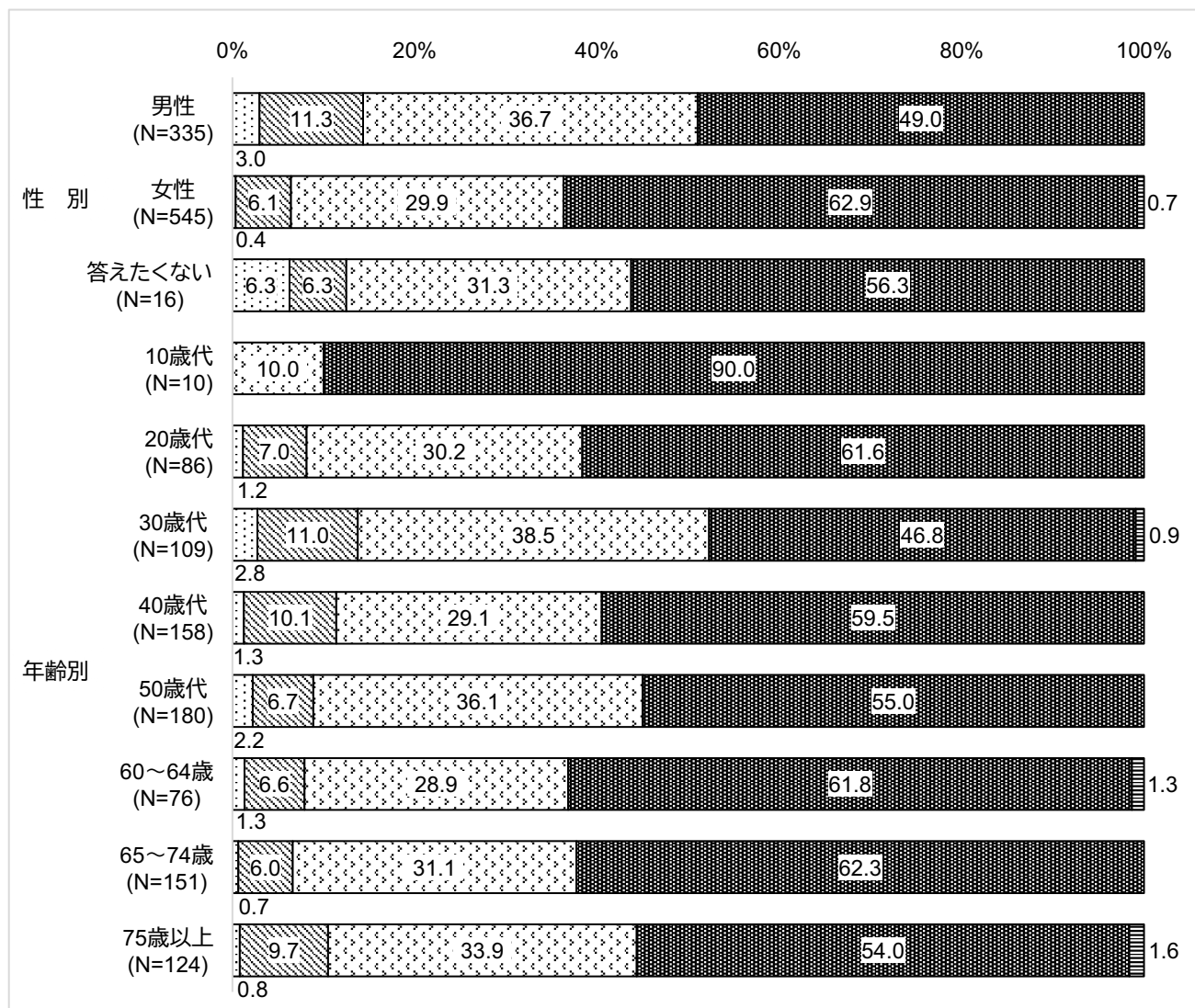
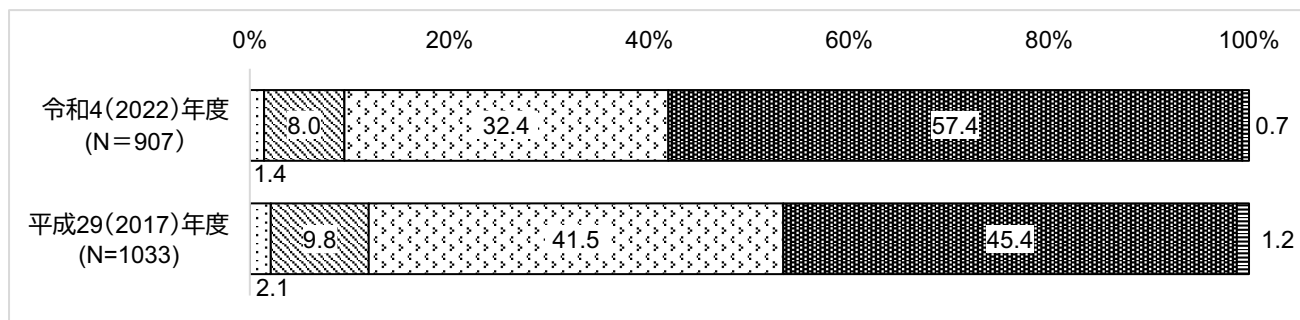
3. 災害などの緊急時には、外国人のための対応ができなくてもやむを得ない

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は 9.4%、『そう思わない』の否定的意見は 89.8%となっています。前回調査と比べて、否定的意見は 2.9 ポイント増加しています。

性別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は男性が 85.7%、女性が 92.8%と女性が高くなっています。

障がい者、高齢者、外国人など災害時の要配慮者への対応意識は浸透している状況にありますが、今後様々な場面において外国人のための対応が課題となります。

図 問 8「3. 災害などの緊急時には、外国人のための対応ができなくてもやむを得ない」について



- 1. そう思う
 - 3. どちらかといえばそう思わない
 - 5. 無回答
- 2. どちらかといえばそう思う
 - 4. そう思わない

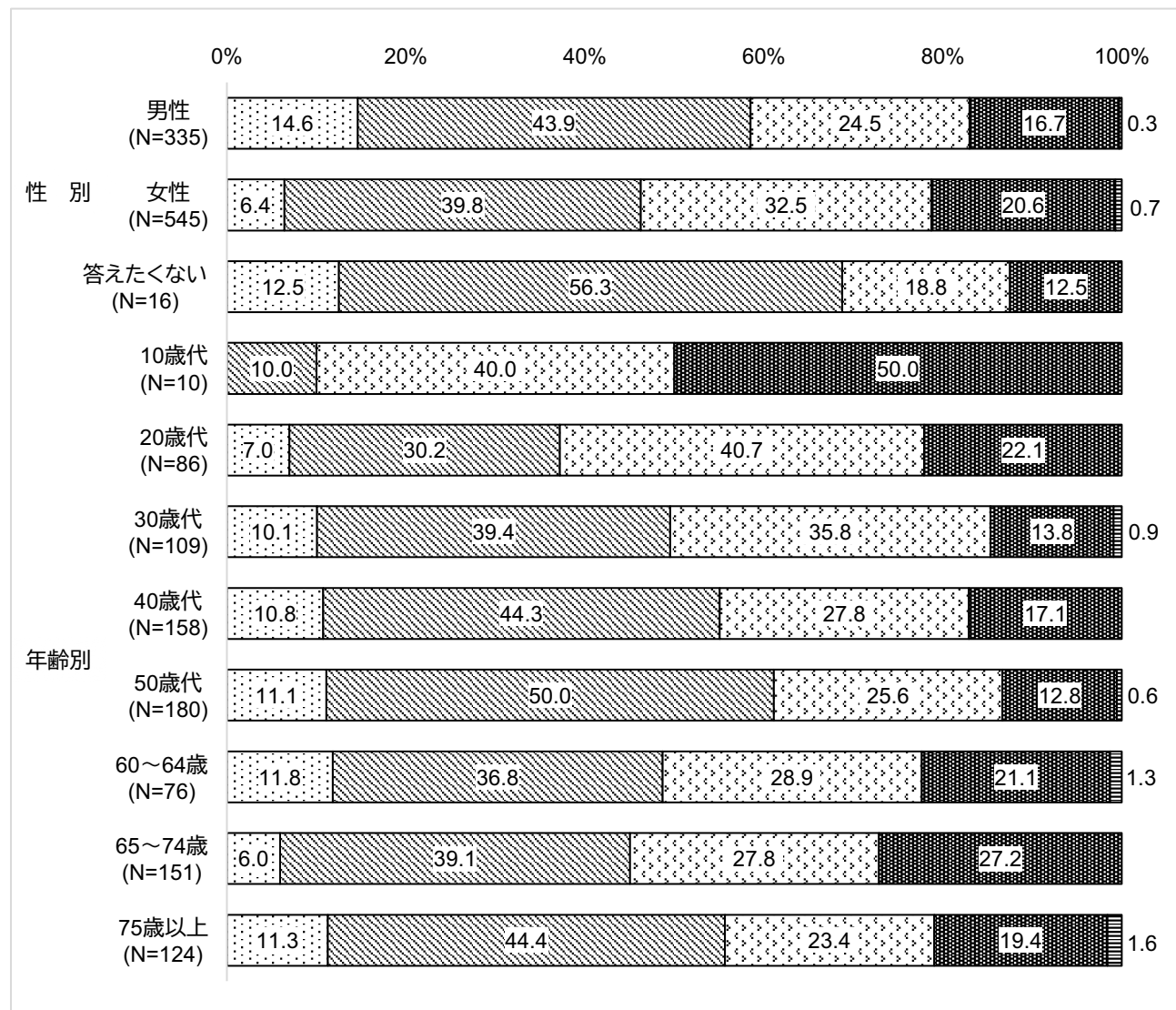
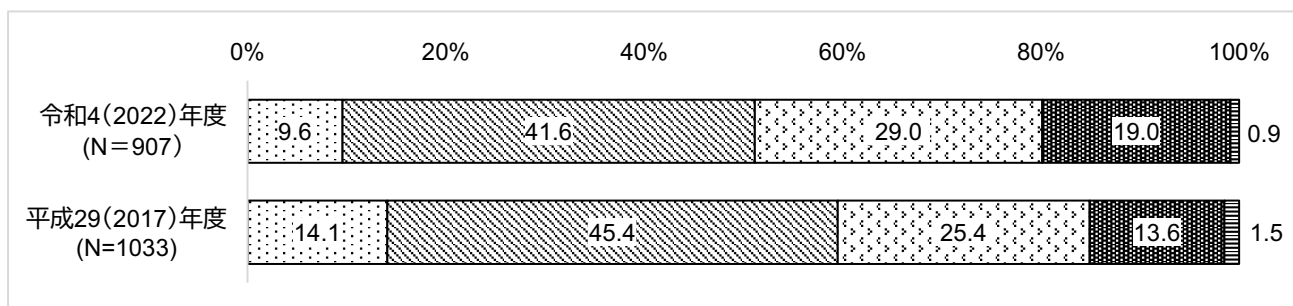
4. 日本に住んでいるので、文化や生活習慣なども日本に合わせるべきである

全体で見ると、『そう思う』の肯定的意見は51.2%、『そう思わない』の否定的意見は48.0%と、評価は二分しています。前回調査と比べて、『そう思わない』の否定的意見は9.0ポイント増加しており、外国人との共生への意識は高まりつつあると考えられます。

性別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は男性が58.5%、女性が46.2%と男性が12.3ポイント上回っている半面、『そう思わない』の否定的意見は女性が53.1%と男性(41.2%)を11.9ポイント上回っており、男女での認識は逆転しています。年齢別で見ると、『そう思わない』の否定的意見は10歳代が90.0%、20歳代が62.8%と、他の年齢層に比べて顕著に高くなっています。

互いに文化的多様性を認め合う多文化共生を基調に、地域での相互理解と相互交流に取り組む必要があります。

図 問8 「4. 日本に住んでいるので、文化や生活習慣なども日本に合わせるべきである」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問9 インターネットに関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。

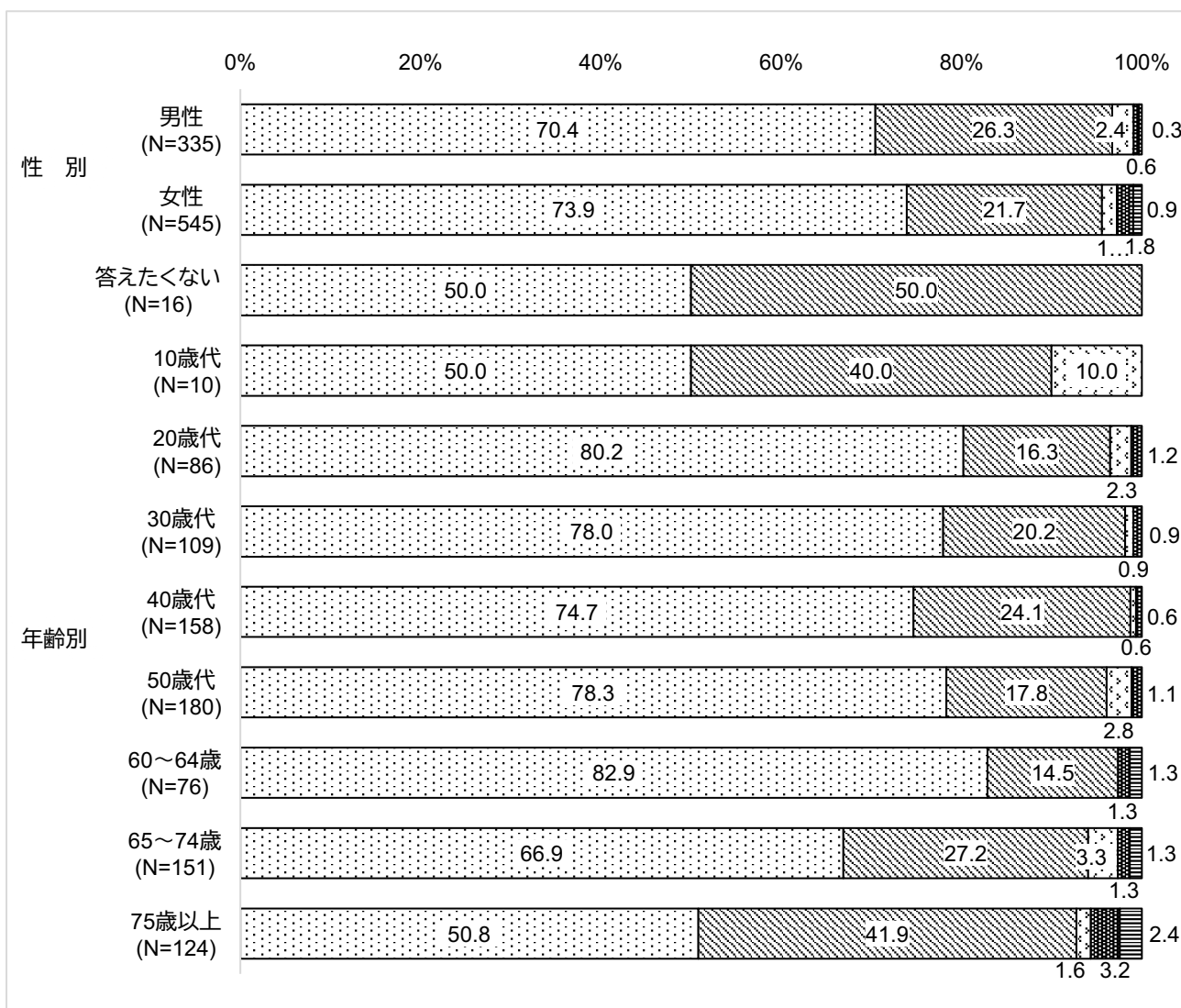
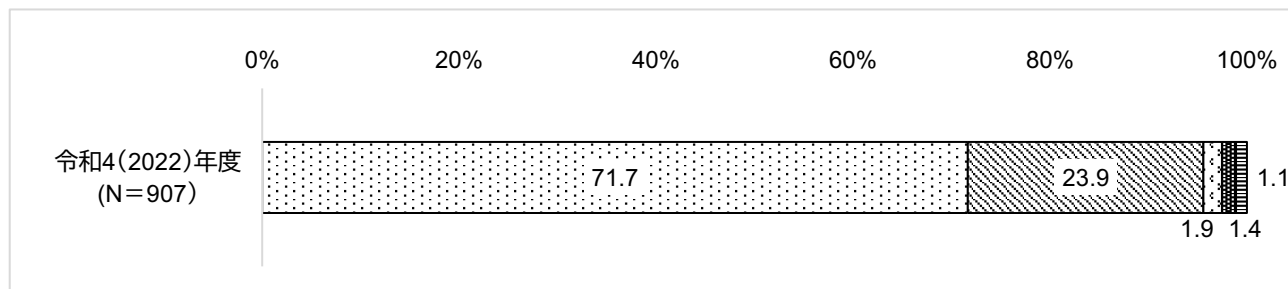
1. 他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること

全体で見ると、「あると思う」が 71.7%、「どちらかといえばあると思う」が 23.9%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 95.6%、「どちらかといえばあると思わない」(1.9%)と「あると思わない」(1.4%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 3.3%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 96.7%、女性が 95.6%と、男女とも差がありません。また「答えたくない」の人は、肯定的意見が 100%となっています。年齢別で見ると、『あると思う』の肯定的意見が、各年齢層とも 9 割以上となっています。

インターネットは誰もが容易に情報を受発信することができるメディアですが、他人のプライバシーや誹謗中傷をする情報は人権を侵害し、許されない行為です。

図 問9 「1. 他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

2. フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること

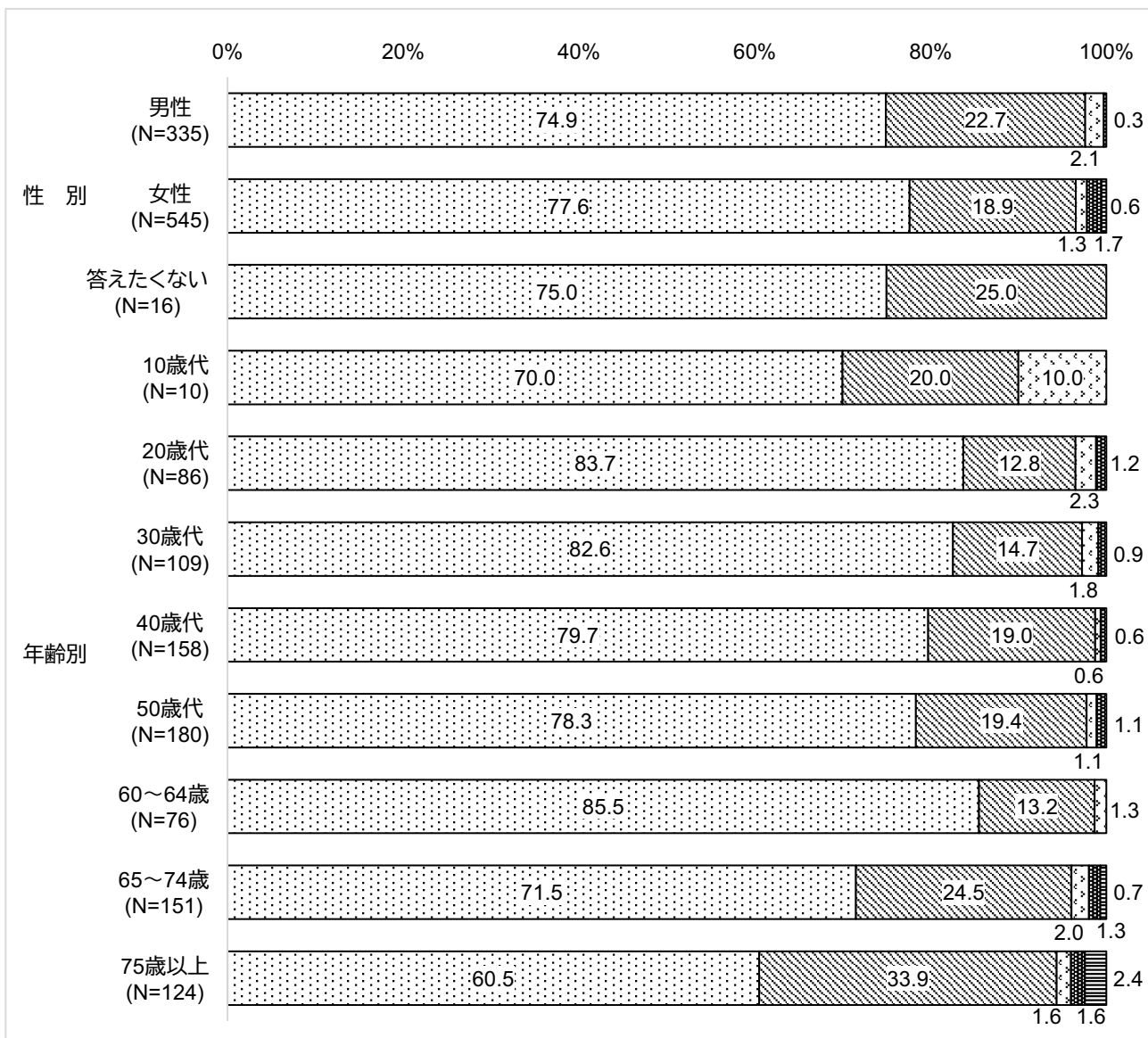
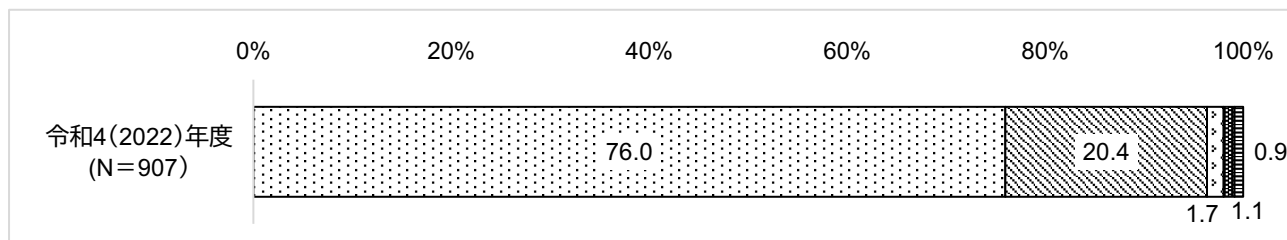
全体で見ると、「あると思う」が 76.0%、「どちらかといえばあると思う」が 20.4%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 96.4%、「どちらかといえばあると思わない」（1.7%）と「あると思わない」（1.1%）の合計『あると思わない』の否定的意見は 2.8%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 97.6%、女性が 96.5%と男女とも差がありません。また「答えたくない」の人は、肯定的意見が 100%となっています。

年齢別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は各年齢層とも 9割以上を占めていますが、10歳代は、『あると思わない』の否定的意見は 10.0%と、他の年齢層に比べて顕著に高くなっています。

情報に惑わされることなく主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成を図る学習機会の提供が必要です。

図 問 9「2. フェイクニュース(真実ではない情報)や誤った情報が拡散されること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

3.SNS（LINE や Twitter など）による交流が犯罪を誘発する場となっていること

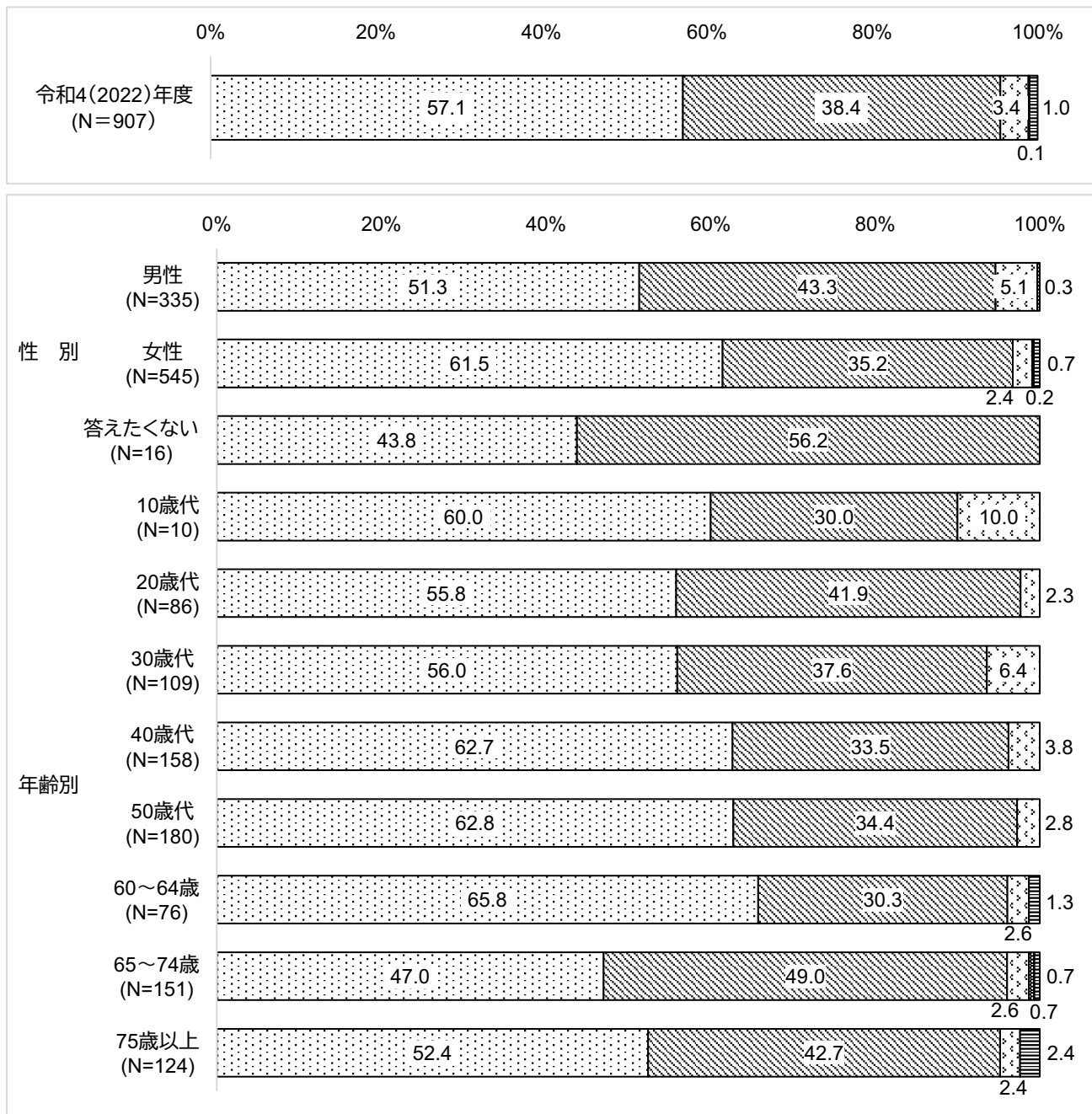
全体でみると、「あると思う」が 57.1%、「どちらかといえばあると思う」が 38.4%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 95.5%、「どちらかといえばあると思わない」（3.4%）と「あると思わない」（0.1%）の合計『あると思わない』の否定的意見は 3.5%となっています。

性別でみると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 94.6%、女性が 96.7%と男女ともあまり差はありません。また「答えたくない」の人は、肯定的意見が 100%となっています。

年齢別では、『あると思う』の肯定的意見は各年齢層とも 9 割以上を占めていますが、『あると思わない』の否定的意見は 10 歳代で 10.0%と高くなっています。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）では、お互いの名前、年齢など素性を明かす必要がないため、SNS を悪用して青少年が犯罪に巻き込まれることが後を絶たない状況であることから、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

図 問9「3. SNS（LINE や Twitter など）による交流が犯罪を誘発する場となっていること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

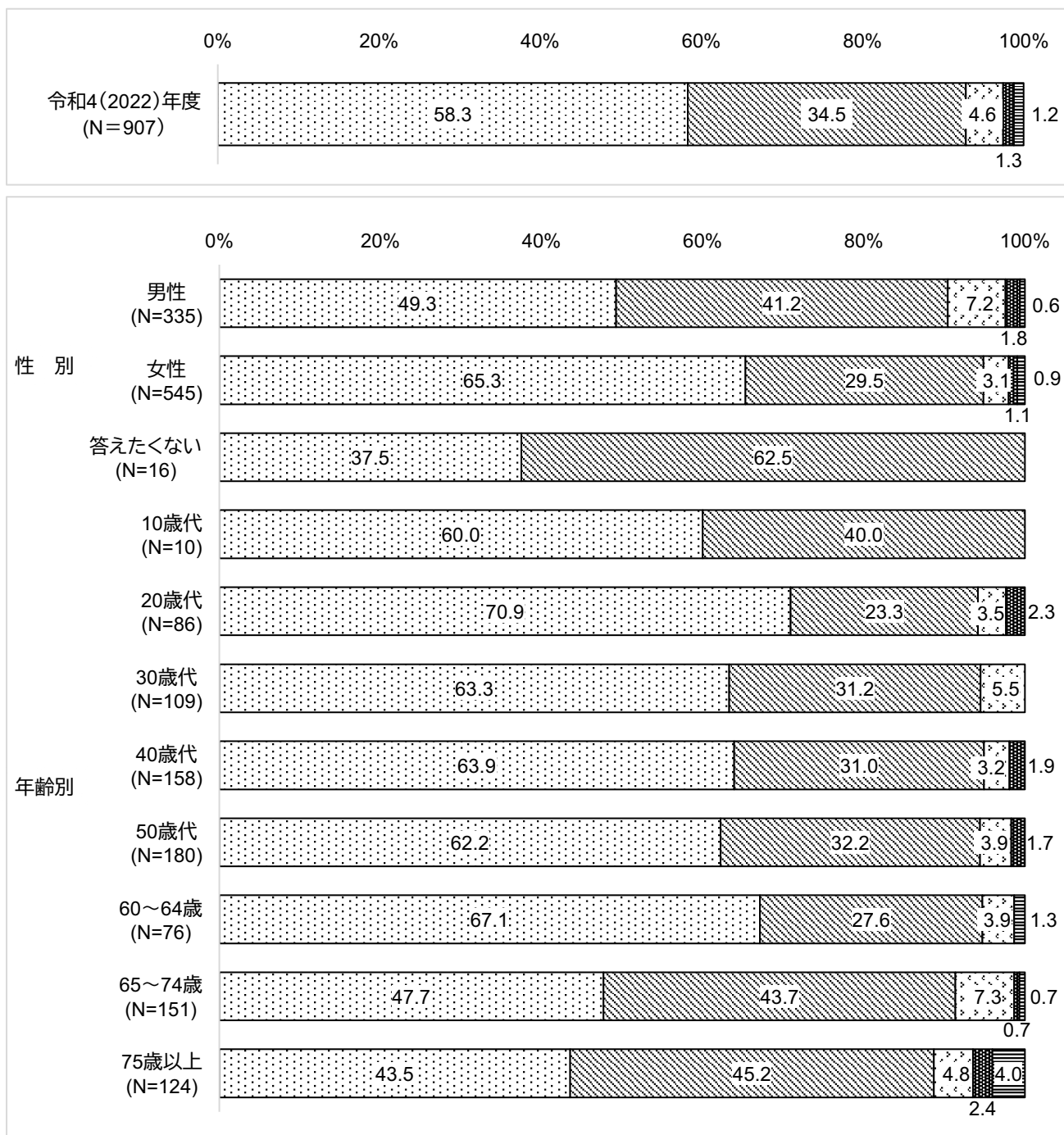
4. 友人と映った画像が無断で SNS などに掲載されること

全体で見ると、「あると思う」が 58.3%、「どちらかといえばあると思う」が 34.5%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 92.8%、「どちらかといえばあると思わない」(4.6%)と「あると思わない」(1.3%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 5.9%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 90.5%、女性が 94.8%と男女に差がみられます。また「答えたくない」の人は、100%となっています。年齢別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は 10 歳代が 100%と年代の中で最も高くなっています。

ネット上に流出した画像は、すべて回収・削除することはできません。無断で画像を他の人に送信・転送したりすることは犯罪です。加害者にも被害者にもならないよう啓発をすることが必要です。

図 問9 「4. 友人と映った画像が無断で SNS などに掲載されること」について



-
- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

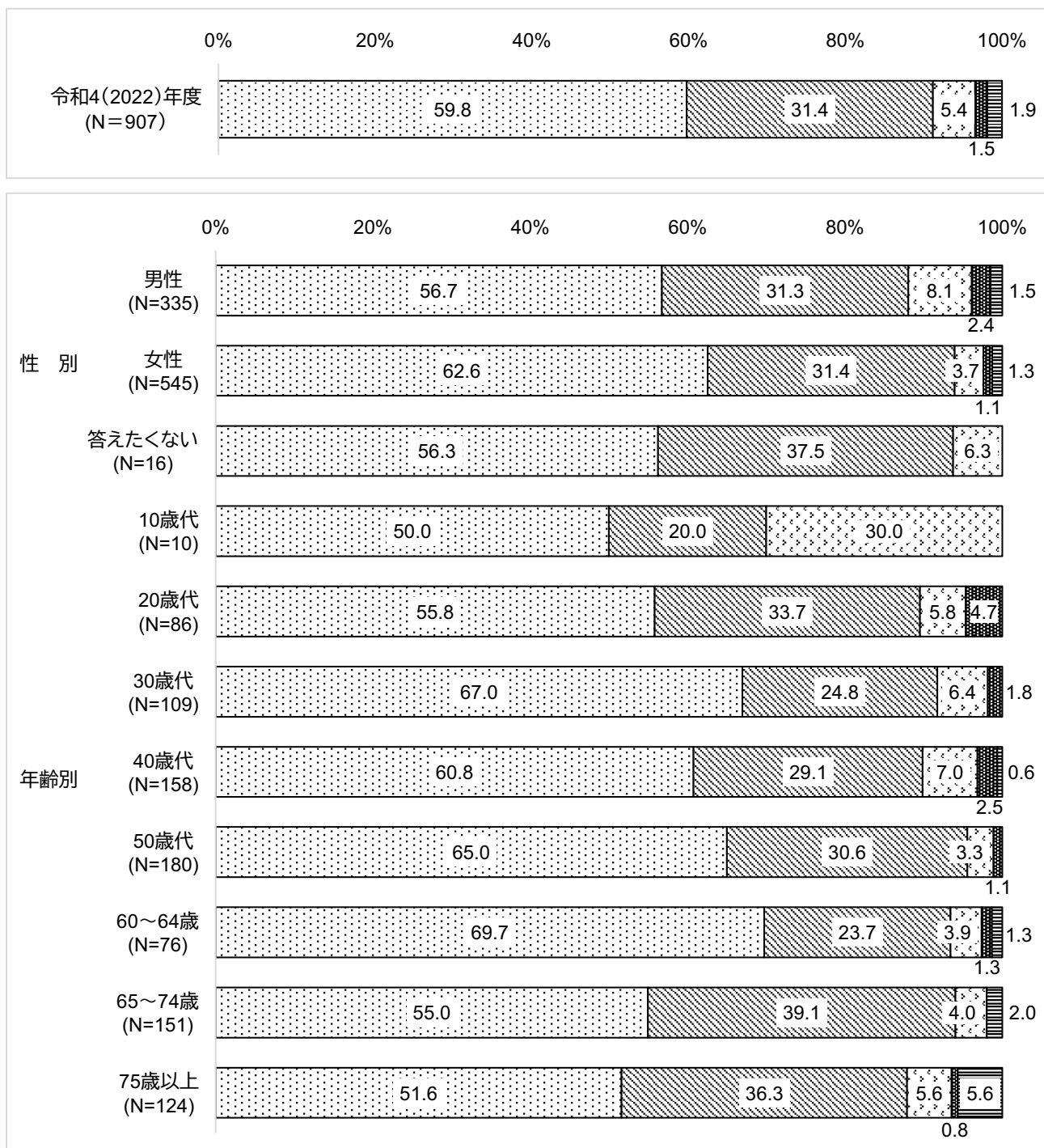
5. 書き込んだ人を特定するための手続きに時間を要すること

全体では、「あると思う」が 59.8%、「どちらかといえばあると思う」が 31.4%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 91.2%、「どちらかといえばあると思わない」(5.4%)と「あると思わない」(1.5%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 6.9%となっています。

性別でみると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 88.0%、女性が 94.0%と、女性が 6.0 ポイント高くなっています。年齢別でみると、『あると思う』の肯定的意見は 10 歳代を除いて 90%前後となっています。10 歳代は肯定的意見が年齢層の中で最も低く、『あると思わない』の否定的意見は 30.0%と年齢層の中で最も高く、その他の年齢層とは異なった評価が表れています。

人権を侵害する悪質な情報については、令和 2 (2020) 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定され、令和 3 (2021) 年には、より円滑に被害者救済を図るためプロバイダ責任制限法の一部を改正する法律が成立しています。

図 問9 「5. 書き込んだ人を特定するための手続きに時間を要すること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

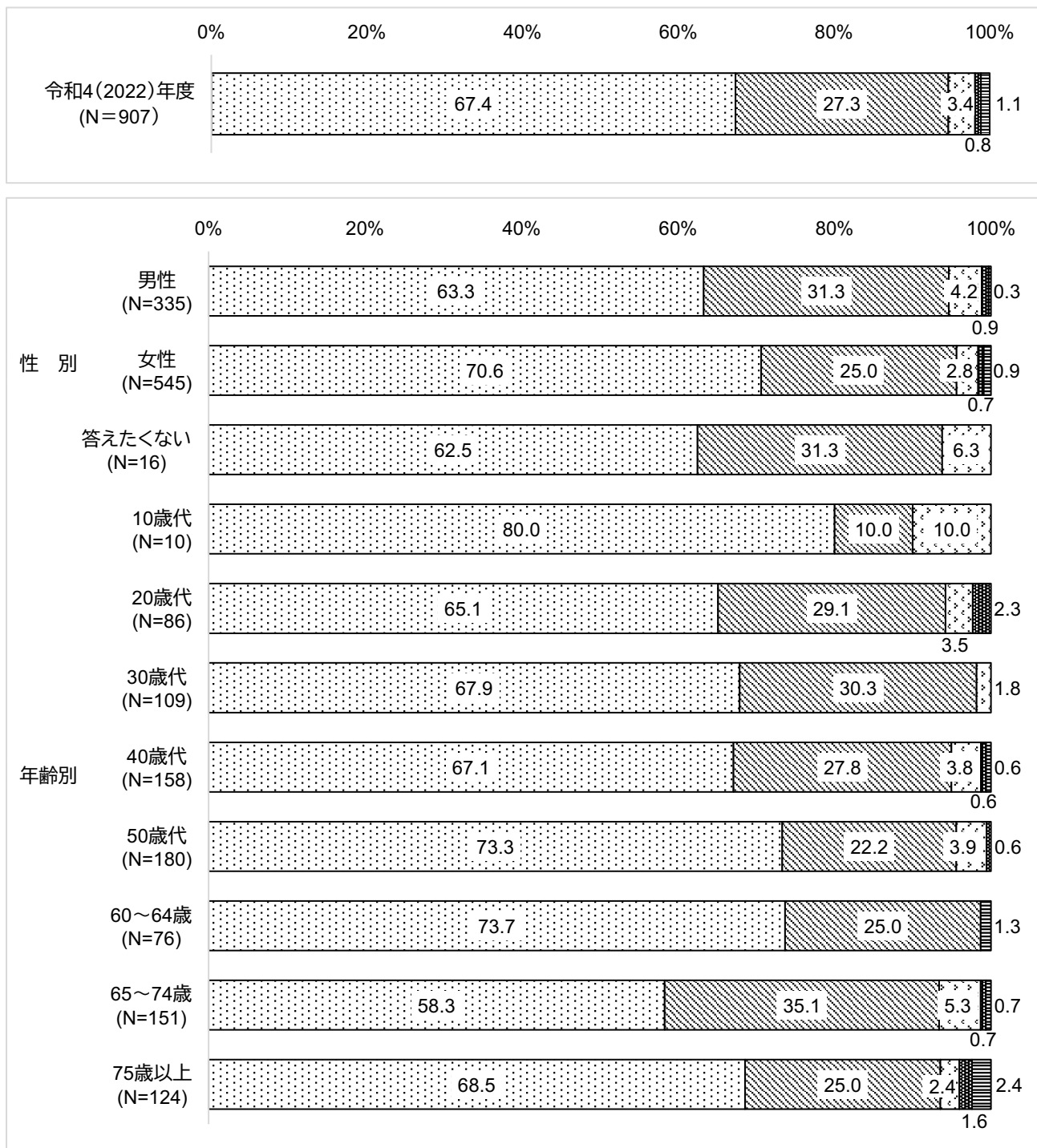
6. インターネットが悪質商法の取引の場となっていること

全体で見ると、「あると思う」が 67.4%、「どちらかといえばあると思う」が 27.3%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 94.7%、「どちらかといえばあると思わない」(3.4%)と「あると思わない」(0.8%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 4.2%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 94.6%、女性が 95.6%と、男女に差はなく、また年齢別においても差はありません。

インターネットは暮らしと切り離せなくなっていますが、インターネットを悪用した「詐欺」や「悪徳商法」も増えています。被害防止のため、情報に惑わされることなく、主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成を図る学習機会の提供が必要です。

図 問9「6. インターネットが悪質商法の取引の場となっていること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

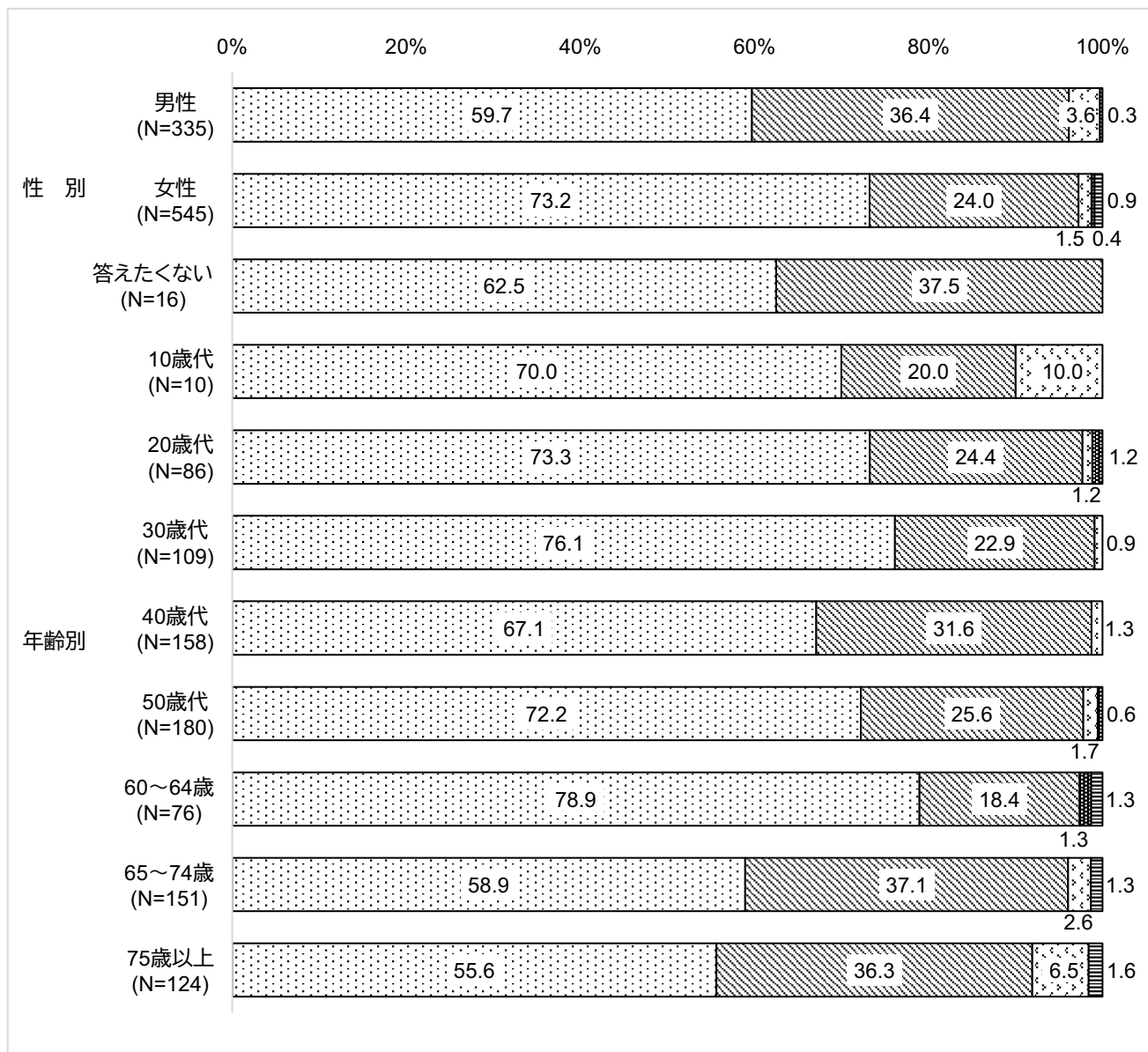
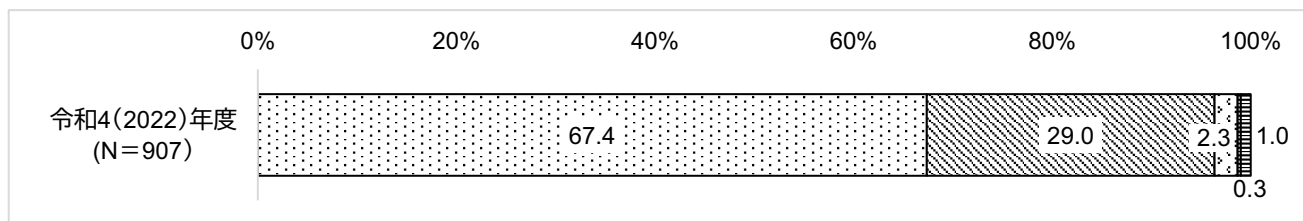
7. 子供たちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること

全体で見ると、「あると思う」が 67.4%、「どちらかといえばあると思う」が 29.0%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 96.4%、「どちらかといえばあると思わない」(2.3%)と「あると思わない」(0.3%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 2.6%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 96.1%、女性が 97.2%となっています。また「答えたくない」の人は、100%となっています。年齢別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は各年齢層とも 90%以上を占めていますが、10 歳代は 90.0%と他の年齢層に比べて低くなっています。

インターネット上の SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を通じて行われるいじめや嫌がらせは、「同調する空気」が作られやすく、短期間でエスカレートしやすいことが特徴です。子供がこうしたいじめの被害者または加害者にならないためにしっかりとした対策を行うことが必要です。

図 問 9「7. 子供たちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

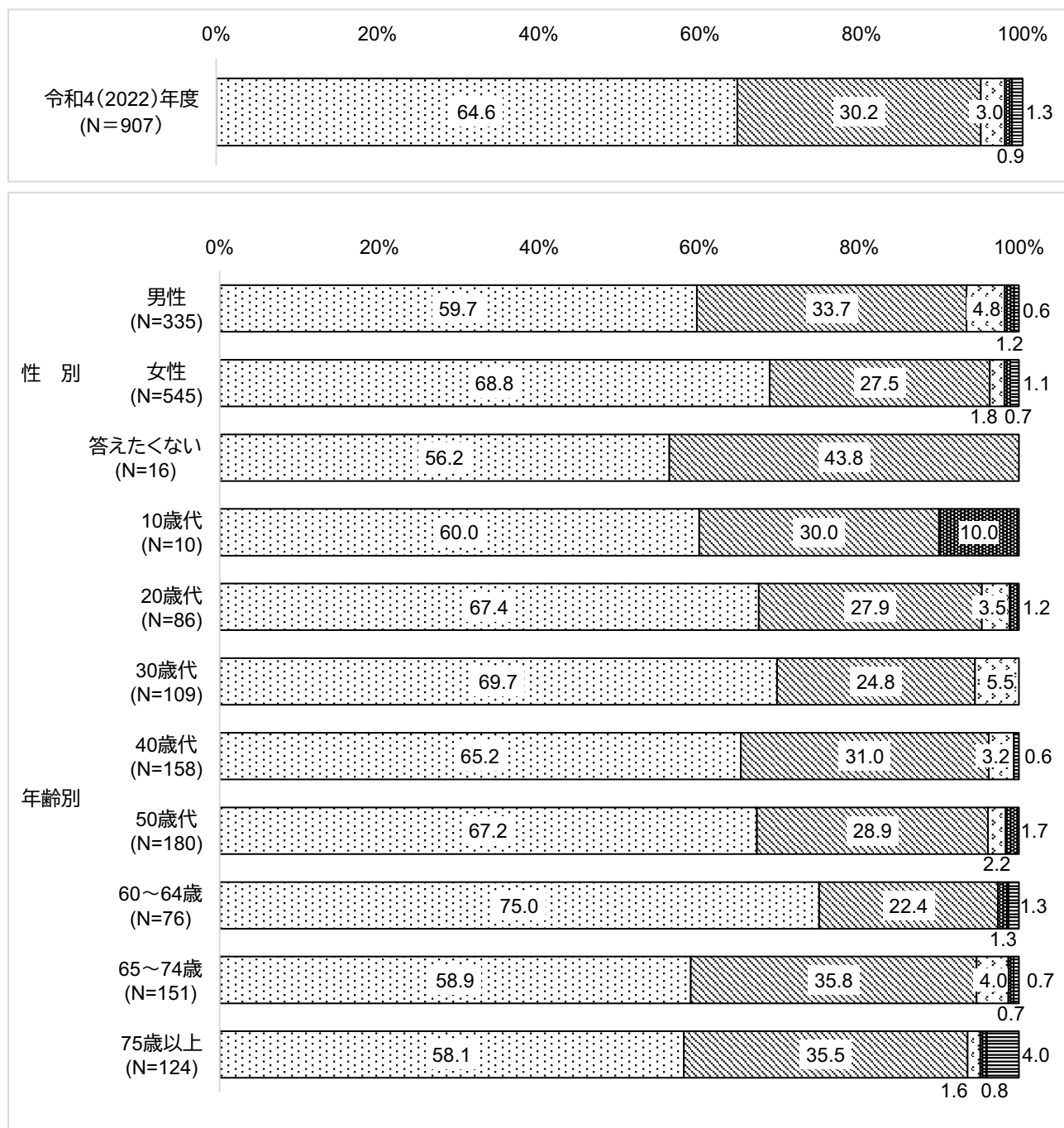
8. 差別を助長するような情報が掲載されること

全体でみると、「あると思う」が 64.6%、「どちらかといえばあると思う」が 30.2%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 94.8%、「どちらかといえばあると思わない」(3.0%)と「あると思わない」(0.9%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 3.9%となっています。

性別でみると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 93.4%、女性が 96.3%と、男女に差はありません。また「答えたくない」の人は、100%となっています。年齢別でみると、『あると思う』の肯定的意見は各年齢層とも 9割となっていますが、『あると思わない』の否定的意見は 10歳代が 10.0%と、他の年齢層と比べて高くなっています。

匿名性を悪用し、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為等人権にかかわる問題が多数発生し、深刻な社会問題となっています。法的措置等を含め人権侵害事象に対処することが必要です。

図 問9「8. 差別を助長するような情報が掲載されること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

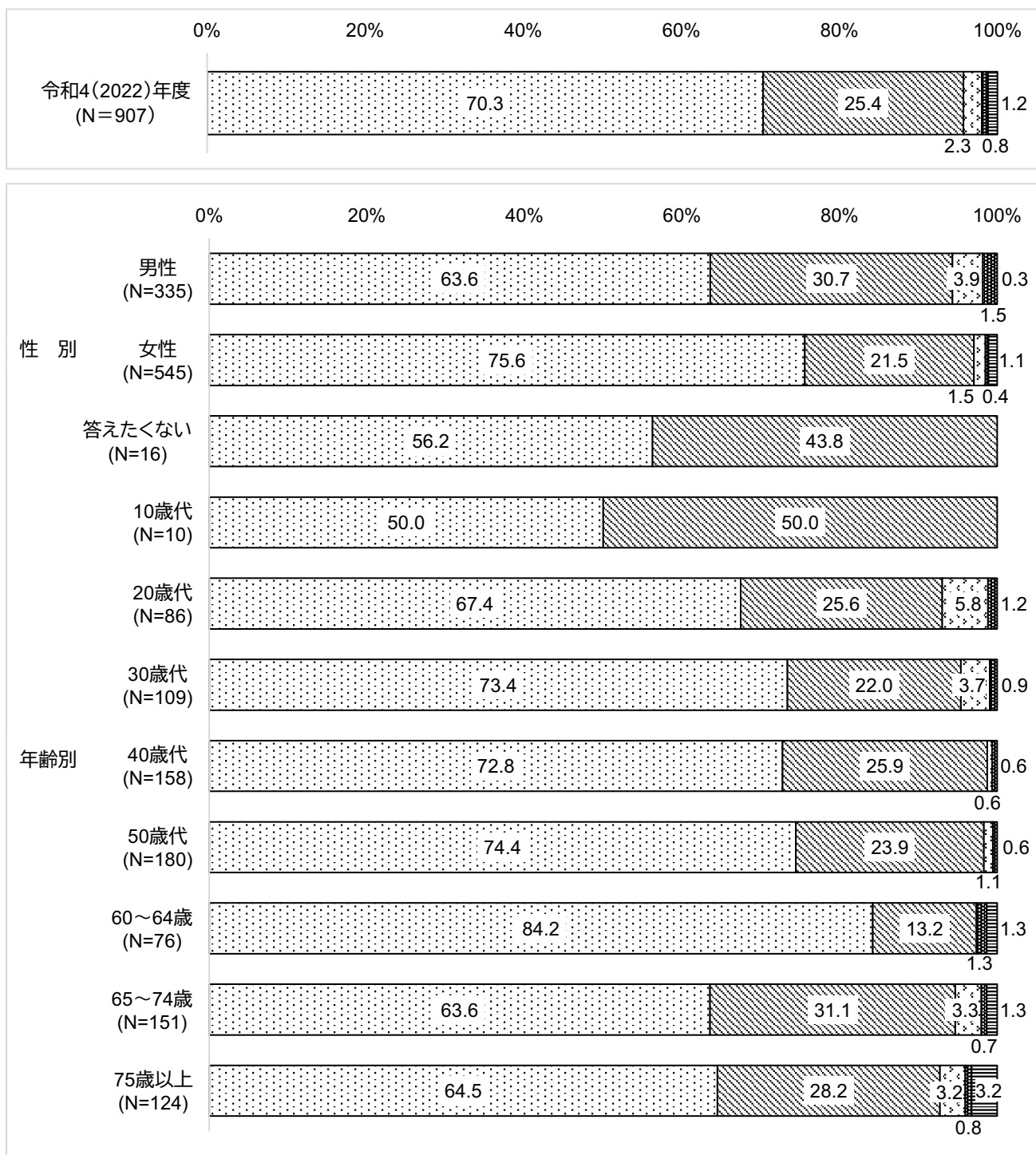
9. わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること

全体で見ると、「あると思う」が 70.3%、「どちらかといえばあると思う」が 25.4%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 95.7%、「どちらかといえばあると思わない」(2.3%)と「あると思わない」(0.8%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 3.1%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 94.3%、女性が 97.1%と、男女に差はみられません。また「答えたくない」の人は、100%となっています。年齢別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は 10 歳代が 100.0%と、他の年齢層と比べて最も高くなっています。

わいせつ画像や残虐な画像など、それ自体が違法であり、また、これらの情報が影響して子供に対する犯罪を誘発することも起こっていることから、ルールやモラルを正しく理解できるよう、教育や啓発活動を進めていくことが必要です。

図 問9 「9. わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

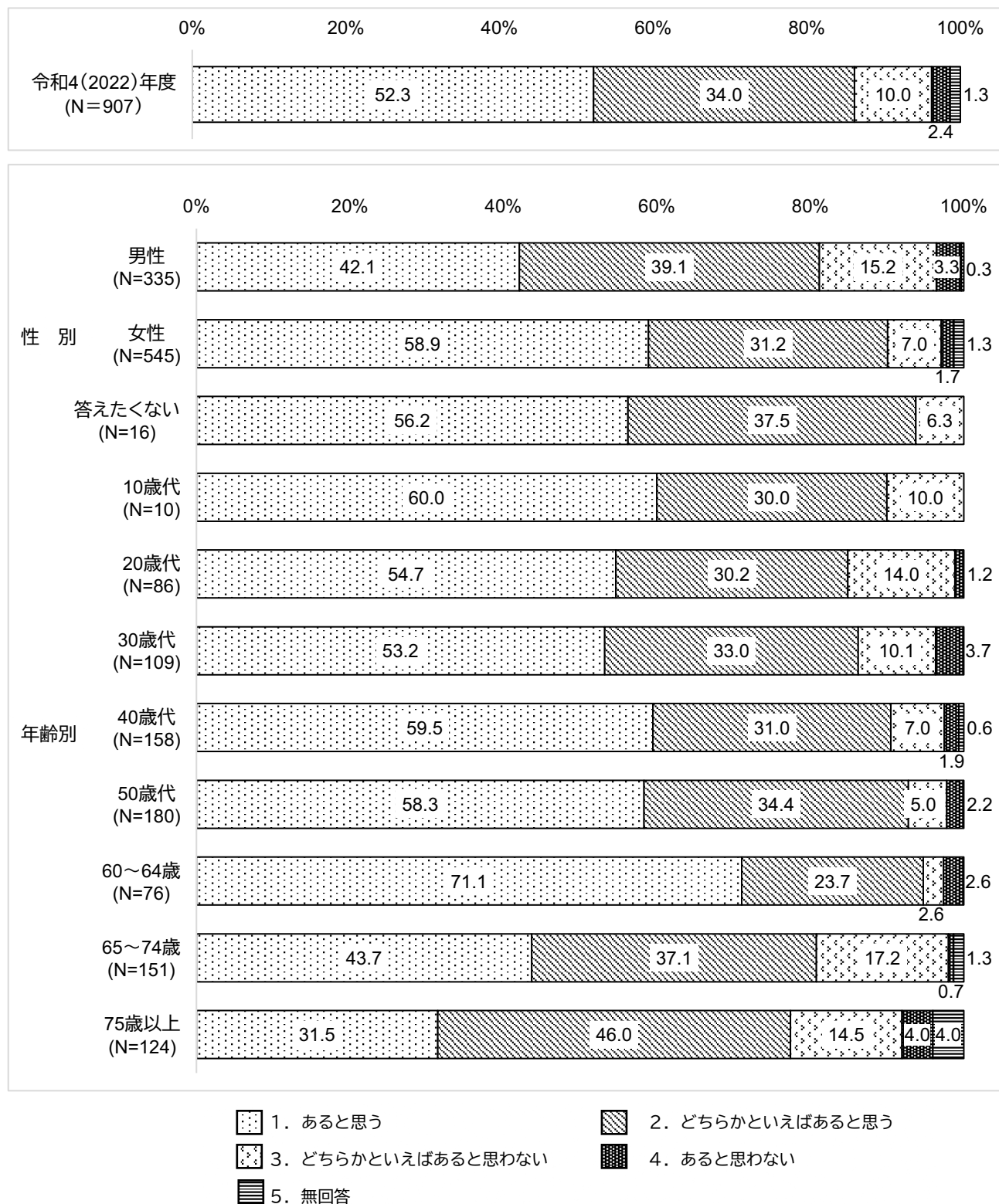
10. 捜査対象となっている未成年者の名前・顔写真が掲載されること

全体で見ると、「あると思う」が 52.3%、「どちらかといえばあると思う」が 34.0%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 86.3%、「どちらかといえばあると思わない」（10.0%）と「あると思わない」（2.4%）の合計『あると思わない』の否定的意見は 12.4%となっています。

性別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 81.2%、女性が 90.1%と、女性が男性より 8.9ポイント高くなっています。年齢別で見ると、『あると思う』の肯定的意見は 65～74 歳で 80.8%、75 歳以上で 77.5%と高齢者層ほど、他の年齢層に比べて低くなっています。

令和 4（2022）年 4 月に施行された「少年法等の一部を改正する法律」では、罪を犯した時点において 18 歳以上の少年（特定少年）については、起訴された場合には、その段階から実名や写真を含めた報道の禁止が解除されています。

図 問9「10. 捜査対象となっている未成年者の名前・顔写真が掲載されること」について



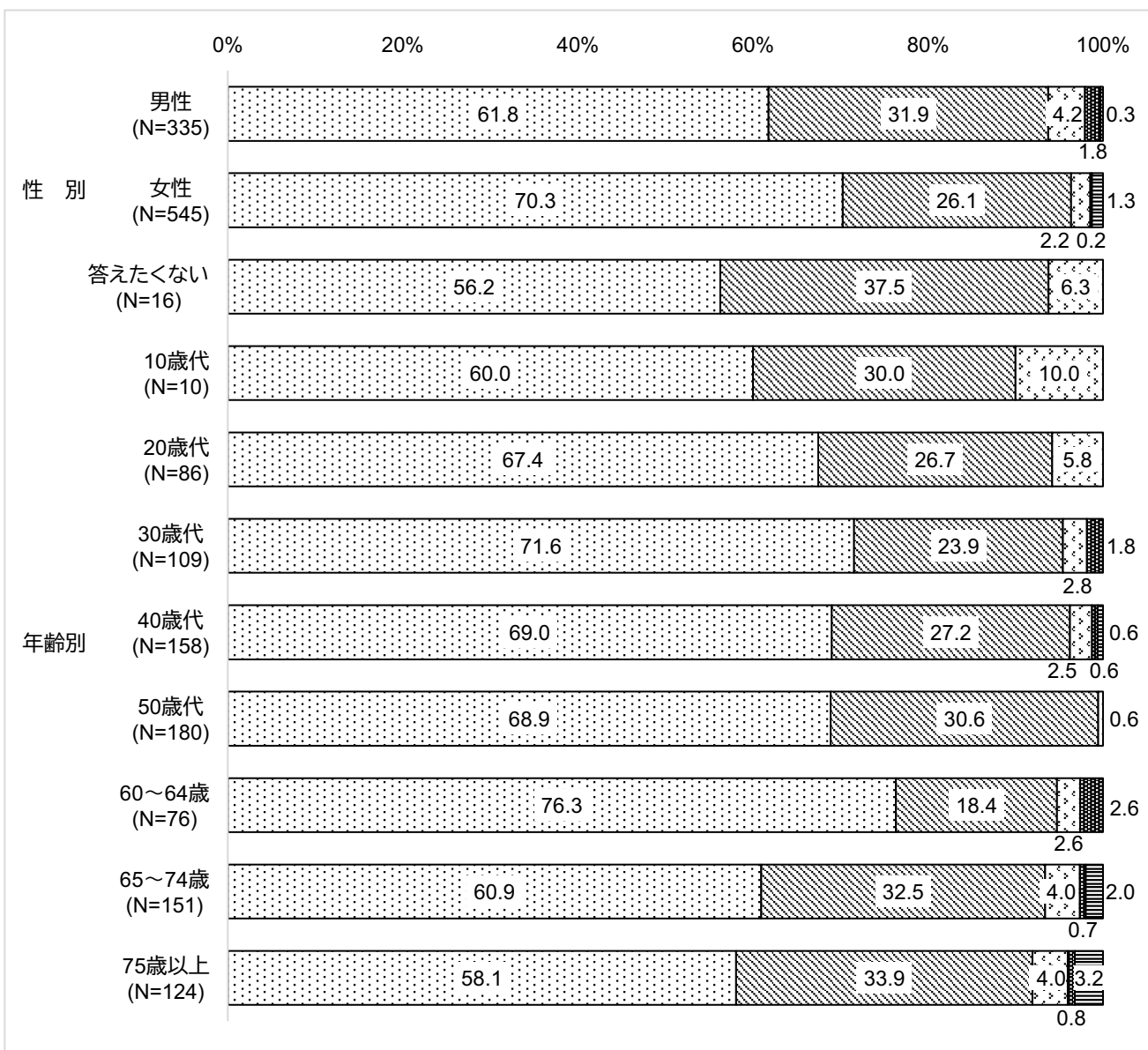
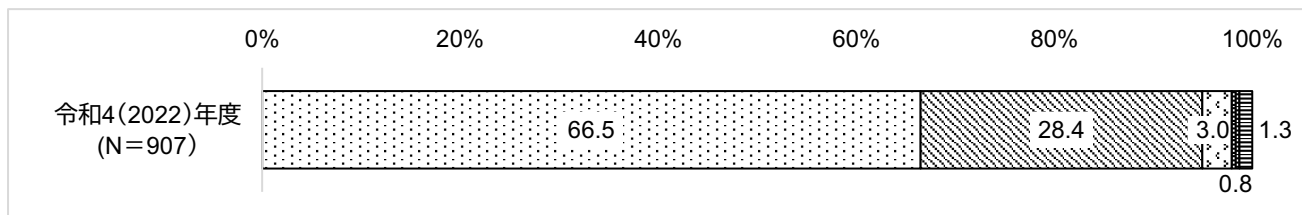
11. 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること

全体でみると、「あると思う」が 66.5%、「どちらかといえばあると思う」が 28.4%と、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計『あると思う』の肯定的意見は 94.9%、「どちらかといえばあると思わない」(3.0%)と「あると思わない」(0.8%)の合計『あると思わない』の否定的意見は 3.8%となっています。

性別でみると、『あると思う』の肯定的意見は男性が 93.7%、女性が 96.4%と、男女に差はみられません。年齢別でみると、『あると思う』の肯定的意見は各年齢層とも 9 割となっていますが、『あると思わない』の否定的意見は 10 歳代で 10.0%と各年齢層の中で高くなっています。

いったん掲載された情報は、発信者の意図に関わらず、様々なところに拡散してしまう可能性があり完全に削除することは困難です。「5. 書き込んだ人を特定するための手続きに時間を要すること」と同様、削除や訂正に時間がかかるものと考えられます。

図 問9「11. 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること」について



- 1. あると思う
- 2. どちらかといえばあると思う
- 3. どちらかといえばあると思わない
- 4. あると思わない
- 5. 無回答

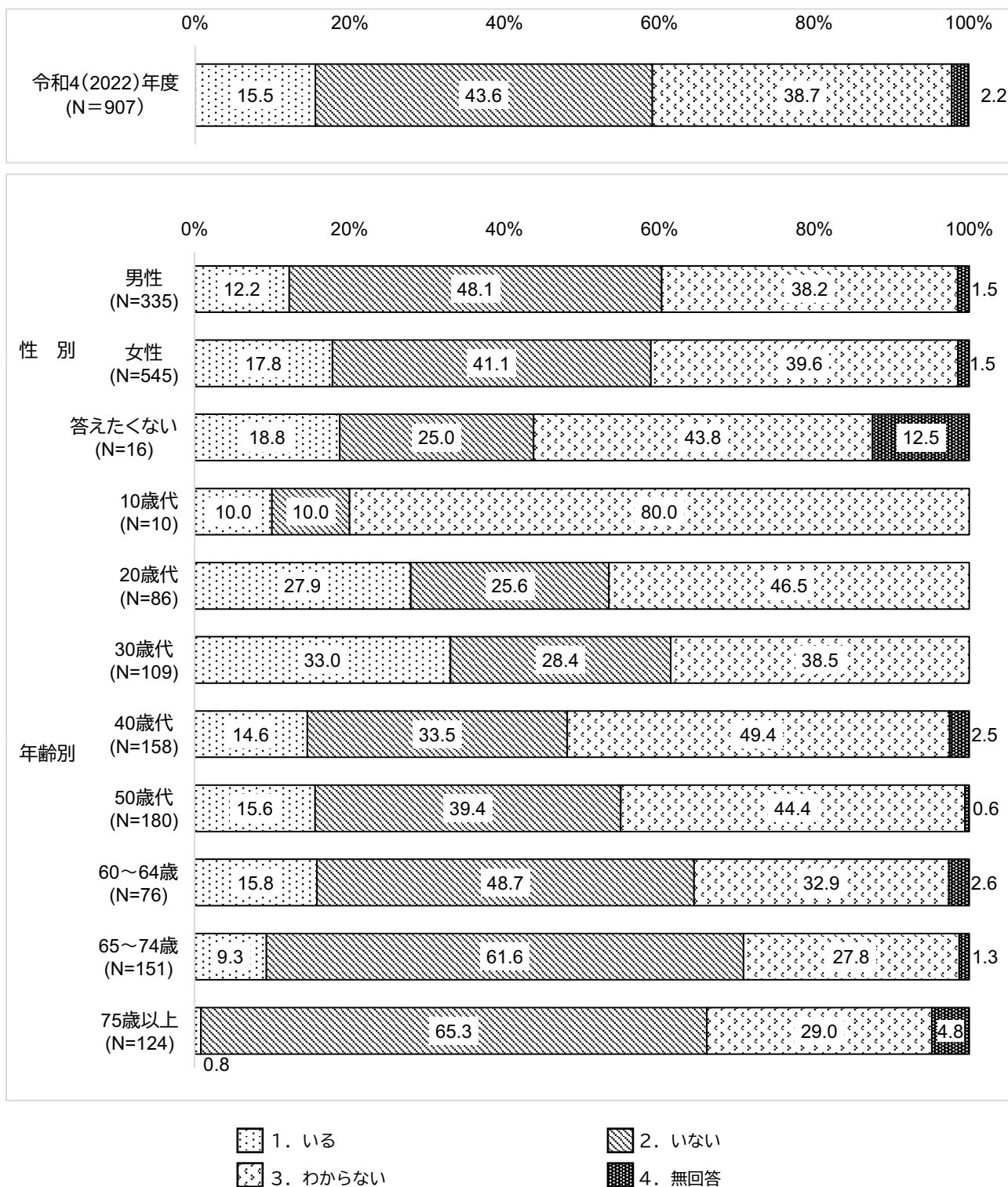
問 10 性的マイノリティについておたずねします。

問 10-1 あなたの友人や知人の中に性的マイノリティの人はいますか。

性的マイノリティの友人や知人が「いる」は 15.5%、「いない」は 43.6%、「わからない」は 38.7% となっており、性的マイノリティの人は 10 人に 1 人以上と、身近な存在となっていることが表れています。

性別でみると、「いる」は男性が 12.2%、女性が 17.8%と、女性が男性よりも 5.6 ポイント高く、「答えたくない」の人は 18.8%となっています。年齢別でみると、「いる」は 30 歳代が 33.0%と最も高く、次いで 20 歳代 (27.9%)、60~64 歳 (15.8%)、50 歳代 (15.6%)、40 歳代 (14.6%) の順になっています。

図 問 10-1 「あなたの友人や知人の中に性的マイノリティの人はいますか」について



問10-2 あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られていないと思いますか。

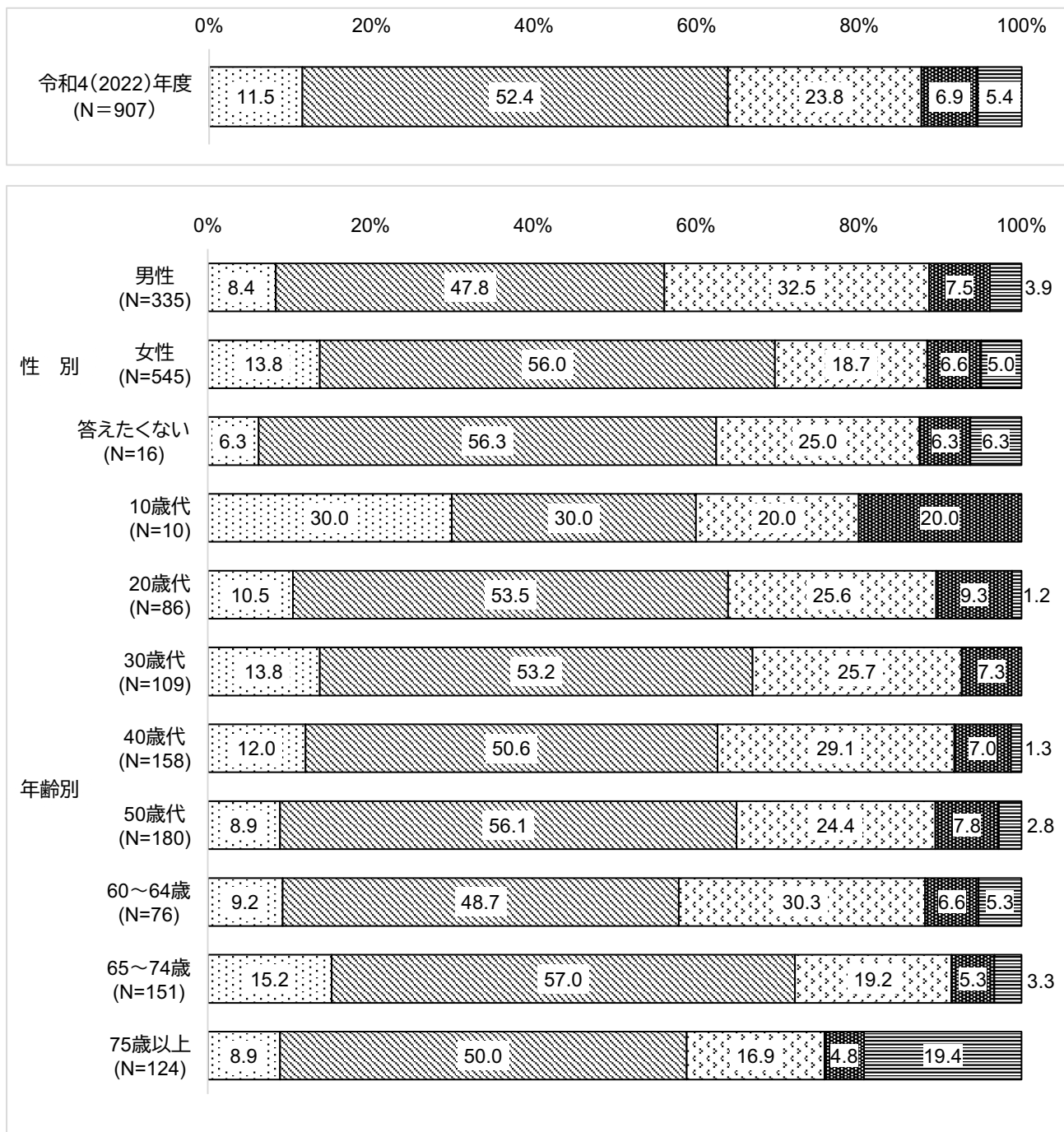
性的マイノリティの人の人権が守られていないと、「そう思う」は 11.5%、「どちらかといえばそう思う」は 52.4%と、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計『そう思う』の肯定的意見は 63.9%となっています。「どちらかといえばそう思わない」(23.8%)と「そう思わない」(6.9%)の合計『そう思わない』の否定的意見は 30.7%と、6割を超える人が性的マイノリティの人の人権が守られていないと思っています。

性別でみると、『そう思う』の肯定的意見は男性が 56.2%、女性が 69.8%と、女性が男性より 13.6ポイント、また「答えたくない」の人は 62.6%と男性よりも 6.4ポイント高くなっています。

年齢別でみると、『そう思う』の肯定的意見は各年齢層とも 6割前後となっていますが、『そう思わない』の否定的意見は 10歳代で 40.0%と最も高く、20歳代～64歳で 30%程度、65歳以上の高齢者層は 20%程度と、年齢層が上がるほど低くなっています。

性的マイノリティの人の人権についての啓発を今後一層進めていく必要があります。

図 問 10-2 「あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られていないと思いますか」について



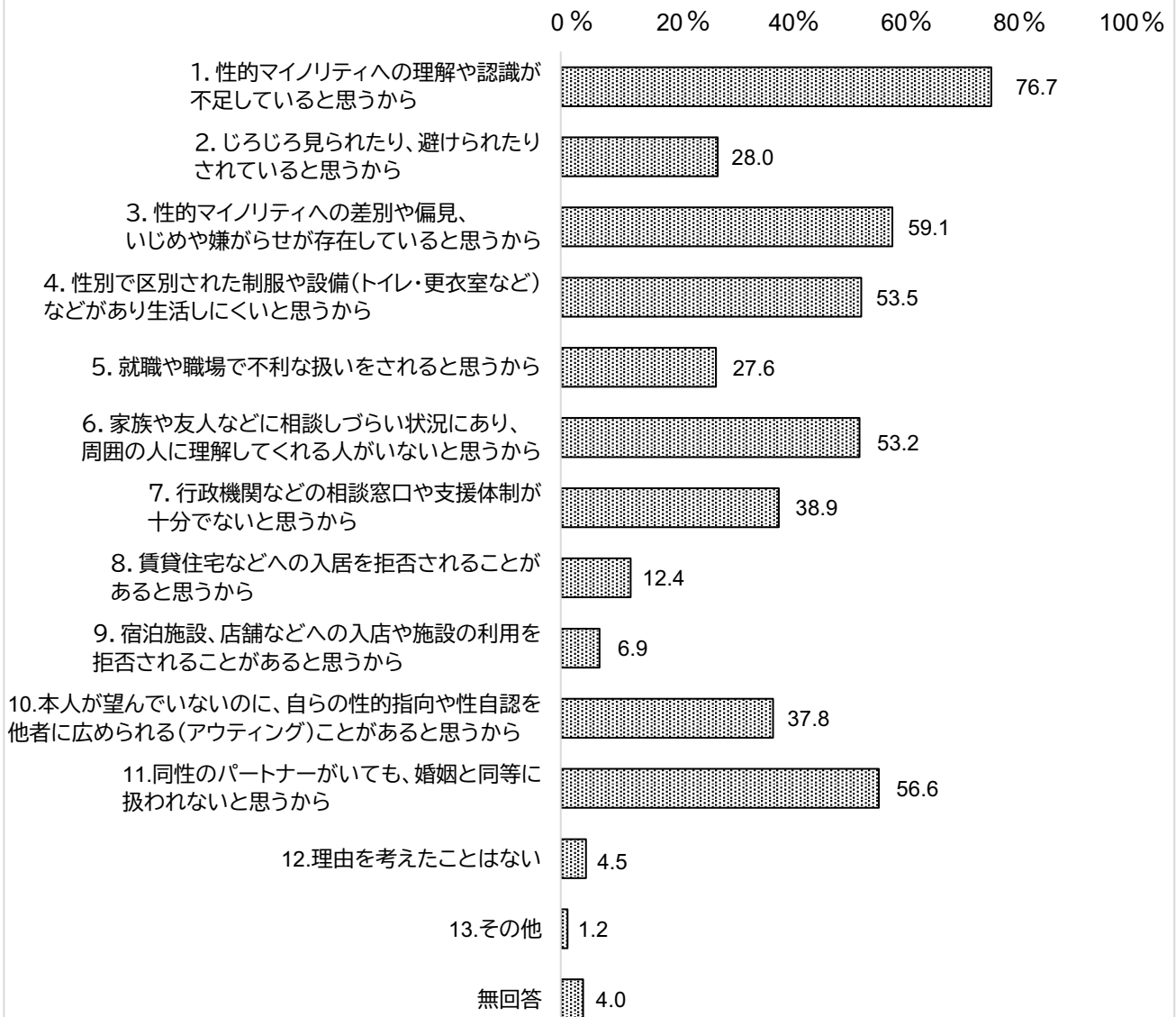
- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問10-3 問10-2で、「1. そう思う」「2. どちらかといえばそう思う」と回答した方におたずねします。あなたがそのように思う理由は何ですか。

性的マイノリティの人の人権が守られていないと『そう思う』の肯定的意見の理由の上位5位は、①性的マイノリティへの理解や認識が不足していると思うから(76.7%)、②性的マイノリティへの差別や偏見、いじめや嫌がらせが存在していると思うから(59.1%)、③同性のパートナーがいても、婚姻と同等に扱われないと思うから(56.6%)、④性別で区別された制服や設備(トイレ・更衣室など)などがあり生活しにくいと思うから(53.5%)、⑤家族や友人などに相談しづらい状況にあり、周囲の人に理解してくれる人がいないと思うから(53.2%)と、性的マイノリティへの理解や認識不足が顕著に高くなっています。

性的指向や性自認など非常に多様ですが、そのことが十分に理解されているとはいえない状況が表れています。また、生活での不利・不便、職場や学校等での差別や偏見、いじめや嫌がらせを受けるなど、生きづらさや不利益が解消されず、自分らしく生きる権利が守られていないことが表れています。

図 問10-3 あなたがそのように思う理由は何ですか (N=579 複数回答)

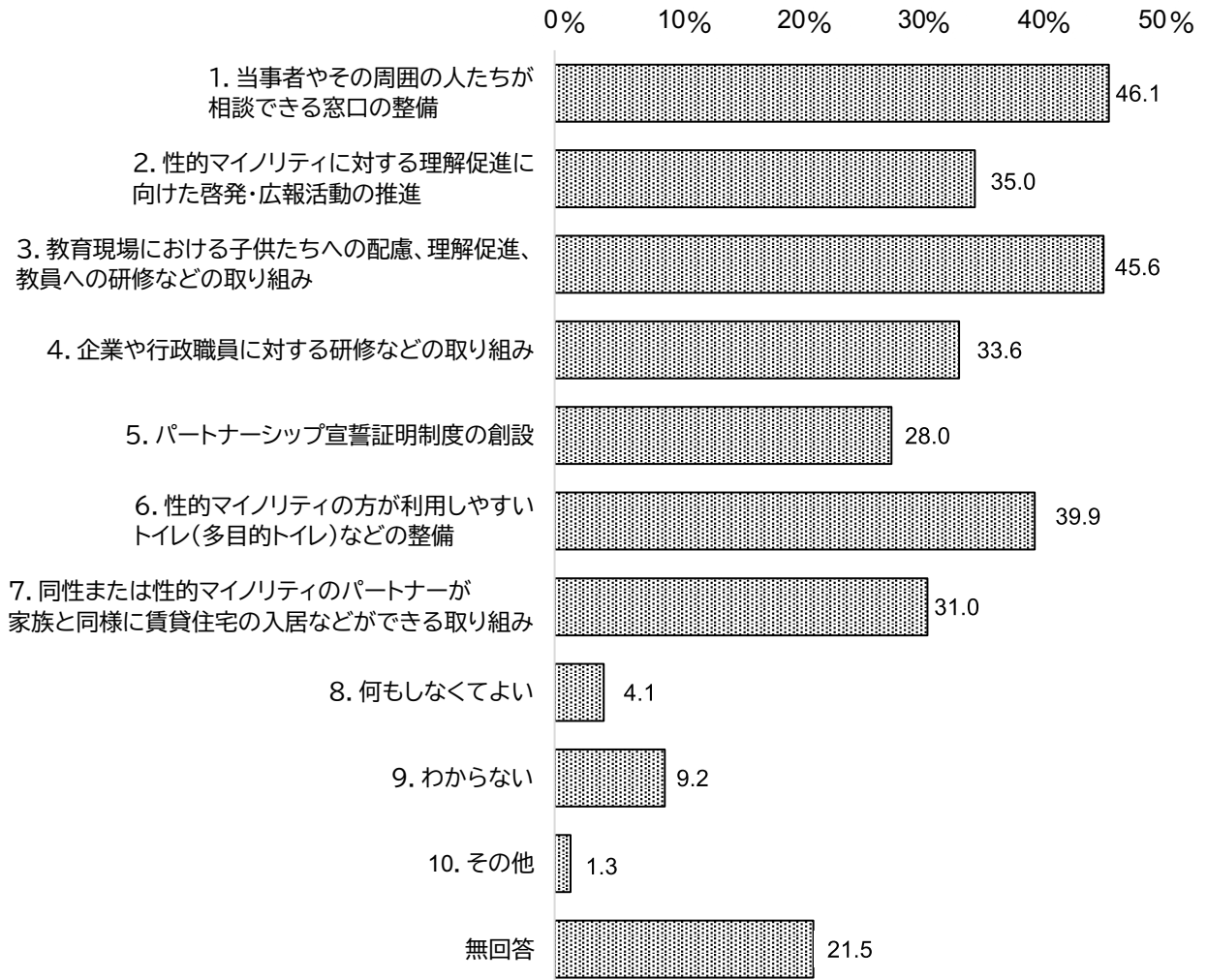


問 10-4 あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られるためには、次のことが必要と思いますか。

性的マイノリティの人の人権が守られるために必要なことは、「当事者やその周囲の人たちが相談できる窓口の整備」(46.1%)が最も高く、次いで「教育現場における子供たちへの配慮、理解促進、教員への研修などの取り組み」(45.6%)、「性的マイノリティの方が利用しやすいトイレ(多目的トイレ)などの整備」(39.9%)、「性的マイノリティに対する理解促進に向けた啓発・広報活動の推進」(35.0%)、「企業や行政職員に対する研修などの取り組み」(33.6%)、「同性または性的マイノリティのパートナーが家族と同様に賃貸住宅の入居などができる取り組み」(31.0%)「パートナーシップ宣誓証明制度の創設」(28.0%)の順になっています。

性的マイノリティの人が、住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう、性的マイノリティについての理解を深める啓発、当事者や関係者の相談を進めていくような取組などが求められます。

図 問10-4あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られるためには、次のことが必要だと思いますか (N=907 複数回答)



問 10-5 性的マイノリティに対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。

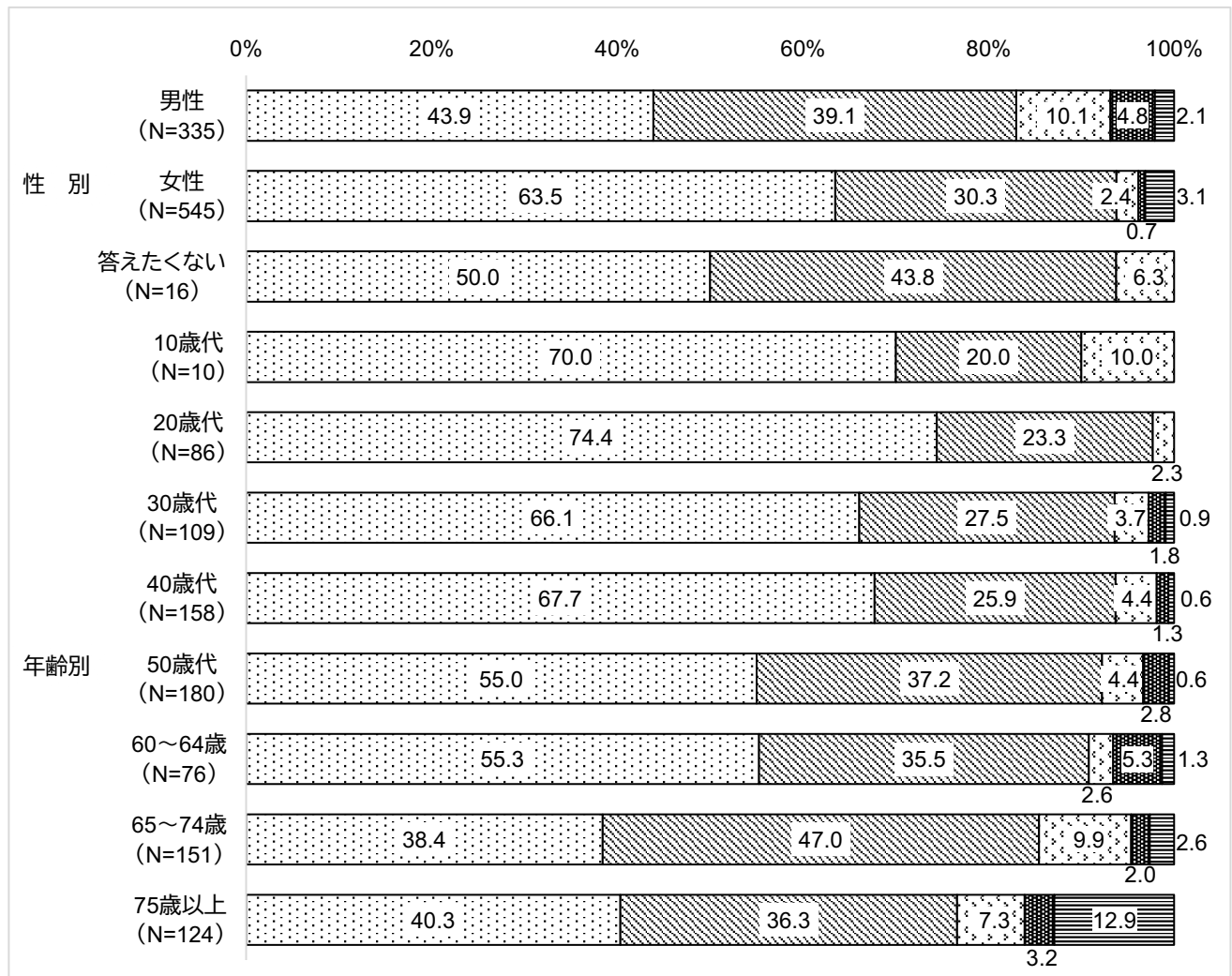
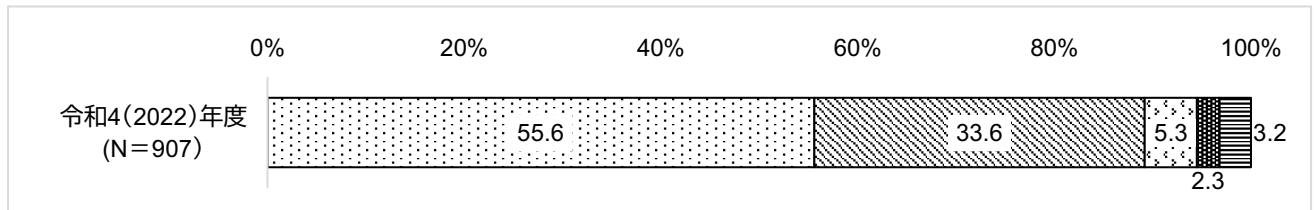
1. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性の制服着用を希望する場合は、本人の意思を尊重すべきである

全体でみると「そう思う」は 55.6%、「どちらかといえばそう思う」は 33.6%と「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計『そう思う』の肯定的意見は 89.2%となっています。「どちらかといえばそう思わない」(5.3%)と「そう思わない」(2.3%)の合計『そう思わない』の否定的意見は 7.6%となっています。

性別でみると、『そう思う』の肯定的意見は男性が 83.0%、女性が 93.8%と女性が 10.8 ポイント男性よりも高く、男女の差が表れています。年齢別でみると、『そう思う』の肯定的意見は概ね年齢層が上がるほど低くなる傾向があります。

性の多様性についての理解と認識が進んできていると考えられます。

図 問 10-5 「1. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性の制服着用を希望する場合は、本人の意思を尊重すべきである」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

2. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性のトイレの利用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである

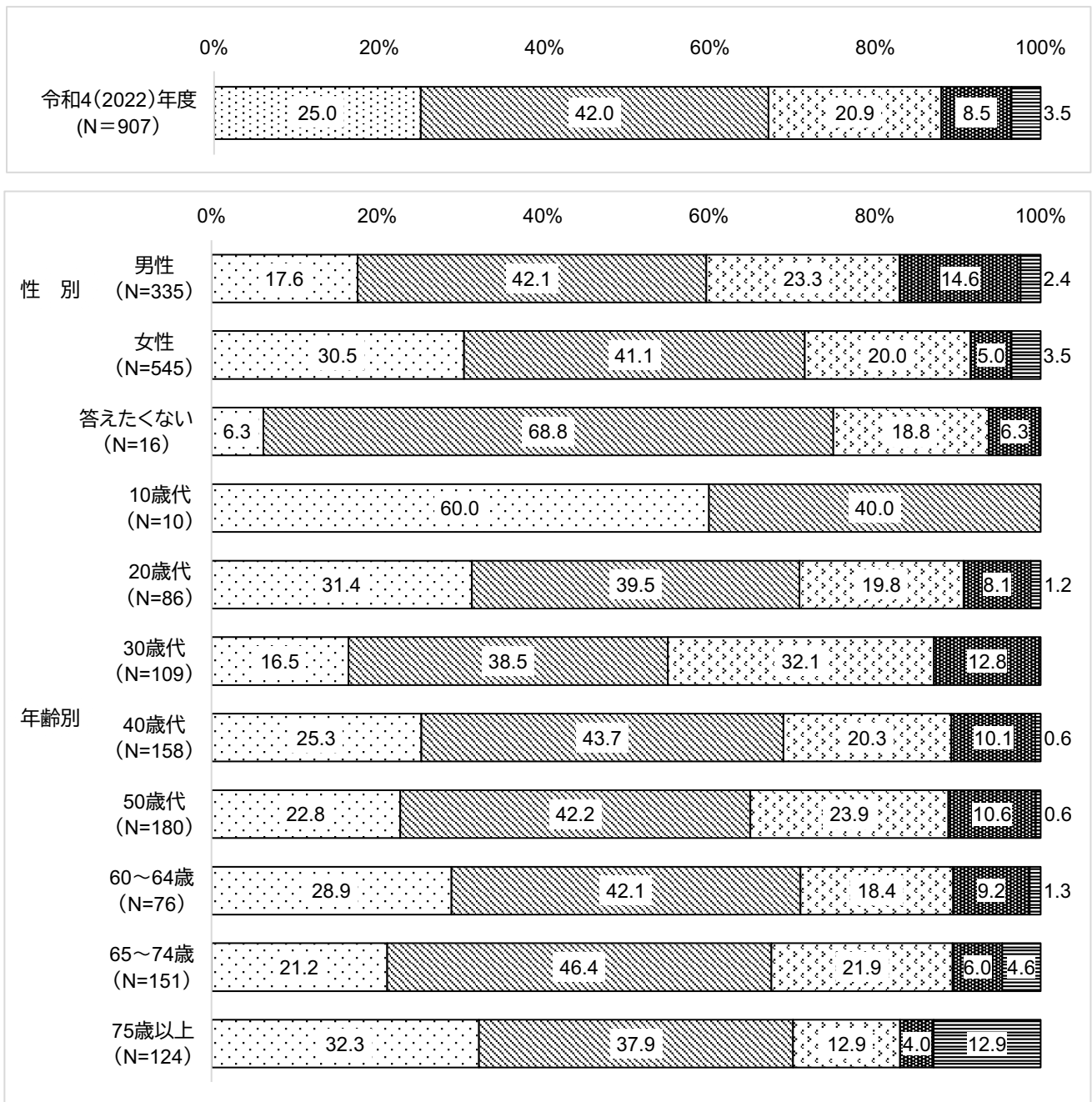
全体でみると、「そう思う」は25.0%、「どちらかといえばそう思う」は42.0%と「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計『そう思う』の肯定的意見は67.0%となっています。「どちらかといえばそう思わない」(20.9%)と「そう思わない」(8.5%)の合計『そう思わない』の否定的意見は29.4%となっています。

性別でみると、肯定的意見は男性が59.7%、女性が71.6%と女性が11.9ポイント男性より高く、男女の認識の差が表れています。

年齢別でみると、年齢層による傾向は特にみられません。ただ、30歳代は肯定的意見が55.0%、否定的意見は44.9%と、他の年齢層に比べて肯定的意見が低く、否定的意見が高くなっています。

トイレの使用については、性的マイノリティの方が利用しやすいトイレを整備するなどの取組が求められています。

図 問 10-5 「2. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性のトイレの利用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

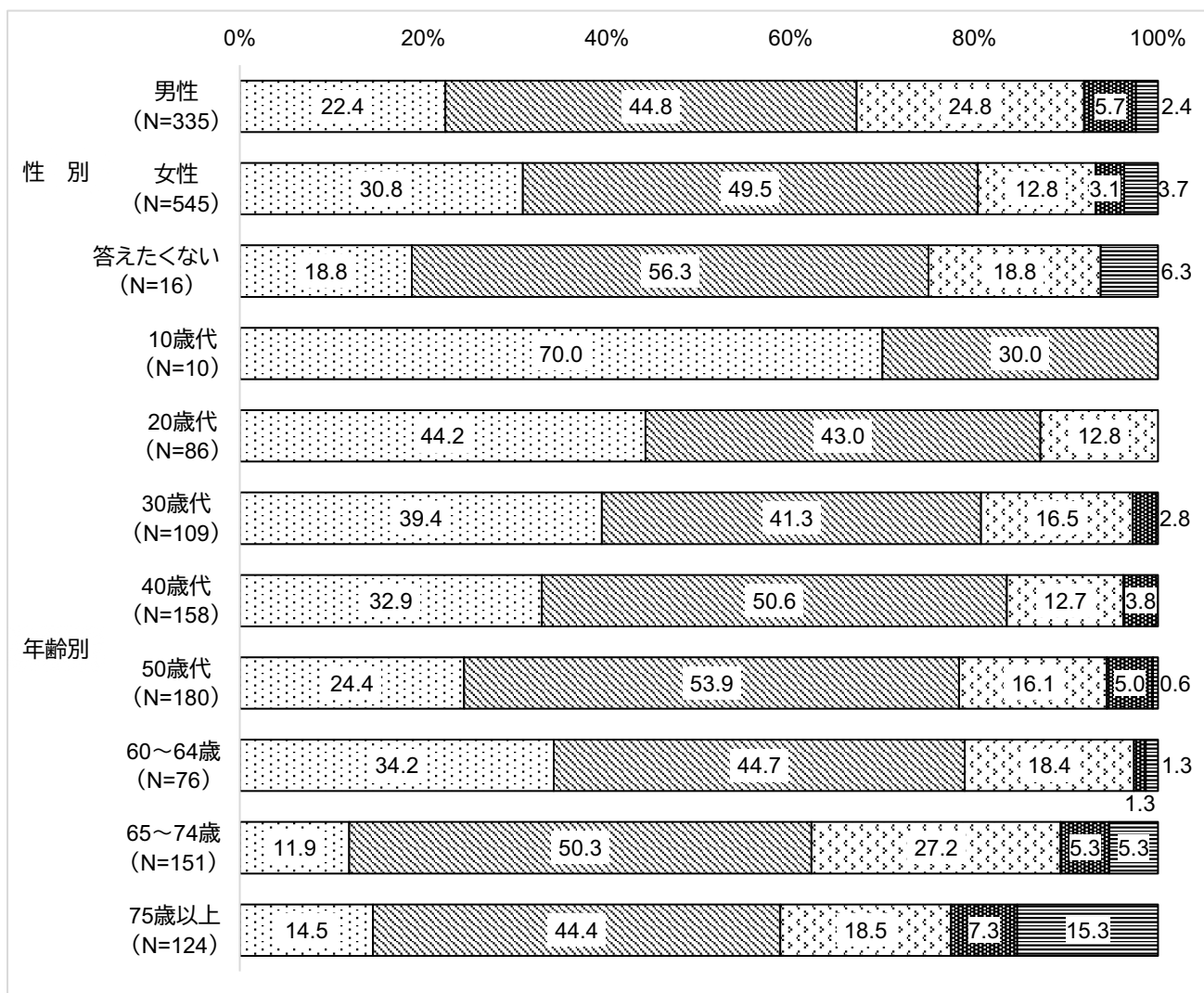
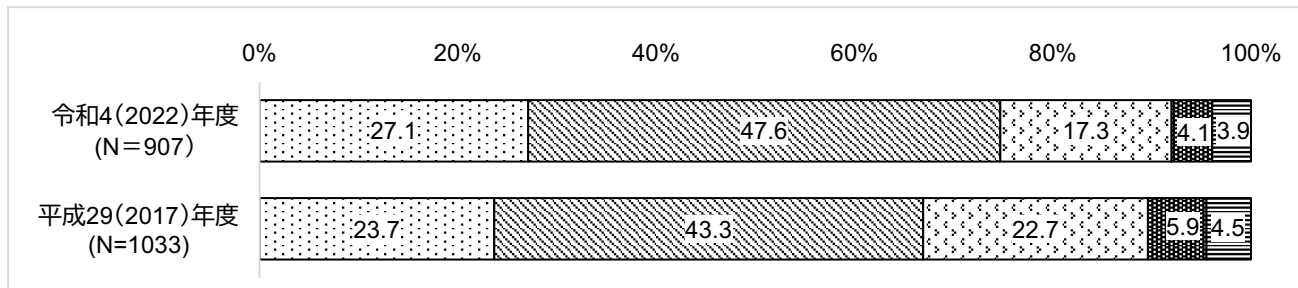
3. 家族から、LGBTQ であることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられると思う

全体でみると、「そう思う」は27.1%、「どちらかといえばそう思う」は47.6%と「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計『そう思う』の肯定的意見は74.7%となっています。「どちらかといえばそう思わない」(17.3%)と「そう思わない」(4.1%)の合計『そう思わない』の否定的意見は21.4%となっています。前回調査に比べて、肯定的意見が7.7ポイント増加しています。

性別でみると、肯定的意見は男性が67.2%、女性が80.3%と女性が13.1ポイント男性よりも高く、男女の認識の差が表れています。年齢別でみると、『そう思う』の肯定的意見は概ね年齢層があがるほど低くなる傾向がみられ、なかでも65歳以上の高齢者層はその他の年齢層よりも顕著に低いということが表れています。

家族からの告白を自分の問題として捉えており、LGBTQ に対する理解と認識は深まりつつあると考えられます。

図 問 10-5 「3. 家族から、LGBTQ であることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられると思う」について



- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

4. 異性を好きになることも、同性を好きになることも、どちらも自然な感情である

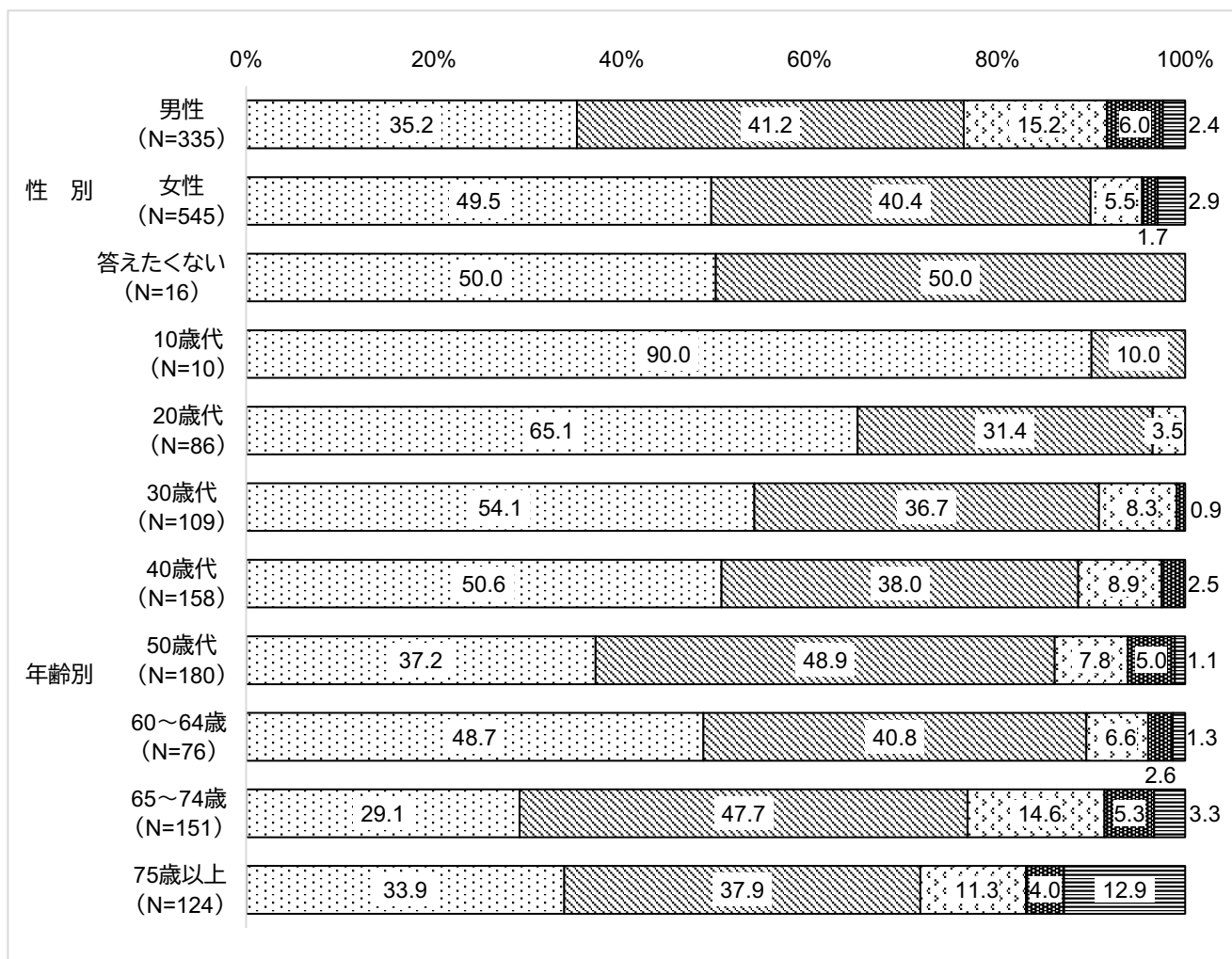
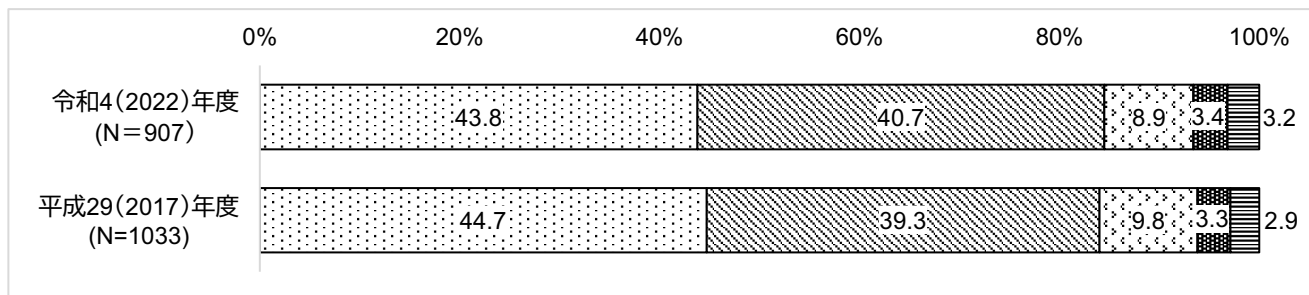
全体で見ると、「そう思う」は43.8%、「どちらかといえばそう思う」は40.7%と「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計『そう思う』の肯定的意見は84.5%となっています。「どちらかといえばそう思わない」(8.9%)と「そう思わない」(3.4%)の合計『そう思わない』の否定的意見は12.3%となっています。前回調査に比べて、肯定的意見は0.5ポイント増加しています。

性別で見ると、肯定的意見は男性が76.4%、女性が89.9%と、女性が13.5ポイント男性よりも高く、男女の評価の差が表れています。また、「答えたくない」の人は100%となっています。

年齢別で見ると、『そう思う』の肯定的意見は年齢層が上がるほど、概ね低くなる傾向が表れています。

性的指向については一定の理解が進んでいるものと考えられます。

図 問 10-5 「4. 異性を好きになることも、同性を好きになることも、どちらも自然な感情である」について

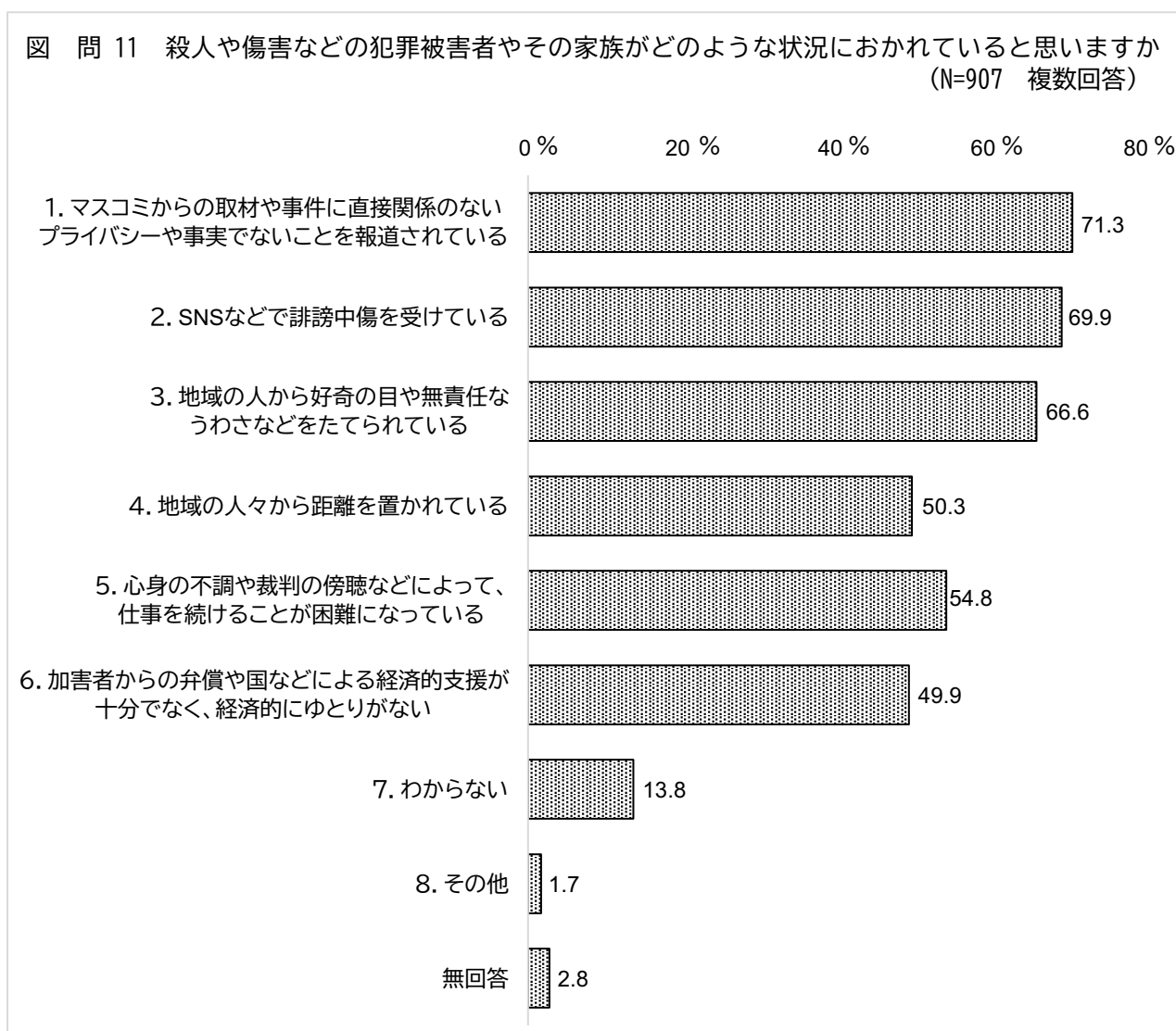


- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. 無回答

問 11 殺人や傷害などの犯罪被害者やその家族がどのような状況におかれていると思いますか。

「マスコミからの取材や事件に直接関係のないプライバシーや事実でないことを報道されている」が71.3%と最も高く、次いで「SNSなどで誹謗中傷を受けている」(69.9%)、「地域の人から好奇の目や無責任なうわさなどをたてられている」(66.6%)、「心身の不調や裁判の傍聴などによって、仕事を続けることが困難になっている」(54.8%)、「地域の人々から距離を置かれている」(50.3%)の順になっています。

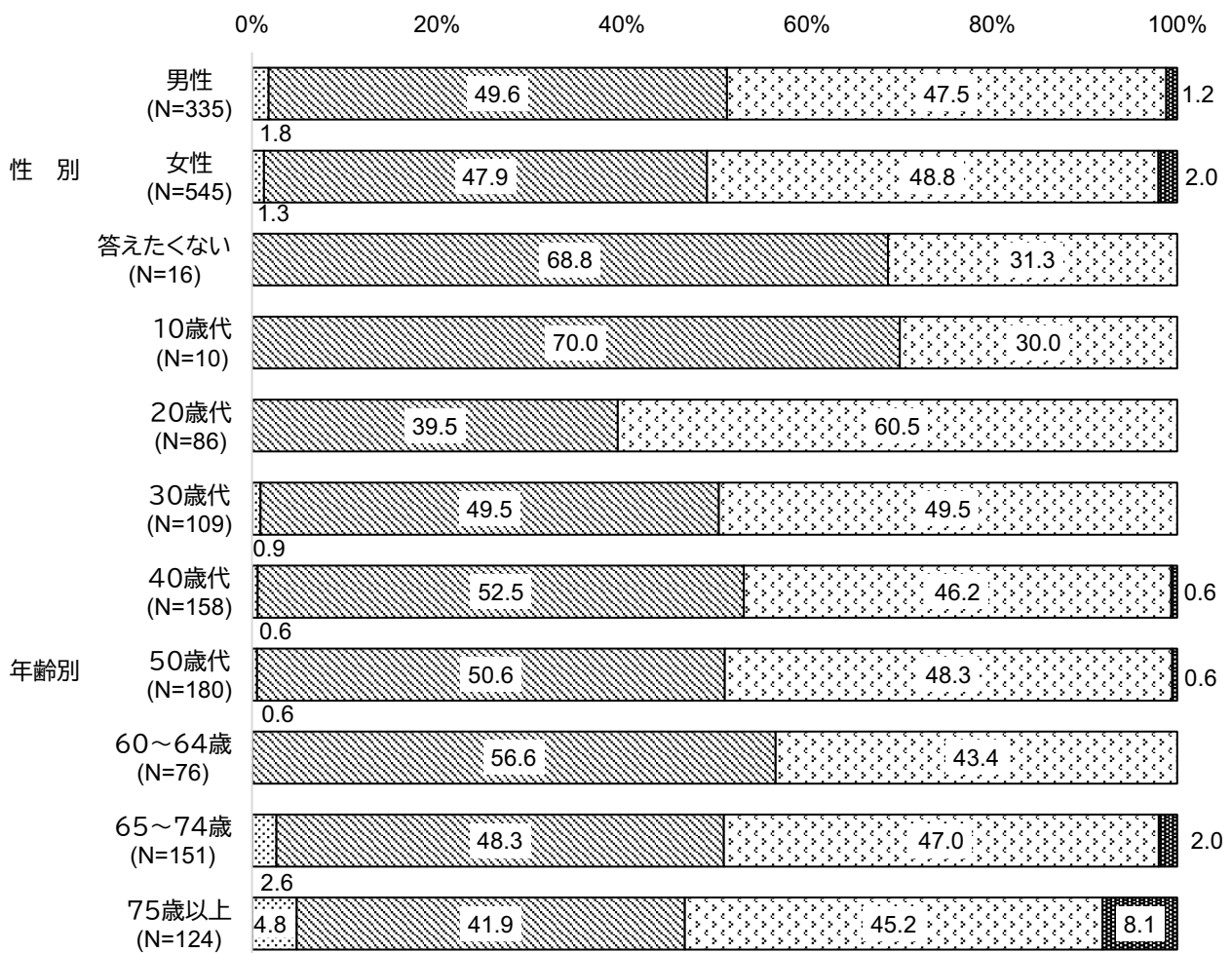
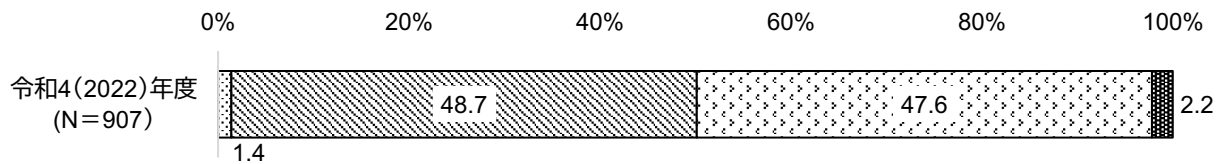
マスコミの報道、SNS などによる情報の拡散が犯罪被害者やその家族を精神的に追い詰めている状況が表れています。



問 12 犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援が十分に行われていると思いますか。

犯罪被害者やその家族への適切な支援が十分に行われていると「思わない」が 48.7%と最も高く、次いで「わからない」が47.6%、「思う」が1.4%と、回答が「思わない」と「わからない」に二分されています。

図 問 12 犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援が十分に行われていると思いますか (N=907)



1. 思う
 2. 思わない
 3. わからない
 4. 無回答

Ⅲ あなた自身の人権侵害についておたずねします

問 13 あなたは、この5年の間に「人権」を身近に感じるようになりましたか。

「人権」を「非常に身近に感じるようになった」は 7.5%、「身近に感じるようになった」は 32.3%と、「非常に身近に感じるようになった」と「身近に感じるようになった」の合計『身近に感じるようになった』の肯定的意見は 39.8%、「あまり感じなくなった」(13.8%)と「全く身近に感じなくなった」(6.6%)の合計『感じなくなった』の否定的意見は 20.4%、「わからない」は 37.7%となっています。前回調査と比べて、『身近に感じるようになった』の肯定的意見は 12.5 ポイント増加しているものの、「わからない」も 24.7 ポイント増加しています。

性別でみると、男女とも同じような傾向が表れていますが、「答えたくない」の人は『わからない』の割合は 62.5%と、男性 (34.6%)、女性 (39.1%) と比べて顕著に高くなっています。

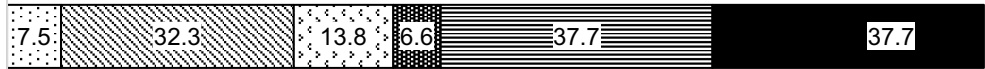
年齢別でみると、『身近に感じるようになった』の肯定的意見は 10 歳代で 70.0%と最も高いものの、年齢層が上がるほど低くなる傾向がみられます。なかでも、65~74 歳は肯定的意見と否定的意見が同じ割合であり、また 75 歳以上は否定的意見が肯定的意見よりも高く、その他の年齢層の認識の差が表れています。

この5年間で人権を身近に感じることは増えている一方、「わからない」もそれ以上に増加しており、人権を身近に感じることに對する難しさが表れています。

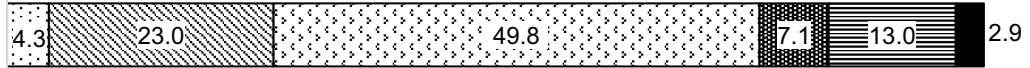
図 問13 あなたは、この5年の間に「人権」を身近に感じるようになりましたか

0% 20% 40% 60% 80% 100%

令和4(2022)年度
(N=907)



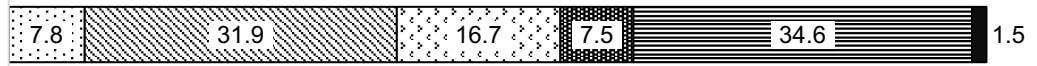
平成29(2017)年度
(N=1033)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

性別

男性
(N=335)



女性
(N=545)



答えたくない
(N=16)

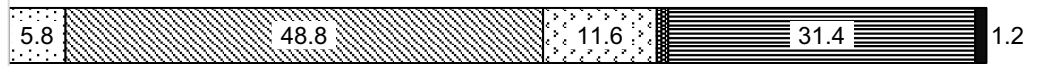


年齢別

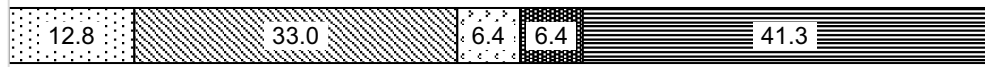
10歳代
(N=10)



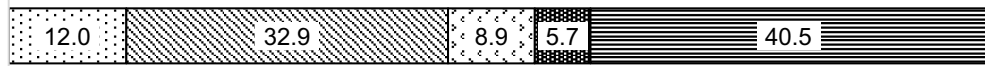
20歳代
(N=86)



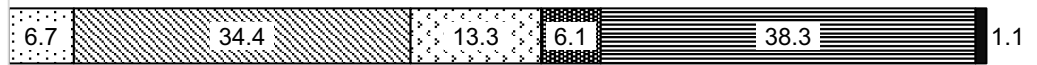
30歳代
(N=109)



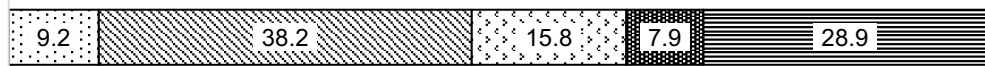
40歳代
(N=158)



50歳代
(N=180)



60~64歳
(N=76)



65~74歳
(N=151)



75歳以上
(N=124)



1.6

- 1. 非常に身近に感じるようになった
- 2. 身近に感じるようになった
- 3. あまり身近に感じなくなった
- 4. 全く身近に感じなくなった
- 5. わからない
- 6. 無回答

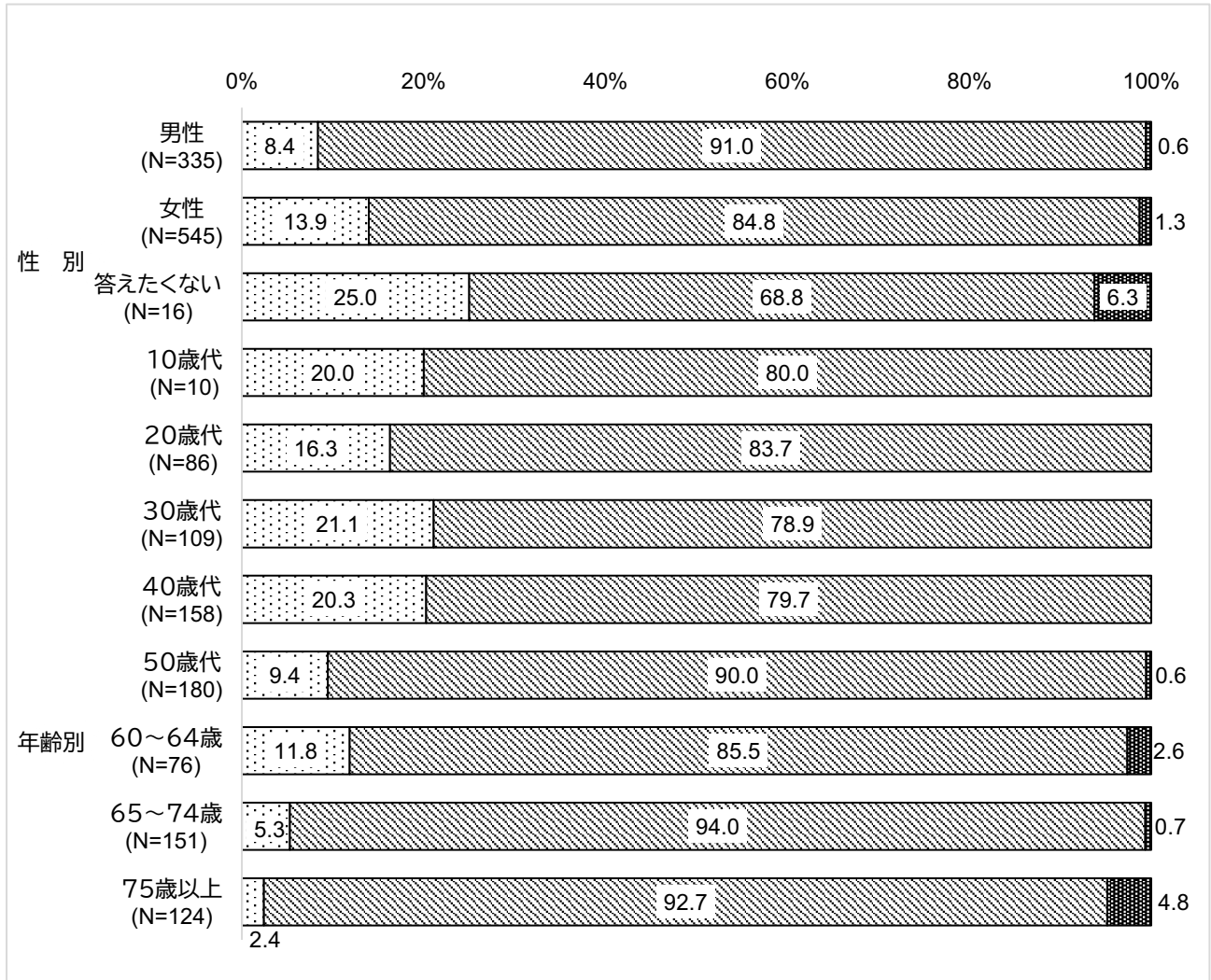
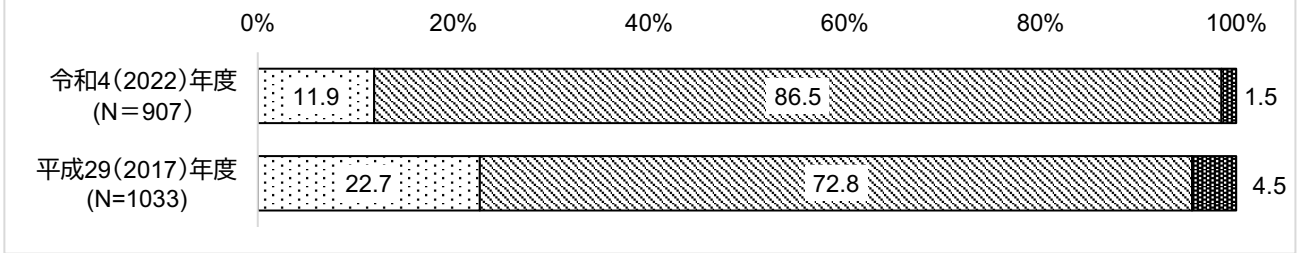
問 14 あなたは、この5年の間に、人権侵害を受けたことがありますか。

人権侵害を受けたことが「ある」は 11.9%、「ない」は 86.5%となっています。前回調査と比べて、人権侵害を受けたことが「ある」は 10.8 ポイント減少しています。

性別で見ると、「ある」は、男性が 8.4%、女性が 13.9%、「答えたくない」の人が 25.0%と、「答えたくない」の人が、男女に比べて顕著に高くなっています。年齢別で見ると、10 歳代が 20.0%、20 歳代が 16.3%、30 歳代が 21.1%、40 歳代が 20.3%と、40 歳代以下の年齢層はその他の年齢層に比べて比較的「ある」が高くなっています。

回答者自身が受けた人権侵害は 10 人に 1 人と、5 年前の 5 人に 1 人から顕著に減少しています。

図 問14 あなたは、この5年の間に、人権侵害を受けたことがありますか



1. ある
 2. ない
 3. 無回答

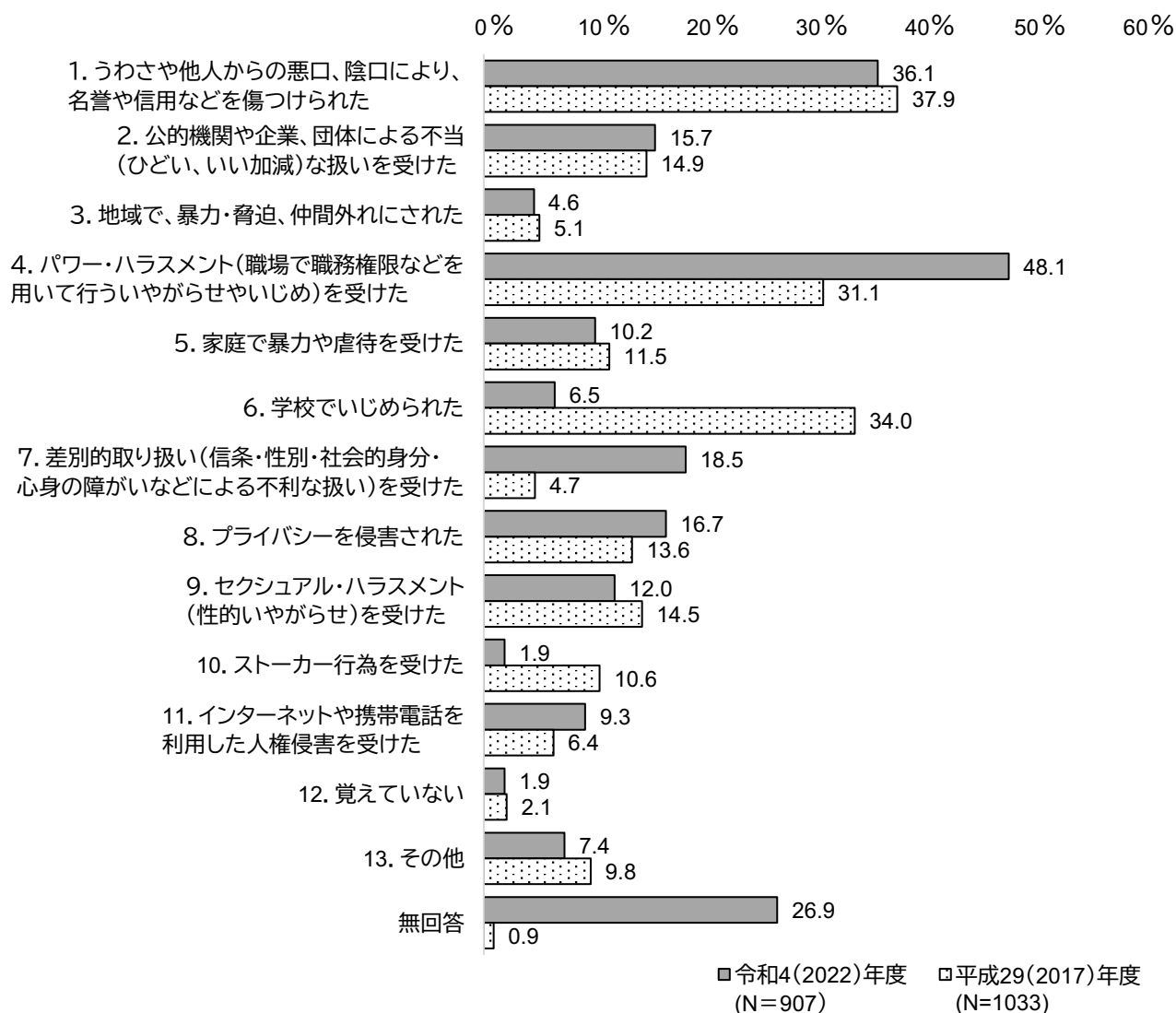
問15-1 問14で「1. ある」と答えた方におたずねします。それは、どのような人権侵害でしたか。

全体でみると、受けた人権侵害の内容は、「パワー・ハラスメント」「うわさや他人からの悪口、陰口による名誉や信用を傷つけられた」が顕著に高くなっています。人権侵害を受けた内容の上位5位は、① パワー・ハラスメント（職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ）を受けた（48.1%）、② うわさや他人からの悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけられた（36.1%）、③ 差別的取り扱い（信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い）を受けた（18.5%）、④ プライバシーを侵害された（16.7%）、⑤ 公的機関や企業、団体による不当（ひどい、いい加減）な扱いを受けた（15.7%）となっています。

前回調査と比べて、「パワー・ハラスメントを受けた」「差別的取り扱いを受けた」が増加している反面、「学校でいじめられた」「ストーカー行為を受けた」が減少しています。なかでも「学校でいじめられた」は大きく減少しています。

職場や地域、学校や家庭など、身近な場面で、「うわさや悪口、陰口」「いじめ」「ハラスメント」「家庭での暴力や虐待」「インターネットや携帯電話の利用による人権侵害」と、人権侵害が起きている状況がうかがわれます。

図 問15-1 それほどのような人権侵害でしたか（複数回答）

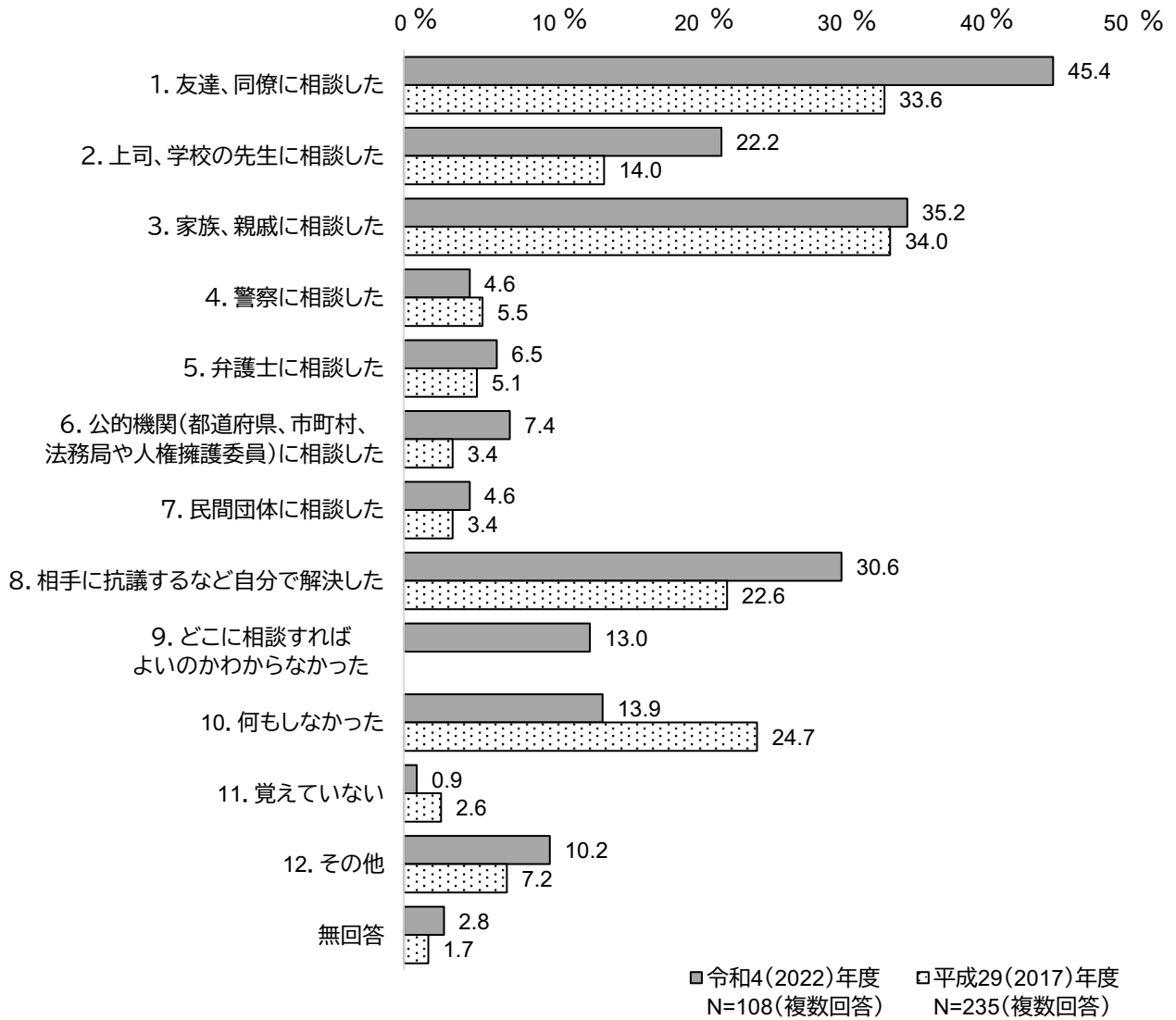


問 15-2 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。

人権侵害への対応は、家族・親戚や友人・同僚といった“身近な人”への相談が多いことが表れています。人権侵害の対応の上位 5 位は、① 友達、同僚に相談した (45.4%)、② 家族、親戚に相談した (35.2%)、③ 相手に抗議するなど自分で解決した (30.6%)、④ 上司、学校の先生に相談した (22.2%)、⑤ 何もしなかった (13.9%) となっています。相談が多数を占める半面、「何もしなかった」(13.9%) や「どこに相談すればよいのかわからなかった」(13.0%) と、“相談”の重要性が顕著に表れています。

前回調査と比べて、「何もしなかった」が顕著に減少している半面、『相談』や『自分で解決』が増加しており、人権侵害に対する対応が変化しています。

図 問15-2 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか（複数回答）

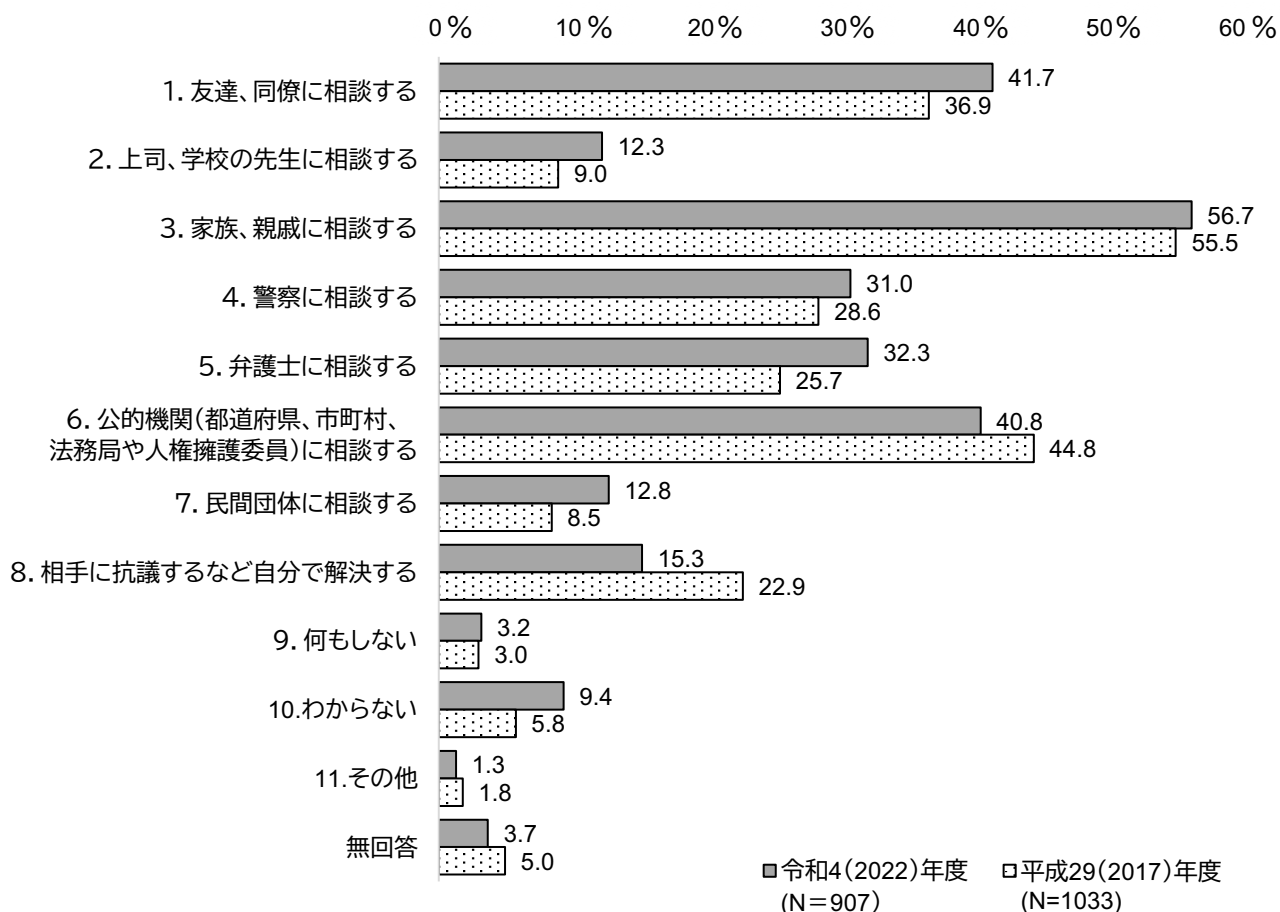


問16 もし、あなたの人権が侵害された場合、どのような対応をしようと思いますか。

人権が侵害された場合の対応は、家族・親戚や友達・同僚などの“身近な人”へ相談の割合が高くなっています。人権が侵害された場合の対応の上位5位は、① 家族、親戚に相談する（56.7%）、② 友達、同僚に相談する（41.7%）、③ 公的機関（都道府県、市町村、法務局や人権擁護委員）に相談する（40.8%）、④ 弁護士に相談する（32.3%）、⑤ 警察に相談する（31.0%）となっています。前回調査と比べて、『自分で解決』が減少している一方、専門家や身近な人への相談が増加しています。ただ、「公的機関に相談」は減少しています。

今後もし、人権が侵害されたときの対応は、家族・親戚や友達・同僚などの“身近な人”とともに、公的機関や警察や弁護士などの専門機関や専門家への相談を重視するようになってきています。5年前と比べ、人権侵害の事案が複雑化・細分化し、専門的な解決を図ることが求められることが背景にあると考えられます。

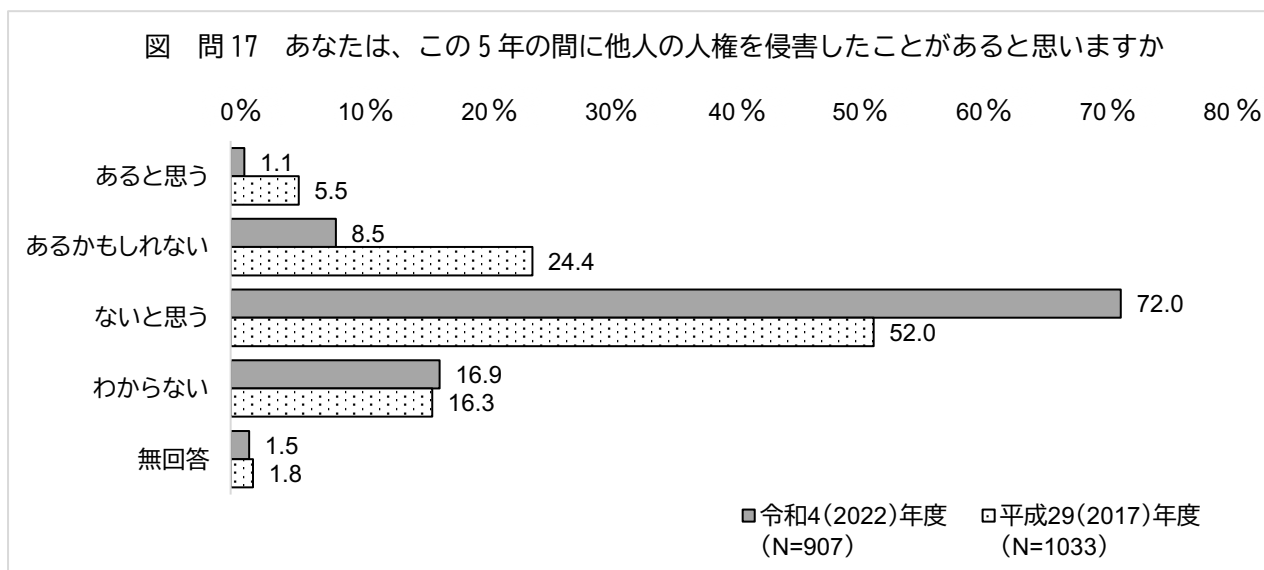
図 問16 もし、あなたの人権が侵害された場合、どのような対応をしようと思いますか（複数回答）



問 17-1 あなたはこの5年の間に他人の人権を侵害したことがありますか。

この5年間に他人の人権を侵害したことが、「ないと思う」が72.0%と最も高く、次いで「わからない」(16.9%)、「あるかもしれない」(8.5%)、「あると思う」(1.1%)の順になっています。

前回調査と比べると、「ないと思う」が20.0ポイント増加している一方、「あるかもしれない」と「あると思う」を合わせた他人の人権を侵害した可能性は20.3ポイント減少しています。

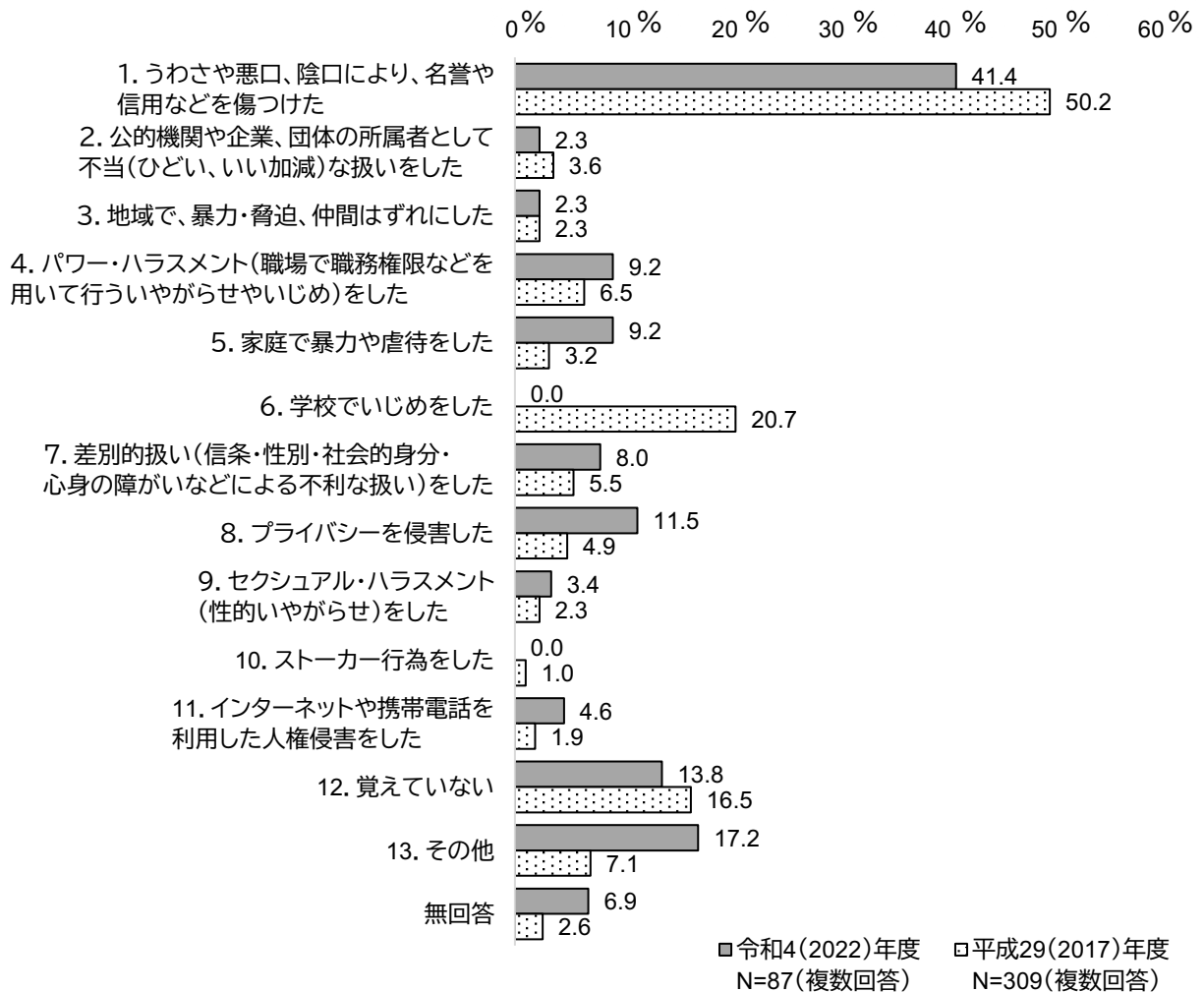


問 17-2 問 17-1で「1. あると思う」または「2. あるかもしれない」と回答された方におたずね
 します。どのような内容でしたか。

この5年間に他人の人権を侵害したことが、「あると思う」もしくは「あるかもしれない」回答の人権侵害の内容の上位5位は、① うわさや悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけた(41.4%)、② プライバシーを侵害した(11.5%)、③ パワー・ハラスメント(職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ)をした、家庭で暴力や虐待をした(いずれも 9.2%)、④ 差別的扱い(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)をした(8.0%)、⑤ インターネットや携帯電話を利用した人権侵害をした(4.6%)となっています。その一方「覚えていない」(13.8%)や「その他」(17.2%)が相対的に高くなっています。

前回調査と比べて、「学校でいじめをした」が全くみられないことをはじめ、「うわさや悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけた」「公的機関や企業、団体の所属者として不当(ひどい、いい加減)な扱いをした」「ストーカー行為をした」が減少しています。半面、「プライバシーを侵害した」「家庭で暴力や虐待をした」「パワー・ハラスメントをした」「差別的扱いをした」「インターネットや携帯電話を利用した人権侵害をした」は増加の傾向が表れています。

図 問17-2 どのような内容でしたか(複数回答)



IV 一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるための活動についておたずねします

※1 人権問題の関心度の経年変化（この5年間にどのように変化したか）をみるため、「平成29（2017）年度人権についての吹田市市民意識調査」（以下前回調査と称しています）と比較しています。ただし、前回調査に含まれていない選択肢はその対象としていません。

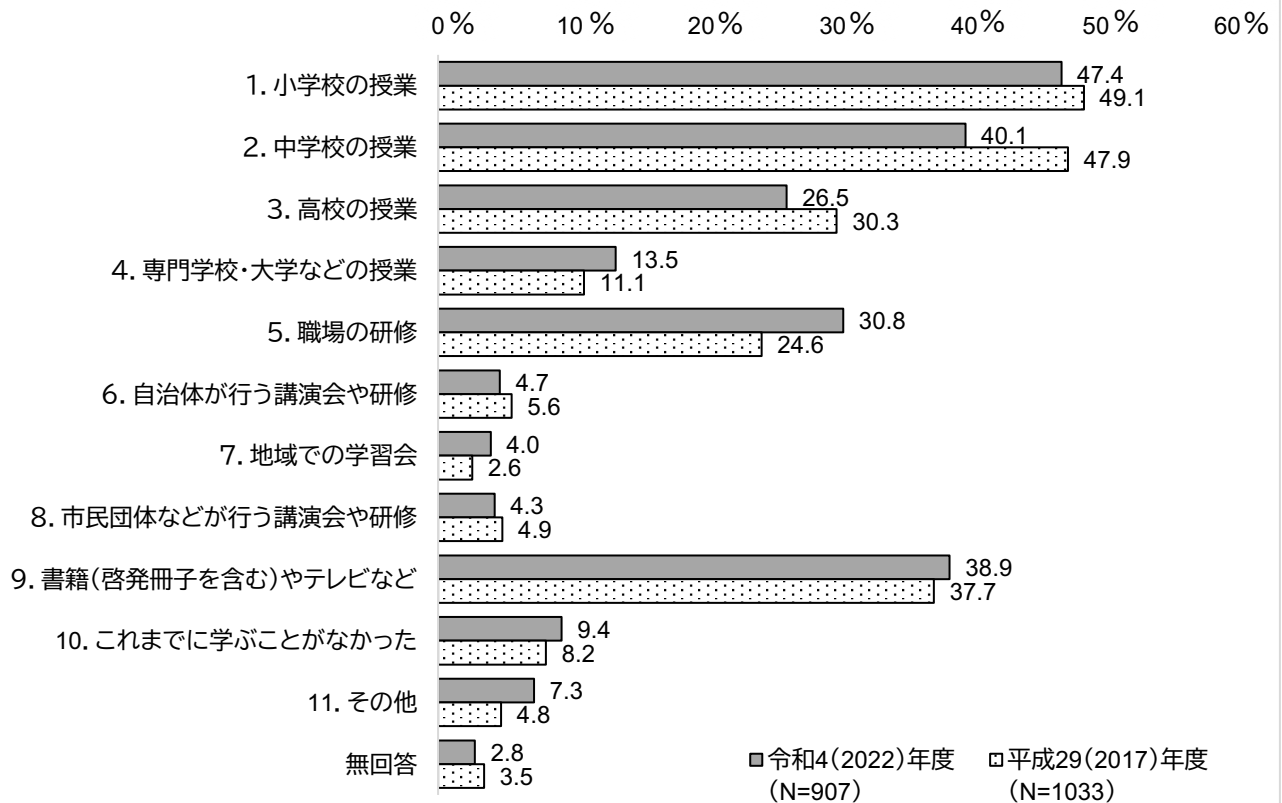
問18 あなたが人権について学んだ場面は、どのような場面ですか。

人権について学んだ場面は、“義務教育での授業”が最も高くなっています。学んだ場面の上位5位は、① 小学校の授業（47.4%）、② 中学校の授業（40.1%）、③ 書籍（啓発冊子を含む）やテレビなど（38.9%）、④ 職場の研修（30.8%）、⑤ 高校の授業（26.5%）となっています。他方、「これまでに学ぶことがなかった」（9.4%）はほぼ1割を占めています。

前回調査と比べて、小学校や中学校、高校の授業が減少しており、なかでも中学校の授業は7.8ポイント減少しています。半面、「職場の研修」「専門学校・大学などの授業」「地域での学習会」が増加、なかでも「職場の研修」は6.2ポイント増加しています。

学校のなかでも小・中学校の義務教育での学習や職場における研修など、組織の中での学びがありますが、学校での学習の機会が減少する半面、職場での研修などが増加するなど、この5年間に学びの場面が変化しています。他方、学校や職場以外では書籍やテレビなどのマスメディアの利用は増加しています。

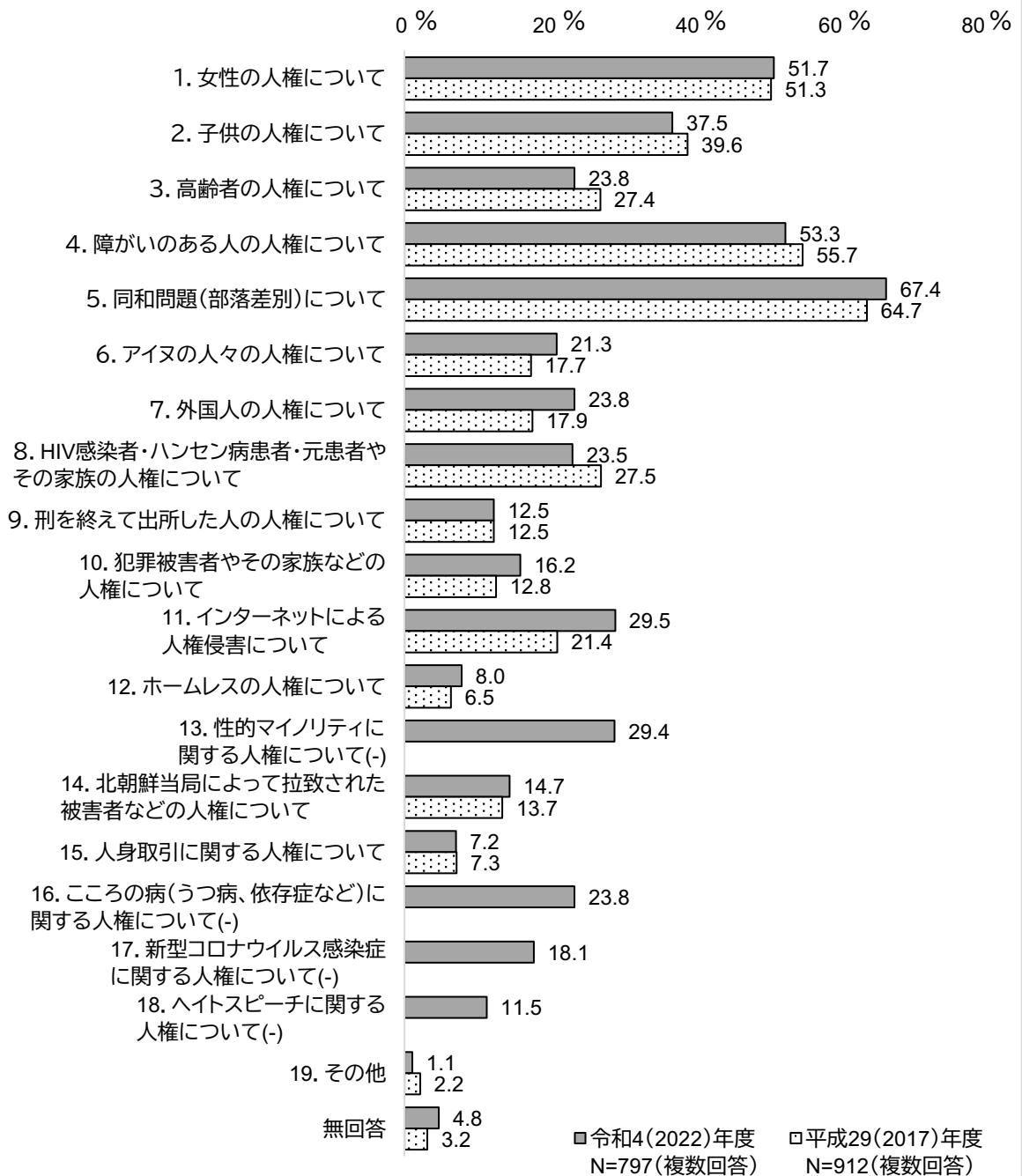
図 問18 あなたが人権について学んだ場面は、どのような場面ですか（複数回答）



問 19-1 その時、学んだ人権問題はどのような内容ですか。

学んだ人権問題の内容は、「同和問題(部落差別)」や「障がいのある人の人権」「女性の人権」が顕著に高くなっています。学んだ人権問題の内容の上位5位は、① 同和問題(部落差別)について(67.4%)、② 障がいのある人の人権について(53.3%)、③ 女性の人権について(51.7%)、④ 子供の人権について(37.5%)、⑤ インターネットによる人権侵害について(29.5%)となっています。なかでもインターネットによる人権侵害について、外国人の人権については、5年前と比べて増加しています。

図 問19-1 その時、学んだ人権問題はどのような内容ですか(複数回答)



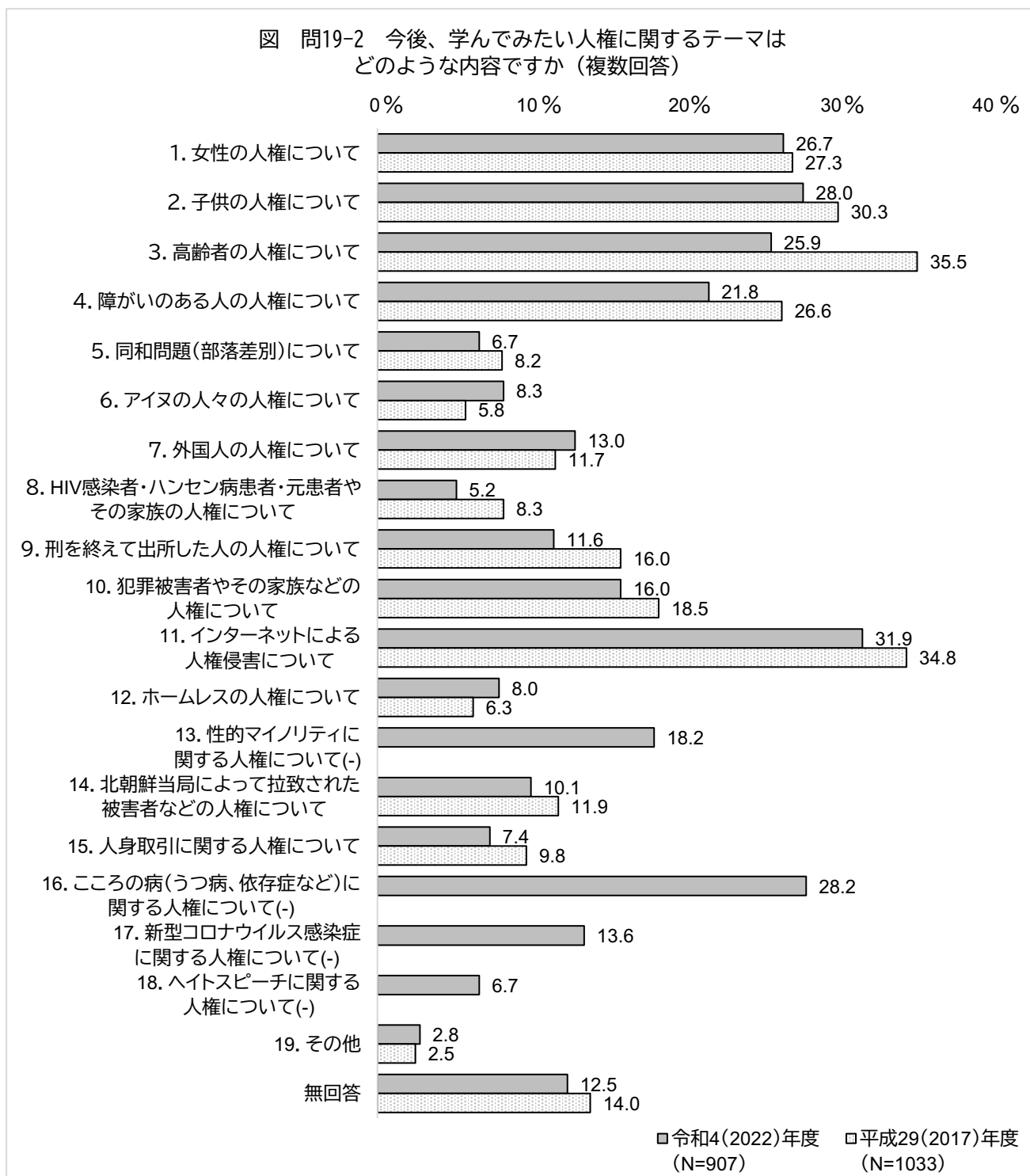
※「-」について、2017年調査では設けられていない選択肢

問 19-2 今後学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか。

今後学んでみたい人権に関するテーマの上位 5 位は、① インターネットによる人権侵害について (31.9%)、② こころの病 (うつ病、依存症など) に関する人権について (28.2%)、③ 子供の人権について (28.0%)、④ 女性の人権について (26.7%)、⑤ 高齢者の人権について (25.9%) の順になっています。今回調査で新たに設けた人権のテーマでは、「こころの病 (うつ病、依存症など)」に加えて、「性的マイノリティ」(18.2%)、「新型コロナウイルス感染症」(13.6%)、「ヘイトスピーチ」(6.7%) となっています。

「こころの病に関する人権」は、『その時、学んだ人権問題』(問 19-1) では 23.8%でしたが、『今後学んでみたい人権に関するテーマ』(問 19-2) では 28.2%と高くなっています。また、「インターネットによる人権侵害」でも 29.5%に対して 31.9%、「高齢者の人権」でも 23.8%に対して 25.9%と高くなっています。

図 問 19-2 今後、学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか（複数回答）



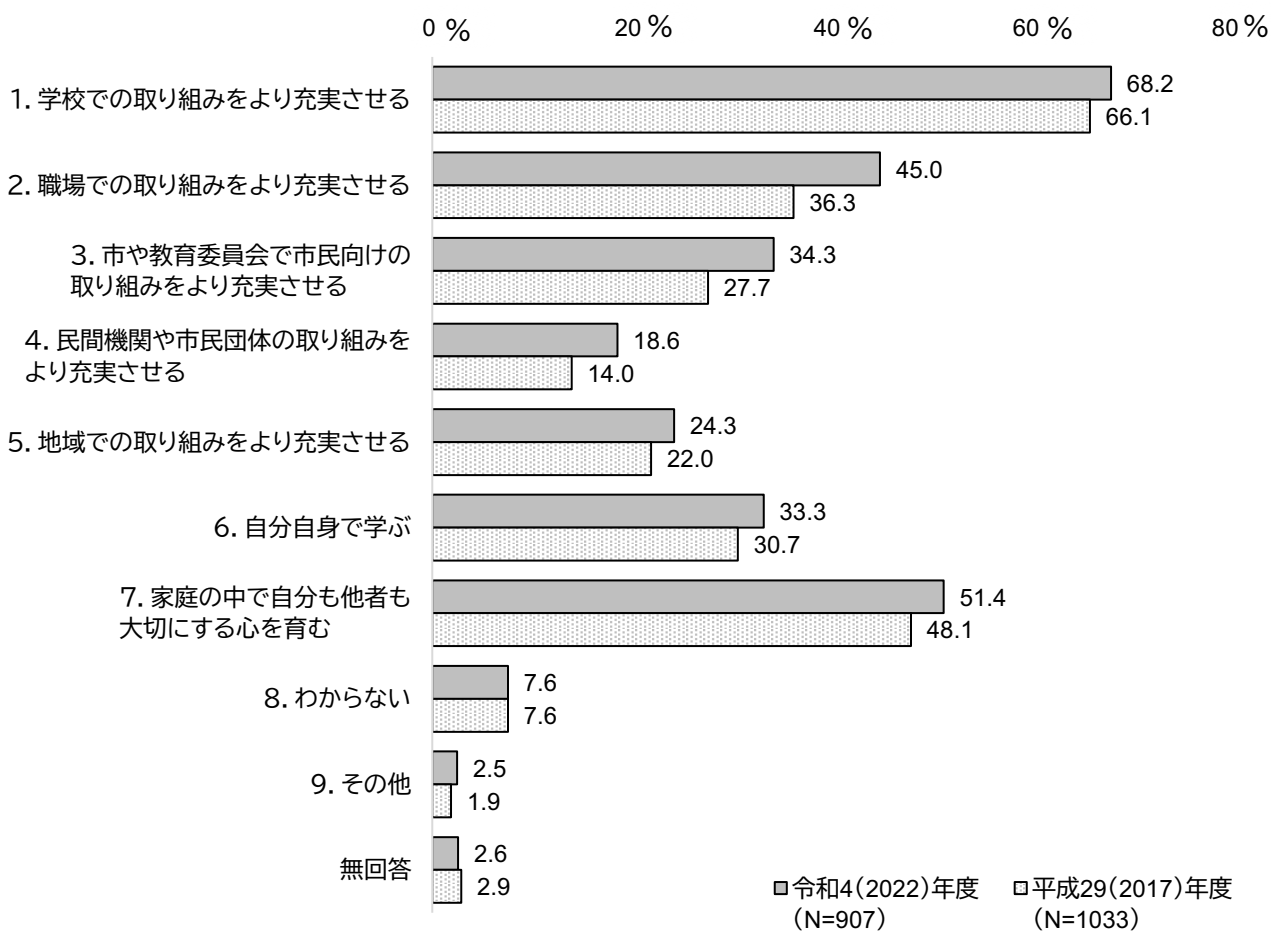
※ 「一」について、2017年調査では設けられていない選択肢

問 20 人権啓発を今後どのように進めていけばよいと思われますか。

今後の進め方の上位 5 位は、① 学校での取り組みをより充実させる (68.2%)、② 家庭の中で自分も他者も大切にすることを育む (51.4%)、③ 職場での取り組みをより充実させる (45.0%)、④ 市や教育委員会で市民向けの取り組みをより充実させる (34.3%)、⑤ 自分自身で学ぶ (33.3%) となっています。

前回調査と比べて、「学校」は最も高いものの、「職場」「市や教育委員会」「民間機関や市民団体」などの取組が増加しています。学校、職場、家庭、地域、それぞれの取組の充実が望まれています。

図 問 20 人権啓発を今後どのように進めていけばよいと思われますか (複数回答)

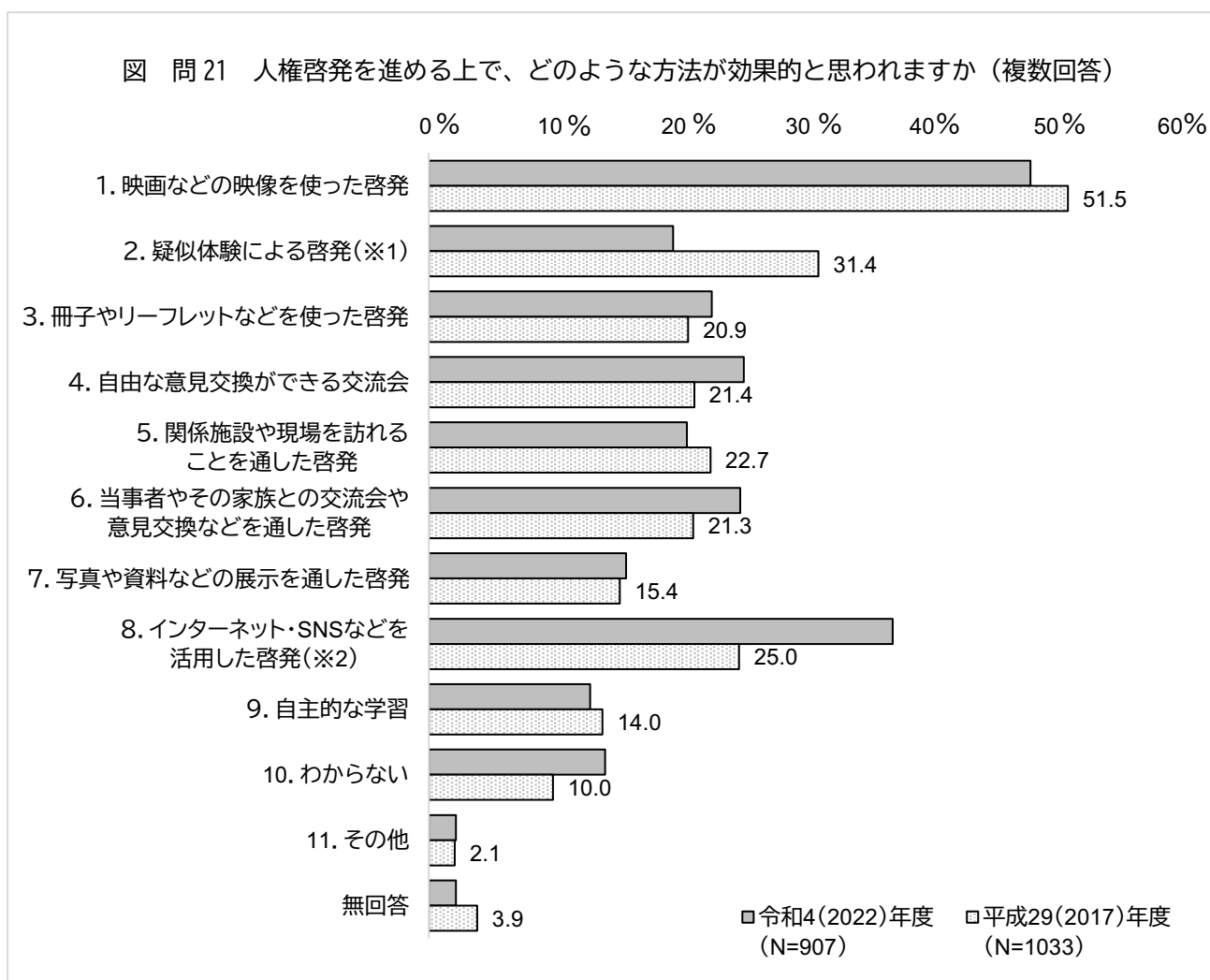


問 21 人権啓発を進める上で、どのような方法が効果的と思われますか。

人権啓発の効果的な方法は、映像やインターネット・SNS などの情報通信機器による“情報発信”と交流会や意見交換会との“交流”に分かれる傾向がみられます。効果的な方法の上位 5 位は、① 映画などの映像を使った啓発 (48.5%)、② インターネット・SNS などを活用した啓発 (37.4%)、③ 自由な意見交換ができる交流会 (25.4%)、④ 当事者やその家族との交流会や意見交換などを通じた啓発 (25.1%)、⑤ 冊子やリーフレットなどを使った啓発 (22.8%) となっています。

前回調査と比べて、「インターネット・SNS などを活用」「自由な意見交換ができる交流会」「当事者やその家族との交流会や意見交換など」が増加しており、なかでも「インターネット・SNS などを活用」は最も高くなっています。

人権啓発の方法は、映像やインターネット・SNS などの活用に加えて、交流会などの取り組みへの期待があり、年齢層に対応した方法（手段）を検討することが、より効果的であると考えられます。



※1 前回調査の選択肢は「高齢者や障がい者などの疑似体験等による啓発」となっています。

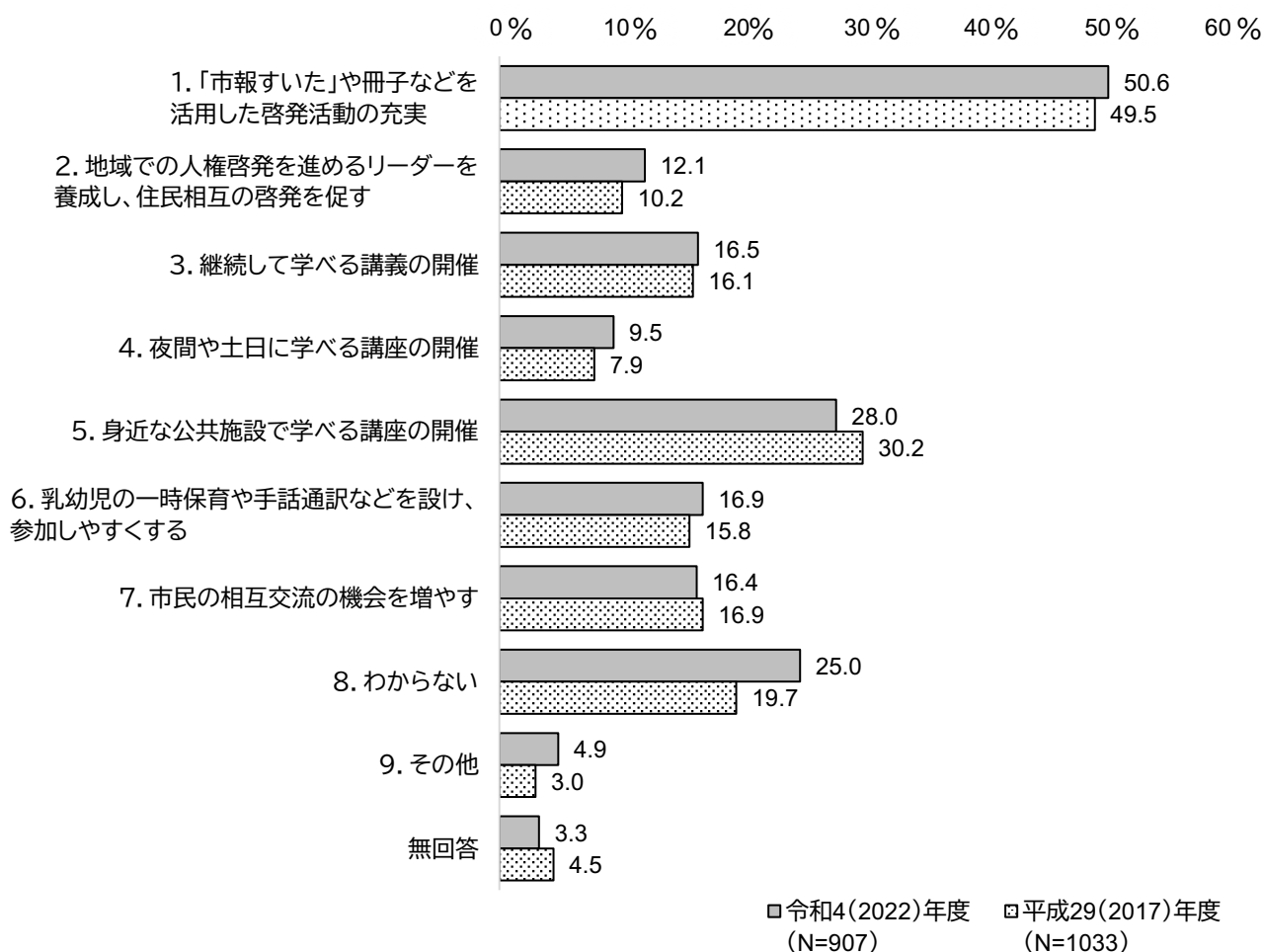
※2 前回調査の選択肢は「インターネットを活用した啓発」となっています。

問 22 人権啓発のための取り組みについて、市に対して望むことはありますか。

人権啓発の取り組みに対する市への要望は、「市報すいた」等による啓発活動が顕著に高くなっています。市への要望の上位5位は、① 「市報すいた」や冊子などを活用した啓発活動の充実（50.6%）、② 身近な公共施設で学べる講座の開催（28.0%）、③ 乳幼児の一時保育や手話通訳などを設け、参加しやすくする（16.9%）、④ 継続して学べる講義の開催（16.5%）、⑤ 市民の相互交流の機会を増やす（16.4%）となっています。

前回調査と比べると、「市報すいたや冊子などを活用した啓発活動の充実」が最も高く、次いで「身近な公共施設で学べる講座の開催」と前回調査と類似した傾向が表れています。ただ、「わからない」が増加していることに留意する必要があります。

図 問 22 人権啓発のための取り組みについて、市に対して望むことはありますか（複数回答）



問 23 あなたは、次にあげる条約や法律などを、どの程度ご存じですか。

※1 『知っている』は「内容を知っている」「内容をある程度知っている」「名称は知っている」の合計割合で示しています。

※2 人権問題の関心度の経年変化（この5年間にどのように変化したか）をみるため、「平成29年度（2017年度）人権についての吹田市市民意識調査」（以下前回調査と称しています）と比較しています。ただし、前回調査に含まれていない選択肢はその対象としていません。

<条約など>

- 「内容を知っている」「内容をある程度知っている」「名称は知っている」の『知っている』が最も高いのは「世界人権宣言」（79.3%）、次いで「SDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ）」（68.8%）、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（63.8%）となっています。
- 「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」を合わせた、より認知度が深い順でみると、「SDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ）」（40.1%）、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（22.3%）、「世界人権宣言」（18.0%）となっています。

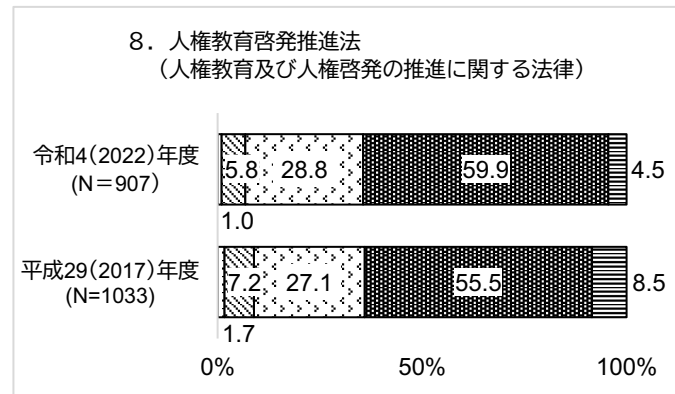
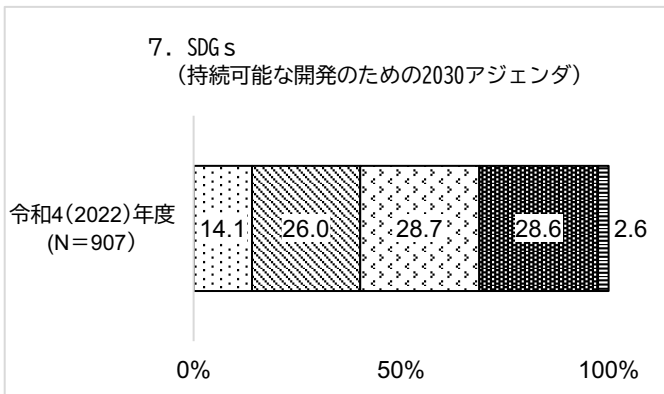
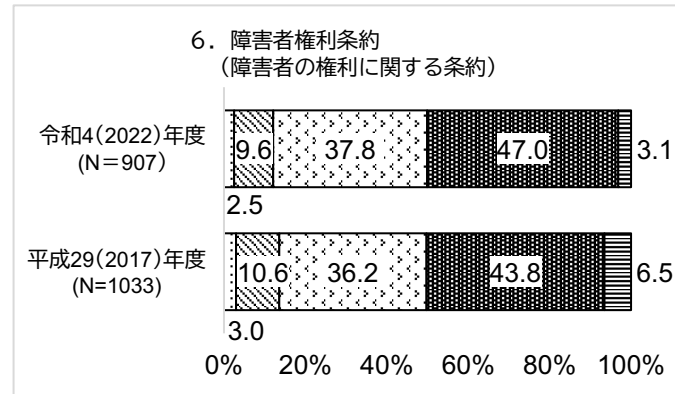
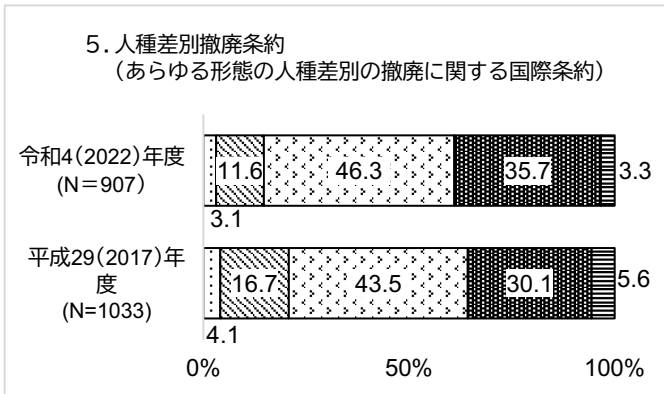
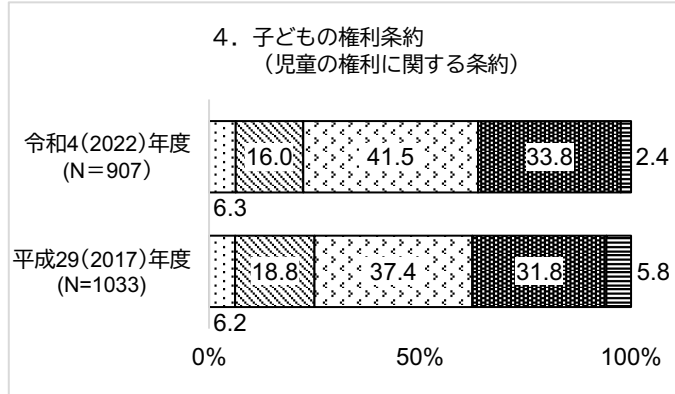
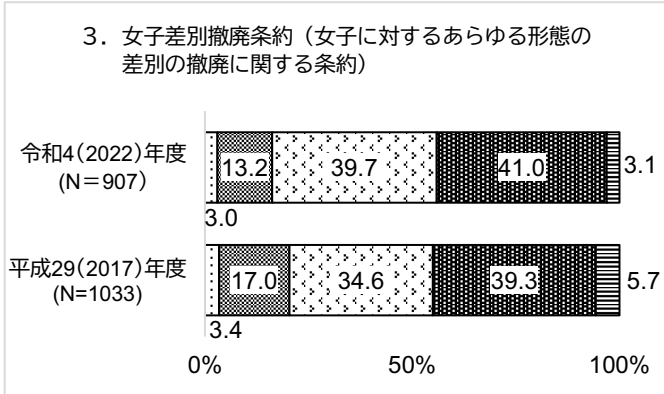
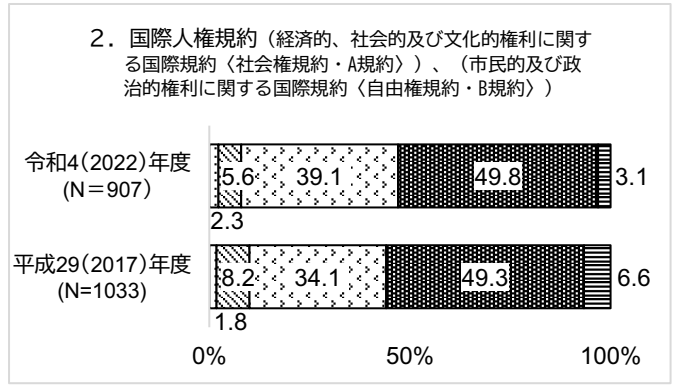
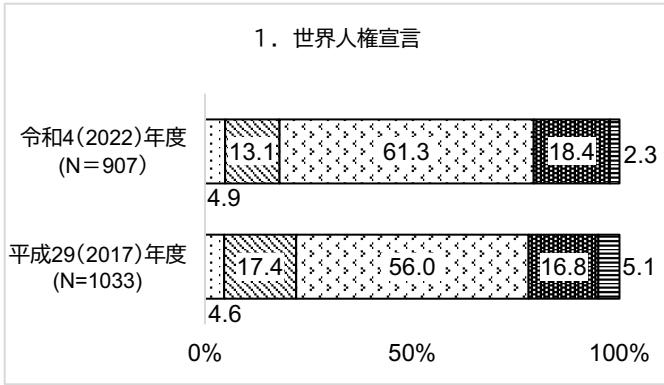
<法律>

- 「内容を知っている」「内容をある程度知っている」「名称は知っている」の『知っている』が最も高いのは「児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」（85.3%）、次いで「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」（77.8%）、「男女共同参画社会基本法」（73.4%）となっています。「児童虐待防止法」は前回調査に比べて、他の法律よりも顕著に増加しています。
- 「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」を合わせた、より認知度が深い順でみると、『知っている』と同様に「児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」（34.9%）次いで「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」（28.7%）、「男女共同参画社会基本法」（28.4%）となっています。

<吹田市の条例など>

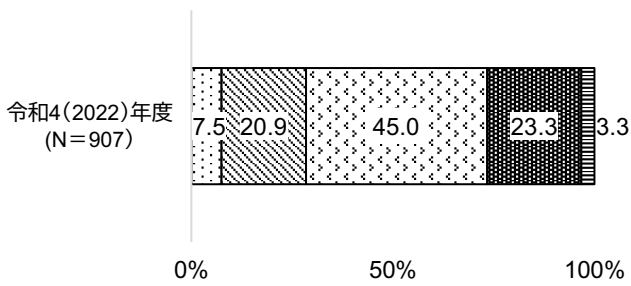
- 「内容を知っている」「内容をある程度知っている」「名称は知っている」の『知っている』が最も高いのは「吹田市男女共同参画推進条例」（31.7%）、次いで「すいた男女共同参画プラン」（30.9%）、「吹田市人権施策基本方針」（22.3%）、「吹田市人権尊重の社会を目指す条例」（21.7%）となっています。「吹田市人権施策基本方針」、「吹田市人権尊重の社会を目指す条例」は前回調査と比べて増加はしています。
- 「内容を知っている」と「内容をある程度知っている」を合わせた、より認知度が深い順でみると「すいた男女共同参画プラン」（4.9%）、次いで「吹田市男女共同参画推進条例」（4.5%）「吹田市人権尊重の社会を目指す条例」（3.2%）、「吹田市人権施策基本方針」（2.7%）となっています。

人権に関する言葉についての認知を高めるだけでなく、その内容も知ってもらうため、さまざまな機会を捉えて情報発信・提供を続けていくことが必要です。人権を自分自身にかかわる身近な問題として気づき、考え、行動するためにも、吹田市の取組などを積極的に情報発信・提供することが求められます。

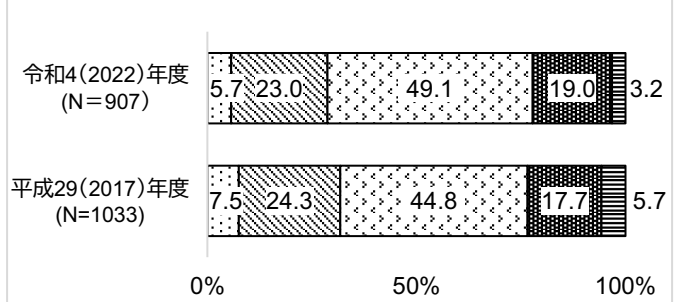


- 1. 内容を知っている
- 2. 内容をある程度知っている
- 3. 名称は知っている
- 4. 知らない
- 5. 無回答

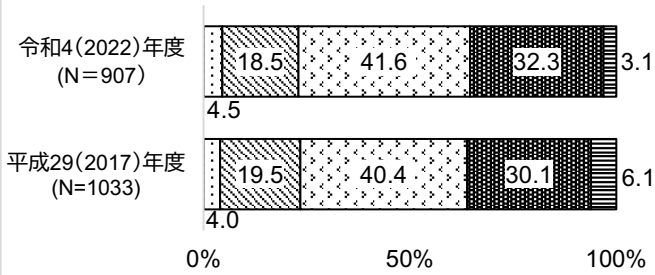
9. 男女共同参画社会基本法



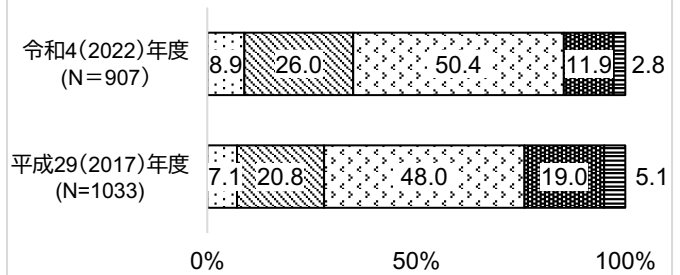
10. DV防止法（配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律）



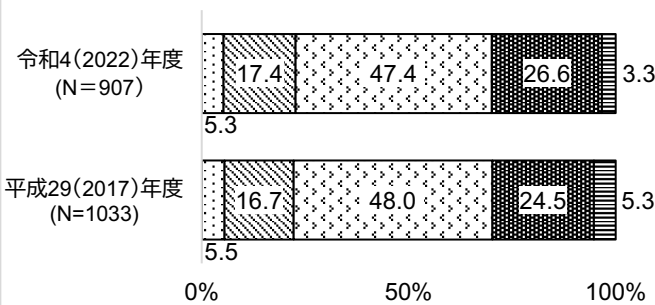
11. 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）



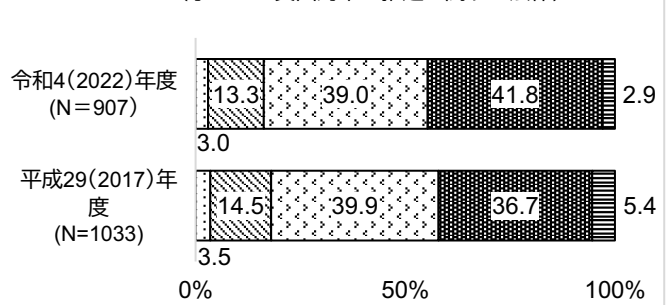
12. 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）



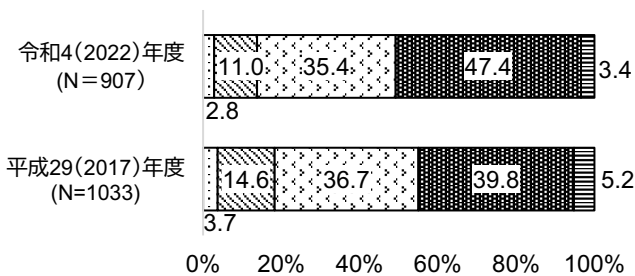
13. いじめ防止対策推進法



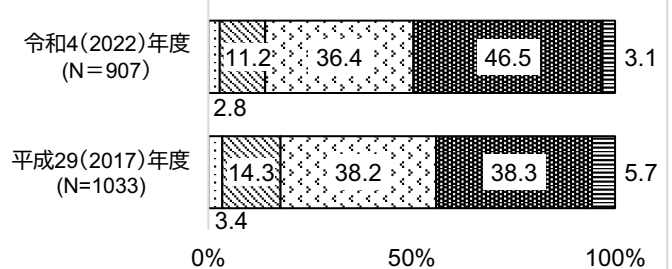
14. 子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）



15. 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）



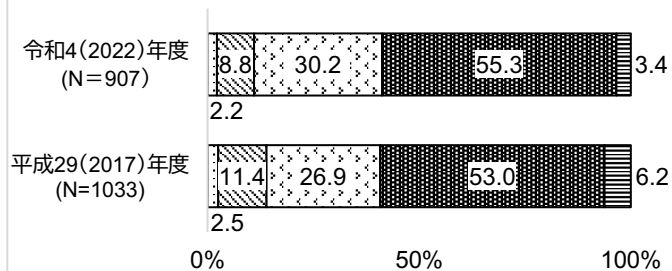
16. 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）



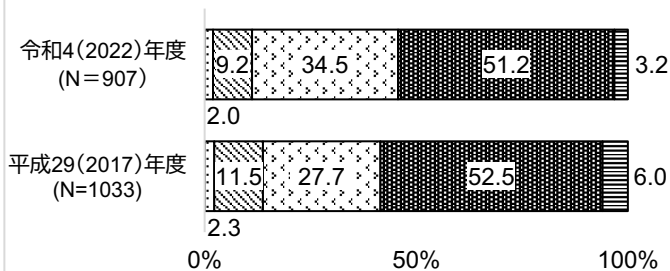
- 1. 内容を知っている
- 2. 内容をある程度知っている
- 3. 名称は知っている
- 4. 知らない
- 5. 無回答

- 2. 内容をある程度知っている
- 4. 知らない

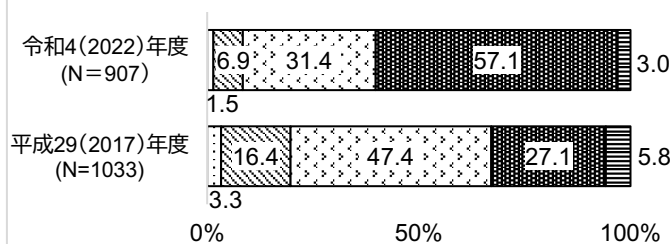
17. 障害者差別解消法
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)



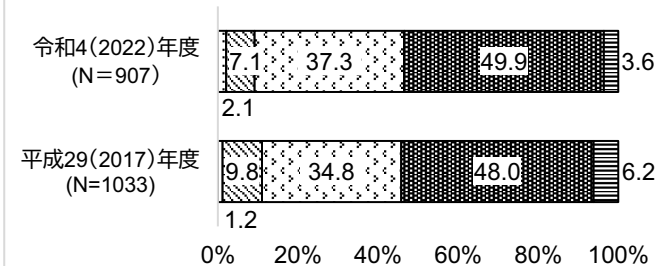
18. 部落差別解消推進法
(部落差別の解消の推進に関する法律)



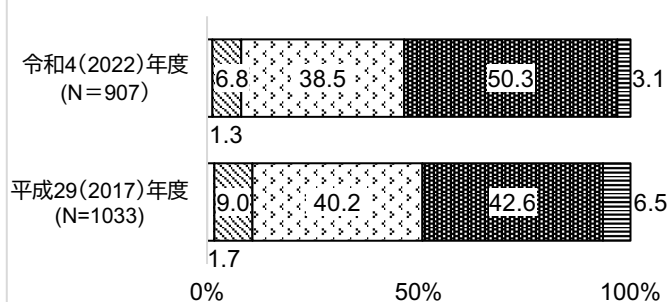
19. ハイトスピーチ解消法
(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の
解消に向けた取組の推進に関する法律)



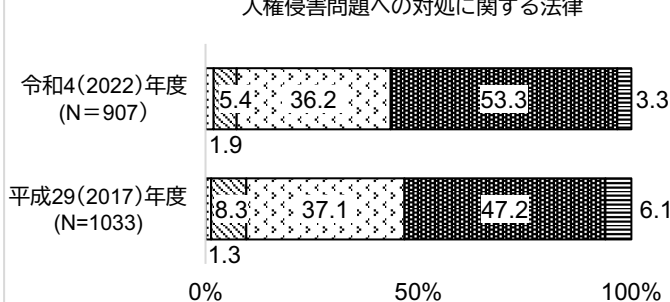
20. ハンセン病問題基本法 (ハンセン病問題の解決
の促進に関する法律)



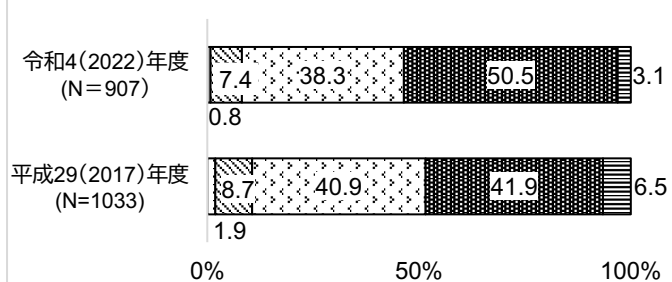
21. 犯罪被害者等基本法



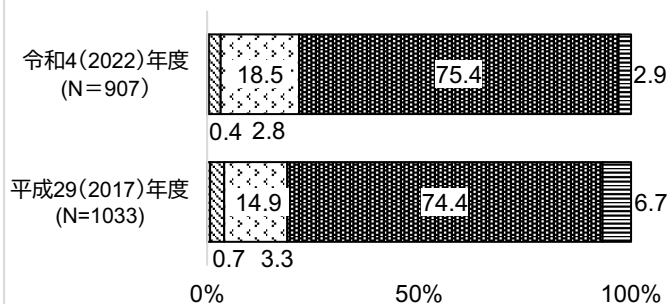
22. 拉致問題その他北朝鮮当局による
人権侵害問題への対処に関する法律



23. 性同一性障害特例法 (性同一性障害者の性別の
取扱いの特例に関する法律)

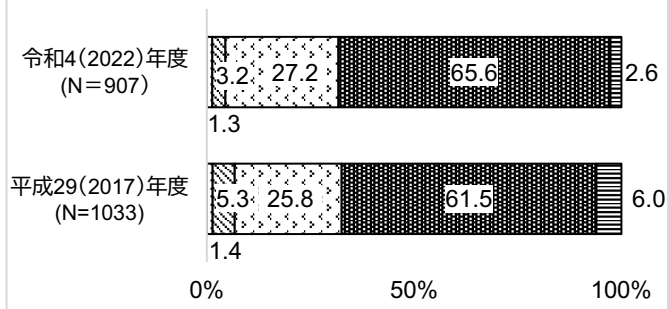


24. 吹田市人権尊重の社会を目指す条例

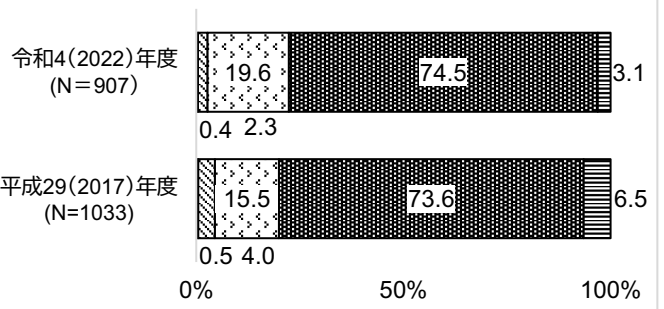


- 1. 内容を知っている
- 2. 内容をある程度知っている
- 3. 名称は知っている
- 4. 知らない
- 5. 無回答

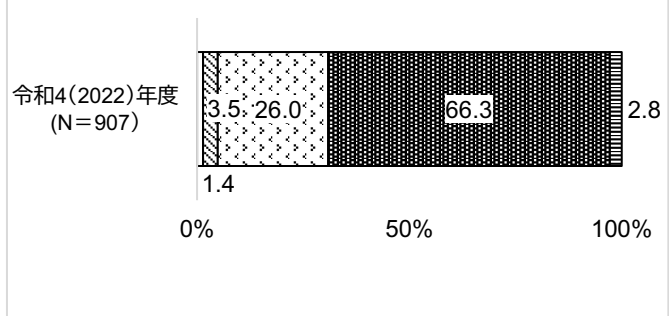
25. 吹田市男女共同参画推進条例



26. 吹田市人権施策基本方針



27. すいた男女共同参画プラン

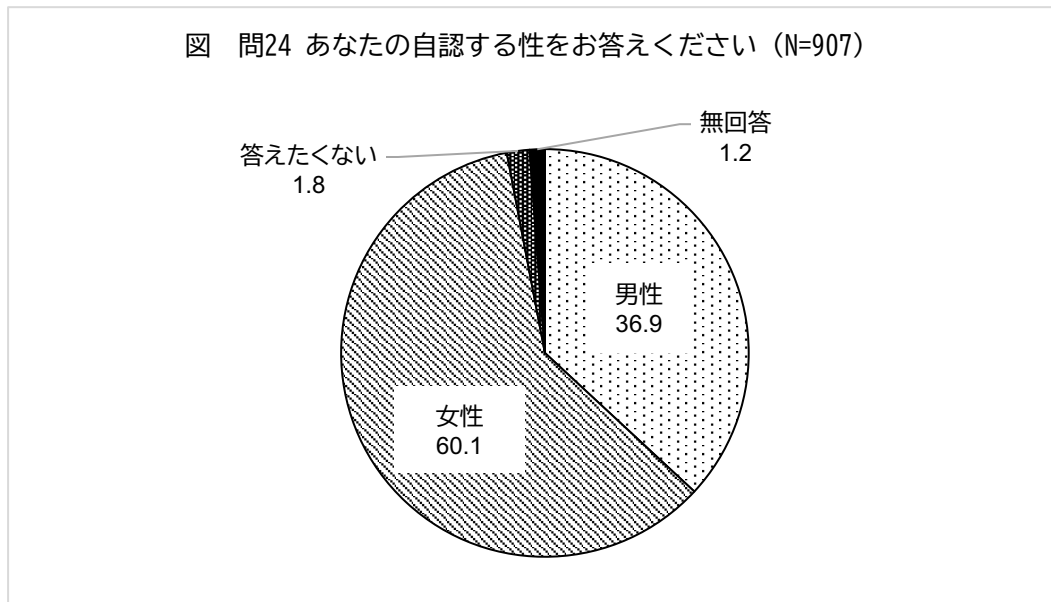


- 1. 内容を知っている
- 2. 内容をある程度知っている
- 3. 名称は知っている
- 4. 知らない
- 5. 無回答

V あなたご自身のことについて

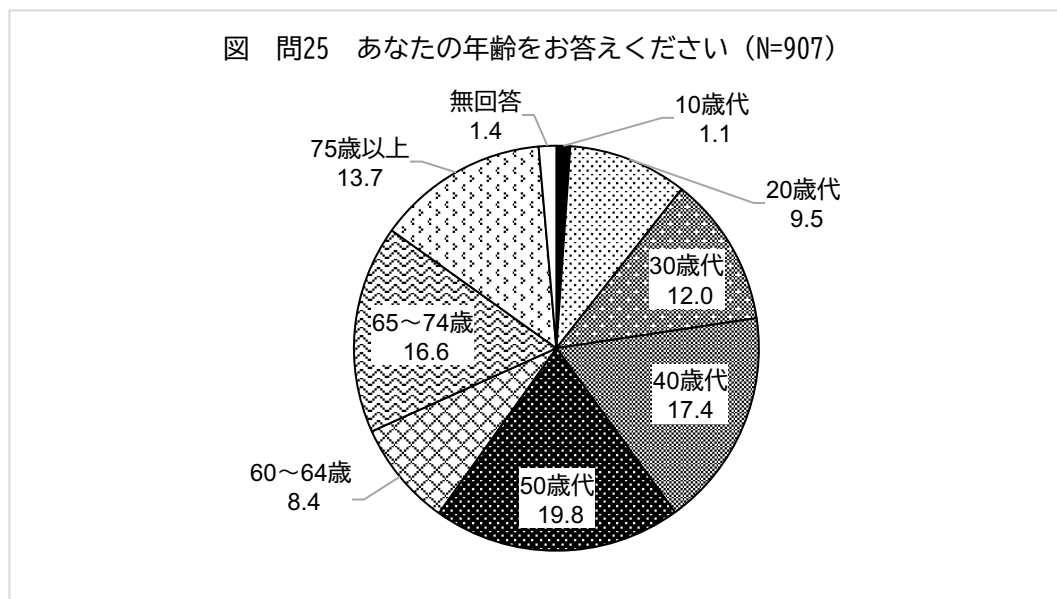
問 24 あなたの自認する性をお答えください。

男性は 36.9%、女性は 60.1%、答えたくないは 1.8%となっています。



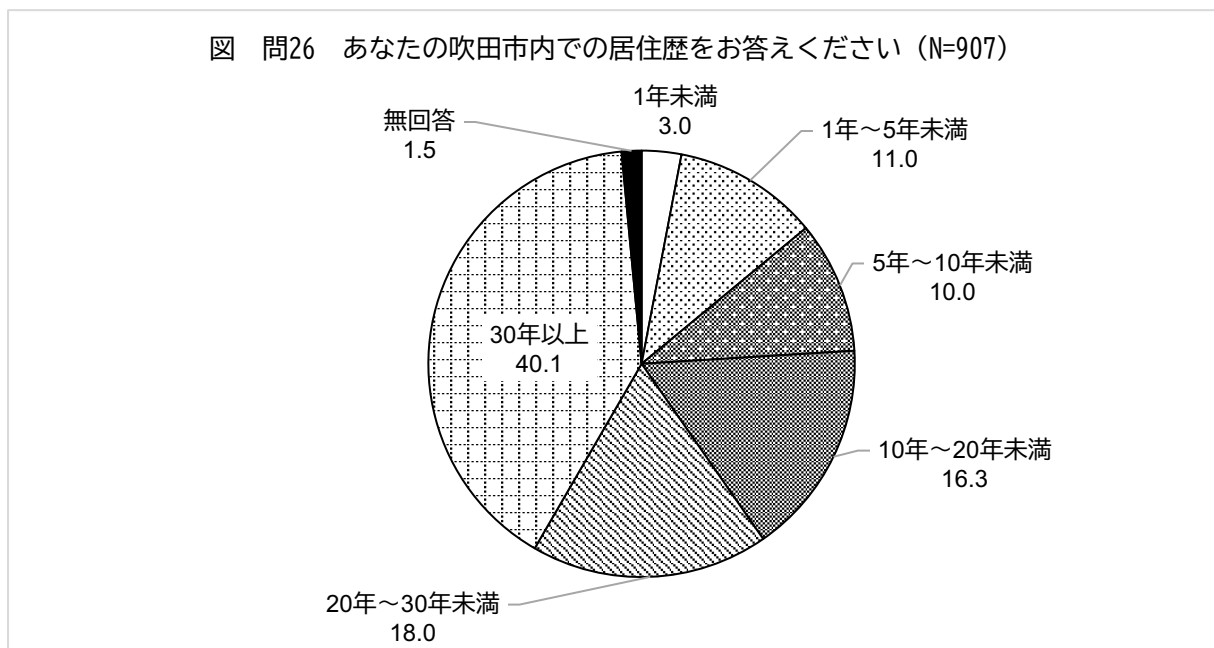
問 25 あなたの年齢をお答えください。

「50 歳代」が 19.8%と最も高く、次いで「40 歳代」(17.4%)、「65～74 歳」(16.6%)、「75 歳以上」(13.7%)、「30 歳代」(12.0%) の順になっています。65 歳以上の高齢者は 30.3%を占めています。



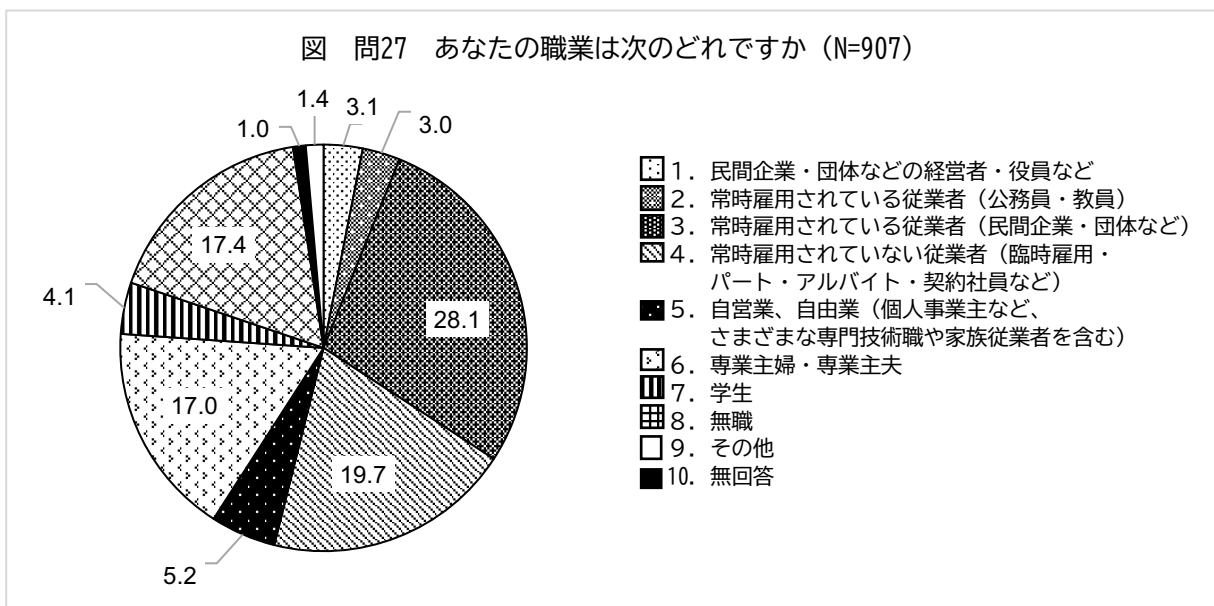
問26 あなたの吹田市内での居住歴をお答えください。

「30年以上」が40.1%と最も高く、次いで「20年～30年未満」(18.0%)、「10年～20年未満」(16.3%)、「1年～5年未満」(11.0%)、「5年～10年未満」(10.0%)の順になっています。



問27 あなたの職業は次のどれですか。

「常時雇用されている従業者（民間企業・団体など）」が28.1%と最も高く、次いで「常時雇用されていない従業者（臨時雇用・パート・アルバイト・契約社員など）」(19.7%)、「無職」(17.4%)、「専業主婦・専業主夫」(17.0%)、「自営業、自由業（個人事業主など、さまざまな専門技術職や家族従業者を含む）」(5.2%)の順になっています。



問 28 市民一人ひとりが人権意識を高め、人権への理解を深めることについて、ご意見、ご要望があれば自由にご記入ください

- ・ 身近なところで起こらないと、知らないままで終わってしまうので、知ってもらうこと、関心を持つきっかけを作ることが大切だと思います。
- ・ のほほんとして暮らしているため、あまり人権について考えたことがありませんでした。このアンケートを機に、人権についてまじめに考えてみようと思います。人権侵害は私のように深く考えていない、無意識のうちにやっていることが多いのかなと思います。意識化することが必要なのかなと思います。
- ・ 義務教育の段階からの理解が進む必要を感じます。
- ・ 法律を制定することも大事ですが、その前にお互いに他人を認めあう気持ちをもっと大事だと思います。
- ・ 目にふれるもの、耳にするものの中、絶えず人権に関係する情報があるような環境になれば自分の言動や他者の言動、自分の気持ちや他者の気持ちに敏感になっていけると思う。接触量は重要。私自身はテレビドラマで犯罪被害者家族の辛さを知ったり、小説や映画でハンセン回復者や性的マイノリティの人々の状況を知ったことが、自分の意識づけに大きく影響していると思う。心を動かされることなど変わったように思う。
- ・ 学生のときに習ったことは何となくずっと覚えているので、学校での教育が充実したら良いなと思います。ただ、中には傷ついてしまう子もいるのかな…とも考えてしまうので、難しいところもあると思いますが…教える側、伝える側がどれだけ理解しているか、分かりやすく優しく伝えられるのかが大事かなと思います。大学生のとき、授業で性的マイノリティの方(4人くらい)の対談を聞いたことがあり、すごく印象的でした。今でも強く覚えています。ご本人から話を伺う、といった機会があれば、より理解を深めることができるかと思っています。
- ・ 人権意識を高めることは非常に重要だと思う。人権意識はある意味で感覚の問題であり、あたり前と思うように身に付けるべき教養のようなものと思う。小学校の頃から人権教育を進めていく必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 今回の人権意識調査の回答欄を記入することで、改めてさまざまなことを考えさせられました。私の知っている情報は、TVのドキュメント番組やニュースで得たものがほとんどです。それも自ら進んで考えたもの

ではなく、たまたま観ることで知ったものです。そして当事者の方々の苦しみ、辛さを知り、さまざまな問題が起こっていることに思いをはせることしかできていない、これが現状です。法律や条約をみんなが詳しく知ることも必要だと感じました。困ったことがある当事者にすぐに手を差し伸べることができる社会であってほしいです。親子で考える場があればいいと思います。

- ・ このような意識調査があることに驚きと感心をしました。継続的に実施し、市民への人権意識の変化を知ることが有効な取り組みにつながると思います。
- ・ 幅広い世代の人々が同様の認識と意識を持てるようになればいいと思う。いろいろな立場の人々が交流できるような場所でのボランティア活動などが、気軽に参加できるようになるといいと思う。私自身、ボランティア活動したいと思い調べましたが、間口が意外と狭く、なかなか気軽に始められなくて尻込みしてしまいました。
- ・ 人権問題は、すぐにはよくなると思いますが、LGBTQなどは少ずつ進んでいると思います。吹田市も認めてはどうかと思います。市内のいろいろな場所にポスターやオブジェなど市民の目に付くようにするとか、どこでもそうだと思いますが、吹田で狭い道などが多く、障がい者の人には大変かと思います。整備など進めていただきたいです。人権も守れるのではないのでしょうか？人権と一口に言っても難しいかと。住みやすい町にしていきたいと思います。吹田は大好きな場所なのでお願いします。
- ・ 会社で毎年、人権研修があります。テーマは複数ありますが、どれも一巡してしまっただけの感があり、民間企業での教育は手づまりのような気がします。子ども、高齢者、犯罪被害者、性同一性障害に対する理解が特に必要ではないかと考えます。
- ・ 吹田市もパートナーシップ宣誓証明制度が設けられるといいなと思います。

その他にも、多くのご意見を頂きました。

すいたしじんけん かん しみんいしきちょうさ 吹田市人権に関する市民意識調査

れいわ ねん (2022年) 10月

すい た し
吹 田 市

【調査へのご協力のお願い】

しみん みな ひ ごろから しせい きょうりよく
市民の皆さまには日ごろから市政にご協力いただき、ありがとうございます。

この調査は、人権に関わるさまざまな取り組みを進めていく上での基礎資料として利用
するためのもので、市民の皆さまの人権に関する意識などをおたずねします。

調査は無記名でお願いし、お答えはすべて統計的に処理し、調査結果を目的外に使用する
ことはありません。

たいへん いそが ぞん きょうりよく ねが
大変お忙しいとは存じますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

〈回答にあたってのお願い〉

- ① この調査票は、令和4年7月31日現在の住民基本台帳から、16歳以上85歳未満の
市民2000名を無作為に選び、お送りさせていただきました。
- ② 回答は、該当する番号に○をつけ、() 内には具体的に数字や文字の記入を
お願いいたします。
- ③ 調査票はお送りした封筒の宛名の方ご本人がお答えください。ご本人が記入でき
ない場合は、家族の方などが、ご本人の意思に基づいてご記入いただきますようお
願いいたします。
- ④ 調査票は 10 月 17 日 (月) までに、同封の返信用封筒 (切手は不要) に入れて
投函してください。

【調査に関するお問い合わせ先】

すいたし しみんぶ じんけんせいさくしつ
吹田市 市民部 人権政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

電 話 : 06 - 6384-1513 (直通)

F A X : 06 - 6368-7345

メール : jin_kent@city.suita.osaka.jp

I 人権問題に対する関心についておたずねします

問1 あなたは、次の1～18の人権問題にどの程度関心がありますか。
(それぞれ該当する番号に○をつけてください)

1～18の人権問題	関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない
1. 女性の人権問題	1	2	3	4
2. 子供の人権問題	1	2	3	4
3. 高齢者の人権問題	1	2	3	4
4. 障がいのある人の人権問題	1	2	3	4
5. 同和問題（部落差別）	1	2	3	4
6. アイヌの人々の人権問題	1	2	3	4
7. 外国人の人権問題	1	2	3	4
8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者とその家族の人権問題	1	2	3	4
9. 刑を終えて出所した人の人権問題	1	2	3	4
10. 犯罪被害者やその家族などの人権問題	1	2	3	4
11. インターネットによる人権侵害の問題	1	2	3	4
12. ホームレスの人権問題	1	2	3	4
13. 性的マイノリティ※2の人権問題	1	2	3	4
14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権問題	1	2	3	4
15. 人身取引に関する人権問題	1	2	3	4
16. こころの病（うつ病、依存症など）に関する人権問題	1	2	3	4
17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	1	2	3	4
18. ヘイトスピーチに関する人権問題	1	2	3	4

※1 「ハンセン病」とは、らい菌という細菌による感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれで、万が一発病しても、早期治療により後遺症も残りません。

※2 「性的マイノリティ」とは、多くは同性愛や性別に違和感を覚える人のことを表す言葉です。

II あなたの人権に対する考え方についておたずねします

問2 あなたは、次の1～10の考え方について、どう思われますか。
(それぞれ該当する番号に○をつけてください)

あなたはどう思われますか 1～10の考え方	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
1. 性犯罪は、受ける側にも問題があると思う	1	2	3	4
2. インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、どのような書き込みを行っても問題はない	1	2	3	4
3. 友人と撮った写真を、自分たち以外の人の顔も映っていたが、そのままインターネット上にアップしてもよい	1	2	3	4
4. ハンセン病の患者・元患者に対して、ホテルなどが宿泊を拒否するのはやむを得ない	1	2	3	4
5. 刑を終えて出所した人に対して、本人のことをよく知らないものの、雇用や関わりを控えることはやむを得ない	1	2	3	4
6. 犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道や公表をすることは、国民の知る権利から考えるとやむを得ない	1	2	3	4
7. ホームレス(野宿生活をやむなくしている)状態にあるのは、本人の責任が大きい	1	2	3	4
8. 北朝鮮による拉致問題に関して、さらに関心を高めることが必要だと思う	1	2	3	4
9. 新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者などやその家族であることを理由に、交通機関の利用や保育所の受入れなどを断るのはやむを得ない	1	2	3	4
10. 人権問題を解決していくためには、互いを理解するために交流を深めていくことが必要である	1	2	3	4

問3 女性に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

あなたはどのように思われますか 1~4の考え方	そう思う	そう思う どちらかといえば	そう思わない どちらかといえば	そう思わない
1. 配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない	1	2	3	4
2. 男性と女性の賃金や働く環境が同等であったとしても、家事や育児は主に女性が行うものだと思う	1	2	3	4
3. 職場において、雇用や昇給などで、男女の差が出るのはやむを得ない	1	2	3	4
4. 性的な冗談は、職場の潤滑油になることもある	1	2	3	4

問4 子供に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

あなたはどのように思われますか 1~5の考え方	そう思う	そう思う どちらかといえば	そう思わない どちらかといえば	そう思わない
1. 近所で、子供に対する虐待が少しでも疑われる場合は、プライバシーに関わりなく、速やかに通報すべきである	1	2	3	4
2. 保護者、教師からの体罰は、しつけのためならやむを得ない	1	2	3	4
3. 子供は、親の意見に従えばよいので、自分の意見を表明する機会がなくてもやむを得ない	1	2	3	4
4. いじめは、いじめを受ける側にも問題があると思う	1	2	3	4
5. 不登校やひきこもりは、本人の意志が弱いからである	1	2	3	4

問5 高齢者に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

あなたはどう思われますか 1～4の考え方	そう思う	どちらかといえば	そう思わない	どちらかといえば	そう思わない
1. 道路や公共交通機関、建物のバリアフリーが進んでいないのは、高齢者への配慮としても欠いている	1	2	3	4	
2. 認知症のために、家庭や施設における行動を制限されるのはやむを得ない	1	2	3	4	
3. 日常生活に必要な情報を、高齢者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない	1	2	3	4	
4. 若者の就労機会の確保も十分でないので、高齢者の就労機会の確保が優先されなくてもやむを得ない	1	2	3	4	

問6 障がいのある人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

あなたはどう思われますか 1～5の考え方	そう思う	どちらかといえば	そう思わない	どちらかといえば	そう思わない
1. 災害などの緊急時には、障がい者のための対応ができなくてもやむを得ない	1	2	3	4	
2. 障がいのある子供と、そうでない子供は、教育を受ける機会を別々にした方がよい	1	2	3	4	
3. 企業が利益追求を優先することにより、障がい者の雇用が進まなくてもやむを得ない	1	2	3	4	
4. 自分の行動について、自分で選択や決定をする機会が制限されることがあってもやむを得ない	1	2	3	4	
5. 日常生活に必要な情報を、障がい者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない	1	2	3	4	

問7 同和問題（部落差別）に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
（それぞれ該当する番号に○をつけてください）

あなたはどのように思われますか 1~4の考え方	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
1. 結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない	1	2	3	4
2. 行政や学校における同和問題（部落差別）に関する啓発や教育は、かえって差別を残すことになる	1	2	3	4
3. 住まいを選ぶときに、同和地区※3であるかどうか気になる	1	2	3	4
4. 同和問題（部落差別）は、過去にはあったが、今は存在しないと思う	1	2	3	4

※3「同和地区」とは「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）に基づき、同和問題の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域の中で、平成14年（2002年）3月に「地对財特法」は失効しています。

問8 外国人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
（それぞれ該当する番号に○をつけてください）

あなたはどのように思われますか 1~4の考え方	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
1. 公共施設や行政窓口などに、外国人のための表記がないことは配慮に欠ける	1	2	3	4
2. 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒まれてもやむを得ない	1	2	3	4
3. 災害などの緊急時には、外国人のための対応ができなくてもやむを得ない	1	2	3	4
4. 日本に住んでいるので、文化や生活習慣なども日本に合わせるべきである	1	2	3	4

問9 インターネットに関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください）

あなたはどう思われますか 1～11の項目	あると思う	あると思う どこくらいかといえれば	あると思う ない	あると思う ない
1. 他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること	1	2	3	4
2. フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること	1	2	3	4
3. SNS（LINE や Twitter など）による交流が犯罪を誘発する場となっていること	1	2	3	4
4. 友人と映った画像が無断で SNS などに掲載されること	1	2	3	4
5. 書き込んだ人を特定するための手続きに時間を要すること	1	2	3	4
6. インターネットが悪質商法の取引の場となっていること	1	2	3	4
7. 子供たちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること	1	2	3	4
8. 差別を助長するような情報が掲載されること	1	2	3	4
9. わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること	1	2	3	4
10. 捜査対象となっている未成年者の名前・顔写真が掲載されること	1	2	3	4
11. 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること	1	2	3	4

問10 性的マイノリティについておたずねします。

問10-1 あなたの友人や知人の中に性的マイノリティの人はいますか。

1. いる 2. いない 3. わからない

問10-2 あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られていないと思いますか。

1. そう思う 3. どちらかといえばそう思わない
2. どちらかといえばそう思う 4. そう思わない

問10-4へ
お進みください

問10-3 問10-2で、「1. そう思う」「2. どちらかといえばそう思う」と回答した方におたずねします。あなたがそのように思う理由は何ですか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 性的マイノリティへの理解や認識が不足していると思うから
2. じろじろ見られたり、避けられたりされていると思うから
3. 性的マイノリティへの差別や偏見、いじめや嫌がらせが存在していると思うから
4. 性別で区別された制服や設備（トイレ・更衣室など）などがあり生活しにくいと思うから
5. 就職や職場で不利な扱いをされると思うから
6. 家族や友人などに相談しづらい状況にあり、周囲の人に理解してくれる人がいないと思うから
7. 行政機関などの相談窓口や支援体制が十分でないと思うから
8. 賃貸住宅などへの入居を拒否されることがあると思うから
9. 宿泊施設、店舗などへの入店や施設の利用を拒否されることがあると思うから
10. 本人が望んでいないのに、自らの性的指向※4 や性自認※5 を他者に広められる（アウトティング）ことがあると思うから
11. 同性のパートナーがいても、婚姻と同等に扱われないと思うから
12. 理由を考えたことはない
13. その他（具体的に： ）

※4 「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言います。
具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

※5 「性自認（性同一性）」とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念です。「このころの性」と呼ばれることもあります。

問10-4 あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られるためには、次のことが必要と思いますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 当事者やその周囲の人たちが相談できる窓口の整備
2. 性的マイノリティに対する理解促進に向けた啓発・広報活動の推進
3. 教育現場における子供たちへの配慮、理解促進、教員への研修などの取り組み
4. 企業や行政職員に対する研修などの取り組み
5. パートナーシップ宣誓証明制度^{※6}の創設
6. 性的マイノリティの方が利用しやすいトイレ(多目的トイレ)などの整備
7. 同性または性的マイノリティのパートナーが家族と同様に賃貸住宅の入居などができる取り組み
8. 何もしなくてよい
9. わからない
10. その他(具体的に:)

※6「パートナーシップ宣誓証明制度」とは、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを自治体が証明する制度です。法律上の効果があることを証明するものではありません。証明として、パートナーシップ宣誓受領証を交付します。

もう少しご協力をお願いします。

問10-5 性的マイノリティに対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

あなたはどう思われますか 1~4の考え方	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
1. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性の制服着用を希望する場合は、本人の意思を尊重すべきである	1	2	3	4
2. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性のトイレの利用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである	1	2	3	4
3. 家族から、LGBTQ※7であることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられると思う	1	2	3	4
4. 異性を好きになることも、同性を好きになることも、どちらも自然な感情である	1	2	3	4

※7「LGBTQ」とは、同性愛（レズビアン・ゲイ）、両性愛（バイセクシュアル）、性別違和（トランスジェンダー）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）の頭文字からきた言葉で、さまざまな性的マイノリティの総称としても使用されています。

問11 殺人や傷害などの犯罪被害者やその家族がどのような状況におかれていると思いますか。(該当する番号すべてに○をつけてください)

1. マスコミからの取材や事件に直接関係のないプライバシーや事実でないことを報道されている
2. SNSなどで誹謗中傷を受けている
3. 地域の人から好奇の目や無責任なうわさなどをたてられている
4. 地域の人々から距離を置かれている
5. 心身の不調や裁判の傍聴などによって、仕事を続けることが困難になっている
6. 加害者からの弁償や国などによる経済的支援が十分でなく、経済的にゆとりがない
7. わからない
8. その他(具体的に: _____)

問12 犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援が十分に行われていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

Ⅲ あなた自身の人権侵害についておたずねします

問13 あなたは、この5年の間に「人権」を身近に感じるようになりましたか。

1. 非常に身近に感じるようになった
2. 身近に感じるようになった
3. あまり身近に感じなくなった
4. 全く身近に感じなくなった
5. わからない

問14 あなたは、この5年の間に、人権侵害を受けたことがありますか。

1. ある
2. ない → 問16へお進みください

問15-1 問14で「1. ある」と答えた方におたずねします。それは、どのような人権侵害でしたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. うわさや他人からの悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけられた
2. 公的機関や企業、団体による不当(ひどい、いい加減)な扱いを受けた
3. 地域で、暴力・脅迫、仲間外れにされた
4. パワー・ハラスメント(職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ)を受けた
5. 家庭で暴力や虐待を受けた
6. 学校でいじめられた
7. 差別的取り扱い(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)を受けた
8. プライバシーを侵害された
9. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受けた
10. ストーカー行為を受けた
11. インターネットや携帯電話を利用した人権侵害を受けた
12. 覚えていない
13. その他(具体的に:)

とい 問15-2 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 友達、同僚に相談した
2. 上司、学校の先生に相談した
3. 家族、親戚に相談した
4. 警察に相談した
5. 弁護士に相談した
6. 公的機関（都道府県、市町村、法務局や人権擁護委員）に相談した
7. 民間団体に相談した
8. 相手に抗議するなど自分で解決した
9. どこに相談すればよいのかわからなかった
10. 何もしなかった
11. 覚えていない
12. その他（具体的に： _____)

とい 問16 もし、あなたの人権が侵害された場合、どのような対応をしようと思いますか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 友達、同僚に相談する
2. 上司、学校の先生に相談する
3. 家族、親戚に相談する
4. 警察に相談する
5. 弁護士に相談する
6. 公的機関（都道府県、市町村、法務局や人権擁護委員）に相談する
7. 民間団体に相談する
8. 相手に抗議するなど自分で解決する
9. 何もしない
10. わからない
11. その他（具体的に： _____)

問17-1 あなたはこの5年の間に他人の人権を侵害したことがあると思いますか。

1. あると思う
2. あるかもしれない
3. ないと思う
4. わからない

問17-2 問17-1で「1. あると思う」または「2. あるかもしれない」と回答された方におたずねします。どのような内容でしたか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. うわさや悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけた
2. 公的機関や企業、団体の所属者として不当（ひどい、いい加減）な扱いをした
3. 地域で、暴力・脅迫、仲間はずれにした
4. パワー・ハラスメント（職場で職務権限などを用いて行いういやがらせやいじめ）をした
5. 家庭で暴力や虐待をした
6. 学校でいじめをした
7. 差別的扱い（信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い）をした
8. プライバシーを侵害した
9. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）をした
10. ストーカー行為をした
11. インターネットや携帯電話を利用した人権侵害をした
12. 覚えていない
13. その他（具体的に： _____)

IV 一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるための活動についておたずねします

問18 あなたが人権について学んだ場面は、どのような場面ですか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 小学校の授業 | 2. 中学校の授業 |
| 3. 高校の授業 | 4. 専門学校・大学などの授業 |
| 5. 職場の研修 | 6. 自治体が行う講演会や研修 |
| 7. 地域での学習会 | 8. 市民団体などが行う講演会や研修 |
| 9. 書籍（啓発冊子を含む）やテレビなど | 10. これまでに学ぶことがなかった |
| 11. その他 | |

▶ 問19-2にお進みください

(具体的に：

)

問19-1 その時、学んだ人権問題はどのような内容ですか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 1. 女性の人権について | 2. 子供の人権について |
| 3. 高齢者の人権について | 4. 障がいのある人の人権について |
| 5. 同和問題（部落差別）について | 6. アイヌの人々の人権について |
| 7. 外国人の人権について | 8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者やその家族の人権について |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権について | 10. 犯罪被害者やその家族などの人権について |
| 11. インターネットによる人権侵害について | 12. ホームレスの人権について |
| 13. 性的マイノリティに関する人権について | 14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について |
| 15. 人身取引に関する人権について | 16. こころの病（うつ病、依存症など）に関する人権について |
| 17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権について | 18. ヘイトスピーチに関する人権について |
| 19. その他（具体的に： | |

)

とい 問19—2 今後学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか。
 (あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 1. 女性の人権について | 2. 子供の人権について |
| 3. 高齢者の人権について | 4. 障がいのある人の人権について |
| 5. 同和問題(部落差別)について | 6. アイヌの人々の人権について |
| 7. 外国人の人権について | 8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者やその家族の人権について |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権について | 10. 犯罪被害者やその家族などの人権について |
| 11. インターネットによる人権侵害について | 12. ホームレスの人権について |
| 13. 性的マイノリティに関する人権について | 14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について |
| 15. 人身取引に関する人権について | 16. こころの病(うつ病、依存症など)に関する人権について |
| 17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権について | 18. ヘイトスピーチに関する人権について |
| 19. その他(具体的に: |) |

とい 問20 人権啓発を今後どのように進めていけばよいと思われますか。
 (あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 学校での取り組みをより充実させる
2. 職場での取り組みをより充実させる
3. 市や教育委員会で市民向けの取り組みをより充実させる
4. 民間機関や市民団体の取り組みをより充実させる
5. 地域での取り組みをより充実させる
6. 自分自身で学ぶ
7. 家庭の中で自分も他者も大切にすることを育む
8. わからない
9. その他(具体的に:

問21 人権啓発を進める上で、どのような方法が効果的と思われますか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 映画などの映像を使った啓発
2. 疑似体験による啓発
3. 冊子やリーフレットなどを使った啓発
4. 自由な意見交換ができる交流会
5. 関係施設や現場を訪れることを通した啓発
6. 当事者やその家族との交流会や意見交換などを通した啓発
7. 写真や資料などの展示を通した啓発
8. インターネット・SNSなどを活用した啓発
9. 自主的な学習
10. わからない
11. その他(具体的に：)

問22 人権啓発のための取り組みについて、市に対して望むことはありますか。
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 「市報すいた」や冊子などを活用した啓発活動の充実
2. 地域での人権啓発を進めるリーダーを養成し、住民相互の啓発を促す
3. 継続して学べる講義の開催
4. 夜間や土日に学べる講座の開催
5. 身近な公共施設で学べる講座の開催
6. 乳幼児の一時保育や手話通訳などを設け、参加しやすくする
7. 市民の相互交流の機会を増やす
8. わからない
9. その他(具体的に：)

問23 あなたは、次にあげる条約や法律などを、どの程度ご存じですか。
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

〈条約など〉

どの程度ご存じですか	内容を知っている	知っている内容がある程度	名称は知っている	知らない
1～7の項目				
1. 世界人権宣言	1	2	3	4
2. 国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約〈社会権規約・A規約〉）、（市民的及び政治的権利に関する国際規約〈自由権規約・B規約〉）	1	2	3	4
3. 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	1	2	3	4
4. 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	1	2	3	4
5. 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）	1	2	3	4
6. 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）	1	2	3	4
7. SDGs(持続可能な開発のための2030 アジェンダ)	1	2	3	4

質問は次のページにも続いています。➡

ほうりつ
〈法律〉

<p>どの程度ご存じですか</p> <p>8～23の項目</p>	<p>内容を 知っている</p>	<p>知っている 内容がある 程度</p>	<p>名称は 知っている</p>	<p>知らない</p>
<p>8. 人権教育啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>9. 男女共同参画社会基本法</p>	1	2	3	4
<p>10. DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>11. 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>12. 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>13. いじめ防止対策推進法</p>	1	2	3	4
<p>14. 子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>15. 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>16. 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>17. 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>18. 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>19. ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>20. ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>21. 犯罪被害者等基本法</p>	1	2	3	4
<p>22. 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</p>	1	2	3	4
<p>23. 性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）</p>	1	2	3	4

すいたし じょうれい
〈吹田市の条例など〉

24～27の項目 どの程度ご存じですか	内容を 知っている	知っている 内容がある 程度	名称は 知っている	知らない
24. 吹田市人権尊重の社会を目指す条例	1	2	3	4
25. 吹田市男女共同参画推進条例	1	2	3	4
26. 吹田市人権施策基本方針	1	2	3	4
27. すいた男女共同参画プラン	1	2	3	4

V あなたご自身のことについて

※統計的な分析に必要なためおたずねします。

問24 あなたの自認する性をお答えください。

1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない

問25 あなたの年齢をお答えください。

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60～64歳 7. 65～74歳 8. 75歳以上

問26 あなたの吹田市内での居住歴をお答えください。

1. 1年未満 2. 1年～5年未満 3. 5年～10年未満
4. 10年～20年未満 5. 20年～30年未満 6. 30年以上

問27 あなたの職業は次のどれですか。(主なもの1つだけに○をつけてください)

1. 民間企業・団体などの経営者・役員など
2. 常時雇用されている従業者（公務員・教員）
3. 常時雇用されている従業者（民間企業・団体など）
4. 常時雇用されていない従業者（臨時雇用・パート・アルバイト・契約社員など）
5. 自営業、自由業（個人事業主など、さまざまな専門技術職や家族従業者を含む）
6. 専業主婦・専業主夫
7. 学生
8. 無職
9. その他（具体的に： _____)

問28 市民一人ひとりが人権意識を高め、人権への理解を深めることについて、ご意見、ご要望があれば自由にご記入ください。

質問はこれで終わりです。長時間にわたりご協力ありがとうございました。

お手数ですが同封の返信用封筒に入れて、令和4年10月17日（月）までに切手を貼らずに投函してください。

令和4年度（2022年度）
吹田市人権に関する市民意識調査報告書

令和5年（2023年）3月

発行：吹田市 市民部 人権政策室

所在地：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1513（直通） FAX：06-6368-7345